松江市地域防災計画

資料編

平成２５年３月

松江市防災会議

松江市地域防災計画（資料編）目次

1　災害予防計画関係

(1) 気候及び災害履歴資料 1

1-1　気候表 1
1-2　風水害等災害履歴 2
1-3　地震災害履歴 18

(2) 水害予防 20

1-4　警戒ため池一覧表 20

(3) 土砂災害予防 22

1-5　急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域 22
1-6　地すべり危険箇所・地すべり防止区域 26
1-7　土石流危険渓流 29
1-8　土砂災害警戒情報監視基準 36

(4) 雪害予防 38

1-9　冬季における災害等対応実施基準 38
1-10　なだれ災害危険箇所 42

(5) その他 43

1-11　孤立予想地区（集落）及び衛星携帯電話配備状況 43
1-12　市道の主要橋梁一覧表 45
1-13　気象庁震度階級関連解説表 51

2　災害応急対策計画関係

(1) 動員 54

2-1　災害対策本部の事務分掌 54
2-2　風水害対策動員計画表 60
2-3　震災対策動員計画表 63
2-4　津波対策動員計画表 66

(2) 通信 69

2-5　松江市防災行政無線（デジタル移動系）呼出番号簿 69
2-6　松江市防災行政無線（デジタル同報系）設置状況 83
2-7　防災定点監視カメラ一覧表 86

(3) 情報及び広報 87

2-8　被害状況の判定基準 87
2-9　被害状況・対応活動報告書 89
2-10　地区災害対策本部　災害状況報告書 90
2-11　被害状況報告様式 91
2-12　島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書 123

(4) 災害救助 126

2-13　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 126
2-14　地区別避難施設一覧表 128
2-15　社会福祉施設等一覧表 137
2-16　市内の病院一覧表 151
2-17　臨時ヘリポート一覧表 152
2-18　防災備蓄物資一覧表 153

(5) 交通規制及び輸送 156

2-19　緊急通行車両等の確認証明書 156
2-20　緊急通行車両等事前届出･確認手続要領 159
2-21　運送事業者名簿 161
2-22　緊急輸送及びライフライン関係先一覧表 165

(6) 自衛隊の災害派遣 166

2-23　災害派遣要請依頼書様式 166
2-24　災害派遣撤収要請依頼書様式 167

(7) その他 168

2-25　り災証明様式 168
2-26　自然災害等における被災者支援制度一覧 171
2-27　浸水想定区域内の地下施設一覧表 182

3 規程

3-1 災害対策基本法（抜粋） 183
3-2 災害救助法（抜粋） 198
3-3 島根県災害救助法施行細則 201
3-4 松江市防災会議条例 208
3-5 松江市災害対策本部条例 210
3-6 松江市危機管理連絡会議設置要綱 211
3-7 松江市渇水対策本部等設置要綱 213
3-8 松江市自主防災組織育成等実施要綱 215
3-9 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋） 218
3-10 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋） 219
3-11 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準 220
3-12 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例 221
3-13 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 225
3-14 松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱 229

4 協定

(1) 市町村相互間及び県外との協定 232

4-(1)-1 災害時の相互応援に関する協定書（島根県内市町村） 232
4-(1)-2 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定 234
4-(1)-3 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目 236
4-(1)-4 中海圏域4市3町災害時相互応援協定書 241
4-(1)-5 地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟） 243
4-(1)-6 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱 246
4-(1)-7 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領 249
4-(1)-8 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱 250
4-(1)-9 山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市） 252
4-(1)-10 特例市災害時相互応援に関する協定書（全国特例市市長会） 254
4-(1)-11 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定 257
4-(1)-12 災害時における相互応援に関する協定書（福山市） 259
4-(1)-13 災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市） 261
4-(1)-14 災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市） 263
4-(1)-15 災害時における相互応援に関する協定書（尾道市） 265

(2) 関係機関及び民間団体等との協定 267

4-(2)-1 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局） 267

4-(2)-2　防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台） 268
4-(2)-3　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所） 269
4-(2)-4　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか） 271
4-(2)-5　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会） 273
4-(2)-6　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会） 275
4-(2)-7　災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会） 277
4-(2)-8　災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合） 279
4-(2)-9　災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合） 281
4-(2)-10 災害時における応急対策業務に関する協定書（(社) 松江建設業協会） 283
4-(2)-11 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会） 285
4-(2)-12 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会） 287
4-(2)-13 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会） 289
4-(2)-14 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会） 291
4-(2)-15 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃共同組合ほか） 293
4-(2)-16 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会） 296
4-(2)-17 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(社) 全日本冠婚葬祭互助協会） 298
4-(2)-18 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(株) 博愛社ほか） 300
4-(2)-19 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内 51 社） 302
4-(2)-20 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内 5 社） 304
4-(2)-21 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力（株)） 306
4-(2)-22 災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部） 307
4-(2)-23 非常事態における相互応援協定書（米子ガス（株)、出雲ガス（株)） 309
4-(2)-24 災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン(株)） 310
4-(2)-25 災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン(株)） 313
4-(2)-26 災害時における資機材リースの協力に関する協定（中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部） 314
4-(2)-27 災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部） .. 316
4-(2)-28 災害時における土砂の利用に関する協定（(財) 島根県建設技術センター） 318
4-(2)-29 松江市内郵便局と松江市の災害時相互協力に関する覚書（日本郵便(株)中国支社） 319

(3) その他協定 321

4-(3)-1　島根県防災ヘリコプター応援協定 321
4-(3)-2　消防・救急相互応援協定の締結状況 323

5　参考

5-1　松江市防災会議委員名簿 324
5-2　松江市防災会議幹事名簿 326

1　災害予防計画関係

(1)気候及び災害履歴資料

資料 1-1

気候表

資料：松江地方気象台(統計期間：1981～2010)

要素別	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
海面気圧														
平均	(hpa)	1020.4	1019.8	1018.1	1015.1	1011.8	1008.6	1008.0	1009.0	1012.8	1017.5	1020.3	1020.8	1015.2
気温														
平均	(℃)	4.3	4.7	7.6	12.9	17.5	21.3	25.3	26.8	22.6	16.8	11.6	6.9	14.9
最高気温														
平均	(℃)	8.0	8.9	12.6	18.5	22.7	25.9	29.3	31.3	26.8	21.7	16.2	11.0	19.4
35℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	3.4	0.2	0.0	0.0	0.0	4.3
30℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	3.0	14.5	20.6	5.2	0.2	0.0	0.0	43.9
25℃以上	日	0.0	0.0	0.1	1.9	8.9	18.6	27.1	30.2	21.0	3.7	0.1	0.0	111.6
0℃未満	日	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
最低気温														
平均	(℃)	1.1	1.0	3.2	8.0	13.0	17.8	22.3	23.4	19.2	12.7	7.6	3.4	11.1
25℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.5	6.3	0.6	0.0	0.0	0.0	10.4
0℃未満	日	9.6	10.5	5.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.6	28.0
相対湿度														
平均	(%)	75	74	72	70	72	78	81	77	79	76	76	75	75
蒸気圧														
平均	(hpa)	6.3	6.3	7.5	10.5	14.4	19.7	25.9	26.8	21.6	14.8	10.5	7.5	14.3
雲量														
平均	(10 分比)	8.6	8.2	7.4	6.6	6.8	7.9	7.7	6.7	7.4	6.5	7.0	7.8	7.4
風速														
平均	(m/s)	3.8	3.6	3.5	3.5	3.4	3.2	3.3	3.1	2.9	2.7	2.9	3.6	3.3
最多風向														
最多風向	(1/16)	W	W	W	W	W	E	W	E	E	E	W	W	W
最大風速														
20m/s以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
15m/s以上	日	0.8	0.6	0.6	0.7	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4	0.9	5.6
10m/s以上	日	8.7	7.6	6.8	7.1	5.9	3.9	5.6	2.6	2.2	2.5	4.4	8.6	65.9
日照時間														
合計	(時間)	68.2	84.7	132.8	180.6	202.2	161.3	166.7	202.1	142.9	158.0	112.7	84.0	1696.2
降水量														
合計	(mm)	147.2	121.9	132.6	109.4	134.6	189.8	252.4	113.7	197.9	119.5	130.6	137.6	1787.2
100mm以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.8
70m 以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.8	0.2	0.5	0.1	0.0	0.0	2.1
50m 以上	日	0.0	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	1.4	0.4	0.9	0.3	0.1	0.1	4.6
30m 以上	日	0.7	0.4	0.7	0.6	1.2	1.8	2.8	1.0	1.9	0.8	0.9	0.5	13.3
10m 以上	日	5.3	4.1	4.9	4.0	4.4	5.0	6.1	3.6	5.9	3.9	4.4	5.1	56.6
1mm 以上	日	17.9	15.8	13.9	10.2	10.3	10.8	11.7	9.1	11.4	10.5	13.1	15.9	150.5
0.5mm以上	日	21.2	17.9	15.8	11.7	11.3	12.1	13.1	10.1	12.9	11.9	15.0	18.7	171.8
0.0mm以上	日	27.8	24.0	22.5	17.0	15.7	17.3	19.5	17.6	20.4	19.0	21.6	25.9	248.2
降雪の深さ														
合計	(cm)	37	28	8	－	－	－	－	－	－	－	0	16	89
積雪の深さ														
最大	(cm)	14	11	5	0	－	－	－	－	－	－	0	9	20
100cm以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50c 以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
20c 以上	日	1.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.8
10c 以上	日	3.2	1.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	6.1
5cm 以上	日	5.5	3.8	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	11.7
0cm 以上	日	11.2	9.1	2.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	4.3	27.1
大気現象の日数														
雪(降雪)	日	14.9	12.0	4.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	6.8	39.6
霧	日	1.1	0.9	1.7	1.3	0.8	0.6	0.2	0.3	1.0	1.9	2.0	1.6	13.3
雷	日	2.4	1.7	1.4	0.9	1.6	1.3	3.5	3.2	2.1	1.3	3.0	3.0	25.4
不照	日	4.9	4.1	5.2	4.5	4.4	5.1	4.8	2.2	4.6	3.4	4.3	3.7	51.2

資料 1-2

風水害等災害履歴

資料：島根県災害年報（各年）

項目 ＼ 災害名		昭和 39 年 7 月 12 日～19 日 不連続線（山陰豪雨）		昭和 40 年 7 月 12 日～23 日 不連続線		昭和 45 年 6 月 14 日～15 日 大雨		昭和 46 年 2 月上旬 大雪		昭和 47 年 7 月 9 日～15 日 梅雨前線豪雨(47 水害)	
人の被害（人）	死者	1									
	行方不明										
	重傷	1									
	軽傷	3								2	
住家の被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼	／ 30／		／ 2 ／		／ ／		4／ ／		5／ 5 ／17	
	流失	／ 37／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊・半焼	／ ／		／ 1 ／		／ ／		12／ ／		8／ 8 ／42	
	破損	／ ／		6／ ／		／ ／		29／ ／		49／ ／	
	床上浸水	／ 953／		／ 230／		／ ／		／ ／		5,900／5,901／18,940	
	床下浸水	／4,169／		／2,817／		／ ／		／ ／		14,485／14,374／43,137	
り災者計（棟/世帯/人）		／5,189／23,228		6／3,050／757		／ ／		45／ ／		20,447／20,288／62,138	
非住家の被害（棟）	全壊・全焼	231	住家・非住家被害額合計 145,040 千円		住家・非住家被害額合計 48,522 千円			18		3	
	流失	16									
	半壊・半焼			902				22		10	
	浸水			902						1,030	
農地被害（ha）	田 流失埋没		96	(1) 田畑冠水 1,721 (2) 〃 浸水 50 (作付面積 4,343ha) 作物被害 3,470,384 千円		15	0 千円		作物被害額 23,442 千円	4.57	28,080 千円 作物 767,532 千円
	田 浸水冠水		1,545								
	畑 流失埋没		77							2.43	
	畑 浸水冠水		140								
農業用施設被害（ヵ所）	頭首工	75	370,350 千円	1	18,090 千円				13,330 千円	20	292,010 千円
	ため池	101		4						36	
	堤防	1		2						6	
	農道	167		20		1	130 千円			121	
	橋梁	15		4						2	
	水路	111		18		1	150 千円			102	
	海岸堤防										
畜産被害	牛へい死(頭)		2,300 千円		1,323 千円				1,773 千円		4,592 千円
	豚へい死(頭)									48	
	鶏へい死(羽)									1,000	
	その他畜産物(kg)									950	
山林被害（ヵ所）	林道	72	289,600 千円	6	26,150 千円	3	443 千円		33,777 千円	111	116,490 千円
	橋梁	1									
	渓流									2	
	山腹崩壊	596				7	1,388 千円			137	
	苗畑			76							
	造林地			他 10						160	
水産関係被害	漁港(ヵ所)		2,200 千円						2,800 千円	2	1,000 千円
	動力漁船(隻) 流失										
	動力漁船(隻) 大破										
	動力漁船(隻) 小中破										
	漁業用施設(ヵ所)										
土木施設被害（ヵ所）	河川	182	279,020 千円	22	15,321 千円	134	17,430 千円			82	219,880 千円
	砂防										
	海岸										
	道路	627		94		76	65,900 千円		10,810 千円	343	
	橋梁	49		1							
	港湾									7	(都市施設)
福祉・保健環境施設被害（ヵ所）	福祉施設		2,000 千円		23 千円					22	6,110 千円
	病院										39,370 千円
	水道 上水・簡易				1,000 千円					6	12,480 千円
	水道 断水世帯										
商工関係被害（件）	施設被害			587	1,800 千円				364,827 千円	1,310	1,861,000 千円
	商品又は製品		30,000 千円		1,862					1,310	
	仕掛品及び原材料		5,000 千円		438					60	
	その他		418,000 千円		123,400						
教育関係被害	学校(校)	7 棟	3,500 千円	2	2,020 千円					6	115,463 千円
	その他(施設)								3,980 千円		
その他公共関係被害等	公共建物(棟)			(1) 自動車 1,000 千円 (2) ガス 100 千円					430 千円	15	115,463 千円
	鉄道不通(ヵ所)							公営企業 21,119 千円		(1) 自動車 2,691 千円 (2) ガス 6,500 千円	
	通信施設(回線)										
	停電世帯(世帯)										
応急対策出動状況（人）	消防職員動員数	延 6,500 (市職員を含む)		延 8,000 (市職員を含む)				(1) 除雪対策費 217 千円 延長 558km (2) ブル 借上 延 217 台 (3) ダンプ 〃 〃 287 台		延 323	
	消防団員動員数									延 2,165	
	水防団員動員数									市職員 1,500	
	奉仕者動員数										
避難状況	避難場所数(ヵ所)							期間 2/3～2/14 避難所・収容者数 不明		46	
	避難者(人、世帯)	1,096 人、261 世帯		210 人、46 世帯						3,697 人	
	炊き出し食数(食)	有		有				6,126 千円		35,085	
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)	有									
	孤立世帯数(世帯)										
	孤立人員数(人)										
被害総額		**1,756,010 千円**		**589,767 千円**		**85,441 千円**		**495,608 千円**		**4,820,247 千円**	
その他の措置		孤立地区に地区災害対策本部を設置						豪雪特別融資制度を設定		市内の公民館に注意災害対策本部を設置 時間最大雨量 40.0mm 日最大雨量 200.5mm 総雨量 473.0mm	
災害対策本部	設置(月日時分)	7.18	22：00	7.22	16：40					7.10	17:00
	解除(月日時分)									7.31	17:00
災害救助法適用(月日時分)		7.19								7.11	0:00

項目 ＼ 災害名		昭和 48 年 7 月～8 月 干ばつ	昭和 49 年 7 月 10 日 梅雨前線豪雨	昭和 55 年 7 月 5 日～11 日 梅雨前線による大雨	昭和 56 年 6 月 25 日 ～7 月 4 日 大雨	昭和 58 年 7 月 20 日～23 日 昭和 58 年 7 月豪雨
人の被害(人)	死者					
	行方不明					
	重傷					
	軽傷				1	
住家の被害(棟/世帯/人)	全壊・全焼	／　／	／　／	／　／	／　／	／　／
	流失	／　／	／　／	／　／	／　／	／　／
	半壊・半焼	／　／	／　／	／　／	／　／	／　／
	破損	／　／	／　／	／　／	10／　／	／　／
	床上浸水	／　／	／　／	／　／	／107／	／　／
	床下浸水	／　／	139／145／580	／　1　／	／850／	3／　3　／8
り災者計(棟/世帯/人)		／　／	139／145／580	／　1　／	10／1,017／	3／　3　／8
非住家の被害(棟)	全壊・全焼					
	流失					
	半壊・半焼					
	浸水				35	
農地被害(ha)	田 流失埋没	63.3	3,140 千円 (作物被害額 5,805 千円)		1.85	30,500 千円 (作物被害額 136,387 千円)
	田 浸水冠水	62,500 千円 (作物被害額 618,900 千円)				200
	畑 流失埋没			4		
	畑 浸水冠水					10
農業用施設被害(ヵ所)	頭首工	83	78,150 千円			3
	溜池	12,300 千円				
	堤防				42	15,500 千円
	農道		8	2	3	3
	橋梁					
	水路		16			
	海岸堤防					
畜産被害	牛へい死(頭)	＜給水制限＞ (1)第 1 次 6/20～7/19 (29 日間) 1 日 6 時間給水 (2)第 2 次 7/19～7/25 (7 日間) 1 日 4 時間給水 (3)第 3 次 7/26～9/5 (42 日間) 1 日 2 時間給水 ＜給水制限緩和＞ (1)9/6～9/13 (8 日間) 1 日 3 時間給水 (2)9/14～10/31 (48 日間) 1 日 6 時間給水 ＜給水制限解除＞ 11/11 ＜水輸送＞ (1)車両 6,085m³、延べ 12,671 台 (2)貨車 7,368m³、延べ 296 両 (3)船舶 11,455 m³、延べ 45 隻 輸送合計　24,908 m³ ＜その他＞ (1)井戸水対策 ポンプ設置等　461 件 (2)新水源確保 ボーリング　7 件				
	豚へい死(頭)					
	鶏へい死(羽)					
	その他畜産物(kg)					
山林被害(ヵ所)	林道			2	101	106,618 千円
	橋梁					6
	渓流					
	山腹崩壊		3	2,500 千円		3
	苗畑					
	造林地			29		
水産関係被害	漁港(ヵ所)					
	動力漁船(隻) 流失					
	動力漁船(隻) 大破					
	動力漁船(隻) 小中破					
	漁業用施設(ヵ所)					
土木施設被害(ヵ所)	河川		8	1	35	108,370 千円
	砂防					2
	海岸					
	道路		14	11	81	12
	橋梁				1	
	港湾					
福祉・保健環境施設被害(ヵ所)	福祉施設				12	7,851 千円
	病院				5	0 千円
	水道 上水・簡易				6	19,680 千円
	水道 断水世帯					
商工関係被害(件)	施設被害		43	16,100 千円	27	5,550 千円
	商品又は製品		20		4	20,000 千円
	仕掛品及び原材料					
	その他				4	200 千円
教育関係被害	学校(校)		3		3	14,300 千円
	その他(施設)			3,300 千円		
その他公共関係被害等	公共建物(棟)				4	18,130 千円
	鉄道不通(ヵ所)					
	通信施設(回線)					
	停電世帯(世帯)					
応急対策出動状況(人)	消防職員動員数				226	8
	消防団員動員数				223	10
	水防団員動員数				市職員 250	
	奉仕者動員数					
避難状況	避難場所数(ヵ所)				6	
	避難者(人、世帯)					
	炊き出し食数(食)					
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)					
	孤立世帯数(世帯)					
	孤立人員数(人)					
被害総額			**131,055 千円**		**698,432 千円**	
その他の措置						
災害対策本部	設置(月日時分)	7.26			6.29　6:00	
	解除(月日時分)	9.25			7.4　12:00	
災害救助法適用(月日時分)						

項目 ＼ 災害名			昭和 59 年 6 月 24 日～26 日 大雨		昭和 60 年 6 月 21 日 ～7 月 14 日 梅雨前線による大雨		昭和 61 年 6 月 22 日 ～7 月 22 日 梅雨前線による大雨		昭和 61 年 8 月 28 日～30 日 高潮		昭和 62 年 10 月 16 日～17 日 台風	
人の被害(人)	死者											
	行方不明											
	重傷											
	軽傷											
住家の被害(棟/世帯/人)	全壊・全焼		／　／		／　／		／　／		／　／			
	流失		／　／		／　／		／　／		／　／			
	半壊・半焼		／　／		／　／		／　／		／　／			
	破損		／　／		／　／		／　／		／　／			
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		／　／			
	床下浸水		23／　23　／88		51／　51　／161		37／　37　／106		3／　3　／3			
り災者計(棟/世帯/人)			23／　23　／88		51／　51　／161		37／　37　／106		／　／			
非住家の被害(棟)	全壊・全焼											
	流失											
	半壊・半焼											
	浸水		2						10			
農地被害(ha)	田	流失埋没					0.2				3.2	
		浸水冠水							約 50			
	畑	流失埋没					1.2				0.2	
		浸水冠水										
農業用施設被害(ヵ所)	頭首工		2				1				2	
	溜池										1	
	堤防											
	農道		1				3	23,000 千円			1	
	橋梁											
	水路		2				4				2	
	海岸堤防											
畜産被害	牛へい死(頭)											
	豚へい死(頭)											
	鶏へい死(羽)											
	その他畜産物(kg)											
山林被害(ヵ所)	林道		2		2	2,500 千円	1	400 千円				
	橋梁											
	渓流											
	山腹崩壊		7		4	4,000 千円	6	44,000 千円				
	苗畑											
	造林地											
水産関係被害	漁港(ヵ所)											
	動力漁船(隻)	流失										
		大破										
		小中破										
	漁業用施設(ヵ所)											
土木施設被害(ヵ所)	河川		4		9	10,400 千円	5	5,750 千円			5	
	砂防											
	海岸											
	道路		21		36	27,780 千円	34	26,570 千円			15	
	橋梁		1									
	港湾											
福祉・保健環境施設被害(ヵ所)	福祉施設											
	病院											
	水道	上水・簡易										
		断水世帯										
商工関係被害(件)	施設被害											
	商品又は製品											
	仕掛品及び原材料											
	その他											
教育関係被害	学校(校)						2	2,000 千円			1	
	その他(施設)						1	500 千円				
その他公共関係被害等	公共建物(棟)											
	鉄道不通(ヵ所)											
	通信施設(回線)											
	停電世帯(世帯)											
応急対策出動状況(人)	消防職員動員数				延べ 343		延べ 139		延べ 23			
	消防団員動員数		125						7			
	水防団員動員数											
	奉仕者動員数											
避難状況	避難場所数(ヵ所)		6				3					
	避難人者(人、世帯)		1 人				24 人					
	炊き出し食数(食)											
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)											
	孤立世帯数(世帯)											
	孤立人員数(人)											
被害総額					**44,680 千円**		**102,220 千円**					
その他の措置					総雨量 486mm 最大時間雨量 15mm		総雨量 564mm 西大寺関羽量 24mm		中海最高水位 97cm		総雨量 152mm 最大時間雨量 17mm	
災害対策本部	設置(月日時分)											
	解除(月日時分)											
災害救助法適用(月日時分)												

項目 ＼ 災害名			昭和63年7月13日～23日 梅雨前線による大雨		平成元年9月1日～2日 梅雨前線による大雨		平成元年10月2日 局地的な大雨		平成3年6月29日～30日 梅雨前線による大雨		平成3年9月27日 台風第19号(カゼ台風)	
人の被害(人)	死者											
	行方不明											
	重傷										10	
	軽傷										25	
住家の被害(棟/世帯/人)	全壊・全焼		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	流失		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊・半焼		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		33／ 33 ／88	
	破損		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		2,600／2,600／7,800	
	床上浸水		2／ 2 ／4		／ ／		1／ 1 ／3		／ ／		／ ／	
	床下浸水		81／ 75 ／205		／ ／		77／ 77 ／231		／ ／		／ ／	
り災者計(棟/世帯/人)			83／ 77 ／209		／ ／		78／ 78 ／234		／ ／		2,631／2,631／7,888	
非住家の被害(棟)	全壊・全焼		1								6	
	流失											
	半壊・半焼										404	
	浸水											
農地被害(ha)	田	流失埋没	0.3						0.3			
		浸水冠水	20									
	畑	流失埋没	1.27	8,000千円								
		浸水冠水										
農業用施設被害(ヵ所)	頭首工											
	溜池		2									
	堤防											
	農道		7									
	橋梁											
	水路		2									
	海岸堤防											
畜産被害	牛へい死(頭)											
	豚へい死(頭)											
	鶏へい死(羽)											
	その他畜産物(kg)											
山林被害(ヵ所)	林道		2	2,200千円								
	橋梁											
	渓流											
	山腹崩壊		14	19,100千円								
	苗畑											
	造林地											
水産関係被害	漁港(ヵ所)											
	動力漁船(隻)	流失										
		大破										
		小中破										
	漁業用施設(ヵ所)											
土木施設被害(ヵ所)	河川		7	15,100千円	7				1			
	砂防											
	海岸											
	道路		65	57,410千円	27				5		1	
	橋梁											
	港湾											
福祉・保健環境施設被害(ヵ所)	福祉施設										13	
	病院											
	水道	上水・簡易										
		断水世帯									9,020	
商工関係被害(件)	施設被被害										94	
	商品又は製品										117	
	仕掛品及び原材料											
	その他										02	
教育関係被害	学校(校)										31	
	その他(施設)										10	
その他公共関係被害等	公共建物(棟)										184	
	鉄道不通(ヵ所)											
	通信施設(回線)											
	停電世帯(世帯)											
応急対策出動状況(人)	消防職員動員数		45									
	消防団員動員数											
	水防団員動員数											
	奉仕者動員数											
避難状況	避難場所数(ヵ所)											
	避難者(人、世帯)											
	炊き出し食数(食)											
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)											
	孤立世帯数(世帯)											
	孤立人員数(人)											
被害総額			**191,810千円**		**95,810千円**						**800,485千円**	
その他の措置			総雨量77mm 最大時間雨量26mm		総雨量126mm 最大時間雨量14mm		総雨量53mm 最大時間雨量53mm		総雨量118mm 最大時間雨量37mm		最大瞬間風速56.6m/s 総雨量16.0mm	
災害対策本部	設置(月日時分)										9.27	23:00
	解除(月日時分)										9.29	17:00
災害救助法適用(月日時分)												

項目 ＼ 災害名			平成５年６月28日～７月５日の豪雨		平成５年７月12日～14日の間の大雨		平成５年９月３日～４日台風第13号		平成５年９月15日～16日の豪雨		平成７年７月21日の大雨	
人の被害(人)	死者											
	行方不明											
	重傷											
	軽傷											
住家の被害(棟/世帯/人)	全壊・全焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	流失		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊・半焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	破損		4／　4　／14		／　／		／　／		／　／		3／　3　／8	
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		／　／		10／　10　／26	
	床下浸水		5／　5　／11		11／　11　／30		15／　15　／41		／　／		148／148／424	
り災者計(棟/世帯/人)			9／　9　／25		11／　11　／30		15／　15　／41		／　／		161／161／458	
非住家の被害(棟)	全壊・全焼											
	流失											
	半壊・半焼											
	浸水										7	
農地被害(ha)	田	流失埋没	0.6	5,000 千円	0.8	8,000 千円			0.58			
		浸水冠水									30	
	畑	流失埋没	0.3	3,000 千円	1.6	25,000 千円	0.1					
		浸水冠水									6.2	
農業用施設被害(ヵ所)	頭首工		2	111,000 千円	1	3,000 千円			7		7	
	溜池		4	7,000 千円	2	5,000 千円			1		8	
	堤防											
	農道		3	62,000 千円	8	22,000 千円	1				3	
	橋梁											
	水路		3	3,000 千円	2	7,000 千円	2				7	
	海岸堤防											
畜産被害	牛へい死(頭)											
	豚へい死(頭)											
	鶏へい死(羽)											
	その他畜産物(kg)											
山林被害(ヵ所)	林道		4		13						18	
	橋梁											
	渓流											
	山腹崩壊		18		46		3				65	
	苗畑											
	造林地										9	
水産関係被害	漁港(ヵ所)											
	漁船(隻)	動力 流失										
		動力 大破										
		動力 小中破										
	漁業用施設(ヵ所)											
土木施設被害(ヵ所)	河川		5	14,590 千円	5	224,210 千円	9	20,211 千円	2	5,334 千円	125	
	砂防											
	海岸											
	道路		43	54,150 千円	93	89,700 千円	17	36,207 千円	10	26,218 千円	123	
	橋梁						1	1,095 千円			1	
	港湾											
福祉・保険環境施設被害(ヵ所)	福祉施設											
	病院											
	水道	上水・簡易									34	
		断水世帯									230	
商工関係被害(件)	施設被害				1						1	
	商品又は製品											
	仕掛品及び原材料											
	その他											
教育関係被害	学校(校)										1	
	その他(施設)						1					
その他公共関係被害等	公共建物(棟)											
	鉄道不通(ヵ所)				1							
	通信施設(回線)											
	停電世帯(世帯)											
応急対策出動状況(人)	消防職員動員数										117	
	消防団員動員数										208（兼務）	
	水防団員動員数										208（兼務）	
	奉仕者動員数											
避難状況	避難場所数(ヵ所)											
	避難者(人、世帯)											
	炊き出し食数(食)											
孤立地区の状況	孤立地区数(地区)											
	孤立世帯数(世帯)											
	孤立人員数(人)											
被害総額			822,350 千円									
その他の措置			総雨量 274mm（大橋） 総雨量 326mm（大谷）		総雨量 180mm（大橋） 総雨量 267mm（枕木）		歳代瞬間風速 18.3m/s 総雨量 117mm（大橋） 総雨量 185mm（大谷）		総雨量 137mm（大橋） 総雨量 151mm（大谷）		総雨量 121mm（大橋） 総雨量 215mm（枕木） 時間雨量 83mm（枕木）	
災害対策本部	設置(月日時分)										7.21	8:00
	解除(月日時分)										7.23	17:30
災害救助法適用(月日時分)												

※以下については、平成７年までと表の様式が異なっているので注意

項目＼災害名			平成８年６月18日の大雨		平成８年６月24日～26日の豪雨		平成９年６月27日～28日台風第８号		平成９年７月７日～13日梅雨前線豪雨		平成９年７月26日～29日台風第９号	
気象の概況			最大瞬間風速 31.0m/s				最大瞬間風速 37.1m/s				最大瞬間風速 27.4m/s	
人的被害（人）	死者											
	行方不明											
	重傷											
	軽傷											
住家被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	流失		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊・半焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊		／　／		／　／		13／　13　／39		2／　2　／5		／　／	
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		1／　1　／2		／　／	
	床下浸水		／　／		14／　14　／56		／　／		33／　33　／87		／　／	
	り災計		／　／		14／　14　／56		13／　13　／39		36／　36　／94		／　／	
非住家被害（棟）	全壊・全焼											
	流失											
	半壊・半焼											
	浸水				4				3			
社会保険環境施設被害	福祉施設（箇所）											
	病院（箇所）											
	上水・簡易（箇所）								7			
	断水（世帯）											
その他被害	公共建物（棟）											
	鉄道不通（箇所）											
	通信施設（回線）											
	停電（世帯）								2			
避難状況	避難勧告	（地区）							1			
		（人）							51			
	避難場所	（箇所）							1			
		（人）							9			
孤立状況	（地区）											
	（世帯）											
	（人）											
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川			30	82,300千円	1	2,500千円	52	209,200千円		
		海岸										
		砂防							1	20,000千円		
		急傾斜地										
		道路			15	55,900千円	1	4,000千円	33	309,800千円	2	176,000千円
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計			45	138,200千円	2	6,500千円	2	3,800千円	2	176,000千円
	漁港（箇所）						1	9,062千円				
	計				45	138,200千円		15,562千円	88	542,800千円	2	176,000千円
農林水産	農地・農業用施設	農地（箇所）					5	5,000千円	34	34,000千円		
		農業用施設（箇所）					4	13,000千円	32	398,000千円		
		小計					9	18,000千円	66	432,000千円		
	林道・治山（箇所）	林道							31	33,060千円		
		治山							22	136,050千円		
		小計							53	169,110千円		
	農作物等	農作物（ha）	8.1	18,330千円			110.05	65,800千円		6,500千円		
		果樹等樹林（ha）					62.9	33,600千円				
		農業用非共同利用施設（㎡）					315,000	13,200千円				
		農業用共同利用施設（ha）					0.02	900千円				
		畜産・養蚕										
		小計		18,330千円				113,500千円		6,500千円		
	造林地等（箇所）											
	水産物・水産施設（箇所）											
	計			18,330千円				113,500千円		607,610千円		
教育施設（箇所）								17,299千円				
公共建物（箇所）								78千円				
商工（箇所）												
その他（箇所）												
合計（被害総額）			18,330千円		138,200千円		164,439千円		1,150,410千円		176,000千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置（月日時分）											
	解除（月日時分）											
災害救助法適用（月日時分）												

項目＼災害名			平成9年9月16日～17日 台風第19号		平成10年10月17日 台風第10号		平成11年6月28日 ～7月4日の大雨・強雨		平成11年9月24日 台風第18号		平成11年12月20日 ～22日の大雪	
気象の概況			最大瞬間風速22.6m/s		最大瞬間風速23.7m/s				最大瞬間風速37.5m/s		最深積雪20cm	
人的被害(人)	死者											
	行方不明											
	重傷											
	軽傷								2			
住家被害(棟/世帯/人)	全壊・全焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	流失		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊・半焼		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊		／　／		／　／		1／　1　／3		1／　1　／		／　／	
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水		／　／		1／　1　／3		／　／		／　／		／　／	
	り災計		／　／		1／　1　／3		／　／		1／　1　／		／　／	
非住家被害(棟)	全壊・全焼											
	流失											
	半壊・半焼											
	浸水											
社会保険環境施設被害	福祉施設(箇所)											
	病院(箇所)											
	上水・簡易(箇所)											
	断水（世帯）											
その他被害	公共建物(棟)											
	鉄道不通(箇所)											
	通信施設(回線)											
	停電(世帯)											
避難状況	避難勧告	(地区)			1		1					
		(人)			12		17					
	避難場所	(箇所)			1							
		(人)			12							
孤立状況	(地区)											
	(世帯)											
	(人)											
公共土木施設	土木関係被害(箇所)	河川	5	25,800千円	12	36,600千円						
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路	1	3,800千円	4	7,500千円						
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計	6	29,600千円	16	44,100千円						
	漁港(箇所)											
	計		6	29,600千円	16	44,100千円						
農林水産	農地・農業用施設	農地(箇所)	7	7,000千円	13	11,000千円	7	5,000千円				
		農業用施設(箇所)	6	12,000千円	8	19,000千円	10	55,000千円				
		小計	13	19,000千円	21	30,000千円	17	60,000千円				
	林道・治山(箇所)	林道			1	3,800千円	1	23,319千円				
		治山					5	20,000千円				
		小計			1	3,800千円	6	43,319千円				
	農作物等	農作物(ha)			35	3,400千円			5	600千円	15	715千円
		果樹等樹林(ha)										
		農業用非共同利用施設(㎡)							10,000	10,000千円	3,955	12,656千円
		農業用共同利用施設(ha)										
		畜産・養蚕										
		小計				3,400千円				10,600千円		13,371千円
	造林地等(箇所)											
	水産物・水産施設(箇所)											
	計					37,200千円				10,600千円		13,371千円
教育施設(箇所)										170千円		
公共建物(箇所)										6,682千円		
商工(箇所)												
その他(箇所)												
合計（被害総額）			48,600千円		81,300千円		103,319千円		17,452千円		13,371千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置(月日時分)											
	解除(月日時分)											
災害救助法適用(月日時分)												

項目＼災害名			平成 12 年 2 月 8 日～9 日の風雪		平成 12 年 9 月 22 日～23 日の大雨		平成 13 年 6 月 18 日～20 日の大雨		平成 13 年 9 月 15 日の大雨		平成 15 年 6 月 19 日～20 日台風第 6 号	
気象の概況			最大瞬間風速 31.2m/s 最深積雪 8cm		総雨量 222mm							
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷									1	
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		流失	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		半壊・半焼	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		一部損壊	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		床上浸水	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		床下浸水	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		り災計	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼										
		浸水										
社会保険環境施設被害		福祉施設(箇所)					1					
		病院(箇所)										
		上水・簡易(箇所)										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物(棟)										
		鉄道不通(箇所)										
		通信施設(回線)										
		停電(世帯)										
避難状況	避難勧告	(地区)										
		(人)										
	避難場所	(箇所)										
		(人)										
孤立状況		(地区)										
		(世帯)										
		(人)										
公共土木施設	土木関係被害(箇所)	河川			10	64,745 千円	8	34,315 千円	5	36,575 千円		
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路					9	16,104 千円				
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計					17	50,419 千円				
	漁港(箇所)			80,156 千円								
	計			80,156 千円	10	64,745 千円	17	50,419 千円				
農林水産	農地・農業用施設	農地(箇所)					2	8,000 千円	1	4,000 千円		
		農業用施設(箇所)										
		小計					2	8,000 千円	1	4,000 千円		
	林道・治山(箇所)	林道										
		治山					2	5,000 千円				
		小計					2	5,000 千円				
	農作物等	農作物(ha)										
		果樹等樹林(ha)										
		農業用非共同利用施設(㎡)										
		農業用共同利用施設(ha)										
		畜産・養蚕										
		小計										
	造林地等(箇所)											
	水産物・水産施設(箇所)											
	計							13,000 千円				
教育施設(箇所)						46,558 千円						
公共建物(箇所)												
商工(箇所)												
その他(箇所)												
合計（被害総額）			80,156 千円		111,303 千円		63,419 千円		40,575 千円			
その他の措置												
災害対策本部		設置(月日時分)										
		解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)												

項目 ＼ 災害名			平成 15 年 7 月 10 日～14 日の大雨		平成 16 年 8 月 30 日 台風第 16 号		平成 16 年 9 月 7 日～8 日 台風第 18 号		平成 16 年 10 月 20 日 台風第 23 号		平成 18 年 7 月 15 日～24 日 平成 18 年 7 月豪雨	
気象の概況											時間最大雨量 58.0㎜ 日最大雨量 171.0㎜ 総雨量 418.0㎜	
人的被害（人）	死者											
	行方不明											
	重傷										1	
	軽傷						1				7	
住家被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		3／ 3 ／ 6	
	流失		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊・半焼		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		3／ 3 ／ 11	
	一部損壊		／ ／		／ ／		5／ 5 ／13		4／ 4 ／10		15／ 15 ／ 34	
	床上浸水		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		212／ 212 ／ 538	
	床下浸水		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		1,215／ 1,215 ／ 3,080	
	り災計		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		218／ 218 ／ 555	
非住家被害（棟）	全壊・全焼										1	
	流失											
	半壊・半焼										3	
	浸水		1									
社会保険環境施設被害	福祉施設(箇所)											
	病院(箇所)											
	上水・簡易(箇所)											
	断水（世帯）											
その他被害	公共建物(棟)						8					
	鉄道不通(箇所)										4	
	通信施設(回線)											
	停電(世帯)										990	
避難状況	避難勧告	（地区）									2	
		（人）									43 世帯 117 人	
	避難場所	（箇所）										
		（人）			7 世帯 10 人		7 世帯 10 人		1 世帯 1 人		110 世帯 271 人	
孤立状況	（地区）										4	
	（世帯）										525	
	（人）										1,828	
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川	11	99,000 千円					5	15,500 千円	111	1,714,000 千円
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路	3	10,000 千円					2	3,500 千円	65	931,700 千円
		橋梁									1	35,000 千円
		港湾									2	453,300 千円
		都市計画	2	24,000 千円								
		小計	16	133,000 千円					7	19,000 千円	179	3,134,400 千円
	漁港(箇所)											
	計		16	133,000 千円					7	19,000 千円	179	3,134,400 千円
農林水産	農地・農業用施設	農地(箇所)									25	34,000 千円
		農業用施設(箇所)							1	7,000 千円	35	473,000 千円
		小計							1	7,000 千円	60	507,000 千円
	林道・治山（箇所）	林道	1	2,669 千円							79	192,600 千円
		治山	1	2,000 千円							48	363,000 千円
		小計	2	4,669 千円							127	555,600 千円
	農作物等	農作物(ha)			4.00	2,377 千円	300.00	35,579 千円			276.67	94,864 千円
		果樹等樹林(ha)					10.00	2,000 千円			0.50	250 千円
		農業用非共同利用施設(㎡)									2,100	4,979 千円
		農業用共同利用施設(ha)										
		畜産・養蚕										3,300 千円
		小計						37,579 千円				103,393 千円
	造林地等(箇所)											
	水産物・水産施設(箇所)											1,900 千円
	計			4,669 千円		2,377 千円		37,579 千円		7,000 千円		1,167,893 千円
教育施設(箇所)						3,675 千円		3,885 千円				13,131 千円
公共建物(箇所)								121 千円				
商工(箇所)												105,544 千円
その他(箇所)												3,957 千円
合計（被害総額）			**137,669 千円**		**6,052 千円**		**41,585 千円**		**26,000 千円**		**4,424,925 千円**	
その他の措置												
災害対策本部	設置(月日時分)				8.30	16:00	9.7	15:30			7.18	23:25
	解除(月日時分)				8.30	22:15	9.7	19:00			7.27	17:00
災害救助法適用(月日時分)												

項目 ＼ 災害名			平成 18 年 9 月 17 日～18 日 台風第 13 号		平成 19 年 7 月 1 日～3 日 大雨		平成 19 年 7 月 12 日～16 日 大雨		平成 19 年 8 月 22 日～23 日 大雨		平成 19 年 8 月 28 日～31 日 大雨	
気象の概況												
人的被害（人）	死者											
	行方不明											
	重傷											
	軽傷											
住家被害（棟/世帯/人）	全壊・全焼		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	流失		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊・半焼		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	一部損壊		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	床上浸水		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	床下浸水		／ ／		1／ 1 ／1		／ ／		／ ／		／ ／	
	り災計		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
非住家被害（棟）	全壊・全焼											
	流失											
	半壊・半焼											
	浸水										1	
社会保険環境施設被害	福祉施設(箇所)											
	病院(箇所)											
	上水・簡易(箇所)											
	断水（世帯）											
その他被害	公共建物(棟)											
	鉄道不通(箇所)											
	通信施設(回線)											
	停電(世帯)											
避難状況	避難勧告	（地区）										
		（人）										
	避難場所	（箇所）										
		（人）										
孤立状況	（地区）											
	（世帯）											
	（人）											
公共土木施設	土木関係被害（箇所）	河川							2	5.114 千円	4	9,369 千円
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路							3	3,093 千円	1	2,204 千円
		橋梁										
		港湾										
		都市計画										
		小計							5	8,207 千円	5	11,573 千円
	漁港(箇所)											
	計								5	8,207 千円	5	11,573 千円
農林水産	農地・農業用施設	農地(箇所)									8	8,000 千円
		農業用施設(箇所)									2	2,000 千円
		小計									10	10,000 千円
	林道・治山（箇所）	林道										
		治山					1	3,000 千円				
		小計					1	3,000 千円				
	農作物等	農作物(ha)										
		果樹等樹林(ha)										
		農業用非共同利用施設(㎡)										
		農業用共同利用施設(ha)										
		畜産・養蚕										
		小計										
	造林地等(箇所)											
	水産物・水産施設(箇所)			3,500 千円								
	計			3,500 千円				3,000 千円				10,000 千円
教育施設(箇所)												
公共建物(箇所)												
商工(箇所)												
その他(箇所)												
合計（被害総額）			3,500 千円				3,000 千円		8,207 千円		21,573 千円	
その他の措置												
災害対策本部	設置(月日時分)											
	解除(月日時分)											
災害救助法適用(月日時分)												

(1)気候及び災害履歴資料
資料 1-2

項目 ＼ 災害名			平成20年1月1日 冬季風浪		平成20年2月23日～24日 冬季風浪		平成20年6月20日 大雨		平成20年8月7日～9日 大雨		平成20年9月21日 大雨	
気象の概況												
人的被害（人）		死者										
		行方不明										
		重傷										
		軽傷										
住家被害（棟/世帯/人）		全壊・全焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		流失	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		半壊・半焼	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		一部損壊	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		床上浸水	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		床下浸水	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
		り災計	／　／		／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害（棟）		全壊・全焼										
		流失										
		半壊・半焼			1		2					
		浸水										
社会保険環境施設被害		福祉施設(箇所)										
		病院(箇所)										
		上水・簡易(箇所)										
		断水（世帯）										
その他被害		公共建物(棟)										
		鉄道不通(箇所)										
		通信施設(回線)										
		停電(世帯)	1,601						13		773	
避難状況		避難勧告 (地区)										
		避難勧告 (人)										
		避難場所 (箇所)										
		避難場所 (人)										
孤立状況		(地区)										
		(世帯)										
		(人)										
公共土木施設	土木関係被害(箇所)	河川										
		海岸										
		砂防										
		急傾斜地										
		道路					1	1,859 千円				
		橋梁										
		港湾			1	12,037 千円						
		都市計画										
		小計			1	12,037 千円	1	1,859 千円				
	漁港(箇所)				2	261,898 千円						
	計				3	273,935 千円	1	1,859 千円				
農林水産	農地・農業用施設	農地(箇所)										
		農業用施設(箇所)										
		小計										
	林道・治山(箇所)	林道										
		治山										
		小計										
	農作物等	農作物(ha)										
		果樹等樹林(ha)										
		農業用非共同利用施設(㎡)										
		農業用共同利用施設(ha)										
		畜産・養蚕										
		小計										
	造林地等(箇所)											
	水産物・水産施設(箇所)					2,850 千円						
	計					2,850 千円						
教育施設(箇所)												
公共建物(箇所)												
商工(箇所)												
その他(箇所)												
合計（被害総額）					276,785 千円		1,859 千円					
その他の措置												
災害対策本部		設置(月日時分)										
		解除(月日時分)										
災害救助法適用(月日時分)												

※以下については、平成 20 年までの表と様式が異なっているので注意

項目 ＼ 災害名			平成 21 年 1 月 1 日 大雪		平成 21 年 1 月 9 日～ 大雪		平成 21 年 6 月 22 日～ 大雨		平成 21 年 7 月 19 日～20 日 大雨	
気象の概況										
人的被害(人)	死者									
	行方不明									
	重傷									
	軽傷				1					
住家被害(棟/世帯/人)	全壊		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	一部損壊		／ ／		1／ 1 ／2		／ ／		／ ／	
	床上浸水		／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	床下浸水		／ ／		／ ／		2／ 2 ／4		8／ 10 ／19	
非住家被害(棟)	公共建物	全壊								
		半壊								
		浸水								
	その他	全壊								
		半壊								
		浸水								
り災計(世帯/人)			／		／		／		／	
避難状況(地区/世帯/人)	避難勧告	発令状況	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		避難状況	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
	避難指示	発令状況	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
		避難状況	／ ／		／ ／		／ ／		／ ／	
文教施設	公立文教施設									
	その他の文教施設									
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)									
	病院(箇所)									
	上水・簡易(箇所)									
	断水(世帯)									
	清掃施設(箇所)									
その他	鉄道不通(箇所)									
	電話(回線)									
	電気(戸)		523		335					
	ガス(戸)									
	ブロック塀など(箇所)									
	その他									
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地							4	3,535 千円
		農業用施設							1	2,254 千円
		小計							5	5,789 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設								
		林道								
		小計								
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設								
		漁港施設								
		小計								
	共同利用施設									
	合計								5	5,789 千円
公共土木施設被害	河川								5	27,617 千円
	海岸									
	砂防設備									
	林地荒廃防止施設									
	地すべり防止施設									
	急傾斜地崩壊防止施設									
	道路						1	6,132 千円	9	20,579 千円
	橋りょう									
	港湾									
	漁港									
	下水道									
	公園									
	合計						1	6,132 千円	14	48,196 千円
その他の公共施設										
その他の被害	農産被害	農作物(ha)								
		果樹等樹林(ha)								
		農業用非共同利用施設(㎡)			4,350	11,489 千円				
		農業用共同利用施設(ha)								
		小計				11,489 千円				
	林産被害	立木・苗木など				32 千円				
	畜産被害	畜産・養蚕				1,690 千円				
	水産被害	船舶								
		その他の被害								
		小計								
	商工被害（建物を除く）									
	その他									6,800 千円
	合計					13,211 千円				6,800 千円
被害額総計					**13,211 千円**		**6,132 千円**		**60,785 千円**	
その他の措置										
災害対策本部	設置(月日時分)									
	解除(月日時分)									
災害救助法適用(月日時分)										

(1)気候及び災害履歴資料
資料 1-2

項目 ＼ 災害名			平成 21 年 7 月 21 日 大雨	平成 21 年 11 月 12 日～ 強風	平成 22 年 1 月 7 日～ 大雪	平成 22 年 2 月 22 日 強風
気象の概況						
人的被害（人）	死者					
	行方不明					
	重傷					
	軽傷					
住家被害（棟/世帯/人）	全壊		／　／	／　／	／　／	／　／
	半壊		／　／	／　／	／　／	／　／
	一部損壊		／　／	／　／	／　／	／　／
	床上浸水		／　／	／　／	／　／	／　／
	床下浸水		3／　3　／9	／　／	／　／	／　／
非住家被害（棟）	公共建物	全壊				
		半壊				
		浸水				
	その他	全壊				
		半壊				
		浸水				
り災計（世帯/人）			／	／	／	／
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況	／　／	／　／	／　／	／　／
		避難状況	／　／	／　／	／　／	／　／
	避難指示	発令状況	／　／	／　／	／　／	／　／
		避難状況	／　／	／　／	／　／	／　／
文教施設	公立文教施設					
	その他の文教施設					
社会保険環境施設	福祉施設（箇所）					
	病院（箇所）					
	上水・簡易（箇所）					
	断水（世帯）					
	清掃施設（箇所）					
その他	鉄道不通（箇所）					
	電話（回線）					
	電気（戸）			301		
	ガス（戸）					
	ブロック塀など（箇所）					
	その他					
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地				
		農業用施設				
		小計				
	林業用施設	林業荒廃防止施設				
		林道				
		小計				
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設				
		漁港施設				
		小計				
	共同利用施設					
	合計					
公共土木施設被害	河川					
	海岸					
	砂防設備					
	林地荒廃防止施設					
	地すべり防止施設					
	急傾斜地崩壊防止施設					
	道路					
	橋りょう					
	港湾					
	漁港					
	下水道					
	公園					
	合計					
その他の公共施設				111 千円		
その他の被害	農産被害	農作物（ha）				
		果樹等樹林（ha）				
		農業用非共同利用施設（㎡）			192　900 千円	320　79 千円
		農業用共同利用施設（ha）				
		小計			900 千円	79 千円
	林産被害	立木・苗木など				
	畜産被害	畜産・養蚕				
	水産被害	船舶				
		その他の被害				
		小計				
	商工被害（建物を除く）					
	その他					
	合計				900 千円	79 千円
被害額総計				**111 千円**	**900 千円**	**79 千円**
その他の措置						
災害対策本部	設置（月日時分）					
	解除（月日時分）					
災害救助法適用（月日時分）						

項目 ＼ 災害名			平成 22 年 3 月 9 日 大雪		平成 22 年 7 月 2 日から 大雨		平成 22 年 7 月 11 日～ 大雨		平成 22 年 8 月 11 日 強風	
気象の概況										
人的被害(人)	死者						2			
	行方不明									
	重傷						1			
	軽傷									
住家被害(棟/世帯/人)	全壊		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊		／　／		／　／		1／　1　／5		／　／	
	一部損壊		／　／		／　／		／　／		／　／	
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水		／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害(棟)	公共建物	全壊								
		半壊								
		浸水								
	その他	全壊								
		半壊								
		浸水					1			
り災計(世帯/人)			／		／		1／5		／	
避難状況(地区/世帯/人)	避難勧告	発令状況	／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況	／　／		／　／		／　／		／　／	
	避難指示	発令状況	／　／		／　／		1／　7　／21		／　／	
		避難状況	／　／		／　／		1／　7　／21		／　／	
文教施設	公立文教施設									
	その他の文教施設									
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)									
	病院(箇所)									
	上水・簡易(箇所)									
	断水(世帯)									
	清掃施設(箇所)									
その他	鉄道不通(箇所)									
	電話(回線)									
	電気(戸)									
	ガス(戸)									
	ブロック塀など(箇所)									
	その他									
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地			2	963 千円	4	4,224 千円		
		農業用施設			1	856 千円				
		小計			3	1,819 千円	4	4,224 千円		
	林業用施設	林業荒廃防止施設								
		林道					17	23,000 千円		
		小計					17	23,000 千円		
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設								
		漁港施設								
		小計								
	共同利用施設									
	合計				3	1,819 千円	21	27,224 千円		
公共土木施設被害	河川						2	3,723 千円		
	海岸									
	砂防設備									
	林地荒廃防止施設									
	地すべり防止施設									
	急傾斜地崩壊防止施設									
	道路				1	2,035 千円	3	5,429 千円		
	橋りょう									
	港湾									
	漁港									
	下水道									
	公園									
	合計				1	2,035 千円	5	9,152 千円		
その他の公共施設										
その他の被害	農産被害	農作物(ha)								
		果樹等樹林(ha)								
		農業用非共同利用施設(㎡)	789	5,265 千円					1,434	179 千円
		農業用共同利用施設(ha)								
		小計		5,265 千円						179 千円
	林産被害	立木・苗木など								
	畜産被害	畜産・養蚕								
	水産被害	船舶								
		その他の被害								
		小計								
	商工被害（建物を除く）									
	その他									
	合計			5,265 千円						179 千円
被害額総計			**5,265 千円**		**3,854 千円**		**36,376 千円**		**179 千円**	
その他の措置										
災害対策本部	設置(月日時分)									
	解除(月日時分)									
災害救助法適用(月日時分)										

項目 ＼ 災害名			平成 22 年 12 月 31 日～ 大雪		平成 23 年 1 月 1 日 冬期風浪		平成 23 年 5 月 10 日～ 大雨		平成 23 年 7 月 4 日 大雨	
気象の概況										
人的被害(人)	死者									
	行方不明									
	重傷		1							
	軽傷		2							
住家被害(棟/世帯/人)	全壊		／　／		／　／		／　／		／　／	
	半壊		／　／		／　／		／　／		／　／	
	一部損壊		40／　40　／98		／　／		1／　1　／1		／　／	
	床上浸水		／　／		／　／		／　／		／　／	
	床下浸水		／　／		／　／		／　／		／　／	
非住家被害(棟)	公共建物	全壊								
		半壊								
		浸水								
	その他	全壊	31							
		半壊	5							
		浸水								
り災計(世帯/人)			／		／		／		／	
避難状況(地区/世帯/人)	避難勧告	発令状況	／　／		／　／		1／　4　／12		／　／	
		避難状況	／　／		／　／		1／　4　／12		／　／	
	避難指示	発令状況	／　／		／　／		／　／		／　／	
		避難状況	／　／		／　／		／　／		／　／	
文教施設	公立文教施設									
	その他の文教施設									
社会保険環境施設	福祉施設(箇所)									
	病院(箇所)									
	上水・簡易(箇所)		10							
	断水(世帯)		1,947							
	清掃施設(箇所)									
その他	鉄道不通(箇所)		2							
	電話(回線)									
	電気(戸)		37,852							
	ガス(戸)									
	ブロック塀など(箇所)									
	その他									
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地					7	10,000 千円	3	5,000 千円
		農業用施設					2	3,000 千円	1	20,000 千円
		小計					9	13,000 千円	4	25,000 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設								
		林道					11	23,500 千円		
		小計					11	23,500 千円		
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設								
		漁港施設								
		小計								
	共同利用施設									
	合計						20	36,500 千円	4	25,000 千円
公共土木施設被害	河川						4	15,936 千円		
	海岸									
	砂防設備									
	林地荒廃防止施設									
	地すべり防止施設									
	急傾斜地崩壊防止施設									
	道路						2	12,823 千円	1	7,407 千円
	橋りょう									
	港湾									
	漁港				2	6,582 千円				
	下水道									
	公園									
	合計				2	6,582 千円	6	28,759 千円	1	7,407 千円
その他の公共施設										
その他の被害	農産被害	農作物(ha)	0.75	5,136 千円						
		果樹等樹林(ha)	0.64	2,144 千円						
		農業用非共同利用施設(㎡)	32,520	221,514 千円						
		農業用共同利用施設(ha)	0.01	727 千円						
		小計		229,521 千円						
	林産被害	立木・苗木など		18,992 千円						
	畜産被害	畜産・養蚕		1,800 千円						
	水産被害	船舶	151	99,000 千円						
		その他の被害						2,700 千円		
		小計		99,000 千円				2,700 千円		
	商工被害（建物を除く）									
	その他									
	合計			349,313 千円				2,700 千円		
被害額総計			**349,313 千円**		**6,582 千円**		**67,959 千円**		**32,407 千円**	
その他の措置										
災害対策本部	設置(月日時分)									
	解除(月日時分)									
災害救助法適用(月日時分)										

項目＼災害名			平成 23 年 7 月 19 日～台風 6 号		平成 23 年 9 月 2 日 台風 12 号		平成 23 年 9 月 18 日から 台風 15 号	
気象の概況								
人的被害（人）	死者							
	行方不明							
	重傷							
	軽傷							
住家被害（棟/世帯/人）	全壊		／ ／		／ ／		／ ／	
	半壊		／ ／		／ ／		／ ／	
	一部損壊		／ ／		／ ／		／ ／	
	床上浸水		／ ／		／ ／		／ ／	
	床下浸水		／ ／		／ ／		／ ／	
非住家被害（棟）	公共建物	全壊						
		半壊						
		浸水						
	その他	全壊						
		半壊						
		浸水	1					
り災計（世帯/人）			／		／		／	
避難状況（地区/世帯/人）	避難勧告	発令状況	／ ／		／ ／		／ ／	
		避難状況	／ ／		／ ／		／ ／	
	避難指示	発令状況	／ ／		／ ／		／ ／	
		避難状況	／ ／		／ ／		／ ／	
文教施設	公立文教施設							
	その他の文教施設							
社会保険環境施設	福祉施設（箇所）							
	病院（箇所）							
	上水・簡易（箇所）							
	断水（世帯）							
	清掃施設（箇所）							
その他	鉄道不通（箇所）				1			
	電話（回線）							
	電気（戸）		10		622			
	ガス（戸）							
	ブロック塀など（箇所）							
	その他							
農林水産業施設被害	農地・農業用施設	農地			1	1,000 千円	1	2,000 千円
		農業用施設			1	3,000 千円		
		小計			2	4,000 千円	1	2,000 千円
	林業用施設	林業荒廃防止施設						
		林道					2	4,000 千円
		小計					2	4,000 千円
	漁業用施設	沿岸漁場整備開発施設						
		漁港施設						
		小計						
	共同利用施設							
	合計				2	4,000 千円	3	6,000 千円
公共土木施設被害	河川							
	海岸							
	砂防設備							
	林地荒廃防止施設							
	地すべり防止施設							
	急傾斜地崩壊防止施設							
	道路							
	橋りょう							
	港湾							
	漁港							
	下水道							
	公園							
	合計							
その他の公共施設								
その他の被害	農産被害	農作物（ha）						
		果樹等樹林（ha）						
		農業用非共同利用施設（㎡）						
		農業用共同利用施設（ha）						
		小計						
	林産被害	立木・苗木など						
	畜産被害	畜産・養蚕						
	水産被害	船舶			1	650 千円		
		その他の被害						
		小計				650 千円		
	商工被害（建物を除く）							
	その他							
	合計					650 千円		
被害額総計					**4,650 千円**		**6,000 千円**	
その他の措置								
災害対策本部	設置（月日時分）							
	解除（月日時分）							
災害救助法適用（月日時分）								

資料 1-3

地震災害履歴

資料：松江地方気象台、島根県災害年報

発生年月日	北緯	東経	規模(マグニチュード)	震央地名（地震名）	被害状況
880.11.23 元慶4.10.14	35° 4′	132° 2′	7程度	出雲	神社仏閣家屋転倒す。
1026. 6.16 万寿3. 5.23	不明	不明	不明	石見	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害（「中国地方の地震活動」東大地震研究所の調査資料より）。
1748. 6.18 寛延1. 5.23	不明	不明	不明	松江	雲州地震、松江鵜部屋橋石壁崩れ橋落つという（「出雲私史抜粋」による）。
1778. 2.14 安永7. 1.18	34° 6′	132° 0′	6.5程度	石見	那賀郡波佐村で石垣崩る。都茂村で落石。三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。
1823. 1.14 文政5.12. 3	不明	不明	不明	石見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村で潰家 10 戸。
1835. 3.12 天保6. 2.14	35° 1′	132° 6′	5 1/2	石見	高畑村で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1859. 1. 5 安政 5.12. 2	34° 8′	131° 9′	6.2 ±0.2	石見	那賀郡、美濃郡強く、波佐村で山崩れ、周布村で潰家数戸、美濃村で潰家 10、高城村で石垣崩れる。
1859.10. 4 安政 6. 9. 9	34° 5′	132° 0′	6.0～6.5	石見	那賀郡で強く、周布村で家屋倒壊数戸、地割れあり。
1872. 3.14 明治5. 2. 6	35° 15′	132° 1′	7.1	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	前震あり、3 月 9 日頃から鳴動、14 日 11 時微震引き続き鳴動、16 時強震、本震の 10 分前に微震。島根県では、死者 551、負傷者 582、全潰 4,506、半壊 6,072、焼失 230、山崩れ 6,567、道路・橋・堤防にも被害があった。海岸では海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治37年	35° 3′	133° 2′	5.8	島根県東部	能義郡内で堤防亀裂、瓦の落下などあり。境で最大震度 5。
1914. 5.23 大正3年	35° 35′	133° 2′	5.8	島根県東部	能義郡、八束郡、大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊、亀裂等があり、玉造温泉は湧出量が 3 倍となり昇温した（気象集誌）。
1941. 4.6 昭和16年	34° 31.6′	131° 38.1′	6.2	山口県北部	この地方ではまれにみる大きな地震、震央に近い島根、山口県境の北部で小被害、山陰本線石見津田と奈古駅間の路線の築堤に亀裂､橋脚の沈下を生ず。
1943. 9.10 昭和18年	35° 28.4′	134° 11.0′	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	島根県では壁に亀裂が入ったり、屋根瓦の落ちた民家もある。また煙突の折れたところもあった。
1946.12.21 昭和21年	32° 56.1′	135° 50.9′	8.0	紀伊半島沖 (南海地震)	一部では壁が崩れたり、平田、大社では倒壊した民家もあった。松江、塩冶、掛合で発光現象があった。
1950. 8.22 昭和25年	35° 10.2′	132° 38.7′	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ、壁に亀裂、墓石の転倒、井戸水の白濁などの軽被害があった。
1964. 6.16 昭和39年	38° 22.2′	139° 12.7′	7.5	新潟県沖 (新潟地震)	島根県では住家床下浸水 1、住宅一部破損 38、水田冠水 10ha の被害があった。

発生年月日	北緯	東経	規模(マグニチュード)	震央地名（地震名）	被害状況
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0′	132° 42.0′	5.6	島根県東部	住宅被害 107 棟、道路、農地などにも被害。
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0′	132° 42.0′	6.1	島根県東部	被害状況は、住家半壊 29 棟、同一部破損 39 棟、非住家全壊 2 棟、同半壊 2 棟、同一部破損 33 棟、道路被害 47 箇所、水道被害 16 箇所、商工関係 64 箇所。
1983 .5.26 昭和58年	40° 21.6′	139° 04.4′	7.7	秋田県西方沖 (昭和58年日本海中部地震)	この地震による津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 152 棟、同床下浸水 279 棟、耕地冠水 29ha、漁船被害 305 隻、橋梁被害 1 箇所、り災世帯 152、り災者数 496。
1991. 8.28 平成 3年	35° 19.4′	133° 11.2′	5.9	島根県東部	被害状況は、鉄道の運休 6・遅れ 104、道路損壊 1、落石のため全面通行止めとなった道路 2、他に壁に亀裂・ヒビ、廊下にひび割れ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦の落下・ずれ、墓石回転・ずれ等があった。地鳴りがあった。
1993. 7.12 平成 5年	42° 46.9′	139° 10.8′	7.8	北海道南西沖 (平成5年北海道南西沖地震)	津波による被害は、隠岐島、島根半島を中心に、民家の床上浸水 5 棟、床下浸水 78 棟、漁船被害 93 隻等。その他養殖いけす、漁具等にも被害が出た。
1995. 1.17 平成 7年	34° 36′	135° 02′	7.2	淡路島北部 (阪神･淡路大震災)	松江市及び島根県内で被害は確認されていない。
1997. 6.25 平成 9年	34° 27.3′	134° 40.1′	6.6	山口県北部	益田市で震度 5 強を観測した。人的被害はなかったが、震源に近い鹿足郡津和野町や益田市でモルタルの壁が崩れる等の小被害が発生した。
2000.10. 6 平成12年	35° 16.5′	133° 20.9′	7.3	鳥取県西部 (平成12年鳥取県西部地震)	安来市、宍道町、仁多町で震度 5 強を観測した。島根県では重傷 2 名、軽傷 9 名、住家全壊 34 棟、半壊 576 棟、道路被害 43 箇所、橋梁被害 2 箇所等。 松江市では震度 5 弱を観測した。旧市の被害状況は軽傷 2 名、半壊 1 棟（住家 1）、一部損壊 112 棟（住家 112）、河川被害 2 箇所、港湾被害 1 箇所、農業用施設被害 6 箇所､断水 555 世帯等。
2001. 3.24 平成13年	34° 07.2′	132° 42.5′	6.7	安芸灘 (平成13年芸予地震)	羽須美村、桜江町、三隅町で震度 5 弱を観測した。島根県では、軽傷 3 名、一部損壊住宅 10 棟、文教施設 9、社会福祉施設 3､医療施設 2､道路 6 箇所等。 松江市では震度 3 を観測した。市内において人的物的被害はなかった。

(2)水害予防
資料 1-4

警戒ため池一覧表

資料：島根県地域防災計画（県農地整備課：平成 24 年 3 月 31 日現在）

- 警戒ため池：決壊した場合に甚大な被害が発生する、貯水量が概ね 5,000m^{3}以上かつ被害想定家屋が概ね 10 個以上の農業用ため池（改修済みか否かを問わない）

ため池名称	所在地	ため池名称	所在地
古屋垣池	松江市岡本町	小谷奥池	松江市東長江町
遍照寺池	松江市下佐陀町	喰ヶ谷池	松江市東津田町 1592
納佐池	松江市下東川津町納佐	須原池	松江市東津田町 1958
岡田池	松江市古志町	才の峠池	松江市馬潟町 112
柿廻上池	松江市古志町	日岸田池	松江市馬潟町日岸田 85
柿廻下池	松江市古志町	的場池	松江市八幡町 357-1
今地池	松江市古曽志町	観音寺池	松江市八幡町 555
寺ヶ廻池	松江市古曽志町	滝戸池	松江市比津町
杉田池	松江市古曽志町	廻田池	松江市比津町
京塚池	松江市古曽志町	柄杓池	松江市浜佐田町
宮ノ池	松江市国屋町 304	椎池	松江市浜佐田町
清水池	松江市黒田町 223	小堤池	松江市浜佐田町
澤下池	松江市坂本町 51	義王池	松江市福原町義王 603
澤上池	松江市坂本町 52	石浦池	松江市福原町石浦 613
高原下池	松江市秋鹿町井神	大谷池	松江市福富町 276
小谷１池	松江市上大野小谷	智者	松江市法吉町 780
仲田下池	松江市上東川津町仲田下	後山池	松江市矢田町
木並池	松江市上本庄町 713	栗林池	松江市鹿島町佐陀宮内 153
菅田池	松江市菅田町	宇杉池	松江市鹿島町佐陀本郷 936
国石新池	松江市西持田町国石	赤田新池	松江市鹿島町上講武 14
半田池	松江市西生馬町	松尾池	松江市鹿島町上講武 232
深町池	松江市西川津町	赤田旧池	松江市鹿島町上講武 9
柿原池	松江市西谷町	成丈上池	松江市鹿島町南講武 1082-1
堂々池	松江市西谷町	小原池	松江市鹿島町武代 128
松尾池	松江市西尾町 354	尾添池	松江市鹿島町北講武 524-1
紫尾池	松江市西尾町 438	山鹿池	松江市鹿島町北講武 791
万才池	松江市大垣町	山根池	松江市鹿島町名分 880
円木池	松江市大垣町	雉子谷１号	松江市東出雲町下意東 1305
室屋池	松江市大垣町 492	油免	松江市東出雲町下意東 1486
後谷池	松江市大庭町	万蔵１号	松江市東出雲町下意東 1810
一ノ谷池	松江市大庭町市ノ水	万蔵２号	松江市東出雲町下意東 1864-2
入口谷池	松江市大野町	梨木廻	松江市東出雲町下意東 2416
奥谷池	松江市大野町奥谷	湯田	松江市東出雲町下意東 844
名立池	松江市大野町山中	下後谷	松江市東出雲町出雲郷 992-12
寺領（上）池	松江市竹矢町 706	上後谷	松江市東出雲町出雲郷 992-12
別所池	松江市朝酌町	下以下谷	松江市東出雲町春日 10
長善寺池	松江市朝酌町	湯谷	松江市東出雲町春日 217-3
明神池	松江市東忌部町後山	上以下谷	松江市東出雲町春日 28
鏡谷池	松江市東持田町	鳥廻	松江市東出雲町春日 54
井後池	松江市東持田町井後	九反田	松江市東出雲町春日 72
池部池	松江市東生馬町	雨津谷	松江市東出雲町春日 87

ため池名称	所在地	ため池名称	所在地
目田	松江市東出雲町上意東 1943	花仙	松江市玉湯町玉造 441 他
廻田	松江市東出雲町上意東 344-1	扇廻	松江市玉湯町湯町 687-4
中谷	松江市東出雲町須田 1274	井頭１号	松江市玉湯町布志名 284
堀谷	松江市東出雲町須田 798-1	井頭２号	松江市玉湯町布志名 284-1
上大薮	松江市東出雲町内馬 1429-1	樅の木	松江市玉湯町布志名 614
内馬	松江市東出雲町内馬 1610-1	雨ヶ池	松江市玉湯町布志名 765
島田	松江市東出雲町揖屋 136	東廻	松江市玉湯町布志名 98-1
勝負	松江市東出雲町揖屋 1404	軍原	松江市宍道町佐々布
金山	松江市東出雲町揖屋 1800	北の廻	松江市宍道町佐々布
湯屋谷	松江市東出雲町揖屋 1915	深山谷２号	松江市宍道町佐々布
呑水	松江市東出雲町揖屋 2387-1	山神谷	松江市宍道町宍道
万原	松江市東出雲町揖屋 2449-1	山神谷２号	松江市宍道町上来待
神子谷	松江市東出雲町揖屋 2628-3	狐ヶ廻	松江市宍道町東来待
神子谷２号	松江市東出雲町揖屋 2651-1	深谷	松江市宍道町東来待
二重	松江市東出雲町揖屋 2692	北廻	松江市宍道町東来待
大堤	松江市東出雲町揖屋 2711	穴釜	松江市宍道町白石
四ツ廻	松江市東出雲町揖屋 306	舟川原	松江市宍道町白石
渋山	松江市東出雲町揖屋 308	トビガス	松江市宍道町白石
荒神谷	松江市東出雲町揖屋 550	夫婦岩	松江市宍道町白石
鑓溝	松江市八雲町東岩坂 1040-1	萩第二	松江市宍道町白石
岡ノ目（大）	松江市八雲町東岩坂 463		

(3)土砂災害予防
資料 1-5

急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域

資料：土木課

- 本編には、急傾斜地崩壊危険箇所の数と、急傾斜地崩壊危険区域（法指定箇所）の概要のみ記載。詳細については河川課の保管する資料による。
- 当該危険箇所・危険区域の位置等については、ハザードマップにおいて明示。

急傾斜地崩壊危険箇所

		旧市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町	計
ランク	Ⅰ*	197 (29)	54 (13)	44 (27)	74 (37)	41 (3)	29 (9)	30 (1)	0 0	18 (0)	487 (119)
	Ⅱ	328	53	11	17 (3)	154	31	180	0	45	819 (3)
	Ⅲ	148	0	0	0	26	9	26	0	23	232
計		673	107	55	91	221	69	236	0	86	1,538

＊ ランクⅠ,Ⅱのカッコ内は、急傾斜地崩壊危険区域（下表）の指定箇所数。

急傾斜地崩壊危険区域（法指定箇所）＊(　)の指定箇所名がないものは危険箇所名と指定箇所名が同じ

箇所番号		危険箇所名（指定箇所名）	位置		高さ(m)	人家(戸)	公共施設	指定年月日
			町名等	小字				
10	旧市(29箇所)	王子坂	上乃木	王子坂	8	15		S56.9.29
18		荘	荘成町	荘	30	7	集会所	H6.6.17
22		東生馬	東生馬町	東生馬	15	5		S60.12.20 H6.6.17
28		夢ケ丘	西川津町	金崎	25	63		S55.3.21
32		西浜佐陀	西浜佐陀町	平松	16	5		S63.3.31
34		名原	大垣町	名原	6	5	集会所	H6.6.17
41		赤山	奥谷町	亀谷	15	13	文化財・高校	S55.3.21
42		石橋	石橋町	石橋	15	11		S48.2.23
43		奥谷	東奥谷町	亀田	13	29	病院	S55.3.21
50		大海崎	大海崎町		12	28		S62.4.14
51		津田	西津田	気象台下	8	11		S48.2.23
52		美月	西津田		6	16	保育所	S54.11.16
53		栄町	栄町	元町	20	28		S52.8.23
54		元山	栄町		10	17	保育所	S54.11.16 S56.9.29
56		馬ノ背	上乃木	馬ノ背	15	21	病院	S62.4.14
62		上谷	東津田町	高校	35	16	集会所	H3.4.30
74		乃木福富	乃白町	乃白	8	35		S56.3.31
80		とねり坂	黒田町	とねり	13	20		H3.4.30
113		中古志2	古志町		10	8		H6.6.17
160		生協病院裏	西津田		10	4	病院	H12.4.7
2755		東津田	東津田町		10	10		H9.10.14
2834		西の原	上乃木	4丁目	8	8		H11.9.3
2835		赤山2	北堀町		10	5		H11.9.3
2837		津田2	西津田	7丁目	15	8		H11.11.5
2838		市成2(市成)	西川津町	市成	12	6		H13.12.4
37		秋鹿2	秋鹿町	町（マチ）	20	16	私鉄駅	H15.12.19
83		橋本	西川津町		15	9		H22.12.21
なし		なし(北堀)	北堀町		15	4	病院	H23.6.17
なし		なし(田和G)	上乃木		20	0	病院、老人ホーム	H23.7.1

箇所番号		危険箇所名（指定箇所名）	位置		高さ(m)	人家(戸)	公共施設	指定年月日
			町名等	小字				
161	鹿島町(13箇所)	空小路	鹿島町片句	宮ノ空	20	20		S57.5.4
162		高城	鹿島町片句	高城	15	24		S54.4.13
166		手結	鹿島町手結	上組	20	33	集会所	S48.2.23
167		手結東	鹿島町手結	上組	15	32	農協	S52.8.23
168		福野	鹿島町恵曇	福野	45	9		S55.3.21
169		手結北	鹿島町手結	上組	20	25		S52.8.23
172		恵曇北組	鹿島町恵曇	北組	35	57	寺、農協、漁協	S60.12.20
178		深田	鹿島町佐陀本郷	深田	20	17	寺	H7.10.13
182		御津	鹿島町御津	西ノ谷	20	39	福祉施設	S48.2.23
187		石津	鹿島町上講武	石津	40	24	集会所	S63.3.31
199		北側(北側1)	鹿島町北講武	北側	10	9		H17.7.12
199		北側(北側2)	鹿島町北講武	北側	10	5		H17.7.12
199		北側(北側3)	鹿島町北講武	北側	10	3	集会所	H17.7.12
209	島根町(27箇所)	楡木	島根町大芦	楡木	35	14	集会所	S56.9.29
222		北谷	島根町加賀	佐波	60	26		S60.1.29 S62.3.3
223		佐波2(佐波)	島根町加賀	佐波	40	10	集会所	S57.5.4
225		小波2(小波)	島根町野波	小波	35	11		S54.4.13
227		堂の上	島根町野波	瀬崎	40	55	漁協	S54.11.16
228		垣の内(垣ノ内)	島根町大芦	垣の内下	40	8	公民館	S55.3.21
229		井手の上	島根町野波	瀬崎	20	37	診療所、神社	S54.4.13
230		前田	島根町野井		30	28	神社	S56.9.29 H2.2.27
231		野井	島根町野井		40	68	児童館	S56.3.31 S56.9.29
232		寺の奥	島根町野井	野井	10	10		S56.3.31
235		横屋1(横屋)	島根町野波	野波	50	8		S55.3.21
238		野波2	島根町野波	野波	50	19		H12.4.7
239		釜屋	島根町野波	野波	40	17		S54.4.13
240		東牛谷	島根町加賀	浜	25	12	集会所	S55.3.21
242		治の山	島根町加賀	浜	25	33		S54.11.16
243		要害山	島根町加賀	浜	25	31	公民館	S55.3.21
244		平野1(平野)	島根町加賀	平野	50	14		S59.3.30 H2.2.27
245		平野2	島根町加賀	平野	50	61	郵便局	H3.4.30
248		別所2	島根町加賀	別所	100	25		H12.4.7
250		別所4	島根町加賀	別所	80	17		H7.3.3
251		小具	島根町大芦	小具	20	23		S62.3.3 H3.11.8
221		佐波1(佐波2)	島根町加賀	佐波	20	7		H18.5.30
なし		なし(別所5)	島根町加賀	別所	50	2		H15.12.19
なし		なし(佐波3)	島根町加賀	佐波	20	9		H18.5.30
249		別所3	島根町加賀	別所	40	6		H20.11.21
なし		なし(雨の浜1)	島根町野井		30	15		H23.3.1
なし		なし(雨の浜2)	島根町野井		30	8		H23.3.1

箇所番号		危険箇所名（指定箇所名）	位置		高さ(m)	人家(戸)	公共施設	指定年月日
			町名等	小字				
252	美保関町ﾗﾝｸⅠ(37箇所)ﾗﾝｸⅡ(3箇所)	宮ノ下	美保関町笠浦		15	24	神社	H9.1.10
254		笠浦	美保関町笠浦		30	23		H3.11.8
258		惣津2	美保関町七類		10	34	公民館	H9.10.14
260		花崎1(花崎Ⅰ)	美保関町七類		25	35	漁協	S58.11.18
267		雲津中央	美保関町雲津	雲津	40	19		H11.10.5
273		蓮花寺	美保関町千酌		30	1	保育所	S53.11.24
280		小谷山	美保関町片江	小谷山	30	24	寺	S56.3.31
281		片江	美保関町片江	孫目	40	46		S50.5.27 S54.4.13
282		東風谷	美保関町片江		20	22		S58.11.18
286		市場	美保関町森山		50	23		H8.4.2
291		長島	美保関町森山		70	23		H3.11.8
293		日向浦	美保関町森山		50	27		H7.2.28 H11.10.5
295		福浦3(福浦)	美保関町福浦	福浦	20	53	公民館	S56.9.29
296		福浦2	美保関町福浦		40	30	小学校	H13.12.4
297		万原2	美保関町万原		12	19		H2.3.30
305		下小畑	美保関町美保関	下小畑	85	3	電話中継所	S55.3.21
306		西小路	美保関町美保関	西小路	50	35	集会所	S55.3.21 S56.3.31
307		泊小路	美保関町美保関	泊小路	30	102	商工会館等	H3.2.22 H11.10.5
308		中浦小路	美保関町美保関	中浦小路	30	110	公民館	S62.4.17
309		月名小路	美保関町美保関	月名小路	30	85	公民館等	S56.3.31
310		三保小路	美保関町美保関	三保小路	30	30	保育所	S56.3.31
311		万原	美保関町下宇部尾		30	25	公民館	H元.3.31
313		惣津	美保関町七類		15	21	公民館	H元.3.31
315		大江	美保関町森山		20	23	公民館	S60.1.29
266		雲津	美保関町雲津	雲津	50	28	公民館	H16.1.30
269		軽尾(大谷1)	美保関町美保関	軽尾	60	11	民宿	H17.7.12
269		軽尾(大谷2)	美保関町美保関	軽尾	60	9	民宿	H17.7.12
269		軽尾(大谷3)	美保関町美保関	軽尾	60	5	民宿	H17.7.12
285		宮山南平	美保関町森山		40	15	神社	H15.12.19
293		日向浦(日向浦2)	美保関町森山		50	5		H11.10.5
317		宇井地2	美保関町七類		10	11	給食ｾﾝﾀｰ	H15.12.19
なし		なし(雲津中央3)	美保関町雲津	雲津	50	9	公民館	H16.1.30
270		才1(才浦3)	美保関町美保関		10	5	公民館	H23.3.22
271		才2(才浦2)	美保関町美保関		50	6		H23.3.22
411(ﾗﾝｸⅡ)		才3(才浦4)	美保関町美保関		70	4		H23.3.22
なし		なし(才浦1)	美保関町美保関		50	9		H23.3.22
399(ﾗﾝｸⅡ)		軽尾1(大谷4)	美保関町美保関	軽尾	50	2		H20.9.12
400(ﾗﾝｸⅡ)		軽尾2(大谷4)	美保関町美保関	軽尾	30	1		H20.9.12
301		西長浜(西長浜Ⅰ、Ⅱ)	美保関町福浦		60	7	公民館	H23.9.30
302		東長浜(東長浜Ⅰ、Ⅱ)	美保関町福浦		70	7		H23.9.30

箇所番号		危険箇所名（指定箇所名）	位置		高さ(m)	人家(戸)	公共施設	指定年月日
			町名等	小字				
9	八雲町(3箇所)	岩海	八雲町日吉		15	76		H元10.13
348		上宮内	八雲村熊野	上宮内	80	6		H15.9.30
362		杉乃段	八雲村熊野	杉乃段	100	6		H16.1.30
387	玉湯町(9箇所)	栗木林(栗ノ木林)	玉湯町大谷	栗木林	30	7		H6.6.17
392		大谷(奥大谷)	玉湯町大谷		40	9		H6.6.17
382		天神免	玉湯町玉造	天神免	40	27	集会所	H16.1.30
383		玉の宮	玉湯町玉造	宮ノ上	40	17		H19.6.8 H21.12.1
384		廻原(廻原1)	玉湯町玉造	南	45	14	公民館	H16.1.30
なし		なし(廻原2)	玉湯町玉造	南	45	5		H16.1.30
380		京田(玉造西)	玉湯町玉造	京田	70	26	宿泊施設	H22.12.21 H23.8.26
381		波当(玉造西)	玉湯町玉造	波当	60	42		H22.12.21 H23.8.26
なし		なし(湯田B)	玉湯町玉造		30	0	福祉施設	H23.6.28
399	宍道町(1箇所)	舞屋	宍道町佐々布	舞屋	20	9		H12.4.7

資料 1-6

地すべり危険箇所・地すべり防止区域

資料：土木課、農林課

- 本編には、地すべり危険箇所の数と、地すべり防止区域（法指定箇所）の概要のみ記載。詳細については河川課及び農林課の保管する資料による。
- 当該危険箇所・防止区域の位置等については、ハザードマップにおいて明示。

■国土交通省所管

地すべり危険箇所

	旧市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町	計
箇所数	12 (10)	7 (3)	8 (4)	4 (2)	4 (0)	6 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	45 (23)

(　)内は内数で、法指定箇所数を表す。

地すべり防止区域（法指定箇所）

整理番号		地区名	所在地	指定年月日	指定面積(ha)	人家(戸)	公共施設等	備考
1	旧市	熊山	東忌部町	S36.4.8	12.60	0		
2		土居	大野町	S42.3.31 S43.6.14	9.60 53.80	36	神社 1、仏閣 1 病院 1	追加指定
3		南平台	国屋町	S48.10.27	6.00	12		
4		六坊	秋鹿町	S50.5.29	25.00	64		
5		大谷	東忌部町	S54.6.14	34.40	23		
6		布奈保	浜佐田町	S55.4.4	4.52	30	神社 1	
7		榎尻	西川津町	S57.3.27	3.90	19		
8		三谷	秋鹿町	S63.3.18 H8.6.27	56.10 14.10	17	神社 3、小学校	追加指定
9		名原	大垣町	H4.5.28	12.40	28	神社 3	
10		大垣	大垣町	H14.1.25	7.00	6	神社 1	
11	鹿島町	御津	鹿島町	H2.3.31	24.53	52	体育館 1、保育所 1 神社 1	
12		手結	鹿島町	H7.7.24 H13.3.21	10.61 0.55	89	寺 1、漁協 1	追加指定
13		福野	鹿島町	H23.11.21	6.00	11	神社 1	
14	島根町	大芦別所	島根町	S42.3.31	13.20	21		
15		海鳥	島根町	S47.2.23	15.10	41		
16		多古鼻	島根町	S47.2.23	25.40	110	神社 2、仏閣 1	
17		垣の内	島根町	H13.3.21	37.50	66	集会所 1、公民館 1	
18	美保関町	片江	美保関町	S39.2.21 H7.7.24	8.61 2.18	31	小学校 1、保育所 1 神社仏閣 1	追加指定
19		惣津	美保関町	H22.5.31	6.50	33		
20	玉湯町	鳥ヶ崎	玉湯町	S42.3.31	6.00	11		
21		根尾	玉湯町	S48.10.27	6.20	8		
22	宍道町	伊志見	宍道町	S36.4.8	6.97	4		
23	東出雲町	内馬	東出雲町	S42.2.24	8.20	30		

■農林水産省林野庁所管

地すべり危険箇所

	旧市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町	計
箇所数	19 (7)	2 (0)	3 (0)	7 (2)	5 (1)	5 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (12)

(　)内は内数で、法指定箇所数を表す。

地すべり防止区域（法指定箇所）

整理番号		地区名	所在地	指定年月日	指定面積(ha)	人家(戸)	公共施設等	備考
1	旧市	魚瀬	魚瀬町	S39.7.9 H9.2.21	26.6 42.5	100	寺社 4 保育所 1	追加指定
2		秋谷	大野町	S50.3.18	27.39	20	公民館 1、製材所 1	
3		下岡西	岡本町	S62.4.21 H5.12.15	14.58 25.82	18	寺 1	追加指定
4		下岡東	岡本町	S62.4.21	12.1	14	神社 1	
5		畑谷西	西長江町	S63.6.23	48.3	14		
6		畑谷東	西長江町	S63.6.23	48.11	17		
7		川部	上本庄町	H4.8.5 H14.6.26	28.5 29.2	45		追加指定
8	美保関町	小菅	美保関町	S50.3.18	41.48	5		
9		来島	美保関町	S50.3.18	21.85	8		
10	八雲町	藤原	八雲町	S37.8.22 H9.2.21	6.68 20	10	神社 1、公民館 1	追加指定
11	玉湯町	大谷下中	玉湯町	H6.11.4	19	11		
12		大谷下西	玉湯町	H5.12.15	77	26	寺 1	

■農林水産省農村振興局所管

地すべり危険箇所

	旧市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町	計
箇所数	30 (20)	5 (0)	9 (3)	2 (1)	10 (6)	12 (3)	17 (12)	0 (0)	9 (2)	94 (47)

(　)内は内数で、法指定箇所数を表す。

地すべり防止区域（法指定箇所）

番号		地区名	所在地	指定年月日	面積(ha)	人家(戸)
1	旧市	西ノ村	上大野町	S37.8.27	55.30	
2		西ノ村(追加)	上大野町	S43.3.27	93.80	114
3		上根尾	大野町	S38.3.12	75.80	46
4	八雲町	平原奥	八雲町平原	S39.3.9	52.37	
5		平原奥(追加)	八雲町平原	S42.4.19	39.10	61
6		萱野	八雲町熊野	S40.12.17	106.53	13
7		草谷	八雲町平原	S42.4.19	48.84	21
8	旧市	上岡	岡本町	S43.2.27	101.80	37
9		大熊	東忌部町	S43.3.27	208.00	73
10	宍道町	大野	宍道町西来待	S46.3.16	32.00	22

番号		地区名	所在地	指定年月日	面積(ha)	人家(戸)
11	旧市	細原	大野町	S46.3.26	34.56	
12		細原(追加)	大野町	S63.3.26	14.50	50
13		細原(追加その 2)	大野町	H 元.3.29	16.45	50
14		鎌田	魚瀬町	S46.3.26	61.20	16
15	宍道町	田根	宍道町上来待	S46.3.26	97.55	32
16	島根町	大芦	島根町大芦	S47.3.16	132.65	99
17	宍道町	佐倉	宍道町上来待	S47.3.16	119.40	45
18		佐々布	宍道町佐々布	S47.3.16	121.40	71
19	美保関町	笠浦	美保関町笠浦	S47.3.16	36.25	62
20	島根町	野波	島根町野波	S47.3.16	23.25	22
21	旧市	井神	秋鹿町	S47.12.25	41.00	16
22	宍道町	下倉	宍道町白石	S47.12.25	56.80	
23		下倉(追加)	宍道町白石	S52.3.26	17.00	42
24	島根町	瀬崎	島根町野波	S48.3.30	35.70	17
25	旧市	井崎	大井町	S49.2.20	12.10	17
26		上寄	上大野町・大垣町	S50.3.31	54.00	27
27	宍道町	小佐々布	宍道町佐々布	S51.3.26	37.00	13
28	旧市	枕木	邑生町・枕木町	S53.3.31	48.10	
29		枕木(追加)	枕木町	H14.3.15	0.88	36
30	宍道町	横見	宍道町西来待	S53.3.31	51.30	30
31	旧市	殿山	大野町・上大野町	S54.3.31	110.00	38
32		忌部	西忌部町	S54.3.31	60.00	31
33	宍道町	佐々布西	宍道町佐々布	S54.3.31	32.00	10
34		来待	宍道町上来待・東来待	S55.3.29	42.60	15
35	旧市	忌部東	西忌部町	S57.3.26	30.00	4
36	八雲町	岩室	八雲町熊野	S58.3.23	44.52	23
37	旧市	山中上	秋鹿町・上大野町・魚瀬町	S61.3.25	86.50	28
38	宍道町	菅原	宍道町上来待	H3.10.24	37.68	13
39	玉湯町	別所東	玉湯町林	H4.8.26	57.67	39
40		別所西	玉湯町林	H4.8.26	24.65	0
41	宍道町	来待大森	宍道町上来待	H6.2.23	22.94	29
42	玉湯町	大谷下東	玉湯町大谷	H6.2.23	39.62	23
43	旧市	大倉	秋鹿町・岡本町	H7.10.17	26.69	12
44		槇山	東忌部町	H12.4.5	34.99	11
45	八雲町	平原奥(追加その 2)	八雲町平原	H12.4.5	14.67	0
46	東出雲町	奥組	東出雲町上意東	S46.3.16	37.45	18
47	東出雲町	東畑	東出雲町上意東	S47.3.16	43.00	24

資料 1-7

土石流危険渓流

資料：河川課

- 本編には、土石流危険渓流（土石流危険渓流Ⅰ、土石流危険渓流Ⅱ、土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ）の数と、土石流危険渓流Ⅰの概要のみ記載。詳細については河川課の保管する資料による。
- 当該土石流危険渓流の位置等については、ハザードマップにおいて明示。

土石流危険渓流Ⅰ、土石流危険渓流Ⅱ、土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

	旧市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲町	玉湯町	宍道町	八束町	東出雲町	計
Ⅰ	76	42	28	56	43	30	21	0	14	310
Ⅱ	103	21	5	21	56	23	49	0	16	294
Ⅲ	91	0	0	0	0	4	5	0	14	114
計	270	63	33	77	99	57	75	0	44	718

土石流危険渓流Ⅰ

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
003	旧市（76箇所）	日本海	綿打西谷	魚瀬町綿打	0.04	35	
004		日本海	綿打東谷	魚瀬町綿打	0.04	35	
005		大野川	大野川	上大野町中川	0.58	2	公民館
006		大野川	井尻谷	上大野町土井	0.26	2	小学校
009		日本海	柳堀谷	秋鹿町芦尾	0.02	7	
010		日本海	鎌田川	魚瀬町鎌田	0.05	3	公民館
011		秋鹿川	大谷山中	秋鹿町大谷	0.23	6	
013		秋鹿川	漆ヶ谷川	秋鹿町漆ヶ谷	0.10	5	
014		岡本川	東ノ谷川	岡本町上岡	0.49	2	総合センター
015		岡本川	西ノ谷西川	岡本町上岡	0.04	2	総合センター
019		岡本川	石ノ堂川	岡本町石ノ堂	0.05	2	公民館
021		秋鹿川	坂口谷	秋鹿町山中	0.09	4	公民館
022		秋鹿川	山中川	秋鹿町秋鹿	0.07	1	小学校
023		秋鹿川	鍋倉谷	秋鹿町鍋倉	0.46	6	
024		秋鹿川	女蛇谷	秋鹿町女蛇	0.04	6	
030		秋鹿川	本谷	秋鹿町本谷	0.03	0	神社
039		東長江川	丈夫谷	東長江町光明寺	0.23	1	郵便局
042		古曽志川	矢ノ奥川	荘成町堂奥	0.14	3	成相寺
050		講武川	梨廻谷	西生馬町梨廻	0.06	2	公民館
051		講武川	西ノ谷東川	西生馬町奥山	0.27	7	
053		講武川	池部池谷	東生馬町池部池	0.11	1	公民館
054		講武川	亀尻谷	東生馬町亀尻	0.07	102	
058		北田川	白鹿谷	法吉町白鹿	0.02	6	
059		北田川	細田谷	法吉町二反田	0.02	61	
060		北田川	細田西谷	法吉町法吉	0.16	5	
061		小倉川	小倉川	西持田町小倉	0.14	6	集会所
065		持田川	金井谷川	東持田町納蔵	0.26	5	
072		坂本川	オウシキ谷	坂本町坂本別所	0.36	9	公民館
077		本庄川	本庄川	上本庄町川部	2.21	8	
078		本庄川	小屋ノ谷川	上本庄町川部	0.85	8	
079		本庄川	梨谷	上本庄町川部	0.10	8	
080		本庄川	古屋谷	上本庄町川部	0.18	8	

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
081		枕木川	権現谷	枕木町寺ノ下	0.11	6	
083		枕木川	長谷	邑生町長谷	0.04	1	宿泊施設
085		長海川	苧山川	長海町苧山	0.20	9	公会堂
089		朝酌川	伊屋谷	上東川津町伊屋	0.10	7	
090		朝酌川	二ノ谷	上東川津町二ノ谷	0.07	6	
092		朝酌川	奥山下谷	下東川津町奥山	0.25	18	公民館
093		朝酌川	能徳谷	下東川津町能徳	0.04	19	公民館
103		朝酌川	西谷川	西尾町米坂	0.23	6	
104		朝酌川	水上谷	西尾町水上	0.25	4	集会所
105		大井手川	荒神谷	朝酌町寺谷	0.05	8	
106		大井手川	上組東川	朝酌町上組	0.03	4	寺
108		大井手川	大谷朝酌	朝酌町大谷	0.15	26	駐在所
112		剣先川	観音谷	朝酌町矢田	0.03	10	公民館
113		剣先川	矢田東谷	朝酌町矢田	0.13	6	
114		剣先川	明神谷	福富町明神	0.08	7	
115		剣先川	福富川	福富町大谷	0.16	14	
116		剣先川	内ノタワ谷	福富町内ノタワ	0.05	12	
119		中海	寺尾谷	大井町寺尾	0.11	12	公民館
120		中海	井奥谷	大井町井奥	0.06	13	公民館
121		中海	大井川中溝川	大井町中原	0.14	12	
122		中海	大谷大井	大井町大谷	0.47	10	
124		中海	柳谷	大海崎町柳谷	1.40	18	
125		中海	東谷	大海崎町東谷	0.38	26	
127		中海	ナメラ谷	大海崎町中海	0.04	20	
129		中海	向井東谷	大海崎町向井	0.10	6	
132		宍道湖	大隅川	乃白町大隅	0.19	0	変電所
133		宍道湖	中ノ谷	乃白町中ノ谷	0.13	0	変電所
134		宍道湖	姥ヶ谷	乃白町姥ヶ谷	0.06	0	変電所
136		西忌部川	大向川	西忌部町中組	0.73	1	集会所
137		西忌部川	西忌部川	西新部町大向	0.45	2	集会所
138		西忌部川	五色堀谷	西忌部町柳原	0.46	5	
142		忌部川	天王谷	東忌部町宮内	0.06	7	
144		忌部川	ショウブ川	東忌部町宮内	0.07	4	公会堂
154		忌部川	普賢寺南谷	東忌部町普賢寺	0.09	5	
158		忌部川	奥明谷	東忌部町奥名	0.05	5	
160		忌部川	勝負川	乃白町勝負	0.03	7	
165		忌部川	東忌部 2	東忌部町	0.03	1	公民館
166		忌部川	東忌部 3	東忌部町	0.02	2	公民館
169		忌部川	乃白 1	乃白町	0.05	27	寺
189		枕木川	枕木 5	枕木町	0.05	6	
190		枕木川	邑生 1	邑生町	0.04	6	
266		秋鹿川	秋鹿 2	秋鹿町	0.06	6	小学校等
267		秋鹿川	秋鹿 3	秋鹿町	0.04	1	総合センター
271		岡本川	岡本 2	岡本町	0.21	3	
001	鹿島町(42箇所)	日本海	大片句川	鹿島町片句	0.10	23	
002		日本海	原発 1 号谷	鹿島町御津	0.04	0	原子力発電所
003		日本海	原発 2 号谷	鹿島町御津	0.05	0	原子力発電所
004		日本海	原発 3 号谷	鹿島町御津	0.07	0	原子力発電所
005		佐陀川	深田川	鹿島町佐陀本郷	0.16	7	
006		佐陀川	西深田川	鹿島町佐陀本郷	0.14	7	
007		佐陀川	名字平川	鹿島町佐陀本郷	0.05	6	

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
008		佐陀川	峯谷川	鹿島町佐陀本郷	0.30	10	
010		佐陀川	権谷	鹿島町名分	0.16	0	変電所
011		佐陀川	宮ノ奥谷	鹿島町名分	0.11	5	集会所
012		佐陀川	仲井谷	鹿島町名分	0.07	4	病院等
014		佐陀川	広岡川	鹿島町佐陀宮内	0.17	5	
015		佐陀川	市場川	鹿島町佐陀宮内	0.04	5	
016		佐陀川	客土川	鹿島町佐陀本郷	0.04	14	基地局
017		佐陀川	志戸川	鹿島町佐陀本郷	0.11	9	小学校
020		佐陀川	根連木川	鹿島町佐陀本郷	0.07	11	
021		佐陀川	大屋川	鹿島町佐陀本郷	0.12	9	集会所
022		佐陀川	佐々利川	鹿島町佐陀本郷	0.07	7	
023		日本海	廻谷川	鹿島町佐陀本郷	0.15	16	
024		日本海	廻谷西川	鹿島町佐陀本郷	0.03	6	
025		日本海	風呂谷川	鹿島町佐陀本郷	0.04	16	
026		日本海	奥ノ堂川	鹿島町佐陀本郷	0.27	9	
027		講武川	西谷清水川	鹿島町北講武	0.07	16	公会堂
028		講武川	西谷川	鹿島町北講武	0.07	13	公会堂
029		講武川	山鹿川	鹿島町北講武	0.14	11	
031		日本海	観田谷	鹿島町御津	0.02	3	公民館等
032		日本海	殿ノ奥川	鹿島町御津	0.06	26	福祉施設
033		日本海	西谷	鹿島町御津	0.03	21	
035		日本海	尺田川	鹿島町御津	0.09	46	
036		日本海	御客川	鹿島町御津	0.28	51	
037		講武川	間奥西川	鹿島町南講武	0.03	5	
038		講武川	間奥川	鹿島町南講武	0.06	5	
038		講武川	茂屋谷	鹿島町南講武	0.05	1	公会堂
040		講武川	大石谷	鹿島町南講武	0.12	8	集会所
041		講武川	豆谷	鹿島町上講武	0.04	11	
042		講武川	清水川	鹿島町上講武	0.22	10	
043		講武川	谷奥谷	鹿島町上講武	0.04	5	
055		講武川	石津川	鹿島町上講武	0.04	5	
056		講武中川	成丈川	鹿島町南講武	0.54	9	
057		講武中川	寺谷川	鹿島町南講武	0.13	7	集会所
058			御津 1	鹿島町御津	0.03	20	
064		佐陀川	佐陀宮内 1	鹿島町佐陀宮内	0.03	11	
001	島根町 (28箇所)		鬼山谷	島根町大芦	0.14	19	
002			楡木谷	島根町大芦楡木	0.03	8	
003			海鳥川	島根町大芦	0.13	11	
004			大碕川	島根町大芦	0.63	5	公民館
005		森田川	将軍川	島根町加賀	1.10	13	
006		森田川	西ノ谷川	島根町大芦	0.97	11	
007		森田川	平床谷	島根町加賀	0.07	5	
008		森田川	坂部屋谷	島根町大芦	0.08	6	公民館
009		澄水川	潮音寺川	島根町加賀	1.01	5	中学校
010		澄水川	山田谷	島根町加賀浜	0.04	2	保育所
011		澄水川	タカビシ山 2 号川	島根町加賀	1.30	14	
012		澄水川	タカビシ山 1 号川	島根町加賀	0.43	10	
014		澄水川	大峰山谷	島根町加賀	0.53	6	
018		澄水川	たきね川	島根町加賀	0.08	1	小学校
020			北谷川	島根町加賀	0.12	5	
021			キイチ谷川	島根町加賀	0.06	5	集会所

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
022			小宮山谷	島根町加賀	0.08	7	
023			堂ノ奥川	島根町加賀	0.27	12	
024		里路川	持ノ奥川	島根町野波	0.67	5	寺
025			小屋谷川	島根町野波	0.07	2	小学校
026			柿谷	島根町野波	0.19	0	中学校
027			潮崎川	島根町野波	0.06	14	診療所等
028			雨谷	島根町野井	0.20	7	宿泊施設等
029			野井川	島根町野井	0.07	49	
032			多古 1	島根町多古	0.05	20	
033			大芦 1	島根町大芦	0.03	7	
034		千酌路川	野波 1	島根町野波	0.02	9	
036		千酌路川	野波 3	島根町野波	0.02	7	
004	美保関町(56箇所)	千酌川	千酌馬見谷	美保関町千酌	1.13	9	公民館
005		千酌川	寺垣谷	美保関町千酌	0.07	7	公民館
006			清水谷	美保関町千酌	0.04	8	
009		中海	万原川	美保関町下宇部尾	0.08	6	公民館
011			湯舟谷	美保関町菅浦	0.11	7	
014		中海	川上谷川	美保関町下宇部尾	0.30	10	
015		中海	田口川	美保関町下宇部尾	0.22	11	
016			神戸川	美保関町片江	0.59	42	集会所
017			上谷	美保関町片江	0.16	43	集会所
018			孫目谷	美保関町片江	0.06	20	農協
019			東風谷川	美保関町片江	0.24	10	
020			片江大谷川	美保関町片江	0.46	23	
021		境水道	関谷川	美保関町森山	0.34	0	宿泊施設
022		境水道	伊宗ヶ谷	美保関町森山	0.07	0	宿泊施設
023		境水道	横田川	美保関町森山	1.23	2	宿泊施設
031		境水道	小中村川	美保関町森山	0.29	5	
032			七類川	美保関町七類	0.72	10	小学校
033			小谷	美保関町七類	0.06	7	小学校
034			七類峠川	美保関町七類	0.61	27	
035			宇井地谷	美保関町七類	0.04	25	
036		境水道	土地谷川	美保関町森山	0.16	17	通信施設
037		境水道	上尾屋谷	美保関町森山	0.05	6	駐在所
038		境水道	大谷川	美保関町森山	0.34	9	
039			宮の浦	美保関町七類	0.03	16	
040			七類峠東川	美保関町七類	0.13	2	七類港
041		境水道	大江川	美保関町森山	0.41	14	公民館等
042		境水道	長島川	美保関町森山	0.35	5	
044			法田川②	美保関町諸喰	0.04	17	公民館等
045		境水道	福浦西川	美保関町森山	0.14	0	郵便局
046		境水道	福浦川	美保関町福浦	0.24	33	公民館
047		境水道	小福浦西谷	美保関町福浦	0.02	15	寺
048		境水道	宮ノ谷	美保関町福浦	0.08	4	小学校
052			諸喰西谷	美保関町諸喰	0.08	16	
053			諸喰谷	美保関町諸喰	0.16	16	
054		境水道	玉井東谷	美保関町福浦	0.18	0	斎場
055		境水道	玉井西谷	美保関町福浦	0.08	0	斎場
056			男鹿川	美保関町福浦	0.11	8	
057			雲津川	美保関町雲津	0.50	24	宿泊施設
058			浜谷	美保関町雲津	0.03	5	

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
059			浜北谷	美保関町雲津	0.05	1	宿泊施設
060			風ヶ浦谷	美保関町美保関	0.06	5	
063			軽尾川	美保関町美保関	0.28	3	宿泊施設
064			杢井東谷	美保関町美保関	0.26	1	宿泊施設
066			才川	美保関町美保関	0.22	15	公民館
067			小坂川	美保関町美保関	0.06	2	公民館
068			中馬川	美保関町美保関	0.06	3	宿泊施設
069			西小路	美保関町美保関	0.04	30	
070			泊川	美保関町美保関	0.05	10	宿泊施設
071			泊小路谷	美保関町美保関	0.08	25	集会所
072			中浦川	美保関町美保関	0.09	52	集会所
073			猪子ヶ谷	美保関町美保関	0.06	12	集会所
076			美保関 1	美保関町美保関	0.07	13	公民館
077			七類 1	美保関町七類	0.04	2	宿泊施設
078			七類 2	美保関町七類	0.04	6	
079			千酌 1	美保関町千酌	0.07	18	
080		中海	下宇部尾	美保関町下宇部尾	0.14	0	
001	八雲町(43箇所)	平原川	平原川	八雲町平原	0.74	2	公民館
003		平原川	長尾谷	八雲町平原	0.21	0	公民館
004		平原川	滑谷川	八雲町平原	0.54	0	公民館
021		意宇川	鴨居谷	八雲町熊野	0.23	6	
022		意宇川	上谷川	八雲町熊野	1.37	8	浄水場
031		意宇川	藤田谷	八雲町熊野	0.04	5	
032		意宇川	下宮内南谷	八雲町熊野	0.77	5	
036		意宇川	前田谷	八雲町熊野	0.05	7	
037		意宇川	田寄谷	八雲町熊野	0.09	8	
038		意宇川	横手谷	八雲町熊野	0.11	6	
039		意宇川	放ヶ谷	八雲町熊野	0.05	4	郷土館
040		意宇川	水神谷	八雲町熊野	0.05	7	
041		意宇川	横手東谷	八雲町熊野	0.04	4	集会所
044		意宇川	ワラビ谷川	八雲町熊野	0.13	2	公民館
046		意宇川	伊儀谷川	八雲町熊野	0.17	5	
047		意宇川	田中谷川	八雲町熊野	0.12	2	公民館
048		意宇川	森脇東谷	八雲町熊野	0.06	1	
051		意宇川	小屋谷川松廻川	八雲町熊野	0.14	33	
052		意宇川	松廻北川	八雲町熊野	0.09	27	
054		意宇川	塩見谷	八雲町熊野	0.06	3	公民館
055		意宇川	山ノ廻谷	八雲町熊野	0.03	5	
057		意宇川	川平川	八雲町西岩坂	0.76	11	集会所
059		桑並川	宮の谷川	八雲町西岩坂	0.13	2	神社
062		桑並川	髭谷川	八雲町西岩坂	0.85	3	集会所
064		桑並川	家の奥川	八雲町西岩坂	0.15	3	集会所
066		桑並川	向原谷	八雲町西岩坂	0.04	5	
067		桑並川	向ノ谷川	八雲町西岩坂	0.13	7	
073		桑並川	善定寺谷	八雲町西岩坂	0.03	5	幼稚園等
074		意宇川	青木川	八雲町西岩坂	0.72	9	公民館
075		意宇川	見曲谷	八雲町西岩坂	0.19	19	公民館
076		意宇川	椎ノ木谷川	八雲町西岩坂	0.32	10	公民館
077		意宇川	勝負谷	八雲町西岩坂	0.04	53	
078		意宇川	神納北谷	八雲町日吉	0.03	16	
079		意宇川	神納後谷	八雲町日吉	0.23	5	

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
080		意宇川	神納谷	八雲町日吉	0.08	6	
081		東岩坂川	深原川	八雲町東岩坂	0.86	3	公民館
082		東岩坂川	藤原川	八雲町東岩坂	1.29	3	公民館
085		東岩坂川	清蔵谷	八雲町東岩坂	0.06	5	
086		東岩坂川	奥ノ谷	八雲町東岩坂	0.09	12	公民館
087		東岩坂川	家ノ奥谷	八雲町東岩坂	0.02	8	
088		東岩坂川	畑中谷	八雲町東岩坂	0.05	5	集会所
091		川原川	宝満山川	八雲町東岩坂	0.05	3	公民館
092		川原川	川原後谷	八雲町東岩坂	0.08	6	
005	玉湯町(30箇所)	宍道湖	北廻谷	玉湯町林	0.04	2	公民館
008		本郷川	宮の奥	玉湯町林	0.03	7	
009		本郷川	大槇谷	玉湯町林	0.11	5	
012		宍道湖	奥明谷	玉湯町林	0.03	5	
014		玉湯川	イノサコ谷	玉湯町大谷	0.10	7	
015		玉湯川	金井谷川	玉湯町大谷	0.84	10	
016		玉湯川	奥大谷谷	玉湯町大谷	0.34	2	浄水場
018		玉湯川	オモウ谷	玉湯町大谷	0.61	1	小学校等
026		玉湯川	大廻川	玉湯町大谷	0.30	5	
027		玉湯川	鍛冶屋奥川	玉湯町大谷	0.08	6	
028		玉湯川	宮奥谷	玉湯町大谷	0.12	4	神社
031		玉湯川	平田の奥	玉湯町大谷	0.01	4	集会所
032		玉湯川	高畦谷	玉湯町玉造	0.36	6	
033		玉湯川	廻原南川	玉湯町玉造	0.04	8	
035		玉湯川	廻原北川	玉湯町玉造	0.06	6	
036		玉湯川	中ノ廻南川	玉湯町玉造	0.02	6	
037		玉湯川	中ノ廻川	玉湯町玉造	0.03	9	
038		玉湯川	宮ノ上川	玉湯町玉造	0.04	4	神社
039		玉湯川	タタラ谷	玉湯町玉造	0.05	5	
040		玉湯川	古屋敷谷	玉湯町玉造	0.07	5	
041		玉湯川	田中川	玉湯町玉造	0.58	5	
042		玉湯川	滝岩谷	玉湯町玉造	0.12	29	宿泊施設
043		玉湯川	滝岩南谷	玉湯町玉造	0.02	29	宿泊施設
044		玉湯川	湯面川	玉湯町玉造	0.08	10	宿泊施設
045		玉湯川	青木原川	玉湯町玉造	0.24	4	宿泊施設
046		宍道湖	奥の谷	玉湯町湯町	0.15	7	
047		宍道湖	布志名西谷	玉湯町布志名	0.28	6	
049		宍道湖	井尻川	玉湯町布志名	0.28	5	
050		宍道湖	判官山東谷	玉湯町布志名	0.12	8	
053		玉湯川	玉造1	玉湯町玉造	0.03	7	
001	宍道町(21箇所)	伊志見川	大鏡谷	宍道町伊志見	0.06	0	
002		江尻川	大道の奥	宍道町佐々布	0.05	7	
003		江尻川	小佐々布西川	宍道町佐々布	0.28	5	
004		江尻川	深廻川	宍道町佐々布	0.28	2	
008		中山川	サコ水路	宍道町佐々布	0.08	2	公民館
014		佐々布川	乙松谷	宍道町白石	0.10	7	
015		佐々布川	岡の目谷	宍道町佐々布	0.06	2	
016		佐々布川	矢谷	宍道町佐々布	0.16	5	
017		佐々布川	夫婦岩谷	宍道町白石	0.03	15	
018		佐々布川	佐々布中谷	宍道町佐々布	0.14	6	
028		来待川	フタマタ谷	宍道町上来待	0.12	2	公民館
039		来待川	上来待谷	宍道町上来待	0.28	2	公民館

渓流番号		河川名	渓流名	位置	流域面積(ha)	人家(戸)	公共施設等
043		来待川	菅原川	宍道町上来待	0.47	5	
048		来待川	案用寺西川	宍道町上来待	0.07	3	
049		来待川	案用寺川カマノ	宍道町上来待	0.82	3	
051		佐倉川	青木ヶ谷	宍道町上来待	0.06	5	公民館
055		佐倉川	岩屋谷	宍道町上来待	0.08	5	寺
058		来待川	大畑谷	宍道町上来待	0.04	16	
059		来待川	岩崎谷	宍道町上来待	0.02	8	
060		宍道湖	坂ヒロ谷	宍道町東来待	0.06	37	駐在所
076		中山川	佐々布5	宍道町佐々布	0.02	1	公民館
001	東出雲町(14箇所)	意宇川	春日南谷	東出雲町春日	0.23	7	
002		意宇川	春日北谷	東出雲町春日	0.05	33	自治会館
003		意宇川	馬場廻谷	東出雲町春日	0.16	17	
007		須田川	井戸谷川	東出雲町内馬	0.05	9	
013		市の原川	座頭川	東出雲町揖屋町四廻	0.16	124	集会所
014		市の原川	市原谷	東出雲町市原	0.09	9	
016		意東川	古家敷谷	東出雲町上意東	0.08	5	神社
017		意東川	本谷中組西谷	東出雲町本谷中組	0.25	4	寺
018		意東川	山淵谷川	東出雲町本谷中組	1.35	6	集会所
021		意東川	熊谷	東出雲町下組	0.15	9	集会所
022		意東川	畑川	東出雲町高庭	1.77	14	公会堂
023		意東川	竹崎谷南川	東出雲町高庭	0.09	6	
024		意東川	竹崎谷川	東出雲町上意東	0.04	6	
027		市の原川	二重堤	東出雲町崎田	0.04	14	

資料 1-8

土砂災害警戒情報監視基準

資料：島根県地域防災計画

島根県における監視基準（警戒避難基準）は次のとおり。

1　県内 12 ブロックにおける代表メッシュ（気象予報区分の平地と山地が混在するブロックにおいては、平地、山地それぞれにおける代表メッシュ）の監視基準を同一ブロック内の平地、山地各々の基準値とする（合計 19 の代表メッシュ）。

2　各メッシュの RBFN 出力値は 0.2 とする。

3　上記の基準は当面の値とし、適宜見直しを行うほか、将来的には全メッシュにおいて個々の基準を設定することとする。

4　松江市の各ブロックにおける監視基準（60 分間積算雨量、土壌雨量指数）は、次頁のとおり。

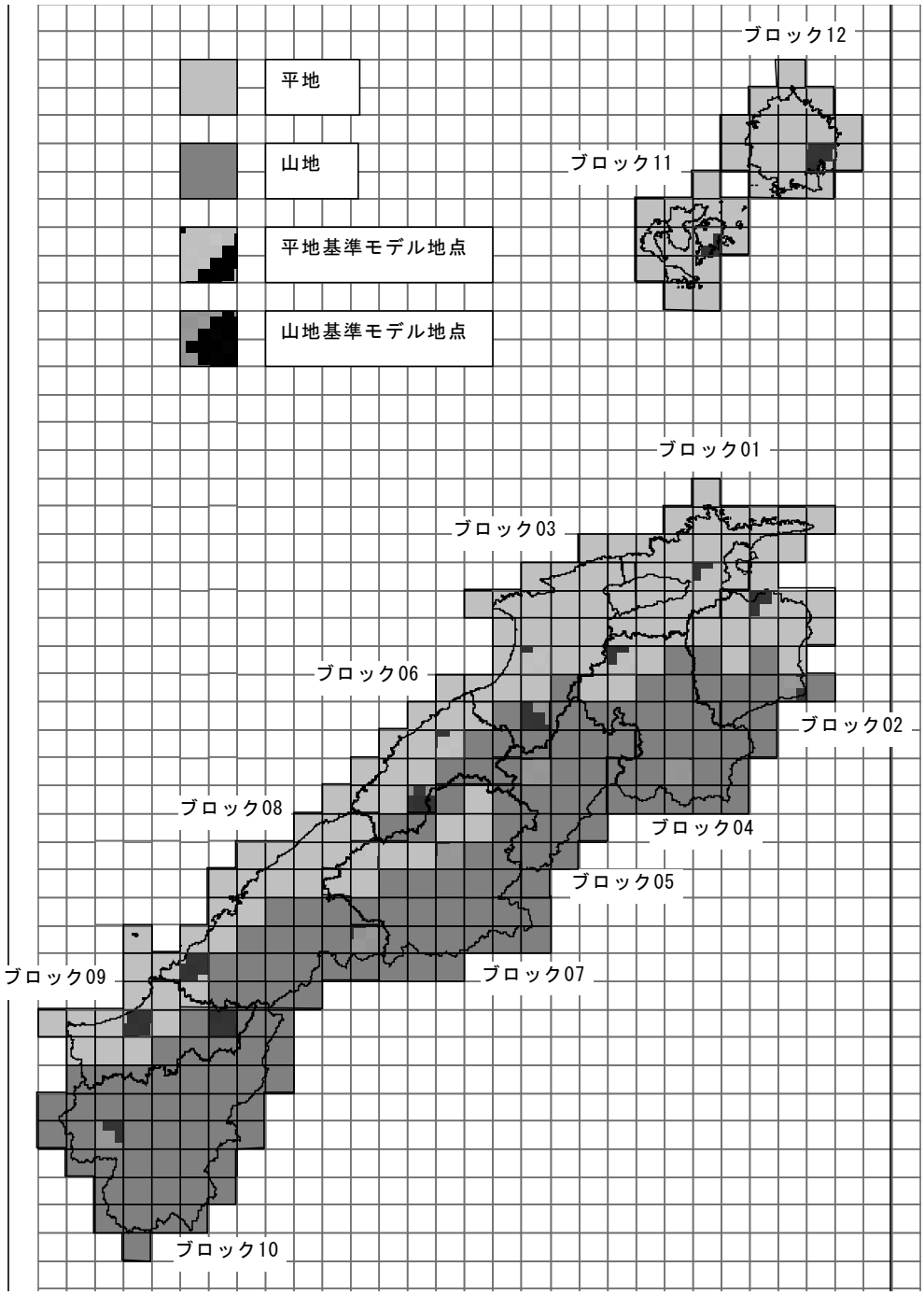

松江市の各ブロックにおける監視基準（ＣＬ基準）（60 分間積算雨量、土壌雨量指数）

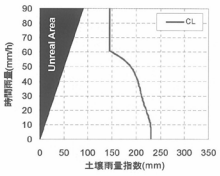

35320713(RBFN出力値0.2)

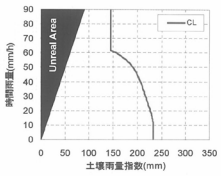

35320714(RBFN出力値0.2)

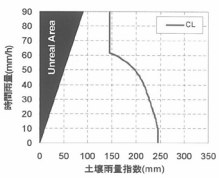

35321015(RBFN出力値0.2)

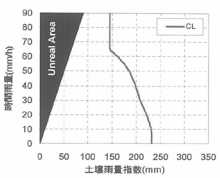

35330600(RBFN出力値0.2)

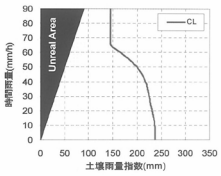

35330701(RBFN出力値0.2)

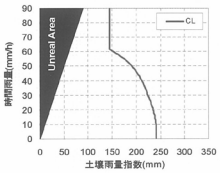

35320814(RBFN出力値0.2)

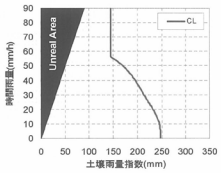

35320914(RBFN出力値0.2)

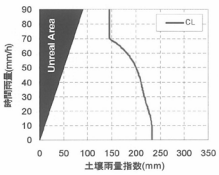

35330700(RBFN出力値0.2)

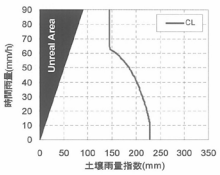

35330800(RBFN出力値0.2)

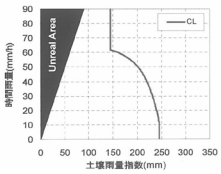

35330901(RBFN出力値0.2)

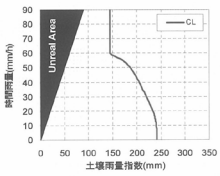

35321014(RBFN出力値0.2)

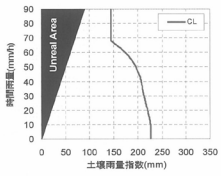

35320715(RBFN出力値0.2)

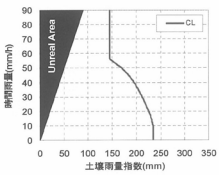

35330900(RBFN出力値0.2)

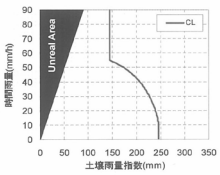

35331000(RBFN出力値0.2)

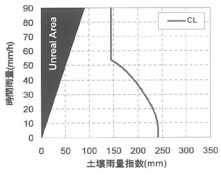

35331101(RBFN出力値0.2)

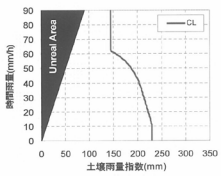

35320815(RBFN出力値0.2)

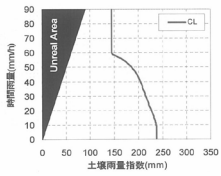

35320915(RBFN出力値0.2)

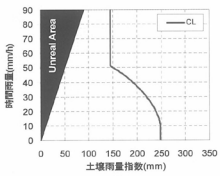

35331100(RBFN出力値0.2)

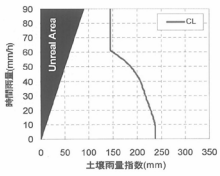

35330601(RBFN出力値0.2)

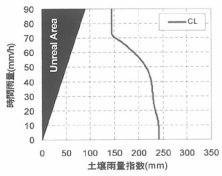

35330702(RBFN出力値0.2)

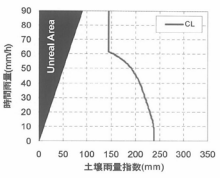

35330801(RBFN出力値0.2)

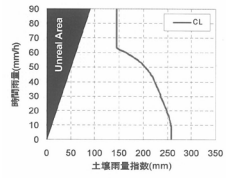

35330902(RBFN出力値0.2)

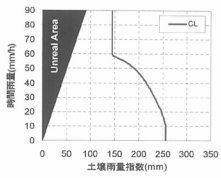

35331002(RBFN出力値0.2)

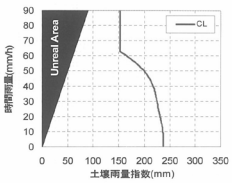

35330701(RBFN出力値0.2)

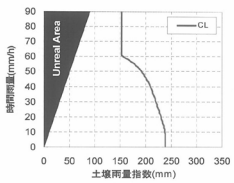

35330801(RBFN出力値0.2)

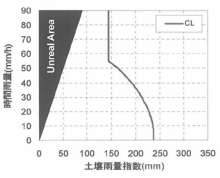

35331001(RBFN出力値0.2)

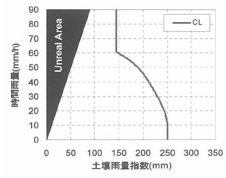

35331102(RBFN出力値0.2)

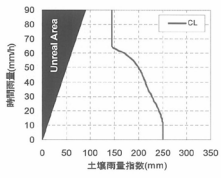

35330903(RBFN出力値0.2)

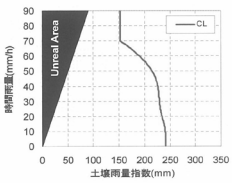

35330702(RBFN出力値0.2)

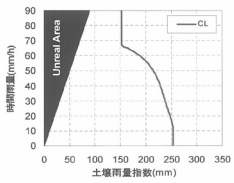

35330802(RBFN出力値0.2)

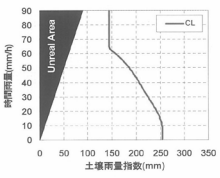

35331201(RBFN出力値0.2)

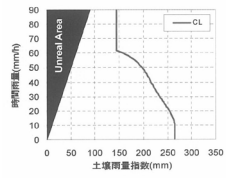

35331003(RBFN出力値0.2)

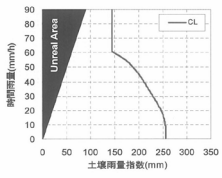

35331103(RBFN出力値0.2)

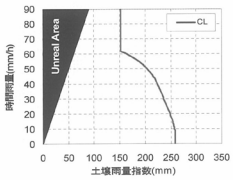

35330902(RBFN出力値0.2)

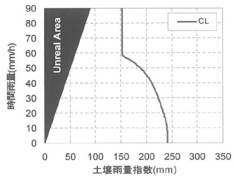

35330803(RBFN出力値0.2)

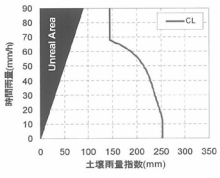

35330802(RBFN出力値0.2)

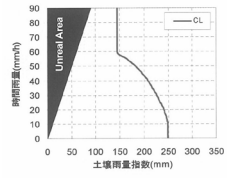

35331104(RBFN出力値0.2)

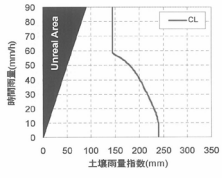

35331105(RBFN出力値0.2)

(4)雪害予防
資料 1-9

冬季における災害等対応実施基準

資料：防災安全課

目的

この「冬季における災害等対応実施基準」は、松江市における冬季の災害等に際し、警戒防御しこれらの被害を軽減するとともに公共の安全、民心の安定を図ることを目的として、「松江市地域防災計画」に基づき、その対応等について定めたものである。

対応目標

冬季における降雪に見舞われた場合、松江市は豪雪地帯の雪対策に比べて対策基盤が脆弱なこと、雪対策に対する市民意識の違いから、特別の配慮が必要になり、また災害事象に発展した場合も迅速かつ適切な対応を実施しなくてはならない。

対処については、関係各課がその役割を十分に理解し、適時適切に対応していくことが必要であり、特に、除雪体制の整備を含めた道路交通、公共交通機関の円滑な運行、凍結対応も含めたライフライン等の確保は、市民生活に直接及ぼす影響が大であることから、その対策を重点的に講ずる必要がある。また、その他安全確保に係る事項（降雪時等対応に関する事前広報、情報提供、通学路の確保、凍結による転倒、庁舎管理、その他冬季災害等として発生する事象についての対応）についても同時に想定・対応していかなくてはならない。

また、円滑な対策活動の実施にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、そのためにも事前の情報の提供・周知を図り、降雪時の交通の安全や家まわりの除雪など、住民自らも雪に対応していくことへの具体的な啓発的広報も積極的に実施していく必要がある。

市民生活の確保及び施設等の安全確保等

○事前広報等の充実

冬季を迎える前に、事前広報等により市民に対し、冬季の生活に関わる情報提供の充実を図る。これにより、除雪等市として対応していく内容、冬季の生活に関わる注意点等を示すとともに市民に対する理解と協力を呼びかける。

○通学路の確保について：健康福祉部、建設部、教育委員会

事前に融雪剤を配布する。配置場所、散布、実施方法、周知等また、その他の通学路確保に必要な措置に関しては、管理課、教育委員会、子育て課、学校、幼稚園、保育所、地域（保護者含む）にて協議の上効果的な協力体制を確立し実施する。

○高齢者等災害時要援護者に対する措置：健康福祉部（冬季対策会議時に周知内容作成提出）

事前に啓発的広報を行い、町内会、自主防災組織等が中心になり、必要時には安否確認や除雪等必要に応じた生活確保の支援を行える関係の構築を推進する。

○施設利用にかかる安全の確保

各課責務として所管施設等における市民の利用及び安全上必要な措置の実施（積雪に伴う通路、スロープ等の確保等）。

○各課の基本的対応

各課において、職員参集連絡体制確認及び運用、所管施設に係る安全確保、被害状況の把握それに伴う対応活動の実施に努め、防災安全課に随時「被害状況・対応活動報告書」にて報告する。各体制が設置された場合は、当該体制における対応活動を実施する（動員については、風水害対策動員計画表に準ずる）。

事前対応

1　会議

当該年度における各課の冬季対応・連携等体制の確認、問題点の改善、市民への周知内容決定等を行うため冬季対策会議を実施する。

◎実施主体（防災安全課が召集）

関係各課（防災安全課、地域・交通政策課、総務課、農林課、観光施設課、市民生活相談課、保健福祉課、子育て課、環境保全課、管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、各支所、消防本部、水道局、ガス局、交通局）

◎事前準備（防災安全課まで会議資料として提出。会議にて説明実施。）

- 管理課：除雪を行う市内の路線、除雪実施基準、その他必要事項をまとめた資料
- 子育て課、管理課、教育委員会：通学路確保に関する資料
- 健康福祉部：高齢者等災害時要援護者の対応に関する資料
- 水道局：凍結対策等事前広報を実施する資料
- その他の課：冬季対策として、事前広報が必要な内容をまとめた資料

◎会議内容

- 災害時体制の確認
- 冬季対応における留意事項等確認
- 連絡、報告体制の徹底
- 関係各課による対応内容確認
- 事前広報内容の協議、決定
- その他必要な事項

2　事前広報等

①　実施内容

冬季対策会議の決定を受け、市民に対し降雪等の対応に関する理解・協力及び情報提供を行う。

内容については、以下のとおり。

- 降雪時に実施する市の対応、注意事項（降雪、除雪作業、凍結による市民生活への影響等）、市民の理解と協力
- 降雪、気象等についての情報提供
- その他必要な事項

②　方法

ア　公民館への文書による周知

イ　公民館長会、自治会連合会等の会議時の周知

ウ　広報紙による周知

エ　その他必要な周知

③　実施主体

秘書広報課：「②方法」ウによる周知の実施

市民活動推進課：「②方法」イ（自治会連合会）による周知の実施

生涯学習課：「②方法」ア、イ（公民館長会）による周知の実施

※　エについては、冬季対策会議にて内容に応じ周知を行うことが適当な課を決定し、当該課において実施する。

降雪時等対応

冬季における全般的な対応としては、他の災害以上にひとつの基準により体制を決定することは出来ず、降雪量、温度、前日及び今後の気象、現状等の状態を総合的に判断しながら決定していく必要がある。しかしながら、降雪量は冬季における対応の大きな判断基準になる。平成 6 年から平成 14 年の松江市における最大日降雪量の平均は 10cm であり、最大は、平成 11 年 1 月及び平成 12 年 3 月の 15cm である。松江市の降雪傾向としては、短期の降雪による積雪が最大積雪量を示すことが多い。このことから、当市においては日降雪量に基づく数値により、対応実施基準を定める必要がある。【松江国道事務所「直轄道路除雪計画書」より観測地点：9 号松江】

除雪体制については、以下のとおり。

対応機関	対応区間	除雪開始基準
松江国道事務所	松江国道事務所管内の国道 9 号（松江道路・出雲バイパス）及び 54 号	新雪除雪の場合路上に新雪が 10cm 以上になった場合。
松江県土整備事務所	松江県土整備事務所管内の 一般国道：国道 431 号外 2 線 主要地方道：境美保関線外 7 線 一般県道：松江七類港線外 27 線	新雪 15cm に達したときに出動することが原則。
松江市建設部管理課	バス路線、都市計画街路及び国道、県道に通ずる主要幹線のうち、交通の確保上緊急かつ必要路線から実施。	積雪 15cm 程度以上とする（交通の確保上必要と認められる場合は状況に応じて即応）。

除雪開始について、松江管内の場合は 15cm が基準になっているが、冬季対応を考えた場合、広く市民生活に対する影響を考慮する必要があり、関係各課の対応開始時期はその内容によって様々になる。災害に対する体制の決定にあたっては、市街地における積雪量が 10cm に達する見込みであれば状況を把握、検討の上対応を実施していく必要がある。

1　冬季対応

警報・注意報及び気象情報、降雪、凍結等により、各課において対応が必要と判断される場合、各課は必要な対応について担当課長の判断、指示により活動を行う。実施した内容については、被害状況・対応活動報告書（別紙１）により速やかに防災安全課に報告する。

※　対応状況については、防災安全課にて全体の情報を集約する。

2　注意体制

本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等、警報・注意報及び気象情報が発表され、災害に備え体制をとることが必要と判断される場合(市街地の降雪量が 10cm 程度を超える予報がされるとき等*)。

【防災安全課及び対応実施各課】

防災安全課

- 気象情報、活動状況等情報の収集
- 対応実施課が的確な活動が出来るための情報提供
- 今後の対応及び体制判断のための情報集約
- 準備体制の配備が迅速に出来るよう準備

対応実施各課

- 冬季対応より引き続き、必要な対応の実施
- 通報及び対応活動状況等の報告

3　準備体制

本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等、警報・注意報及び気象情報が発表され、小規模の災害が発生又は災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕がある場合（市街地の積雪量が15cm程度を超える予報がされるとき等*）。

※　準備体制の設置・廃止は、防災安全部長が決定する。

（活動体制の構図、体制の確立、参集の方法、各班の行動、動員計画等については、風水害時の「準備体制」対応に準ずる。）

4　警戒体制

本市を含む地域に気象業務法に基づく大雪等、警報・注意報及び気象情報が発表され、実際に災害が発生又はその恐れがある場合（市街地の積雪量が50cm程度を超える予報がされるとき等*）。

※　警戒本部の設置・解散は、副市長（防災安全部所管）が発令する。

（活動体制の構図、体制の確立、参集の方法、各班の行動、動員計画等については、風水害時の「警戒体制」対応に準ずる。）

5　災害体制

市街地の積雪量が50cm程度を超え、かつそれ以上の積雪が予想される等の状態で、相当規模の災害が発生する恐れがあり対策を要するとき、又は災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要する場合。

※　災害対策本部の設置・解散は、本部長（市長）が発令する。

- 災害の発生が市域の一部である場合　→　第1次災害体制
- 災害の発生が全域又は局地であるが甚大な場合　→　第2次災害体制

（活動体制の構図、体制の確立、参集の方法、各班の行動、動員計画等については、風水害時の「災害体制」対応に準ずる。）

＊積雪量は必要な措置を講ずる目安であり、低温による凍結被害時等においてはこの限りではない。

資料 1-10

なだれ災害危険箇所

資料：島根県地域防災計画（平成 24 年 4 月 1 日現在）

番号	箇所名	位置	
		町名	字名
1	須谷	八雲町	熊野
2	岩室	〃	〃
3	秋奥	〃	西岩坂
4	県道　須谷～市場間約100m	〃	熊野

(5)その他
資料 1-11

孤立予想地区（集落）及び衛星携帯電話配備状況

資料：防災安全課

地区名		集落名	位置図の番号	電話番号
旧市	東持田町	納蔵西	1	080-2928-3193
		納蔵東	2	080-2925-4237
	坂本町	坂本上	3	080-2928-3192
	西忌部町	中組	4	080-2928-3195
		空山	5	090-4693-2199
	東忌部町	槙山	6	080-2928-3194
		大川端	7	090-4693-1750
島根町	加賀	加賀別所	8	090-4693-4582
	多古	多古	9	090-4693-9517
		沖泊	10	090-4693-7921
	野波	瀬崎	11	080-2928-3196
	野井	野井	12	080-2928-3197
美保関町	笠浦	笠浦	13	080-2928-3198
	諸喰	法田	14	080-2925-5427
		諸喰	15	080-2925-7439
	雲津	雲津	16	080-2925-1541
	美保関	軽尾	17	080-2925-7764
		才浦	18	080-2925-4506
宍道町	上来待	小林	19	080-2928-3205
		和名佐	20	090-4695-3480
玉湯町	大谷	大谷５区	21	080-2928-3203
		大谷６区	22	080-2928-3204
		大谷７区	23	090-4695-0973
八雲町	熊野	萱野	24	080-2928-3202
		岩室	25	090-4694-8458
		矢谷	26	090-4694-4781
	西岩坂	秋家	27	080-2928-3201
		秋奥	28	090-4694-1975
	東岩坂	西奥	29	080-2928-3199
		藤原	30	080-2928-3200
東出雲町	上意東	本谷奥組	31	080-2926-2846
		本谷中組	32	080-2928-3206
		畑	33	080-2928-3207

※非常用発電機（ヤマハ EF900is）及びガソリン携行缶を同時配備

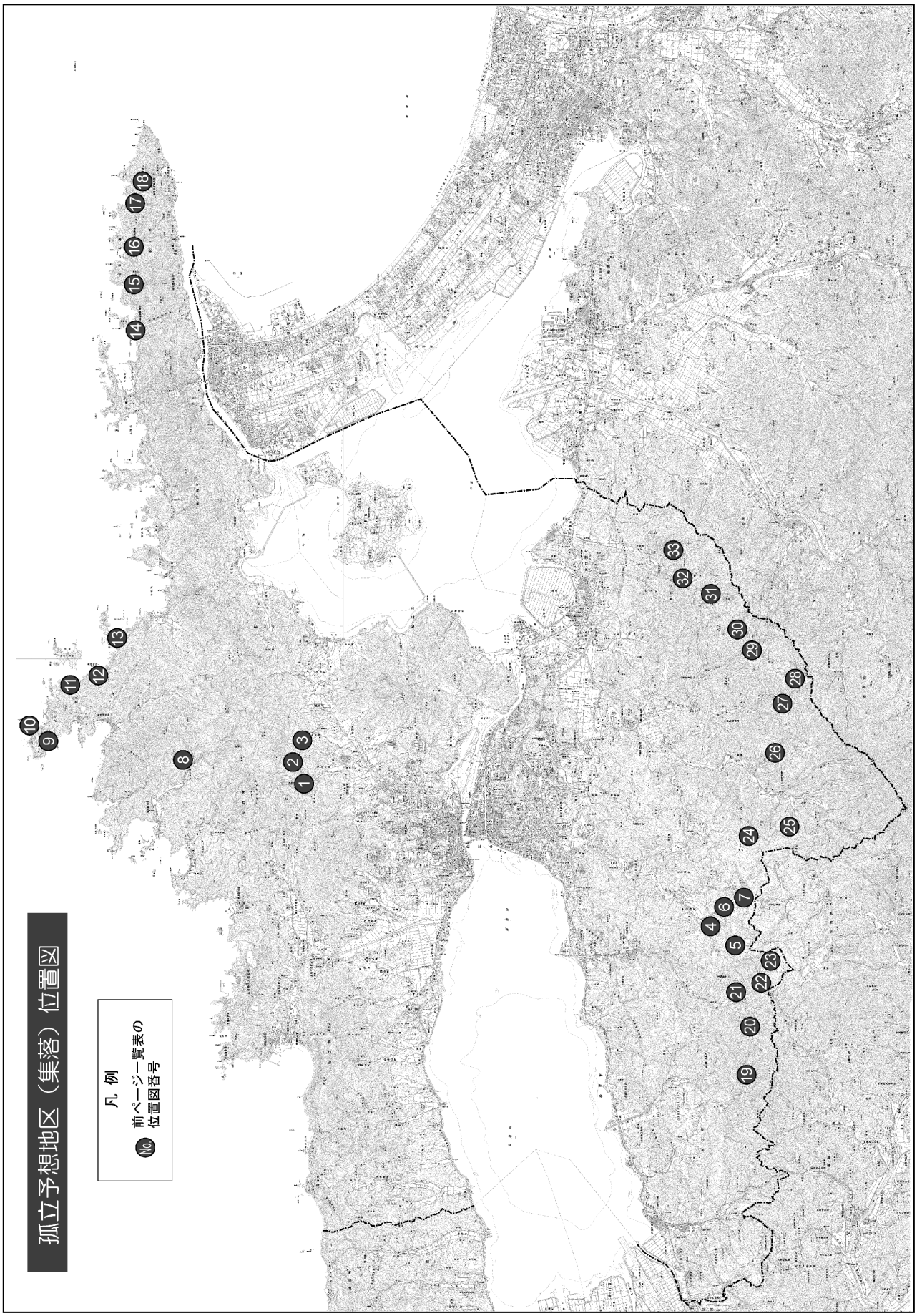
孤立予想地区（集落）位置図
凡 例
No. 前ページ一覧表の位置図番号

資料 1-12

市道の主要橋梁一覧表

資料：管理課

《1 級市道》

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
旧市（40 橋）	10125	新嫁島橋	10101	松江停車場玉造線
	10105	嫁島高架橋	10102	嫁島公園線
	11001	新縄手橋	10103	古志原浜乃木線
	10101	勝負橋	10105	大庭布志名線
	11002	大庭橋	10105	大庭布志名線
	11004	馬神橋	10107	堂廻忌部開拓線
	11005	１号橋	10111	川向線
	10102	上追子橋	10112	中原上追子線
	12001	荒隈橋	10112	中原上追子線
	12002	向島橋	10112	中原上追子線
	12003	１号橋	10113	北松江停車場恵曇線
	12004	２号橋	10113	北松江停車場恵曇線
	12005	船津橋	10113	北松江停車場恵曇線
	12007	菅田比津線１号橋	10115	菅田比津線
	12008	法吉郷橋	10115	菅田比津線
	12009	菅田比津線２号橋	10115	菅田比津線
	12375	深坪橋	10115	菅田比津線
	10103	加羅加羅橋	10117	橋本市成線
	12010	１号橋	10117	橋本市成線
	10157	納佐橋	10118	中尾西尾線
	12011	目通橋	10118	中尾西尾線
	12012	１号橋	10118	中尾西尾線
	12013	清水橋	10119	朝酌上宇部尾線
	12015	大井橋	10120	大井朝酌線
	12016	１号橋	10120	大井朝酌線
	12017	宮脇橋	10121	本庄川部線
	10106	土井橋	10122	古志大野線
	12018	古曽志第３号橋	10122	古志大野線
	12019	平家屋敷橋	10122	古志大野線
	12019	平家屋敷橋歩道橋	10122	古志大野線
	12020	２号橋	10122	古志大野線
	12021	３号橋	10122	古志大野線
	12022	４号橋	10122	古志大野線
	12023	５号橋	10122	古志大野線
	12024	中ノ前橋	10123	古曽志野間線
	10197	麦島橋	10125	上追子笠無線
	10198	芳島橋	10125	上追子笠無線
	12345	小芳橋	10125	上追子笠無線
	10221	堂道橋上り側道橋	13607	松江道路側道北線
	10222	堂道橋下り側道橋	13608	松江道路側道南線
鹿島町（3 橋）	20001	本郷橋	20001	本郷根連木古浦線
	20066	二本橋	20002	原田線
	20003	宮内柿橋	20003	宮内学校線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
島根町（7 橋）	3109A	新将軍橋	30109	海鳥線
	3310A	山田橋	30310	山田線
	3331A	徳前橋	30331	加賀別所線
	3331B	立飼橋	30331	加賀別所線
	3331C	つづら橋	30331	加賀別所線
	3331D	みさき谷橋	30331	加賀別所線
	3532A	千酌路橋	30532	千酌路線
美保関町（4 橋）	4315A	稲積２号橋	40315	菅浦北浦線
	4315B	稲積１号橋	40315	菅浦北浦線
	4315C	菅浦３号橋	40315	菅浦北浦線
	4523A	田前橋	40523	笹子惣津線
八雲町（11 橋）	50005	掛田橋	50001	役場深原線
	50156	下村大橋	50001	役場深原線
	50157	秋家大橋	50001	役場深原線
	51301	大日橋	50001	役場深原線
	51301	大日（歩道）橋	50001	役場深原線
	51302	栗子橋	50001	役場深原線
	51303	隅田橋	50001	役場深原線
	50009	山本橋	50002	岩室平原線
	50010	寺田橋	50002	岩室平原線
	50011	堀立橋	50002	岩室平原線
	51304	岩室橋	50002	岩室平原線
玉湯町（6 橋）	60001	布志名湯町灘２号橋	60001	布志名湯町灘線
	60002	布志名湯町灘１号橋	60001	布志名湯町灘線
	60003	高尻橋	60003	玉湯岩坂線
	60004	布志名湯町１号橋	60004	布志名湯町線
	60062	布志名湯町２号橋	60004	布志名湯町線
	60049	本郷橋	60005	玉湯来待線
宍道町（7 橋）	7G602	金山橋	70006	大森・上来待線
	7G604	若宮橋	70007	白石・幡屋線
	7G702	千本橋	70007	白石・幡屋線
	7P401	佐倉橋	70016	佐倉・田根線
	7P501	才ノ神橋	70016	佐倉・田根線
	7P502	市免橋	70016	佐倉・田根線
	7Q503	関ノ前橋	70016	佐倉・田根線
八束町（なし）				
東出雲町（8 橋）	91202	新丁ヶ坪橋	90001	出雲郷・大庭線
	90102	錦浜橋	90002	出雲郷・東灘線
	90001	錦浦２号橋	90003	揖屋・馬潟線
	90002	錦浦３号橋	90003	揖屋・馬潟線
	90004	公会堂前橋	90004	新町・須田線
	90005	田尻橋	90006	意東・揖屋線
	90103	富士見橋	90006	意東・揖屋線
	91201	出雲郷橋	90008	市ノ向・川向線
計　86 橋				

《2 級市道》

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
旧市（96 橋）	10145	新小浜橋	10201	大正町西津田線
	11006	鼻曲橋	10210	向山大石池線
	11007	黒田畦橋	10211	黒田畦学校線
	10114	江原橋	10213	江原橋坪ノ内線
	11010	佐草大谷平原線１号橋	10215	佐草大谷平原線
	10183	一崎橋	10217	玉湯岩坂線
	11012	廻田橋	10217	玉湯岩坂線
	11013	１号橋	10219	大川端大向線
	11014	大前橋	10219	大川端大向線
	11015	大向橋	10219	大川端大向線
	10115	朝日橋	10221	松江駅東通阿弥陀線
	10115	朝日橋歩道橋	10221	松江駅東通阿弥陀線
	10117	中橋	10222	中橋線
	10118	新田橋	10223	大橋川東津田線
	10113	馬橋	10225	西津田馬潟港線
	10112	松原橋	10226	松原橋通線
	10128	栂前橋	10227	原前栂前線
	11016	１号橋	10227	原前栂前線
	11018	曲田橋	10231	手間春日線
	11019	鷺ノ巣橋	10236	熊山平原線
	12025	中橋	10237	末次中橋線
	10151	新橋	10238	図書館西通線
	10151	新橋歩道橋	10238	図書館西通線
	10208	亀田橋	10238	図書館西通線
	10207	宇賀橋	10239	北田大手前線
	12026	瀬田橋	10239	北田大手前線
	12027	普門院橋	10239	北田大手前線
	10181	栄橋	10240	母衣町大橋川線
	10111	新栄橋	10242	米子町大橋川線
	10120	扇橋	10243	北田大橋線
	12030	下三枚橋	10243	北田大橋線
	12030	下三枚橋歩道橋	10243	北田大橋線
	10140	東橋	10244	南田大橋川線
	12031	日の出橋	10244	南田大橋川線
	10116	嵩見橋	10248	大内谷線
	12032	向側橋	10249	橋本彦原線
	12033	西尾橋	10251	学校新山線
	10212	寄田橋	10252	西持田大田線
	12034	尻無橋	10252	西持田大田線
	12036	瀬ノ夫橋	10253	東持田坂本線
	12037	落合橋	10253	東持田坂本線
	12038	大正橋	10253	東持田坂本線
	12039	別所橋	10253	東持田坂本線
	12042	１号橋	10254	桝ケ坪石野線
	12043	亀尻橋	10255	大坪彦原線
	12044	森橋	10256	坂本川原線
	12045	片寄橋	10256	坂本川原線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
	12046	１号橋	10258	山崎川部中央線
	12047	山崎川部中央線２号橋	10258	山崎川部中央線
	12048	長海橋	10259	長海別所線
	12049	長海土橋	10259	長海別所線
	12050	堂ノ下橋	10259	長海別所線
	12051	春日橋	10263	鷹匠町黒田線
	12052	黒田橋	10263	鷹匠町黒田線
	12376	比津国屋線１号橋	10264	比津国屋線
	12053	西原法吉線１号橋	10265	西原法吉線
	12054	山脇橋	10266	唐梅常福寺線
	12055	石流橋	10266	唐梅常福寺線
	12056	白鹿橋	10266	唐梅常福寺線
	12057	１号橋	10266	唐梅常福寺線
	12058	池部橋	10268	東生馬講武線
	12059	清水橋	10268	東生馬講武線
	12060	井垣橋	10268	東生馬講武線
	12061	大谷橋	10268	東生馬講武線
	12062	上池橋	10268	東生馬講武線
	12063	１号橋	10269	西谷講武線
	12064	客土橋	10270	西谷高専線
	12065	白鳥橋	10271	下佐陀講武線
	10154	新共栄橋	10272	下佐陀古志線
	12066	農免１号橋	10272	下佐陀古志線
	12067	１号橋	10272	下佐陀古志線
	12068	２号橋	10272	下佐陀古志線
	12069	３号橋	10272	下佐陀古志線
	12070	今原橋	10273	岡崎八幡線
	12071	馬場橋	10274	古曽志牛切線
	12073	成相寺奥橋	10275	成相寺線
	12320	成相寺線１号橋	10275	成相寺線
	12321	成相寺線２号橋	10275	成相寺線
	12074	本谷橋	10276	東長江古曽志線
	12075	後谷橋	10276	東長江古曽志線
	12076	１号橋	10277	打手１号線
	12343	打出２号線１号橋	10278	打手２号線
	12078	細工堀橋	10280	東長江中央線
	12079	１号橋	10280	東長江中央線
	12080	２号橋	10280	東長江中央線
	12081	国司橋	10281	西長江古浦線
	12082	１号橋	10281	西長江古浦線
	12083	相谷橋	10283	本谷六坊線
	12084	岩貝橋	10283	本谷六坊線
	12085	上岩貝橋	10283	本谷六坊線
	12086	清水橋	10284	秋鹿神社学校線
	12087	１号橋	10285	岡本本宮線
	12088	１号橋	10289	大野上岡線
	12089	南谷橋	10290	番上上根尾魚瀬線
	12090	１号橋	10290	番上上根尾魚瀬線
	10199	希望橋	10294	中ノ島線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
鹿島町（10 橋）	20004	武代橋	20005	武代根連木線
	20005	深田下橋	20006	畑垣深田武代線
	20006	一矢橋	20007	一矢線
	20007	下蔵持橋	20008	広岡線
	20008	角橋	20008	広岡線
	20009	広岡橋	20008	広岡線
	20078	広岡１号橋	20008	広岡線
	20010	清水下橋	20009	清水線
	20011	清水橋	20009	清水線
	20012	南前橋	20011	西谷線
美保関町（3 橋）	4301A	法田橋	41301	福浦法田線
	4702A	西谷橋	41702	才軽尾線
	4705A	才谷海岸橋	41705	才谷海岸線
八雲町（25 橋）	50013	高津橋	50003	矢谷線
	50153	学園前橋	50004	元田平原線
	50154	学園前２号橋	50004	元田平原線
	51311	平原橋	50004	元田平原線
	51339	室橋	50004	元田平原線
	51340	畦石橋	50004	元田平原線
	50018	小川１号橋	50005	西本郷線
	50019	須谷川橋	50006	森脇桑並線
	51312	須谷口橋	50006	森脇桑並線
	50022	平田橋	50009	森脇平原線
	50023	岩海橋	50009	森脇平原線
	50024	金糞橋	50009	森脇平原線
	50025	島村奥橋	50009	森脇平原線
	50026	宮川橋	50009	森脇平原線
	51315	島村橋	50009	森脇平原線
	50028	穴田橋	50010	川向春日線
	51313	川向橋	50010	川向春日線
	50030	大谷橋	50011	別所越前線
	50031	五明橋	50011	別所越前線
	50032	須田谷橋	50011	別所越前線
	50033	越前橋	50011	別所越前線
	51317	屋形橋	50011	別所越前線
	50035	川田橋	50012	青木空山線
	51316	青木橋	50012	青木空山線
	51314	落合橋	50013	藤原線
玉湯町（7 橋）	60007	向市一丁田１号橋	60010	向市一丁田線
	60009	本郷柳井灘２号橋	60011	本郷柳井灘線
	60010	林村大谷１号橋	60012	林村大谷線
	60012	面谷２号橋	60014	面谷線
	60013	大谷春殖１号橋	60015	大谷春殖線
	60014	大谷春殖２号橋	60015	大谷春殖線
	60015	山崎橋	60015	大谷春殖線
宍道町（12 橋）	7B602	馬場川橋	70001	伊志見・畑線
	7B531	今堀橋	70002	荻田・伊志見線
	7F411	小川橋	70004	亀島・大原街道線
	7F414	要害山橋	70005	菅町・下倉線

地区	橋梁		市道	
	橋梁番号	橋梁名称	路線番号	路線名称
	7H501	下倉橋	70005	菅町・下倉線
	7J401	同道川１０号橋	70005	菅町・下倉線
	7J403	北垣橋	70005	菅町・下倉線
	7L301	久戸橋	70010	久戸・内ヶ峠線
	70401	清水橋	70013	鏡・佐倉線
	7P203	森ノ前橋	70013	鏡・佐倉線
	7P204	後谷橋	70014	弘長寺・鏡線
	7M401	来待小学校前橋	70018	大森大野線
八束町（なし）				
東出雲町（7 橋）	90007	新町橋	90009	揖屋・出雲郷線
	91203	須田橋	90011	須田線
	90009	座頭下橋	90013	新屋敷・一本松線
	90010	谷口橋	90016	畑本線
	90011	松原橋	90017	下意東線
	90012	高丸橋	90018	高丸線
	90013	五反田橋	90021	五反田線
合計　160 橋				

資料 1-13

気象庁震度階級関連解説表

資料：気象庁（平成 21 年 3 月 31 日改定）

《使用にあたっての留意事項》

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

《人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況》

	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

《木造建物（住宅）の状況》

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

《鉄筋コンクリート造建物の状況》

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

《地盤・斜面等の状況》

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※２ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※３ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

《ライフライン・インフラ等への影響》

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域や その周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われ る。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

《大規模構造物への影響》

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、 長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまら ないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2　災害応急対策計画関係

(1)動員
資料 2-1

災害対策本部の事務分掌

資料：防災安全課（平成 24 年 4 月 1 日現在）

災害対策本部事務局の事務分掌

事務局長	防災安全部長		● 災対本部事務局総括	
機能班名	主管課	構成員	分掌事務	主な業務
総括班 （９名）	防災安全課 原子力安全対策課	◎防災安全課長 ○原子力安全対策課長 原子力専門監 防災安全課員 原子力安全対策課員	● 災害対策本部会議に関すること。 ● 関係機関との連絡・調整に関すること。 ● 他の班に属さない業務に関すること。	● 会議の運営 ● 会議決定事項の周知・指示 ● 関係機関との連絡・調整 ● 各機能班の総括 ● 他の班に属さない業務
情報班 （１２名）	防災安全課	◎防災情報係長 防災安全課員 原子力安全対策課員 総務課員	● 情報収集に関すること。 ● 情報伝達(住民、職員)に関すること。	● 気象情報等の収集・整理 ● 被害状況の収集・整理 ● 住民及び報道への情報提供文案作成 ● 各種情報通信手段（防災メール、ホームページ等）による情報伝達 ● 庁内放送による職員への情報伝達
（通報受付）	（建設工事監理室）	○建設工事監理室検査員 建設工事監理室員 下水道工務課員 土地対策課員	● 住民通報対応に関すること。	● 住民からの通報受付
支所・地区班 （３名）	地域･交通政策課	◎地域振興係長 地域・交通政策課 政策企画課員	● 支所（地区）災害対策本部に関すること。	● 支所災害対策本部との連絡・調整 ● 支所（地区）管内の被害状況把握 ● 災害対策本部等の決定事項及び対策に関する情報提供・指示
報道班 （３名）	秘書広報課	◎広報係長 広報室員 情報政策課員	● 情報提供(報道、住民)に関すること。	● 報道窓口の設置 ● 報道文案の作成 ● 定期的報道発表の実施 ● 市情報紙の発行
住民広報班 （７名）	市民生活相談課	◎市民活動推進係長 市民生活相談課員 市民課員 市民税課員	● 情報伝達(住民､自治会等)に関すること。 ● 相談窓口に関すること。	● 広報文案の作成 ● ファックス等による自治会への情報伝達指示 ● 広報車等による住民への情報伝達指示 ● 相談窓口の設置・運営

機能班名	主管課	構成員	分掌事務	主な業務
避難所班 （４名）	保健福祉課	◎給付係長 保健福祉課員 生涯学習課員	● 避難所の開設・運営に関すること。	● 避難所建物の被害状況把握 ● 開設避難所の選考、開設指示 ● 避難者状況の把握 ● 避難所必要物資の集約及び資機材班への依頼
資機材班 （３名）	防災安全課	◎防災安全課員 管理課員 管財課員	● 各種資機材の確保、輸送に関すること。	● 備蓄防災資機材の輸送指示 ● 資機材の購入、輸送指示 ● 応急資機材の確保に関する関係機関との連絡・調整指示
消防班 （１名）	消防総務課	◎消防総務係長	● 消防本部との連絡、調整に関すること。	● 消防本部の災害対応に関する連絡・調整
動員班 （３名）	人事課	◎人事研修係長 人事課員	● 災害対応職員に関すること。	● 災害対策本部が必要とする要員の確保・配置 ● 各機能班が実施する対策への要員の確保・配置 ● 災害対応職員の健康管理 ● 災害対応職員の給食・給水手段の確保
記録班 （３名）	総務課	◎法制・情報公開係長 防災安全課員 原子力安全対策課員	● 災害対応の記録に関すること。	● 災害対応に関する全ての情報を記録

災害対策本部の事務分掌（各部・各班の名称及び分掌事務）

部	担当（課名）	分掌事務
政策部	情報管理班 [政策企画課] （政策統計室） [地域・交通政策課] [大橋川治水事業推進課]	1　部内の連絡調整に関すること。 2　被害状況調査の取りまとめに関すること。 3　自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ配置計画に関すること。
	広報報道班 [秘書広報課] （広報室）	1　報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関すること。 2　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3　市民への広報・広聴活動に関すること。 4　災害見舞い視察者の接遇に関すること。 5　災害記録誌等の制作に関すること。 6　災害に関する各種情報の提供、その他連絡に関すること。
	通信対策班 [情報政策課]	コンピュータ施設及びネットワークに関する応急対策に関すること。

部	担当（課名）	分掌事務
総務部	総務班 ［総務課］ ［選挙管理委員会事務局］ ［人権施策推進課］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　関係機関の災害対策本部との連絡調整に関すること。 3　情報の授受、整理に関すること。
	人事班 ［人事課］ （福利厚生室） ［行政改革推進課］	1　職員の動員及び配備計画に関すること。 2　職員及び家族の被災状況に関すること。 3　他の公共団体職員の応援要請に関すること。 4　職員の公務災害補償に関すること。 5　職員の災害派遣に関すること。 6　職員の給食、健康管理に関すること。
財政・出納部	財政班 ［財政課］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　災害の予算編成に関すること。
	物資調達班 ［管財課］ ［契約検査課］ （建設工事監理室）	1　緊急機材・用品の調達、輸送及び賃借に関すること。 2　庁内電話、電気設備の確保に関すること。 3　市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。 4　車両・燃料の確保に関すること。
	被害調査班 ［税務管理課］ ［市民税課］ ［固定資産税課］	1　被害状況・被災世帯の調査及び連絡調整に関すること。 2　被災資産台帳・被災者台帳の作成に関すること。 3　税の減免に関すること。 4　り災証明に関すること。
	出納班 （出納室）	1　災害関係経費の収支に関すること。 2　義援金の受領に関すること。 3　義援金配分委員会に関すること。 4　緊急機材用品の出納に関すること。
産業経済部	商工対策班 ［産業振興課］ ［企業立地課］ ［定住雇用推進課］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　商工業者施設への緊急時広報に関すること。 3　災害対策用資機材の確保に関すること。 4　食料品の集荷確保及び緊急輸送に関すること。 5　商工業者施設、商品及び生産品に対する被害状況調査に関すること。 6　り災証明に関すること。 7　被災中小企業者の金融対策に関すること。 8　商工会議所等との連絡調整に関すること。
	農林対策班 ［農業企画課］ （農業委員会事務局） ［農林課］	1　農林業及び農村文化施設等の被害状況に関すること。 2　農業施設及び林業施設への緊急時広報に関すること。 3　農林関係の被害状況調査及び指導に関すること。 4　家畜、家禽の被害状況調査に関すること。 5　災害時における病害虫防除に関すること。 6　り災証明に関すること。 7　農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。 8　食料品の確保に関すること。 9　水門、堤塘の災害対策に関すること。 10 農業施設及び林業施設の災害対策に関すること。 11 農協等との連絡調整、協力要請に関すること。
	水産対策班 ［水産振興課］	1　水産業及び漁村文化施設等の被害状況に関すること。 2　漁業施設及び港湾施設への緊急時広報に関すること。 3　水産関係の被害状況調査及び指導に関すること。 4　養殖魚等の被害状況調査に関すること。 5　災害時における病害虫防除に関すること。 6　り災証明に関すること。 7　農林漁業復旧資金の斡旋、融資に関すること。 8　食料品の確保に関すること。 9　漁業施設及び港湾施設の災害対策に関すること。 10 漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。

部	担当（課名）	分掌事務
観光振興部	観光対策班 ［観光文化課］ ［観光施設課］ （松江城国宝化推進室） ［松江歴史館］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　観光施設への緊急時広報に関すること。 3　観光施設の被害状況調査に関すること。 4　観光施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 5　観光客・旅行者に対する安全確保に関すること。
	外国人支援班 ［国際観光課］	外国人に対する安全確保及び援護に関すること。
市民部	広報支援班 ［市民生活相談課］ （消費・生活相談室） ［市民活動センター］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　市民への広報活動に関すること。 3　災害に関する各種情報の提供、その他連絡に関すること。
	総合窓口班 ［男女共同参画課］ （男女共同参画センター） ［市民課］ ［保険年金課］	1　市民からの照会、安否問い合わせ、要請等窓口対応に関すること。 2　死体安置場所の開設に関すること。 3　死者の収容及び埋火葬に関すること。 4　国民年金、国民健康保険料の減免に関すること。
健康福祉部	救護防疫班 ［保健福祉課］ （家庭相談室） ［監査指導課］ ［介護保険課］ ［障がい者福祉課］ ［生活福祉課］ ［健康推進課］ （子育て支援センター） ［健康まちづくり課］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　災害救助法の適用に関すること。 3　水難救護法の適用に関すること。 4　被災者生活支援法の適用に関すること。 5　被災者名簿の作成に関すること。 6　非常炊き出し、その他による食品の確保及び配給に関すること。 7　避難所の開設及び管理・運営に関すること。 8　義援金、見舞金、救援物質の受け入れ及び配分に関すること。 9　ボランティアの受け入れに関すること。 10 老人福祉施設等の被災状況の調査及び入所者避難に関すること。 12 身体障がい者、ねたきり老人等の被災状況に関すること。 13 被災生活保護者の調査に関すること。 13 被災者の身上相談、援護及び生業資金の融資に関すること。 14 り災証明に関すること。 15 応急仮設住宅入居者の選考に関すること。 16 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選考に関すること。 17 医療救護体制に関すること。 18 災害時の防疫、公衆衛生に関すること。 19 感染症患者の消毒等に関すること。 20 衛生検査に関すること。 21 動物愛護に関すること。 22 市社会福祉施設の保全及び応援措置に関すること。 23 保健所の協力要請に関すること。 24 日赤その他社会福祉団体との連絡調整、協力要請に関すること。
	児童対策班 ［子育て課］ （市立幼稚園・保育所（園）・幼保園）	1　児童福祉施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 2　臨時保育所等、施設入所児童等の安全確保に関すること。 3　幼稚園・保育施設等との連絡調整及び支援活動に関すること。

部	担当（課名）	分掌事務
環境保全部	環境保全班 ［環境保全課］ ［リサイクル都市推進課］ ［施設管理課］ （エコクリーン松江 西持田最終処分場 不燃物処分場 西持田リサイクルプラザ 川向リサイクルプラザ）	1　部内の連絡調整に関すること。 2　有害物資の性状検知、発生源の探求に関すること。 3　水質汚濁、その他公害に係わる調査及び防止対策に関すること。 4　漂着廃棄物の調査及び処理に関すること。 5　清掃業務計画の総合調整に関すること。 6　清掃応援要請及び各種団体の掌握に関すること。 7　ゴミの非常処理計画に関すること。 8　動物愛護に関すること。
都市計画部	都市計画班 ［都市計画課］ （景観政策室） ［歴史まちづくり課］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　災害に強いまちづくり（道路、公園）に関すること。 3　都市計画道路等の災害対策に関すること。 4　災害復興都市計画に関すること。 5　都市計画に係わる被害情報の取りまとめに関すること。
	民間住宅班 ［建築指導課］	1　建築物・宅地の被害状況調査に関すること。 2　建築物・宅地の保全及び応急復旧対策に関すること。 3　建築物・宅地の危険度判定及び立入規制措置に関すること。 4　被災建築物及び宅地の復旧補強等の相談に関すること。 5　被災建築物及び宅地の融資制度の相談に関すること。 6　崖地近隣危険住宅移転に関すること。
	公園緑地班 ［公園緑地課］	1　災害に強いまちづくり（街路樹、公園の改修）に関すること。 2　公園緑地における避難所に関すること。 3　公園・街路樹等の被害状況調査に関すること。 4　公園の保全及び応急復旧対策に関すること。
建設部	道路対策班 ［管理課］ ［国県事業推進課］ ［土地対策課］	1　部内の連絡調整に関すること。 2　道路・橋梁等被害状況調査に関すること。 3　道路・橋梁等の保全及び応急復旧対策に関すること。 4　市道の被災台帳作成に関すること。 5　市道の通行禁止・制限等、通行規制に関すること。 6　避難道路の選定、確保に関すること。 7　交通関係機関との連絡調整に関すること。 ~~8~~　市道復旧計画に係わる資機材の確保に関すること。
	土木班 ［土木課］ ［河川課］	1　道路・橋梁の保全及び応急復旧対策に関すること。 2　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等交通対策に関すること。 3　水防活動及び水防工法の技術指導に関すること。 4　市街地の排水対策に関すること。 5　公共土木施設等の被害状況調査に関すること。 6　公共土木施設等の保全及び応急復旧対策に関すること。 7　土木関係機関との連絡調整に関すること。 8　山崩れ・崖崩れ等の予防対策に関すること。
	公営住宅班 ［建築課］	1　市営住宅及び入居者の被害状況調査に関すること。 2　市営住宅の保全及び応急復旧対策に関すること。 3　応急仮設住宅の建設・管理に関すること。 4　市有建築物の被害状況調査に関すること。 5　庁内建築設備の保全及び応急復旧対策に関すること。
	下水道班 ［下水道業務課］ ［下水道工務課］	1　下水道施設の被害状況調査に関すること。 2　下水道施設の保全及び応急復旧対策に関すること。 3　災害時の排水設備に関すること。 ~~4~~　下水道使用料の減免に関すること。
支援部	支援班 ［市議会事務局］ ［監査委員事務局］	他の部局への応援に関すること。

部	担当（課名）	分掌事務
教育部	教育総務班 ［教育総務課］ （市立女子高） ［学校管理課］ ［教職員課］ ［学校教育課］ （生徒指導推進室） ［発達･教育相談支援センター］ ［小中一貫教育推進課］ ［学校給食課］ （各給食センター）	1　部内の連絡調整に関すること。 2　学校施設・設備の被害状況調査に関すること。 3　学校施設・設備の保全及び応急復旧対策に関すること。 4　応急修理計画に関すること。 5　避難収容施設の供与及び管理に関すること。 6　教育関係義援金の受付及び配分に関すること。 7　ＰＴＡ等、社会教育団体の協力要請に関すること。 8　児童・生徒の避難・救護及び保健管理に関すること。 9　教員確保に関すること。 10 教科書、学用品及び教材教具に関すること。 11 被災学校、児童生徒の授業に関すること。 12 被災児童生徒の育英及び奨学に関すること。 13 学校給食対策に関すること。 14 非常炊き出しに関すること。
	教育施設班 ［生涯学習課］ （青少年支援センター） （中央図書館） ［文化財課］ （史料編纂室） ［スポーツ課］ ［新体育館建設室］	1　公民館等の被害状況調査に関すること。 2　公民館等の保全及び応急復旧対策に関すること。 3　避難収容施設の供与及び管理に関すること。 4　施設利用者の安全確保に関すること。 5　公民館参集者との連絡調整に関すること。 6　婦人会、青年団等協力団体との連絡調整に関すること。 7　文化財の被害状況調査に関すること。 8　文化財の保全及び応急復旧対策に関すること。 9　市体育施設の保全及び応急復旧対策に関すること。
支所	総括班 情報班 調査班 応急対策班 教育班 ［地域振興課］ ［建設管理課］	1　災害体制、配備体制の指示、伝達に関すること。 2　支所災害対策本部の運営に関すること。 3　支所管内の気象・災害・被害情報の収集及び伝達に関すること。 4　通信連絡に関すること。 5　支所管内の被害状況調査に関すること。 6　道路・橋梁の保全及び応急復旧対策に関すること。 7　市道の被災台帳作成に関すること。 8　市道の通行禁止・制限等、通行規制に関すること。 9　避難道路の選定、確保に関すること。 10 交通関係機関との連絡調整に関すること。 11 市道復旧計画に係わる資機材の確保に関すること。 12 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等交通対策に関すること。 13 学校施設・設備の被害状況調査に関すること。 14 学校施設・設備の保全及び応急復旧対策に関すること。 15 避難収容施設の供与及び管理に関すること。 16 ＰＴＡ等、社会教育団体の協力要請に関すること。 17 児童・生徒の避難・救護及び保健管理に関すること。
	広報班 避難所班 医療班 ［市民生活課］	1　市民への広報・広聴活動に関すること。 2　災害記録に関すること。 3　被災者名簿の作成に関すること。 4　非常炊き出し、その他による食品の確保及び配給に関すること。 5　避難所の開設及び管理・運営に関すること。 6　ボランティアの受け入れに関すること。 7　被災生活保護者の調査に関すること。 8　医療救護体制に関すること。 9　身体障がい者、ねたきり老人等の被災状況に関すること。 10 老人福祉施設等の被災状況の調査及び入所者避難に関すること。 11 災害時の防疫、公衆衛生に関すること。 12 感染症患者の消毒等に関すること。 13 衛生検査に関すること。

＊水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

資料 2-2

風水害対策動員計画表

資料：防災安全課
(H24. 5. 24)

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課（室）名	職員数	準備体制		警戒体制		第1次災害体制		第2次災害体制		道路冠水動員
（防災安全部事務局）	防災安全部	3	部長 参事 原子力専門監	3	部長 参事 原子力専門監	3	部長 参事 原子力専門監	3	部長 参事 原子力専門監	3	
	防災安全課	8	全職員	8	全職員	8	全職員	8	全職員	8	－
	原子力安全対策課	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6	－
	計	17		17		17		17		17	－
政策部	政策部	4	－	－	部長・部長・次長	3	部長・部長・次長 広報専門監	4	部長・部長・次長 広報専門監	4	－
	政策企画課	9	－	－	（課長）＋3	3	（課長）＋5	5	全職員	9	4
	政策統計室	2	－	－	室長	1	室長	1	全職員	2	
	地域・交通政策課	9	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	9	2
	秘書広報課	6	課長	1	課長 ＋3	4	課長 ＋5	6	全職員	6	2
	広報室	4	室長	1	室長 ＋1	2	室長 ＋2	3	全職員	4	1
	情報政策課	15	－	－	課長 ＋2	3	課長 ＋4	5	全職員	15	2
	大橋川治水事業推進課	5	－	－	課長	1	課長 ＋2	3	全職員	5	1
	計	54		2		19		30		54	12
総務部	総務部	2	次長	1	部長・次長	2	部長・次長	2	部長・次長	2	－
	総務課	9	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	課長 ＋4	5	全職員	9	2
	人事課	12	（課長）＋1	1	（課長）＋4	4	（課長）＋7	7	全職員	12	4
	福利厚生室	6	－	－	（室長）＋2	2	（室長）＋4	4	全職員	6	3
	行政改革推進課	6	－	－	課長 ＋3	4	課長 ＋5	6	全職員	6	3
	人権施策推進課	7	－	－	課長 ＋2	3	課長 ＋4	5	全職員	7	2
	選挙管理委員会	4	－	－	事務局長＋2	3	全職員	4	全職員	4	1
	計	46		4		21		33		46	15
財政・出納部	財政部	3	－	－	部長・次長	3	部長・次長	3	部長・次長	3	－
	財政課	12	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋3	4	全職員	12	5
	管財課	16	課長 ＋1	2	課長 ＋3	4	課長 ＋6	7	全職員	16	2
	契約検査課	10	－	－	課長 ＋2	3	課長 ＋4	5	全職員	10	3
	建設工事監理室	5	－	－	室長 ＋2	3	全職員	5	全職員	5	1
	税務管理課	24	－	－	課長 ＋2	3	課長 ＋6	7	全職員	24	15
	市民税課	30	－	－	（課長）＋2	2	（課長）＋8	8	全職員	30	20
	固定資産税課	29	－	－	課長 ＋2	3	課長 ＋8	9	全職員	29	20
	出納室	12	－	－	会計管理者・ 室長 ＋1	3	会計管理者・ 室長 ＋2	4	全職員	12	5
	計	141		2		26		52		141	71
産業経済部	産業経済部	4	－	－	部長・次長	4	部長・次長	4	部長・次長	4	－
	産業振興課	11	－	－	（課長）＋3	4	（課長）＋5	6	全職員	11	4
	企業立地課	3	－	－	（課長）＋1	1	（課長）＋2	2	全職員	3	－
	定住雇用推進課	6	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	6	－
	農業企画課	17	－	－	（課長）＋3	4	（課長）＋5	6	全職員	17	4
	農林課	24	課長 ＋7	8	課長 ＋12	13	全職員	24	全職員	24	－
	花卉生産振興センター	1	－	－	－	－	全職員	1	全職員	1	－
	水産振興課	7	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	7	1
	計	73		8		30		49		73	9
観光振興部	観光振興部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	観光文化課	15	課長＋1	2	課長 ＋2	3	課長 ＋5	6	全職員	15	10
	国際観光課	7	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋1	2	全職員	7	3
	観光施設課	8	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	8	4
	松江城国宝化推進室	1	－	－	－	－	1	1	全職員	1	－
	松江歴史館	6	－	－	－	－	事務局長 ＋1	2	全職員	6	3
	計	38		2		8		15		38	20
市民部	市民部	1	－	－	部長	1	部長	1	部長	1	－
	市民生活相談課（消費生活相談室含む）	12	課長 ＋1	2	課長 ＋4	5	課長 ＋7	8	全職員	12	－
	市民活動センター	4	事務局次長	1	事務局次長 ＋1	2	事務局次長 ＋2	3	全職員	4	－
	男女共同参画課	3	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	3	－
	男女共同参画センター	1	－	－	－	－	－	－	全職員	1	－
	市民課	25	－	－	課長 ＋6	7	課長 ＋8	9	全職員	25	15
	保険年金課	37	－	－	課長 ＋8	9	課長 ＋12	13	全職員	37	25
	計	83		3		26		37		83	40
健康福祉部	健康福祉部	3	次長	1	部長・次長・参事	3	部長・次長・参事	3	部長・次長・参事	3	－
	保健福祉課	17	課長 ＋1	2	課長 ＋6	7	課長 ＋11	12	全職員	17	－
	家庭相談室	6	－	－	1	1	2	2	全職員	6	－
	監査指導課	6	－	－	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	6	－
	子育て課	20	－	－	課長 ＋6	7	課長 ＋12	13	全職員	20	－
	保育所（6所）幼保園（2園）東出雲（3園）	125	別途 ※1	－	別途 ※1	－	別途 ※1	－	別途 ※1	125	－
	介護保険課	33	－	－	課長 ＋6	7	課長 ＋9	10	全職員	33	－
	障がい者福祉課	15	－	－	課長 ＋3	4	課長 ＋5	6	全職員	15	－
	生活福祉課	29	－	－	課長 ＋4	5	課長 ＋8	9	全職員	29	－
	健康推進課	14	－	－	（課長） ＋3	3	（課長） ＋8	8	全職員	14	－
	子育て支援センター	3	別途 ※2	－	別途 ※2	－	別途 ※2	－	別途 ※2	3	－
	健康まちづくり課	22	（課長）	－	（課長）＋5	5	（課長）＋10	10	全職員	22	－
	計	293		3		44		76		293	－

部	課（室）名	職員数	準備体制		警戒体制		第1次災害体制		第2次災害体制		道路冠水動員
環境保全部	環境保全部	2	参事	1	部長・参事	2	部長・参事	2	部長・参事	2	-
	環境保全課	22	(課長) ＋ 1	1	(課長) ＋ 5	5	(課長) ＋ 7	7	全職員	22	-
	リサイクル都市推進課	30	-	-	課長 ＋ 5	6	課長 ＋ 9	10	全職員	30	-
	施設管理課	12	-	-	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 3	4	全職員	12	-
	不燃物処理場	6	-	-	別途 ※2	-	別途 ※2	-	全職員	6	-
	エコクリーン松江	11	-	-	別途 ※2	-	別途 ※2	-	全職員	11	-
	西持田最終処分場	7	-	-	別途 ※2	-	別途 ※2	-	全職員	7	-
	西持田リサイクルプラザ	2	-	-	別途 ※2	-	別途 ※2	-	全職員	2	-
	川向リサイクルプラザ	2	-	-	別途 ※2	-	別途 ※2	-	全職員	2	-
	計	94		2		15		23		94	-
都市計画部	都市計画部	2	次長	1	部長・次長	2	部長・次長	2	部長・次長	2	-
	都市計画課	6	(課長) ＋ 1	1	(課長) ＋ 1	1	(課長) ＋ 3	3	全職員	6	4
	景観政策室	5	-	-	2	2	3	3	全職員	5	4
	歴史まちづくり課	9	-	-	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	9	3
	建築指導課	17	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 4	5	課長 ＋ 7	8	全職員	17	-
	公園緑地課	15	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 4	5	課長 ＋ 6	7	全職員	15	-
	計	54		6		18		28		54	11
建設部	建設部	3	次長	1	部長・次長・参事	3	部長・次長・参事	3	部長・次長・参事	3	-
	管理課	30	課長 ＋ 9	10	課長 ＋13	14	全職員	30	全職員	30	-
	土木課	21	(課長) ＋ 6	6	(課長) ＋ 9	9	全職員	21	全職員	21	-
	国県事業推進課	9	-	-	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 3	4	全職員	9	3
	建築課	18	-	-	課長 ＋ 3	4	課長 ＋ 8	9	全職員	18	-
	土地対策課	20	-	-	(課長) ＋ 2	2	(課長) ＋ 6	6	全職員	20	10
	下水道業務課	16	-	-	課長 ＋ 3	4	課長 ＋ 5	6	全職員	16	10
	下水道工務課	18	課長	1	課長 ＋ 7	8	課長 ＋12	13	全職員	18	5
	河川課	10	課長 ＋ 3	4	課長 ＋ 3	4	全職員	10	全職員	10	-
	計	145		22		50		102		145	28
	本庁計(選挙管理委員会含む)	1,038		71		274		462		1,038	206
支所	鹿島支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（原子力対策室含む）	8	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	8	全職員	8	-
	市民生活課	8	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	8	全職員	8	-
	建設管理課	3	全職員	3	全職員	3	全職員	3	全職員	3	-
	計	20		7		12		20		20	-
	島根支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（水産観光振興室含む）	10	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	10	全職員	10	-
	市民生活課	7	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	7	全職員	7	-
	建設管理課	3	全職員	3	全職員	3	全職員	3	全職員	3	-
	計	21		7		12		21		21	-
	美保関支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（水産観光振興室含む）	7	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	7	全職員	7	-
	市民生活課	8	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	8	全職員	8	-
	建設管理課	4	課長 ＋ 2	3	全職員	4	全職員	4	全職員	4	-
	計	20		7		13		20		20	-
	八雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（ｸﾞﾘｰﾝ・ﾂｰﾘｽﾞﾑ推進室含む）	8	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	8	全職員	8	-
	市民生活課	8	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	8	全職員	8	-
	建設管理課	4	課長 ＋ 2	3	全職員	4	全職員	4	全職員	4	-
	計	21		7		13		21		21	-
	玉湯支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（観光振興室含む）	7	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	7	全職員	7	-
	市民生活課	7	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	7	全職員	7	-
	建設管理課	3	課長 ＋ 2	3	全職員	4	全職員	3	全職員	3	-
	計	18		7		13		18		18	-
	宍道支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（まちづくり推進室含む）	9	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	9	全職員	9	-
	市民生活課（来待出張所含む）	10	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	10	全職員	10	-
	建設管理課	2	全職員	3	全職員	3	全職員	2	全職員	2	-
	計	22		7		12		22		22	-
	八東支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（特産観光振興室含む）	8	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	8	全職員	8	-
	市民生活課	7	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	7	全職員	7	-
	建設管理課	3	全職員	3	全職員	3	全職員	3	全職員	3	-
	計	19		7		12		19		19	-
	東出雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1	-
	地域振興課（ものづくり推進室含む）	10	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	全職員	10	全職員	10	-
	市民生活課	12	-	-	課長 ＋ 2	3	全職員	13	全職員	12	-
	建設管理課	7	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 3	4	全職員	7	全職員	7	-
	計	30		7		13		31		30	-
	市長部局計(選挙管理委員会含む)	1,209		127		374		634		1,209	-

(1)動員
資料 2-2

部	課（室）名	職員数	準備体制		警戒体制		第１次災害体制		第２次災害体制		道路冠水動員
教育部	教育委員会	2	－		副教育長・副教育長	2	副教育長・副教育長	2	副教育長・副教育長	2	－
	教育総務課	9	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 5	6	全職員	9	－
	幼稚園（24園）東出雲（3園）	76	各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		－
	女子高	28									－
	学校管理課	16	課長＋ 1	2	課長＋ 3	4	課長＋ 7	8	全職員	16	－
	校務技師	10	各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		－
	教職員課	3	－	－	課長	1	課長 ＋ 1	2	全職員	3	－
	学校教育課	11	－	－	課長	1	課長 ＋ 2	3	全職員	11	－
	生徒指導推進室	3	－	－	室長	1	室長 ＋ 1	2	全職員	3	
	発達・教育相談支援センター	6	－	－	課長	1	課長 ＋ 1	2	全職員	6	－
	小中一貫教育推進課	3	－	－	課長	1	課長 ＋ 1	2	全職員	3	－
	学校給食課	8	－	－	課長 ＋ 1	2	課長 ＋ 3	4	全職員	8	－
	給食センター ※４	19	各センターの動員計画による別途 ※4		各センターの動員計画による別途 ※4		各センターの動員計画による別途 ※4		各センターの動員計画による別途 ※4		－
	生涯学習課	14	課長 ＋ 2	3	課長 ＋ 4	5	課長 ＋ 5	6	全職員	14	－
	松江市立中央図書館事務局	4	－	－	事務局長	1	事務局長＋1	2	全職員	4	
	青少年支援センター	2	－	－	事務局長	1	事務局長＋1	2	全職員	2	－
	文化財課（史料編纂室含む）	13	－	－	課長	1	課長 ＋ 2	3	全職員	13	－
	スポーツ課	6	－	－	課長	1	課長 ＋ 2	3	全職員	6	
	新体育館建設室	3	－	－	室長	1	室長 ＋ 1	2	全職員	3	－
	計	236		7		26		49		236	－
支援部	市議会事務局	10	－	－	事務局長・次長	2	事務局長・次長＋3	5	全職員	10	3
	監査委員事務局	6	－	－	事務局長	1	事務局長＋2	3	全職員	6	3
	計	16		－		3		8		16	6
総計		1,461		134		403		691		1,461	212
消防部	消防本部	240	－	－	消防次長	1	消防次長	1	消防次長	1	－
	消防総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５		－
	計	240		－		2		2		2	－
水道部	水道局	89	－	－	業務部長	1	業務部長	1	業務部長	1	－
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５		－
	計	89		－		2		2		2	－
交通部	交通局	16	－	－	次長	1	次長	1	次長	1	－
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５		－
	計	16		－		2		2		2	－
ガス部	ガス局	34	－	－	次長	1	次長	1	次長	1	－
	経営総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５		－
	計	34		－		2		2		2	－
病院部	市立病院	29	－	－	事務局長	1	事務局長	1	事務局長	1	－
	事務局	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1	本部連絡員	1	－
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５		－
	計	29		－		2		2		2	－
合計		1,869		134		413		701		1,869	212

各体制の動員計画基準

注意体制：防災担当課(支所地域振興課含む)のみ

準備体制：防災担当課及び水防関係課の職員数の概ね１／３、並びに本庁以外の施設責任者（市民活動センター、保健福祉総合センター、環境センター）

警戒体制：防災担当課及び水防関係課の職員数の概ね１／２、その他の課の職員数の概ね１／３

災害体制：１次：全部・課、職員数の概ね１／３～１／２

２次：原則全職員

（注）

※１各保育所・園の動員計画による

※２各施設の動員計画による

※３幼稚園･小中学校・女子校教諭及び職員、並びに校務技師を除く（各施設の動員計画による）

※４各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※５災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

□道路冠水動員については、健康福祉部(避難所関係)・環境保全部(ごみ処理関係)等を除く対応とする。

人員は最大52箇所×【(24時間/6時間) =4人/１箇所】 ＝ 208人＜212人

資料 2-3

震災対策動員計画表

資料：防災安全課

(H24. 5. 24)

※ 本動員計画は、過去の災害対応の実績等を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課（室）名	職員数	準備体制（震度3）		警戒体制（震度4）		災害体制（震度5弱）	
防災安全部（事務局）	防災安全部	3	部長 参事 原子力専門監	3	部長 参事 原子力専門監	3	部長 参事 原子力専門監	3
	防災安全課	8	全職員	8	全職員	8	全職員	8
	原子力安全対策課	6	全職員	6	全職員	6	全職員	6
	計	17		17		17		17
政策部	政策部	4	－	－	部長・部長・次長	3	部長・部長・次長 広報専門監	4
	政策企画課	9	－	－	(課長) ＋ 2	2	全職員	9
	政策統計室	2	－	－	－	－	全職員	2
	地域・交通政策課	9	－	－	課長 ＋ 2	3	全職員	9
	秘書広報課	6	－	－	課長 ＋ 2	3	全職員	6
	広報室	4	－	－	室長	1	全職員	4
	情報政策課	15	－	－	－	－	全職員	15
	大橋川治水事業推進課	5	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	5
	計	54		－		14		54
総務部	総務部	2	－	－	部長・次長	2	部長・次長	2
	総務課	9	－	－	課長 ＋4	5	全職員	9
	人事課	12	－	－	(課長) ＋ 3	3	全職員	12
	福利厚生室	6	－	－	－	－	全職員	6
	行政改革推進課	6	－	－	－	－	全職員	6
	人権施策推進課	7	－	－	－	－	全職員	7
	選挙管理委員会	4	－	－	事務局長	1	全職員	4
	計	46		－		11		46
財政・出納部	財政部	3	－	－	部長・次長	3	部長・次長	3
	財政課	12	－	－	課長 ＋ 2	3	全職員	12
	管財課	16	－	－	課長 ＋ 3	4	全職員	16
	契約検査課	10	－	－	－	－	全職員	10
	建設工事監理室	5	－	－	－	－	全職員	5
	税務管理課	24	－	－	－	－	全職員	24
	市民税課	30	－	－	(課長)	－	全職員	30
	固定資産税課	29	－	－	課長 ＋ 2	3	全職員	29
	出納室	12	－	－	会計管理者	1	全職員	12
	計	141		－		14		141
産業経済部	産業経済部	4	－	－	部長・次長	4	部長・次長	4
	産業振興課	11	－	－	(課長)＋ 1	1	全職員	11
	企業立地課	3	－	－	(課長)＋ 1	1	全職員	3
	定住雇用推進課	6	－	－	－	－	全職員	6
	農業企画課	17	－	－	(課長)＋ 1	1	全職員	17
	農林課	24	－	－	課長 ＋ 5	6	全職員	24
	花卉生産振興センター	1	－	－	－	－	全職員	1
	水産振興課	7	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	計	73		－		15		73
観光振興部	観光振興部	1	－	－	部長	1	部長	1
	観光文化課	15			課長 ＋ 2	3	全職員	15
	国際観光課	7	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	観光施設課	8	－	－	課長 ＋ 2	3	全職員	8
	松江城国宝化推進室	1	－	－	－	－	全職員	1
	松江歴史館	6	－	－	事務局長 ＋ 1	2	全職員	6
	計	38		－		11		38
市民部	市民部	1	－	－	部長	1	部長	1
	市民生活相談課（消費生活相談室含む）	12	－	－	課長 ＋ 3	4	全職員	12
	市民活動センター	4	－	－	事務局次長 ＋ 1	2	全職員	4
	男女共同参画課	3	－	－	－	－	全職員	3
	男女共同参画センター	1	－	－	－	－	全職員	1
	市民課	25	－	－	－	－	全職員	25
	保険年金課	37	－	－	課長 ＋1	1	全職員	37
	計	83		－		8		83
健康福祉部	健康福祉部	3	－	－	部長・次長・参事	3	部長・次長・参事	3
	保健福祉課	17	－	－	課長 ＋ 4	5	全職員	17
	家庭相談室	6	－	－	－	－	全職員	6
	監査指導課	6	－	－	－	－	全職員	6
	子育て課	20	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	20
	保育所（6所）幼保園（2園）東出雲（3園）	125	別途 ※1	－	別途 ※1	－	別途 ※1	125
	介護保険課	33	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	33
	障がい者福祉課	15	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	15
	生活福祉課	29	－	－	課長 ＋ 1	2	全職員	29
	健康推進課	14	－	－	(課長) ＋ 2	2	全職員	14
	子育て支援センター	3	別途 ※2	－	別途 ※2	－	別途 ※2	3
	健康まちづくり課	22	－	－	(課長)	－	全職員	22
	計	293		－		18		293

(1)動員
資料 2-3

部	課（室）名	職員数	準備体制（震度3）		警戒体制（震度4）		災害体制（震度5弱）	
環境保全部	環境保全部	2	－	－	部長・参事	2	部長・参事	2
	環境保全課	22	－	－	（課長）＋2	2	全職員	22
	リサイクル都市推進課	30	－	－	－	－	全職員	30
	施設管理課	12	－	－	－	－	全職員	12
	不燃物処理場	6	－	－	－	－	全職員	6
	エコクリーン松江	11	－	－	別途 ※2	－	全職員	11
	西持田最終処分場	7	－	－	別途 ※2	－	全職員	7
	西持田リサイクルプラザ	2	－	－	別途 ※2	－	全職員	2
	川向リサイクルプラザ	2	－	－	別途 ※2	－	全職員	2
	計	94		－		4		94
都市計画部	都市計画部	2	－	－	部長・次長	2	部長・次長	2
	都市計画課	6	－	－	（課長）＋1	1	全職員	6
	景観政策室	5	－	－	－	－	全職員	5
	歴史まちづくり課	9	－	－	－	－	全職員	9
	建築指導課	17	－	－	課長 ＋1	2	全職員	17
	公園緑地課	15	－	－	課長 ＋2	3	全職員	15
	計	54		－		8		54
建設部	建設部	3	－	－	部長・次長・参事	2	部長・次長・参事	3
	管理課	30	－	－	課長 ＋7	8	全職員	30
	土木課	21	－	－	（課長）＋6	6	全職員	21
	国県事業推進課	9	－	－	－	－	全職員	9
	建築課	18	－	－	課長 ＋3	4	全職員	18
	土地対策課	20	－	－	（課長）	－	全職員	20
	下水道業務課	16	－	－	－	－	全職員	16
	下水道工務課	18	－	－	－	－	全職員	18
	河川課	10	－	－	課長 ＋2	3	全職員	10
	計	145		－		23		145
	本庁計（選挙管理委員会含む）	1,038		17		143		1,038
支所	鹿島支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（原子力対策室含む）	8	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	8
	市民生活課	8	－	－	課長 ＋1	2	全職員	8
	建設管理課	3	－	－	全職員	3	全職員	3
	計	20		3		9		20
	島根支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（水産観光振興室含む）	10	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	10
	市民生活課	7	－	－	課長 ＋1	2	全職員	7
	建設管理課	3	－	－	全職員	3	全職員	3
	計	21		3		9		21
	美保関支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（水産観光振興室含む）	7	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	7
	市民生活課	8	－	－	課長 ＋1	2	全職員	8
	建設管理課	4	－	－	課長 ＋2	3	全職員	4
	計	20		3		9		20
	八雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（ｸﾞﾘｰﾝ・ﾂｰﾘｽﾞﾑ推進室含む）	8	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	8
	市民生活課	8	－	－	課長 ＋1	2	全職員	8
	建設管理課	4	－	－	課長 ＋2	3	全職員	4
	計	21		3		9		21
	玉湯支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（観光振興室含む）	7	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	7
	市民生活課	7	－	－	課長 ＋1	2	全職員	7
	建設管理課	3	－	－	課長 ＋2	3	全職員	3
	計	18		3		9		18
	宍道支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（まちづくり推進室含む）	9	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	9
	市民生活課（来待出張所含む）	10	－	－	課長 ＋1	2	全職員	10
	建設管理課	2	－	－	全職員	3	全職員	2
	計	22		3		9		22
	八束支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（特産観光振興室含む）	8	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	8
	市民生活課	7	－	－	課長 ＋1	2	全職員	7
	建設管理課	3	－	－	全職員	3	全職員	3
	計	19		3		9		19
	東出雲支所	1	支所長	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（ものづくり推進室含む）	10	課長 ＋1	2	課長 ＋2	3	全職員	10
	市民生活課	12	－	－	課長 ＋1	2	全職員	12
	建設管理課	7	－	－	課長 ＋2	3	全職員	7
	計	30		3		9		30
市長部局計（選挙管理委員会含む）		1,209		41		215		1,209

部	課（室）名	職員数	準備体制（震度３）		警戒体制（震度４）		災害体制（震度５弱）	
教育部	教育委員会	2	－	－	副教育長	2	副教育長	2
	教育総務課	9	－	－	課長 ＋ 2	3	全職員	9
	幼稚園（24園）東出雲（3園）	76	各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3	
	女子高	28						
	学校管理課	16	－	－	課長＋ 2	3	全職員	16
	校務技師	10	各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3	
	教職員課	3	－	－	－	－	全職員	3
	学校教育課	11	－	－	－	－	全職員	11
	生徒指導推進室	3	－	－	－	－	全職員	3
	発達・教育相談支援センター	6	－	－	－	－	全職員	6
	小中一貫教育推進課	3	－	－	－	－	全職員	3
	学校給食課	8	－	－	－	－	全職員	8
	給食センター ※４	19	各センターの動員計画による別途 ※4		各センターの動員計画による別途 ※4		各センターの動員計画による別途 ※4	
	生涯学習課	14	－	－	課長 ＋ 3	4	全職員	14
	松江市立図書館事務局	4	－	－	－	－	全職員	4
	青少年支援センター	2	－	－	－	－	全職員	2
	文化財課（史料編纂室含む）	13	－	－	－	－	全職員	13
	スポーツ課	6	－	－	－	－	全職員	6
	新体育館建設室	3	－	－	－	－	全職員	3
	計	236		－		12		236
支援部	市議会事務局	10	－	－	事務局長・次長	2	全職員	10
	監査委員事務局	6	－	－	事務局長	1	全職員	6
	計	16		－		3		16
総計		1,461		41		230		1,461
消防部	消防本部	240	－	－	消防次長	1	消防次長	1
	消防総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	240		－		2		2
水道部	水道局	89	－	－	業務部長	1	業務部長	1
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	89		－		2		2
交通部	交通局	16	－	－	次長	1	次長	1
	総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	16		－		2		2
ガス部	ガス局	34	－	－	次長	1	次長	1
	経営総務課	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	34		－		2		2
病院部	市立病院	29	－	－	事務局長	1	事務局長	1
	事務局	－	－	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	29		－		2		2
合計		1,869		41		240		1,869

各体制の動員計画基準

準備体制：事務局、総務課及び支所防災担当課

警戒体制：準備体制の課に加え、各部主管課及び全ての部長及び次長級職員。主要課においては概ね１／３～１／２

災害体制：原則として全職員

（注）

※１各保育所・園の動員計画による

※２各施設の動員計画による

※３幼稚園･小中学校・女子校教諭及び職員、並びに校務技師を除く（各施設の動員計画による）

※４各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※５災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

資料 2-4

津波対策動員計画表

資料：防災安全課
(H25. 3. 15)

※ 本動員計画は、震災対策動員計画表を基に各課の必要要員数を算出したものであり、災害の状況に応じて適宜増減する。また、要員の配置については、課内での要員配分だけでなく、部内での応援体制の確立など、要員の適切な配置を実施する。

部	課（室）名	職員数	警戒体制（津波注意報）		災害体制（津波警報）	
防災安全部（事務局）	防災安全部	3	部長 参事 原子力専門監	3	部長 参事 原子力専門監	3
	防災安全課	8	全職員	8	全職員	8
	原子力安全対策課	6	全職員	6	全職員	6
	計	17		17		17
政策部	政策部	4	部長・部長・次長	3	部長・部長・次長・広報専門監	4
	政策企画課	9	(課長) ＋ 2	2	全職員	9
	政策統計室	2	－	－	全職員	2
	地域・交通政策課	9	課長 ＋ 2	3	全職員	9
	秘書広報課	6	課長 ＋ 2	3	全職員	6
	広報室	4	室長	1	全職員	4
	情報政策課	15	－	－	全職員	15
	大橋川治水事業推進課	5	課長 ＋ 1	2	全職員	5
	計	54		14		54
総務部	総務部	2	部長・次長	2	部長・次長	2
	総務課	9	課長 ＋4	5	全職員	9
	人事課	12	(課長) ＋ 3	3	全職員	12
	福利厚生室	6	－	－	全職員	6
	行政改革推進課	6	－	－	全職員	6
	人権施策推進課	7	－	－	全職員	7
	選挙管理委員会	4	事務局長	1	全職員	4
	計	46		11		46
財政・出納部	財政部	3	部長・次長	3	部長・次長	3
	財政課	12	課長 ＋ 2	3	全職員	12
	管財課	16	課長 ＋ 3	4	全職員	16
	契約検査課	10	－	－	全職員	10
	建設工事監理室	5	－	－	全職員	5
	税務管理課	24	－	－	全職員	24
	市民税課	30	(課長)	－	全職員	30
	固定資産税課	29	課長 ＋ 2	3	全職員	29
	出納室	12	会計管理者	1	全職員	12
	計	141		14		141
産業経済部	産業経済部	4	部長・次長	4	部長・次長	4
	産業振興課	11	(課長)＋ 1	1	全職員	11
	企業立地課	3	(課長)＋ 1	1	全職員	3
	定住雇用推進課	6	－	－	全職員	6
	農業企画課	17	(課長)＋ 1	1	全職員	17
	農林課	24	課長 ＋ 5	6	全職員	24
	花卉生産振興センター	1	－	－	全職員	1
	水産振興課	7	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	計	73		15		73
観光振興部	観光振興部	1	部長	1	部長	1
	観光文化課	15	課長 ＋ 2	3	全職員	15
	国際観光課	7	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	観光施設課	8	課長 ＋ 2	3	全職員	8
	松江城国宝化推進室	1	－	－	全職員	1
	松江歴史館	6	事務局長 ＋ 1	2	全職員	6
	計	38		11		38
市民部	市民部	1	部長	1	部長	1
	市民生活相談課（消費生活相談室含む）	12	課長 ＋ 3	4	全職員	12
	市民活動センター	4	事務局次長 ＋ 1	2	全職員	4
	男女共同参画課	3	－	－	全職員	3
	男女共同参画センター	1	－	－	全職員	1
	市民課	25	－	－	全職員	25
	保険年金課	37	課長 ＋1	1	全職員	37
	計	83		8		83
健康福祉部	健康福祉部	3	部長・次長・参事	3	部長・次長・参事	3
	保健福祉課	17	課長 ＋ 4	5	全職員	17
	家庭相談室	6	－	－	全職員	6
	監査指導課	6	－	－	全職員	6
	子育て課	20	課長 ＋ 1	2	全職員	20
	保育所（6所）幼保園（2園）東出雲（3園）	125	別途 ※1	－	別途 ※1	125
	介護保険課	33	課長 ＋ 1	2	全職員	33
	障がい者福祉課	15	課長 ＋ 1	2	全職員	15
	生活福祉課	29	課長 ＋ 1	2	全職員	29
	健康推進課	14	(課長) ＋ 2	2	全職員	14
	子育て支援センター	3	別途 ※2	－	別途 ※2	3
	健康まちづくり課	22	(課長)	－	全職員	22
	計	293		18		293

部	課（室）名	職員数	警戒体制（津波注意報）		災害体制（津波警報）	
環境保全部	環境保全部	2	部長・参事	2	部長・参事	2
	環境保全課	22	（課長）＋ 2	2	全職員	22
	リサイクル都市推進課	30	－	－	全職員	30
	施設管理課	12	－	－	全職員	12
	不燃物処理場	6	－	－	全職員	6
	エコクリーン松江	11	別途 ※2	－	全職員	11
	西持田最終処分場	7	別途 ※2	－	全職員	7
	西持田リサイクルプラザ	2	別途 ※2	－	全職員	2
	川向リサイクルプラザ	2	別途 ※2	－	全職員	2
	計	94		4		94
都市計画部	都市計画部	2	部長・次長	2	部長・次長	2
	都市計画課	6	（課長）＋ 1	1	全職員	6
	景観政策室	5	－	－	全職員	5
	歴史まちづくり課	9	－	－	全職員	9
	建築指導課	17	課長 ＋ 1	2	全職員	17
	公園緑地課	15	課長 ＋ 2	3	全職員	15
	計	54		8		54
建設部	建設部	3	部長・次長・参事	2	部長・次長・参事	3
	管理課	30	課長 ＋ 7	8	全職員	30
	土木課	21	（課長）＋ 6	6	全職員	21
	国県事業推進課	9	－	－	全職員	9
	建築課	18	課長 ＋ 3	4	全職員	18
	土地対策課	20	（課長）	－	全職員	20
	下水道業務課	16	－	－	全職員	16
	下水道工務課	18	－	－	全職員	18
	河川課	10	課長 ＋ 2	3	全職員	10
	計	145		23		145
	本庁計（選挙管理委員会含む）	1,038		143		1,038
支所	鹿島支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（原子力対策室含む）	8	課長 ＋ 2	3	全職員	8
	市民生活課	8	課長 ＋ 1	2	全職員	8
	建設管理課	3	全職員	3	全職員	3
	計	20		9		20
	島根支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（水産観光振興室含む）	10	課長 ＋ 2	3	全職員	10
	市民生活課	7	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	建設管理課	3	全職員	3	全職員	3
	計	21		9		21
	美保関支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（水産観光振興室含む）	7	課長 ＋ 2	3	全職員	7
	市民生活課	8	課長 ＋ 1	2	全職員	8
	建設管理課	4	課長 ＋ 2	3	全職員	4
	計	20		9		20
	八雲支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（ｸﾞﾘｰﾝ・ﾂｰﾘｽﾞﾑ推進室含む）	8	課長 ＋ 2	3	全職員	8
	市民生活課	8	課長 ＋ 1	2	全職員	8
	建設管理課	4	課長 ＋ 2	3	全職員	4
	計	21		9		21
	玉湯支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（観光振興室含む）	7	課長 ＋ 2	3	全職員	7
	市民生活課	7	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	建設管理課	3	課長 ＋ 2	3	全職員	3
	計	18		9		18
	宍道支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（まちづくり推進室含む）	9	課長 ＋ 2	3	全職員	9
	市民生活課（来待出張所含む）	10	課長 ＋ 1	2	全職員	10
	建設管理課	2	全職員	3	全職員	2
	計	22		9		22
	八束支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（特産観光振興室含む）	8	課長 ＋ 2	3	全職員	8
	市民生活課	7	課長 ＋ 1	2	全職員	7
	建設管理課	3	全職員	3	全職員	3
	計	19		9		19
	東出雲支所	1	支所長	1	支所長	1
	地域振興課（ものづくり推進室含む）	10	課長 ＋ 2	3	全職員	10
	市民生活課	12	課長 ＋ 1	2	全職員	12
	建設管理課	7	課長 ＋ 2	3	全職員	7
	計	30		9		30
市長部局計（選挙管理委員会含む）		1,209		215		1,209

(1)動員
資料 2-4

部	課（室）名	職員数	警戒体制（津波注意報）		災害体制（津波警報）	
教育部	教育委員会	2	副教育長	2	副教育長	2
	教育総務課	9	課長 ＋ 2	3	全職員	9
	幼稚園（24園）東出雲（3園）	76	各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3	
	女子高	28				
	学校管理課	16	課長＋ 2	3	全職員	16
	校務技師	10	各学校の動員計画による別途 ※3		各学校の動員計画による別途 ※3	
	教職員課	3	－	－	全職員	3
	学校教育課	11	－	－	全職員	11
	生徒指導推進室	3	－	－	全職員	3
	発達・教育相談支援センター	6	－	－	全職員	6
	小中一貫教育推進課	3	－	－	全職員	3
	学校給食課	8	－	－	全職員	8
	給食センター　※４	19	各センターの動員計画による別途 ※4		各センターの動員計画による別途 ※4	
	生涯学習課	14	課長 ＋ 3	4	全職員	14
	松江市立図書館事務局	4	－	－	全職員	4
	青少年支援センター	2	－	－	全職員	2
	文化財課（史料編纂室含む）	13	－	－	全職員	13
	スポーツ課	6	－	－	全職員	6
	新体育館建設室	3	－	－	全職員	3
	計	236		12		236
支援部	市議会事務局	10	事務局長・次長	2	全職員	10
	監査委員事務局	6	事務局長	1	全職員	6
	計	16		3		16
総計		1,461		230		1,461
消防部	消防本部	240	消防次長	1	消防次長	1
	消防総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	240		2		2
水道部	水道局	89	業務部長	1	業務部長	1
	総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	89		2		2
交通部	交通局	16	次長	1	次長	1
	総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	16		2		2
ガス部	ガス局	34	次長	1	次長	1
	経営総務課	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	34		2		2
病院部	市立病院	29	事務局長	1	事務局長	1
	事務局	－	本部連絡員	1	本部連絡員	1
		－	別途 ※５	－	別途 ※５	
	計	29		2		2
合計		1,869		240		1,869

各体制の動員計画基準

警戒体制：準備体制の課に加え、各部主管課及び全ての部長及び次長級職員。主要課においては概ね１／３～１／２
災害体制：原則として全職員

（注）

※１各保育所・園の動員計画による

※２各施設の動員計画による

※３幼稚園･小中学校・女子校教諭及び職員、並びに校務技師を除く（各施設の動員計画による）

※４各センター別の動員配分は、別途学校給食課及び各所長が協議して定める

※５災害対策本部員、災害対策本部連絡員以外の職員の動員計画は、各企業局等の動員計画による

(2)通信
資料 2-5

松江市防災行政無線（デジタル移動系）呼出番号簿

平成25年2月20日　作成

松江市防災行政無線（デジタル移動系）
呼出番号簿
（ グループ・個別 ）

＜ｸﾞﾙｰﾌﾟ番号・名称一覧表＞　（FAXのグループ番号も共通）

♯11	本庁管内施設	♯40	市行政機関		♯77 朝酌地区
♯12	鹿島管内施設	♯41	災害対策本部		♯78 大野地区
♯13	島根管内施設	♯42	鹿島支所		♯79 秋鹿地区
♯14	美保関管内施設	♯43	島根支所		
♯15	八雲管内施設	♯44	美保関支所		
♯16	玉湯管内施設	♯45	八雲支所		♯80 古江地区
♯17	宍道管内施設	♯46	玉湯支所		♯81 生馬地区
♯18	八東管内施設	♯47	宍道支所		♯82 法吉地区
♯19	東出雲管内施設	♯48	八東支所		♯83 城西地区
		♯49	東出雲支所		♯84 城北地区
		♯50	全支所		♯85 城東地区
♯20	消防団全団	♯51	企業局		♯86 持田地区
♯21	北部方面団	♯60	医療機関	（健康推進課）	♯87 川津地区
♯22	南部方面団	♯61	生活関連機関	（防災安全課）	♯88 本庄地区
♯23	橋北方面団	♯62	その他の施設	（　〃　）	♯89 使用不可
♯24	橋南方面団				（FAX一斉専用）
♯25	鹿島方面団				
♯26	島根方面団	♯67	教育機関全部	（教育総務課）	♯90 白潟地区
♯27	美保関方面団	♯68	大学高専専門	（　〃　）	♯91 朝日地区
♯28	八雲方面団	♯69	高等学校	（　〃　）	♯92 雑賀地区
♯29	玉湯方面団	♯70	中学校	（　〃　）	♯93 津田地区
♯30	宍道方面団	♯71	市立中学校	（　〃　）	♯94 乃木地区
♯31	八東方面団	♯72	小学校	（　〃　）	♯95 古志原地区
♯32	東出雲方面団	♯73	幼稚園	（子育て課）	♯96 竹矢地区
		♯74	保育所	（子育て課）	♯97 大庭地区
		♯75	市立保育所	（子育て課）	♯98 忌部地区
		♯76	公民館	（生涯学習課）	♯99 全国共通

＜対象ｸﾞﾙｰﾌﾟ設定方法＞　（可搬も携帯も車載も共通）

（開始）→ 機能 → 4 → △又は▽ → 採用 → ↓ ← ↓ → 番号入力 → 採用 → 電源 （終了）
（ ①～⑩まで登録可） ）

〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市防災安全部　防災安全課防災情報係
TEL　0852(55)5174
FAX　0852(55)5617
ﾒｰﾙ　bousai@city.matsue.lg.jp

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
＜松江市・消防本部・支所・企業局＞										
1	防災安全課(無線室)	100					○			全グループ対応
2	防災安全課(執務室)	101						○		全グループ対応
3	防災安全課(防災センター)	151							○	全グループ対応
4	防災安全課(執務室)	6001		○						
5	防災安全課(パジェロ 88さ8779)	413			○					11 40 41
6	防災安全課(パジェロ 800さ3816)	414			○					11 40 41
7	防災安全課(トラック 800さ･729)	415			○					11 40 41
8	防災安全課(ｱﾙﾌｧｰﾄﾞ 300ち9054)	416			○					11 40 41
9	防災安全課	402				○				11 40 41
10	防災安全課	403				○				11 40 41
11	防災安全課	404				○				11 40 41
12	防災安全課(佐太公民館貸出)	405								12 67 76
13	防災安全課(講武公民館貸出)	406								12 67 76
14	防災安全課(御津公民館貸出)	407								12 67 76
15	防災安全課	408				○				11 40 41
16	防災安全課	409				○				11 40 41
17	防災安全課	410				○				11 40 41
18	防災安全課	411				○				11 40 41
19	消防本部	119						○		全グループ対応
20	消防本部(88さ8400)	419			○					11 20 40
21	消防本部(南指揮 800さ3211)	420			○					11 20 40
22	消防本部(本部指揮 800さ6781)	421			○					11 20 40
23	消防本部	201				○				11 20 40
24	消防本部	202				○				11 20 40
25	消防本部	203				○				11 20 40
26	消防本部	204				○				11 20 40
27	消防本部	205				○				11 20 40
28	消防本部	206				○				11 20 40
29	子育て課	152							○	11 40 73 74 75
30	健康推進課	608	○							11 40 60
31	健康推進課	608		○						
32	教育総務課	153							○	11 40 67 68 69 70 71 72 73
33	生涯学習課	154							○	11 40 76
34	環境保全課	401	○							11 61 40
35	環境保全課	401		○						
36	環境保全課(44の1463)	422			○					11 40
37	秘書広報課(広報車 44は･487)	412			○					11 40
38	管理課(パトロールカー 11せ4035)	417			○					11 40
39	管理課(パトロールカー 11せ5903)	418			○					11 40
40	鹿島支所	461	○							12 25 40 42 50 67 89
41	鹿島支所	461		○						
42	鹿島支所(88さ7763)	464			○					12 25 40 42
43	鹿島支所(800さ1462)	465			○					12 25 40 42
44	鹿島支所	462				○				12 25 40 42
45	鹿島支所	463				○				12 25 40 42
46	島根支所	481	○							13 26 40 43 50 67 89
47	島根支所	481		○						
48	島根支所(800さ1463)	484			○					13 26 40 43
49	島根支所(88さ8077)	485			○					13 26 40 43
50	島根支所	482				○				13 26 40 43

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
51	島根支所	483				○				13 26 40 43
52	美保関支所	501	○							14 27 40 44 50 67 89
53	美保関支所	501		○						
54	美保関支所(44ひ･557)	504			○					14 27 40 44
55	美保関支所(57ま2362)	505			○					14 27 40 44
56	美保関支所	502				○				14 27 40 44
57	美保関支所	503				○				14 27 40 44
58	八雲支所	521	○							15 28 40 45 50 67 89
59	八雲支所	521		○						
60	八雲支所(800さ2799)	524			○					15 28 40 45
61	八雲支所(41き･･68)	525			○					15 28 40 45
62	八雲支所	522				○				15 28 40 45
63	八雲支所	523				○				15 28 40 45
64	玉湯支所	541	○							16 29 40 46 50 67 89
65	玉湯支所	541		○						
66	玉湯支所(80あ1572)	544			○					16 29 40 46
67	玉湯支所(41こ3210)	545			○					16 29 40 46
68	玉湯支所	542				○				16 29 40 46
69	玉湯支所	543				○				16 29 40 46
70	宍道支所	561	○							17 30 40 47 50 67 89
71	宍道支所	561		○						
72	宍道支所(500た3068)	564			○					17 30 40 47
73	宍道支所(57ほ7907)	565			○					17 30 40 47
74	宍道支所	562				○				17 30 40 47
75	宍道支所	563				○				17 30 40 47
76	八東支所	581	○							18 31 40 48 50 67 89
77	八東支所	581		○						
78	八東支所(88さ8236)	584			○					18 31 40 48
79	八東支所(40ゆ8225)	585			○					18 31 40 48
80	八東支所	582				○				18 31 40 48
81	八東支所	583				○				18 31 40 48
82	東出雲支所	586	○							19 32 40 49 50 67 89
83	東出雲支所	586		○						
84	東出雲支所(400ゆ･979)	594			○					19 32 40 49
85	東出雲支所(44は7469)	595			○					19 32 40 49
86	東出雲支所(400す8981)	596			○					19 32 40 49
87	東出雲支所(580く1569)	597			○					19 32 40 49
88	東出雲支所	587				○				19 32 40 49
89	東出雲支所	588				○				19 32 40 49
90	東出雲支所	589				○				19 32 40 49
91	東出雲支所	590				○				19 32 40 49
92	東出雲支所	591				○				19 32 40 49
93	東出雲支所	592				○				19 32 40 49
94	東出雲支所	593				○				19 32 40 49
95	松江市水道局	633	○							11 40 51 61
96	松江市水道局	633		○						
97	松江市水道局	634				○				11 40 61
98	松江市ガス局	631	○							11 40 51 61
99	松江市ガス局	631		○						
100	松江市ガス局	632				○				11 40 61

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
101	松江市交通局	635	○							11 40 51 61
102	松江市交通局	635		○						
103	松江市交通局	636				○				11 40 61
104	松江市立病院	607	○						○	11 40 51 60
105	松江市立病院	607		○						
106	松江市立病院	609				○				11 40 60
小計			14	15	29	38	1	2	5	

＜公民館＞

107	城東公民館	901	○							11 67 76 85 73
108	城東公民館	901		○						
109	城北公民館	902	○							11 67 76 84
110	城北公民館	902		○						
111	城西公民館	903	○							11 67 76 83
112	城西公民館	903		○						
113	川津公民館	904	○						○	11 67 76 87
114	川津公民館	904		○						
115	朝酌公民館	905	○							11 67 76 77
116	朝酌公民館	905		○						
117	法吉公民館	906	○							11 67 76 82
118	法吉公民館	906		○						
119	生馬公民館	907	○							11 67 76 81
120	生馬公民館	907		○						
121	持田公民館	908	○							11 67 76 86
122	持田公民館	908		○						
123	本庄公民館	909	○							11 67 76 88
124	本庄公民館	909		○						
125	古江公民館	910	○							11 67 76 80
126	古江公民館	910		○						
127	大野公民館	911	○							11 67 76 78
128	大野公民館	911		○						
129	秋鹿公民館	912	○							11 67 76 79
130	秋鹿公民館	912		○						
131	白潟公民館	913	○							11 67 76 90
132	白潟公民館	913		○						
133	朝日公民館	914	○							11 67 76 91
134	朝日公民館	914		○						
135	雑賀公民館	915	○							11 67 76 92
136	雑賀公民館	915		○						
137	津田公民館	916	○							11 67 76 93
138	津田公民館	916		○						
139	古志原公民館	917	○							11 67 76 95
140	古志原公民館	917		○						
141	竹矢公民館	918	○							11 67 76 96
142	竹矢公民館	918		○						
143	乃木公民館	919	○							11 67 76 94
144	乃木公民館	919		○						
145	大庭公民館	920	○							11 67 76 97
146	大庭公民館	920		○						
147	忌部公民館	921	○							11 67 76 98
148	忌部公民館	921		○						
149	恵曇公民館	922	○							12 67 76
150	恵曇公民館	922		○						

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
151	島根公民館	923	○							13 67 76
152	島根公民館	923		○						
153	美保関公民館	924	○							14 67 76
154	美保関公民館	924		○						
155	八雲公民館	925	○							15 67 76
156	八雲公民館	925		○						
157	玉湯公民館	926	○							16 67 76
158	玉湯公民館	926		○						
159	宍道公民館	927	○							17 67 76
160	宍道公民館	927		○						
161	来待地区公民館	928	○							17 67 76
162	来待地区公民館	928		○						
163	八東公民館	929	○							18 67 76
164	八東公民館	929		○						
165	佐太公民館	405				○				12 67 76
166	講武公民館	406				○				12 67 76
167	御津公民館	407				○				12 67 76
168	意東公民館	930	○							19 67 76
169	意東公民館	930		○						
170	上意東公民館	931	○							19 67 76
171	上意東公民館	931		○						
172	東出雲ふれあい会館(中央公民館)	932	○							19 67 76
173	東出雲ふれあい会館(中央公民館)	932		○						
174	出雲郷公民館	933	○							19 67 76
175	出雲郷公民館	933		○						
小計			29	29	0	3	0	0	1	

＜小学校＞

176	母衣小学校	771	○							11 67 72 85
177	母衣小学校	771		○						
178	城北小学校	772	○							11 67 72 84
179	城北小学校	772		○						
180	内中原小学校	773	○							11 67 72 83
181	内中原小学校	773		○						
182	川津小学校	774	○							11 67 72 87
183	川津小学校	774		○						
184	朝酌小学校	775	○							11 67 72 77
185	朝酌小学校	775		○						
186	法吉小学校	776	○							11 67 72 82
187	法吉小学校	776		○						
188	生馬小学校	777	○							11 67 72 81 73
189	生馬小学校	777		○						
190	持田小学校	778	○							11 67 72 86
191	持田小学校	778		○						
192	本庄小学校	779	○							11 67 72 88 73
193	本庄小学校	779		○						
194	古江小学校	780	○							11 67 72 80
195	古江小学校	780		○						
196	旧長江小学校(古江小へ統合)	781	○							11 67 72 80
197	旧長江小学校(古江小へ統合)	781		○						
198	大野小学校	782	○							11 67 72 78
199	大野小学校	782		○						
200	旧中島小学校(秋鹿小へ統合)	783	○							11 67 72 79

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
201	旧中島小学校(秋鹿小へ統合)	783		○						
202	秋鹿小学校	784	○							11 67 72 79
203	秋鹿小学校	784		○						
204	中央小学校	785	○							11 67 72 91 73
205	中央小学校	785		○						
206	雑賀小学校	786	○							11 67 72 92
207	雑賀小学校	786		○						
208	津田小学校	787	○							11 67 72 93
209	津田小学校	787		○						
210	古志原小学校	788	○							11 67 72 95
211	古志原小学校	788		○						
212	竹矢小学校	789	○							11 67 72 96
213	竹矢小学校	789		○						
214	乃木小学校	790	○							11 67 72 94
215	乃木小学校	790		○						
216	大庭小学校	791	○							11 67 72 97
217	大庭小学校	791		○						
218	忌部小学校	792	○							11 67 72 98 73
219	忌部小学校	792		○						
220	恵曇小学校	793	○							12 67 72
221	恵曇小学校	793		○						
222	佐太小学校	794	○							12 67 72
223	佐太小学校	794		○						
224	鹿島東小学校	795	○							12 67 72
225	鹿島東小学校	795		○						
226	島根小学校	796	○							13 67 72
227	島根小学校	796		○						
228	美保関小学校	797	○							14 67 72
229	美保関小学校	797		○						
230	八雲小学校	798	○							15 67 72
231	八雲小学校	798		○						
232	玉湯小学校	799	○							16 67 72
233	玉湯小学校	799		○						
234	大谷小学校	800	○							16 67 72
235	大谷小学校	800		○						
236	宍道小学校	801	○							17 67 72
237	宍道小学校	801		○						
238	来待小学校	802	○							17 67 72
239	来待小学校	802		○						
240	八東学園(小学校・中学校)	755	○							18 67 70 71 72
241	八東学園(小学校・中学校)	755		○						
242	意東小学校	804	○							19 67 72
243	意東小学校	804		○						
244	揖屋小学校	805	○							19 67 72
245	揖屋小学校	805		○						
246	出雲郷小学校	806	○							19 67 72
247	出雲郷小学校	806		○						
小計			32	32	0	0	0	0	0	

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
＜中学校・高等学校・大学・専門学校＞										
248	第一中学校	741	○							11 67 70 71 83
249	第一中学校	741		○						
250	第二中学校	742	○							11 67 70 71 87
251	第二中学校	742		○						
252	第三中学校	743	○							11 67 70 71 91
253	第三中学校	743		○						
254	第四中学校	744	○							11 67 70 71 93
255	第四中学校	744		○						
256	湖南中学校	745	○							11 67 70 71 94
257	湖南中学校	745		○						
258	湖東中学校	746	○							11 67 70 71 97
259	湖東中学校	746		○						
260	湖北中学校	748	○							11 67 70 71 80
261	湖北中学校	748		○						
262	本庄中学校	747	○							11 67 70 71 88
263	本庄中学校	747		○						
264	鹿島中学校	749	○							12 67 70 71
265	鹿島中学校	749		○						
266	島根中学校	750	○							13 67 70 71
267	島根中学校	750		○						
268	美保関中学校	751	○							14 67 70 71
269	美保関中学校	751		○						
270	八雲中学校	752	○							15 67 70 71
271	八雲中学校	752		○						
272	玉湯中学校	753	○							16 67 70 71
273	玉湯中学校	753		○						
274	宍道中学校	754	○							17 67 70 71
275	宍道中学校	754		○						
276	八束学園(小学校・中学校)	755	○							18 67 70 71 72
277	八束学園(小学校・中学校)	755		○						
278	東出雲中学校	759	○							19 67 70 71
279	東出雲中学校	759		○						
280	開星中学校	756	○							11 67 69 70 93
281	開星中学校	756		○						
282	松徳学院中学校	757	○							11 67 69 70 73 92
283	松徳学院中学校	757		○						
284	島根大学教育学部附属中学校	758	○							11 67 70 72 73 87
285	島根大学教育学部附属中学校	758		○						
286	島根大学	701	○							11 67 68 70 72 73 87
287	松江工業高等専門学校	702	○							11 67 68 81
288	松江総合医療専門学校	703	○							11 67 68 78
289	松江市立女子高等学校	721	○							11 67 69 77
290	松江西高等学校	722	○							11 67 69 94
小計			24	19	0	0	0	0	0	

＜幼稚園・保育所＞

291	母衣幼稚園	821				○				11 67 73 85
292	城北幼稚園	822	○							11 67 73 84
293	内中原幼稚園	823	○							11 67 73 83
294	川津幼稚園	824	○							11 67 73 87
295	朝酌幼稚園	825	○							11 67 73 77
296	生馬幼稚園	826				○				11 67 73 81

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
297	持田幼稚園	827	○							11 67 73 86
298	本庄幼稚園	828				○				11 67 73 88
299	古江幼稚園	829	○							11 67 73 80
300	大野幼稚園	830	○							11 67 73 78
301	秋鹿幼稚園	831	○							11 67 73 79
302	中央幼稚園	832				○				11 67 73 91
303	雑賀幼稚園	833	○							11 67 73 92
304	津田幼稚園	834	○							11 67 73 93
305	古志原幼稚園	835	○							11 67 73 95
306	竹矢幼稚園	836	○							11 67 73 96
307	幼保園のぎ	837	○							11 67 73 74 94
308	大庭幼稚園	838	○							11 67 73 97
309	忌部幼稚園	839				○				11 67 73 98
310	恵曇幼稚園	840	○							12 67 73
311	恵曇幼稚園	840		○						
312	佐太幼稚園	841	○							12 67 73
313	佐太幼稚園	841		○						
314	講武幼稚園	842	○							12 67 73
315	講武幼稚園	842		○						
316	八雲幼稚園	843	○							15 67 73
317	大谷幼稚園	845				○				16 67 73
318	玉湯幼稚園	844	○							16 67 73
319	旧来待幼稚園(防災安全課保管)	847				○				17 67 73
320	しんじ幼保園(防災安全課保管)	846				○				17 67 73 74
321	意東幼稚園	848				○				19 67 73
322	揖屋幼稚園	849				○				19 67 73
323	出雲郷幼稚園	850				○				19 67 73
324	末次保育所	861	○							11 67 74 83
325	城東保育所	862	○							11 67 74 87
326	法吉保育所	863	○							11 67 74 82
327	比津が丘保育園	864	○							11 67 74 82
328	白潟保育所	865				○				11 67 74 90
329	古志原保育所	866	○							11 67 74 95
330	御津保育所	867	○							12 67 74
331	御津保育所	867		○						
332	恵曇保育所	868	○							12 67 74
333	恵曇保育所	868		○						
334	野波保育所	869	○							13 67 74
335	マリン保育所	870	○							13 67 74
336	美保関西保育所	871	○							14 67 74
337	美保関東保育所	872	○							14 67 74
338	八雲保育園	873	○							15 67 74
339	しんじ幼保園	874	○							17 67 73 74
340	やつか保育園	875	○							18 67 74
341	旧江島保育所(防災安全課保管)	876				○				18 67 74
342	意東保育園	877	○							19 67 74
343	揖屋保育園	878	○							19 67 74
344	出雲郷保育園	879	○							19 67 74
小計			33	5	0	13	0	0	0	

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
＜消防団＞										
345	消防団長	200				○				20 23 24
346	消防団 （松江橋北方面団長）	207				○				20 21 23
347	消防団 （橋北分団長）	208				○				20 21 23
348	消防団 （川津分団長）	209				○				20 21 23
349	消防団 （朝酌分団長）	210				○				20 21 23
350	消防団 （法吉分団長）	211				○				20 21 23
351	消防団 （生馬分団長）	212				○				20 21 23
352	消防団 （持田分団長）	213				○				20 21 23
353	消防団 （古江分団長）	214				○				20 21 23
354	消防団 （本庄分団長）	215				○				20 21 23
355	消防団 （秋鹿分団長）	216				○				20 21 23
356	消防団 （大野分団長）	217				○				20 21 23
357	消防団 （橋北班長）	218				○				20 21 23
358	消防団 （西川津班長）	219				○				20 21 23
359	消防団 （東川津班長）	220				○				20 21 23
360	消防団 （朝酌班長）	221				○				20 21 23
361	消防団 （大井班長）	222				○				20 21 23
362	消防団 （黒田班長）	223				○				20 21 23
363	消防団 （比津班長）	224				○				20 21 23
364	消防団 （下佐陀班長）	225				○				20 21 23
365	消防団 （薦津班長）	226				○				20 21 23
366	消防団 （坂本班長）	227				○				20 21 23
367	消防団 （持田班長）	228				○				20 21 23
368	消防団 （西浜佐陀班長）	229				○				20 21 23
369	消防団 （古曽志班長）	230				○				20 21 23
370	消防団 （西長江班長）	231				○				20 21 23
371	消防団 （本庄班長）	232				○				20 21 23
372	消防団 （長海班長）	233				○				20 21 23
373	消防団 （上宇部尾班長）	234				○				20 21 23
374	消防団 （枕木班長）	235				○				20 21 23
375	消防団 （大垣班長）	236				○				20 21 23
376	消防団 （中島班長）	237				○				20 21 23
377	消防団 （秋鹿班長）	238				○				20 21 23
378	消防団 （魚瀬班長）	239				○				20 21 23
379	消防団 （上分班長）	240				○				20 21 23
380	消防団 （下分班長）	241				○				20 21 23
381	消防団 （松江橋南方面団長）	242				○				20 22 24
382	消防団 （橋南分団長）	243				○				20 22 24
383	消防団 （津田分団長）	244				○				20 22 24
384	消防団 （古志原分団長）	245				○				20 22 24
385	消防団 （竹矢分団長）	246				○				20 22 24
386	消防団 （乃木分団長）	247				○				20 22 24
387	消防団 （忌部分団長）	248				○				20 22 24
388	消防団 （大庭分団長）	249				○				20 22 24
389	消防団 （橋南班長）	250				○				20 22 24
390	消防団 （津田班長）	251				○				20 22 24
391	消防団 （古志原班長）	252				○				20 22 24
392	消防団 （馬潟班長）	253				○				20 22 24
393	消防団 （竹矢班長）	254				○				20 22 24
394	消防団 （上浜乃木班長）	255				○				20 22 24
395	消防団 （乃白福富班長）	256				○				20 22 24

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
396	消防団 （宮内班長）	257				○				20 22 24
397	消防団 （大川端班長）	258				○				20 22 24
398	消防団 （柳原班長）	259				○				20 22 24
399	消防団 （佐草班長）	260				○				20 22 24
400	消防団 （大草班長）	261				○				20 22 24
401	消防団 （鹿島 方面団長）	262				○				20 21 25
402	消防団 （鹿島 恵曇分団長）	263				○				20 21 25
403	消防団 （鹿島 佐太分団長）	264				○				20 21 25
404	消防団 （鹿島 講武分団長）	265				○				20 21 25
405	消防団 （鹿島 御津分団長）	266				○				20 21 25
406	消防団 （鹿島 古浦班長）	267				○				20 21 25
407	消防団 （鹿島 恵曇班長）	268				○				20 21 25
408	消防団 （鹿島 手結班長）	269				○				20 21 25
409	消防団 （鹿島 片句班長）	270				○				20 21 25
410	消防団 （鹿島 昭栄班長）	271				○				20 21 25
411	消防団 （鹿島 宮内班長）	272				○				20 21 25
412	消防団 （鹿島 武代班長）	273				○				20 21 25
413	消防団 （鹿島 根連木班長）	274				○				20 21 25
414	消防団 （鹿島 深田班長）	275				○				20 21 25
415	消防団 （鹿島 名分班長）	276				○				20 21 25
416	消防団 （鹿島 北講武班長）	277				○				20 21 25
417	消防団 （鹿島 南講武班長）	278				○				20 21 25
418	消防団 （鹿島 上講武班長）	279				○				20 21 25
419	消防団 （鹿島 御津班長）	280				○				20 21 25
420	消防団 （島根 方面団長）	281				○				20 21 26
421	消防団 （島根 大芦分団長）	282				○				20 21 26
422	消防団 （島根 加賀分団長）	283				○				20 21 26
423	消防団 （島根 野波分団長）	284				○				20 21 26
424	消防団 （島根 海鳥班長）	285				○				20 21 26
425	消防団 （島根 楡木班長）	286				○				20 21 26
426	消防団 （島根 大芦浜班長）	287				○				20 21 26
427	消防団 （島根 北垣班長）	288				○				20 21 26
428	消防団 （島根 垣ノ内班長）	289				○				20 21 26
429	消防団 （島根 大芦別所班長）	290				○				20 21 26
430	消防団 （島根 加賀浜班長）	291				○				20 21 26
431	消防団 （島根 加賀別所班長）	292				○				20 21 26
432	消防団 （島根 佐波班長）	293				○				20 21 26
433	消防団 （島根 野波班長）	294				○				20 21 26
434	消防団 （島根 小波班長）	295				○				20 21 26
435	消防団 （島根 多古班長）	296				○				20 21 26
436	消防団 （島根 沖泊班長）	297				○				20 21 26
437	消防団 （島根 瀬崎班長）	298				○				20 21 26
438	消防団 （島根 野井班長）	299				○				20 21 26
439	消防団 （美保関 方面団長）	300				○				20 21 27
440	消防団 （美保関 千酌分団長）	301				○				20 21 27
441	消防団 （美保関 片江分団長）	302				○				20 21 27
442	消防団 （美保関 七類分団長）	303				○				20 21 27
443	消防団 （美保関 美保関分団長）	304				○				20 21 27
444	消防団 （美保関 森山分団長）	305				○				20 21 27
445	消防団 （美保関 笠浦班長）	306				○				20 21 27
446	消防団 （美保関 千酌班長）	307				○				20 21 27
447	消防団 （美保関 北浦班長）	308				○				20 21 27

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
448	消防団 （美保関　稲積班長）	309				○				20 21 27
449	消防団 （美保関　菅浦班長）	310				○				20 21 27
450	消防団 （美保関　片江班長）	311				○				20 21 27
451	消防団 （美保関　笹子班長）	312				○				20 21 27
452	消防団 （美保関　惣津班長）	313				○				20 21 27
453	消防団 （美保関　七類班長）	314				○				20 21 27
454	消防団 （美保関　法田班長）	315				○				20 21 27
455	消防団 （美保関　諸喰班長）	316				○				20 21 27
456	消防団 （美保関　美保関班長）	317				○				20 21 27
457	消防団 （美保関　長浜班長）	318				○				20 21 27
458	消防団 （美保関　雲津班長）	319				○				20 21 27
459	消防団 （美保関　万原班長）	320				○				20 21 27
460	消防団 （美保関　下宇部尾班長）	321				○				20 21 27
461	消防団 （美保関　森山班長）	322				○				20 21 27
462	消防団 （美保関　宇井班長）	323				○				20 21 27
463	消防団 （美保関　福浦班長）	324				○				20 21 27
464	消防団 （八雲　方面団長）	325				○				20 22 28
465	消防団 （八雲　岩坂分団長）	326				○				20 22 28
466	消防団 （八雲　熊野分団長）	327				○				20 22 28
467	消防団 （八雲　西本郷班長）	328				○				20 22 28
468	消防団 （八雲　東本郷班長）	329				○				20 22 28
469	消防団 （八雲　別所班長）	330				○				20 22 28
470	消防団 （八雲　秋桑班長）	331				○				20 22 28
471	消防団 （八雲　熊下班長）	332				○				20 22 28
472	消防団 （八雲　熊中班長）	333				○				20 22 28
473	消防団 （八雲　熊上班長）	334				○				20 22 28
474	消防団 （八雲　平原班長）	335				○				20 22 28
475	消防団 （玉湯　方面団長）	336				○				20 22 29
476	消防団 （玉湯　玉湯分団長）	337				○				20 22 29
477	消防団 （玉湯　布志名班長）	338				○				20 22 29
478	消防団 （玉湯　湯町班長）	339				○				20 22 29
479	消防団 （玉湯　林班長）	340				○				20 22 29
480	消防団 （玉湯　玉造南班長）	341				○				20 22 29
481	消防団 （玉湯　玉造北班長）	342				○				20 22 29
482	消防団 （玉湯　下大谷班長）	343				○				20 22 29
483	消防団 （玉湯　奥大谷班長）	344				○				20 22 29
484	消防団 （宍道　方面団長）	345				○				20 22 30
485	消防団 （宍道　宍道分団長）	346				○				20 22 30
486	消防団 （宍道　来待分団長）	347				○				20 22 30
487	消防団 （宍道　佐々布班長）	348				○				20 22 30
488	消防団 （宍道　宍道班長）	349				○				20 22 30
489	消防団 （宍道　南城班長）	350				○				20 22 30
490	消防団 （宍道　白石班長）	351				○				20 22 30
491	消防団 （宍道　西来待班長）	353				○				20 22 30
492	消防団 （宍道　東来待班長）	353				○				20 22 30
493	消防団 （宍道　中来待班長）	354				○				20 22 30
494	消防団 （宍道　上来待班長）	355				○				20 22 30
495	消防団 （八束　方面団長）	356				○				20 21 31
496	消防団 （八束　八束北分団長）	357				○				20 21 31
497	消防団 （八束　八束南分団長）	358				○				20 21 31
498	消防団 （八束　二子班長）	359				○				20 21 31
499	消防団 （八束　亀尻班長）	360				○				20 21 31

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
500	消防団 （八束　寺津班長）	361				○				20 21 31
501	消防団 （八束　馬渡班長）	362				○				20 21 31
502	消防団 （八束　江島班長）	363				○				20 21 31
503	消防団 （八束　波入班長）	364				○				20 21 31
504	消防団 （八束　入江班長）	365				○				20 21 31
505	消防団 （八束　遅江班長）	366				○				20 21 31
506	消防団 （東出雲　方面団長）	367				○				20 22 32
507	消防団 （東出雲　意東分団長）	368				○				20 22 32
508	消防団 （東出雲　揖屋分団長）	369				○				20 22 32
509	消防団 （東出雲　出雲郷分団長）	370				○				20 22 32
510	消防団 （東出雲　下意東北班長）	371				○				20 22 32
511	消防団 （東出雲　下意東南班長）	372				○				20 22 32
512	消防団 （東出雲　上意東班長）	373				○				20 22 32
513	消防団 （東出雲　揖屋東班長）	374				○				20 22 32
514	消防団 （東出雲　揖屋中央班長）	375				○				20 22 32
515	消防団 （東出雲　揖屋南班長）	376				○				20 22 32
516	消防団 （東出雲　揖屋西班長）	377				○				20 22 32
517	消防団 （東出雲　今宮春日班長）	378				○				20 22 32
518	消防団 （東出雲　内馬須田班長）	379				○				20 22 32
519	消防団 （東出雲　出雲郷中央班長）	380				○				20 22 32
520	消防団 （東出雲　市向班長）	381				○				20 22 32
521	消防団 （東出雲　意宇南班長）	382				○				20 22 32
小計			0	0	0	161	0	0	0	

＜医療機関・生活関連機関＞

522	松江赤十字病院	601	○							11 60
523	松江赤十字病院	601		○						
524	松江赤十字病院	602				○				11 60
525	松江記念病院	603	○							11 60
526	松江記念病院	603		○						
527	松江記念病院	604				○				11 60
528	松江生協病院	605	○						○	11 60
529	松江生協病院	605		○						
530	松江生協病院	606				○				11 60
531	国立病院機構松江医療センター	610	○							11 60
532	国立病院機構松江医療センター	610		○						
533	国立病院機構松江医療センター	611				○				11 60
534	玉造厚生年金病院	612	○						○	16 60
535	玉造厚生年金病院	612		○						
536	玉造厚生年金病院	613				○				16 60
537	中国電力松江営業所	651	○						○	11 61
538	中国電力松江営業所	651		○						
539	日本赤十字社島根県支部	652	○							11 61
540	日本赤十字社島根県支部	652		○						
541	NHK松江放送局	653	○							11 61
542	NHK松江放送局	653		○						
543	NTT西日本島根支店	654	○							11 61
544	NTT西日本島根支店	654		○						
545	郵便事業株式会社松江支店	655	○							11 61
546	郵便事業株式会社松江支店	655		○						
547	JR西日本松江駅	656	○							11 61
548	JR西日本松江駅	656		○						

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
549	日本通運松江支店	657	○							11 61
550	日本通運松江支店	657		○						
551	松江商工会議所	952	○							11 61
552	JAくにびき	658	○							11 61
553	JAくにびき	658		○						
554	JAくにびき	659				○				11 61
555	JFしまね 恵曇支所	660	○							12 61
556	JFしまね 恵曇支所	660		○						
557	JFしまね 島根町支所	661	○							13 61
558	JFしまね 島根町支所	661		○						
559	JFしまね 美保関支所	662	○							14 61
560	JFしまね 美保関支所	662		○						
561	松江警察署	110	○						○	11
562	松江警察署	110		○						
563	松江警察署	111				○				11
564	島根原子力発電所	803	○							12 61
565	島根原子力発電所	803		○						
小計			19	18	0	7	0	0	4	

＜その他の施設＞

566	総合文化センター（火）	960	○							11 62 93
567	市民活動センター（水）	958	○							11 62 90
568	メテオプラザ	973	○							14 62
569	松江市総合福祉センター	953	○						○	11 62 83
570	菅田会館	954	○							11 62 87
571	福原会館	955	○							11 62 86
572	松尾会館	959	○							11 62 92
573	魚瀬世代間交流会館	957	○							11 62 74 78
574	日吉ふれあい会館	976	○							15 62
575	ギャラリーC	980	○							17 62
576	鹿島福祉センターふれあい館	965	○							12 62
577	鹿島福祉センターふれあい館	965		○						
578	美保関障害者地域交流センター	970				○				14 62
579	美保関西ふれあいプラザ	971				○				14 62
580	香梅の里	972	○							14 62
581	八雲社会福祉センター	974	○							15 62
582	八束保健福祉総合センター	982	○							18 62
583	サン・エールたまゆ	978	○							16 62
584	宍道健康センター	979	○							17 62
585	松江市総合体育館	951	○							11 62 85
586	松江海洋センター（月）	956	○							11 62 80
587	矢田体育館	961	○							11 62 96
588	松江総合運動公園	962	○							11 62 94
589	サンライフ松江	963	○							11 62 97
590	鹿島総合体育館	964	○							12 62
591	鹿島総合体育館	964		○						
592	島根体育館	966	○							13 62
593	美保関体育館	967	○							14 62
594	旧美保関千酌小学校体育館	968	○							14 62
595	旧美保関東小学校体育館	969	○							14 62
596	玉湯体育館	977	○							16 62
597	八雲構造改善センター	975	○							15 62
598	八束体育館	981	○							18 62

	施設名	呼出番号	可搬	FAX	車載	携帯	統制	副統	遠隔	グループ番号
599	東出雲体育館	983	○							19 62
600	東出雲保健相談センター	984	○							19 62
601	東出雲保健相談センター	984		○						
602	東出雲老人福祉センター	985	○							19 62
603	東出雲おちらと村	986	○							19 62
小計			29	2	0	2	0	0	1	

合計	195	129	29	240	1	2	11	

資料 2-6

松江市防災行政無線（デジタル同報系）設置状況

資料：防災安全課

	No.	設置予定箇所	整備年度
城東 (6)	1	消防本部	H22 整備
	2	島根県民会館	H25 整備予定
	3	南田町集会所	H25 整備予定
	4	母衣小学校	H25 整備予定
	5	松江市総合体育館	H25 整備予定
	6	南田街区公園	H25 整備予定
城北 (8)	7	松江北高校	H25 整備予定
	8	城北公民館	H25 整備予定
	9	大輪町集会所	H25 整備予定
	10	城北小学校	H25 整備予定
	11	淞北台会館	H25 整備予定
	12	県営淞北台団地	H25 整備予定
	13	東淞北台児童公園	H25 整備予定
	14	松江保健所	H25 整備予定
	15	うぐいす台街区公園	H25 整備予定
城西 (8)	16	松江市役所	H22 整備
	17	城西公民館	H25 整備予定
	18	第一中学校	H25 整備予定
	19	島根県自治研修所	H25 整備予定
	20	新国屋街区公園	H25 整備予定
	21	国屋町さとやま公園	H25 整備予定
	22	くやケ丘公園	H25 整備予定
	23	南平台児童公園	H25 整備予定
川津 (18)	24	川口児童公園	H24 整備予定
	25	菅田公園	H24 整備予定
	26	すがた児童公園	H24 整備予定
	27	東菅田集会所	H24 整備予定
	28	上浜弓団地内公園	H24 整備予定
	29	松江市シルバー人材センター	H24 整備予定
	30	嵩見会館（嵩見西都市緑地）	H24 整備予定
	31	東嵩見集会所	H24 整備予定
	32	下東川津ゲートボール場	H24 整備予定
	33	祖子分公会堂	H24 整備予定
	34	大内谷公民館	H24 整備予定
	35	松江東高校	H24 整備予定
	36	西川津交流の広場	H24 整備予定
	37	橋本街区公園	H24 整備予定
	38	市成倶楽部	H24 整備予定
	39	小平会館	H24 整備予定
	40	四季ケ丘西街区公園	H24 整備予定
	41	あじさい団地集会所	H24 整備予定
朝酌 (6)	42	太陽団地自治会館	H23 整備
	43	女子高校	H23 整備
	44	朝酌消防機庫	H23 整備
	45	福富公会堂	H23 整備
	46	大井公民館	H23 整備
	47	大海崎町	H23 整備
法吉 (13)	48	黒田集会所	H23 整備
	49	市営城山西駐車場	H23 整備
	50	深坪橋横（みしまや春日店駐付近）	H23 整備
	51	法吉保育所	H23 整備
	52	比津が丘東児童公園	H23 整備
	53	法吉小学校	H23 整備
	54	法吉公民館	H23 整備
	55	島根県障害者職業センター	H24 整備予定
	56	法吉町道路横	H24 整備予定
	57	法吉団地集会所	H24 整備予定
	58	比津が丘会館	H24 整備予定
	59	比津が丘集会所（公園）	H24 整備予定
	60	南比津が丘都市緑地	H24 整備予定

	No.	設置予定箇所	整備年度
生馬 (7)	61	浜佐田灘公民館	H23 整備
	62	浜佐田公民館	H23 整備
	63	生馬公民館	H23 整備
	64	薦津町多目的広場	H23 整備
	65	下佐陀上町遊園地	H23 整備
	66	生馬ヶ丘団地北街区公園	H23 整備
	67	東生馬公会堂	H23 整備
持田 (7)	68	竹崎児童公園	H23 整備
	69	持田公民館	H23 整備
	70	平成北街区公園	H23 整備
	71	福原上集会所	H23 整備
	72	福原会館	H23 整備
	73	持田神社横	H23 整備
	74	坂本下集会所	H23 整備
本庄 (11)	75	上宇部尾公会堂	H23 整備
	76	新庄町集会所	H23 整備
	77	本庄公民館	H23 整備
	78	本庄小学校	H23 整備
	79	新庄町原	H23 整備
	80	木並集会所	H23 整備
	81	川部集会所	H23 整備
	82	野原町	H23 整備
	83	長海公会堂	H23 整備
	84	邑生町	H23 整備
	85	手角集会所	H23 整備
古江 (16)	86	西浜佐陀公民館	H23 整備
	87	県立盲学校	H23 整備
	88	寺津集会所	H23 整備
	89	下組集会所	H23 整備
	90	下古志公民館	H23 整備
	91	中古志公民館	H23 整備
	92	小畑公民館	H23 整備
	93	古志町野間	H23 整備
	94	荘公民館	H23 整備
	95	上組公民館	H23 整備
	96	古江小学校	H23 整備
	97	大塚公民館	H23 整備
	98	朝日ヶ丘会館	H23 整備
	99	灘東会館	H23 整備
	100	長江小学校	H23 整備
	101	広垣公民館	H23 整備
大野 (5)	102	津の森公民館	H23 整備
	103	大野下消防機庫	H23 整備
	104	大野小学校	H22 整備
	105	魚瀬世代間交流会館	H22 整備
	106	魚瀬町漁協道路横	H22 整備
秋鹿 (11)	107	大垣踏切横	H23 整備
	108	上寄公民館	H23 整備
	109	布川上	H23 整備
	110	秋鹿小学校	H23 整備
	111	秋鹿公民館	H23 整備
	112	秋鹿町駅東	H23 整備
	113	本谷会館	H23 整備
	114	井神公会所	H23 整備
	115	山中公会所	H23 整備
	116	秋鹿町あかいはねこどもあそびば	H23 整備
	117	芦尾バス停前	H23 整備

(2)通信
資料 2-6

	No.	設置予定箇所	整備年度
白潟(4)	118	伊勢宮大橋川沿い公園	H24 整備予定
	119	白潟公民館	H24 整備予定
	120	袖師公園	H24 整備予定
	121	天神町ロータリー内	H24 整備予定
朝日(6)	122	宍道湖遊覧船乗場	H24 整備予定
	123	松江駅	H24 整備予定
	124	中央小学校	H24 整備予定
	125	第三中学校	H24 整備予定
	126	市営宮の沖アパート公園	H24 整備予定
	127	小浜会館	H24 整備予定
雑賀(4)	128	床几山配水地跡	H25 整備予定
	129	雑賀小学校	H25 整備予定
	130	雑賀町ふれあい広場	H25 整備予定
	131	みどり保育園	H25 整備予定
津田(16)	132	西津田７丁目（みつき保育園付近）	H25 整備予定
	133	プラバホール	H25 整備予定
	134	市営緑ヶ丘アパート	H25 整備予定
	135	国交省松江国道事務所付近	H25 整備予定
	136	大山代公会堂	H25 整備予定
	137	森脇児童公園	H25 整備予定
	138	明神団地集会所	H25 整備予定
	139	西津田ヒルズ都市緑地	H25 整備予定
	140	松原児童遊園地	H24 整備予定
	141	中央団地遊園地	H24 整備予定
	142	淞東台遊園地	H24 整備予定
	143	大田都市緑地	H24 整備予定
	144	旧立正佼成会付近	H24 整備予定
	145	馬橋川河口付近	H24 整備予定
	146	鷹日橋付近	H24 整備予定
	147	東光台配水場付近	H24 整備予定
古志原(15)	148	島根県環境保健公社	H25 整備予定
	149	ふたば都市緑地	H25 整備予定
	150	市営朝日ヶ丘アパート	H25 整備予定
	151	松江工業高校	H25 整備予定
	152	市営富原住宅	H25 整備予定
	153	淞南台団地空地	H25 整備予定
	154	香南団地遊園地	H25 整備予定
	155	かおりケ丘団地公園	H25 整備予定
	156	東上乃木遊園地	H25 整備予定
	157	県立はつらつ体育館	H25 整備予定
	158	上乃木あすなろ橋付近	H25 整備予定
	159	松江南高校グランド	H25 整備予定
	160	下沢公園	H25 整備予定
	161	松江総合運動公園	H25 整備予定
	162	松江南高校校舎横	H25 整備予定
竹矢(12)	163	大門東エコステーション横	H24 整備予定
	164	八幡浜分集落センター	H24 整備予定
	165	山宮公民館	H24 整備予定
	166	竹矢公民館（ゲートボール場）	H24 整備予定
	167	川向都市緑地	H24 整備予定
	168	馬潟地区消防機庫	H24 整備予定
	169	八幡団地児童遊園地	H24 整備予定
	170	富士見ヶ丘自治会集会所	H24 整備予定
	171	青葉台会館	H24 整備予定
	172	矢田公民館	H24 整備予定
	173	上竹矢公民館	H24 整備予定
	174	真名井地区	H24 整備予定

	No.	設置予定箇所	整備年度
乃木(22)	175	淞徳会館	H24 整備予定
	176	西嫁島自治会集会所（児童遊園地）	H24 整備予定
	177	乃木公民館	H24 整備予定
	178	浜乃木４丁目公園（淞南団地公園）	H24 整備予定
	179	松江農林高校	H24 整備予定
	180	幼保園のぎ	H24 整備予定
	181	うぐいす公園	H24 整備予定
	182	國尾公園	H24 整備予定
	183	市営宇賀団地	H24 整備予定
	184	宇賀橋	H24 整備予定
	185	上乃木２丁目公園	H24 整備予定
	186	市営西の原アパート広場	H24 整備予定
	187	上乃木４丁目丸山地内	H24 整備予定
	188	上乃木三叉路	H24 整備予定
	189	乃白町ふれあいセンター	H24 整備予定
	190	乃白町県道路横	H24 整備予定
	191	芝原緑地（湘南ドリームタウン公園）	H24 整備予定
	192	桜台自治会館横公園	H24 整備予定
	193	乃木福富町公民館	H24 整備予定
	194	福富都市緑地	H24 整備予定
	195	松江高等技術校	H24 整備予定
	196	乃木福富町老人集会所	H24 整備予定
大庭(14)	197	大庭町公園（県営八重垣団地付近）	H24 整備予定
	198	佐草町西児童館	H24 整備予定
	199	佐草南口集落センター	H24 整備予定
	200	大庭西公民館	H24 整備予定
	201	大庭小学校	H24 整備予定
	202	大庭コミュニティ多目的広場	H24 整備予定
	203	有公民館	H24 整備予定
	204	団原公民館	H24 整備予定
	205	市営大庭アパート付近広場	H24 整備予定
	206	市営長者原団地	H24 整備予定
	207	湖東中学校	H24 整備予定
	208	井出平集会所	H24 整備予定
	209	茶臼山団地集会所	H24 整備予定
	210	大草公民館	H24 整備予定
忌部(5)	211	千本街区公園	H23 整備
	212	堂廻自治集会所	H23 整備
	213	忌部公民館	H23 整備
	214	大川端公民館	H23 整備
	215	中組集会所	H23 整備

	No.	設置予定箇所	整備年度
玉湯(13)	216	布志名消防機庫	H23 整備
	217	湯町東バス停付近	H23 整備
	218	湯町灘道路	H23 整備
	219	湯町南集会所	H23 整備
	220	玉湯支所	H23 整備
	221	玉湯中学校	H23 整備
	222	玉湯小学校	H23 整備
	223	新御堂児童公園	H23 整備
	224	玉造東	H23 整備
	225	玉造浄水場	H23 整備
	226	別所集会所	H23 整備
	227	大谷小学校	H23 整備
	228	本郷公民館	H23 整備
宍道(24)	229	伊志見公民館	H23 整備
	230	荻田児童公園	H23 整備
	231	緑が丘集会所	H23 整備
	232	宍道支所	H23 整備
	233	仲津公園	H23 整備
	234	宍道小学校グランド	H23 整備
	235	佐々布下公民館	H23 整備
	236	佐々布中公民館	H23 整備
	237	才団地ゲートボール場	H23 整備
	238	１区東公民館	H23 整備
	239	下白石集会所	H23 整備
	240	白石団地公園	H23 整備
	241	小松団地公園	H23 整備
	242	浜集会所	H23 整備
	243	池田団地公園	H23 整備
	244	弘長寺	H23 整備
	245	久戸公会所	H23 整備
	246	大森つつじ館	H23 整備
	247	佐倉公民館	H23 整備
	248	菅原農村公園	H23 整備
	249	大森交差点付近	H23 整備
	250	金山下公民館	H23 整備
	251	金山上公民館	H23 整備
	252	和名佐会館	H23 整備
鹿島(17)	253	御津	既存設備と連携(H22 整備)
	254	山奥	
	255	上講武	
	256	小谷	
	257	鹿島東小	
	258	鹿島中	
	259	一矢	
	260	才ノ丘	
	261	宮内	
	262	鹿島支所	
	263	根連木	
	264	古浦	
	265	恵雲	
	266	ＪＦ鹿島支所	
	267	禅慶応院	
	268	片句	
	269	片句運動場	

H22 整備	５基
H23 整備	１０９基
H24 整備予定	１２２基
H25 整備予定	６３基

	No.	設置予定箇所	整備年度
島根(15)	270	楡木・海鳥	H25 整備予定
	271	浜	H25 整備予定
	272	小具・北垣	H25 整備予定
	273	垣ノ内・別所	H25 整備予定
	274	大津	H25 整備予定
	275	岩木	H25 整備予定
	276	佐波	H25 整備予定
	277	加賀別所	H25 整備予定
	278	野波２	H25 整備予定
	279	野波１	H25 整備予定
	280	小波	H25 整備予定
	281	多古	H25 整備予定
	282	沖泊	H25 整備予定
	283	瀬崎	H25 整備予定
	284	野井	H25 整備予定
美保関(24)	285	笠浦	H24 整備予定
	286	千酌	H24 整備予定
	287	北浦	H24 整備予定
	288	稲積	H24 整備予定
	289	菅浦	H24 整備予定
	290	片江	H24 整備予定
	291	笹子	H24 整備予定
	292	惣津	H24 整備予定
	293	七瀬	H24 整備予定
	294	法田	H24 整備予定
	295	諸喰	H24 整備予定
	296	雲津	H24 整備予定
	297	軽尾	H24 整備予定
	298	才浦	H24 整備予定
	299	東防波堤	H24 整備予定
	300	海崎	H24 整備予定
	301	長浜	H24 整備予定
	302	福浦	H24 整備予定
	303	宇井渡船場	H24 整備予定
	304	宇井	H24 整備予定
	305	小中村	H24 整備予定
	306	森山	H24 整備予定
	307	下宇部尾	H24 整備予定
	308	総合運動公園	H24 整備予定
八束(8)	309	入江	H24 整備予定
	310	八束	H24 整備予定
	311	二子寺津	H24 整備予定
	312	亀尻馬渡	H24 整備予定
	313	遅江	H24 整備予定
	314	江島１	H24 整備予定
	315	江島２	H24 整備予定
	316	江島３	H24 整備予定
八雲(9)	317	日吉公園	既存設備と連携(H22 整備)
	318	八雲支所	
	319	市東	
	320	別中	
	321	桑並	
	322	大石	
	323	平原	
	324	保養センター	
	325	須谷	

資料 2-7

防災定点監視カメラ一覧表

資料：防災安全課

地区	位置名称	所在地
美保関	笠浦港	美保関町笠浦
	稲積港	美保関町北浦（稲積）
	片江港	美保関町片江
	七類港	美保関町七類
	諸喰港	美保関町諸喰
	美保関港	美保関町美保関
八雲	意宇川（切通し）	八雲町日吉
玉湯	玉湯川	玉湯町湯町
宍道	来待川	宍道町西来待
	佐々布川	宍道町佐々布
八束	遅江港	八束町遅江

(3)情報及び広報
資料 2-8

被害状況の判定基準

資料：島根県地域防災計画

判定基準（1）

被害等区分		判定基準
人的被害	(1)　死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)　行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3)　重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)　り災者	り災世帯の構成員
	(5)　り災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)　世帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯とし取扱う。）
建物被害	(7)　住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)　住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。（半壊、半焼も同様）
	(9)　住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	(10)　破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）
	(11)　床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)　床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)　非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分		判定基準
農地被害	(14)　流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)　埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)　流入	平均粒径0.25㎜以上の土砂が、筆別に2㎝以上流入したもの、又は平均粒径0.25㎜以下の土砂が、筆別に5㎝以上流入したもの。
	(17)　冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)　浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)　大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)　中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21)　小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準（2）（即報にかかる被害のみ適用）

被害等の区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準（1）と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 （沈没・流失、破損）	櫓櫂のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫂等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

資料 2-9

被害状況・対応活動報告書

資料：防災安全課

被害状況･対応活動報告書

No.

災害名 （災害箇所名）	第（　　）報				
受付日時	平成　年　月　日	午前・午後　時　分	報告者	課名	
被害発生日時	平成　年　月　日	午前・午後　時　分 頃		職員名	
通報者	住所	氏名	電話番号　（　　）　―		
被災者名	同上　・	電話番号	（　　）　―	災害種別	人的･住家･非住家･道路･農地･林地･河川･その他
被災場所	松江市　町　丁目　番地　番　号			住宅地図番号　年版	P　―　―

災害種別	☐ 人的被害	☐ 死者 ☐ 行方不明 ☐ 重傷 ☐ 軽傷 ☐ その他	☐ 非住家被害	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 裏山崩壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他	☐ 農地被害	☐ 田畑被害 ☐ 畦畔等施設被害 ☐ その他
	☐ 避難 （　世帯　人） 避難場所（　　）	☐ 避難勧告 ☐ 自主避難	☐ 道路被害	☐ 法面崩壊 ☐ 土砂崩落 ☐ 構造物倒壊 ☐ 道路（路肩）崩壊 ☐ 道路冠水 ☐ 陥没 ☐ 流出 ☐ その他	☐ 林地被害	☐ 斜面崩壊 ☐ 構造物倒壊 ☐ その他
	☐ 住家被害	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 裏山崩壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他			☐ 河川被害	☐ 堤防決壊 ☐ 土砂崩落 ☐ 河川氾濫 ☐ 護岸崩壊 ☐ その他
					☐ その他	（　　）

支所判断	☐ 支所にて対応	☐ 本庁の応援必要	☐ 今後の進展次第で対応	☐ 対応不要

対応状況	
被災状況図	

連絡先

- ☐ 消防本部通信指令課　Tel 63･141　Fax 22-0150
- ☐ 松江警察署　Tel 28-0110　Fax 26-4110
- ☐ 松江県土整備維持管理G　Tel 32-5738　Fax 32-5716
- ☐ 管理課　Tel 5364　Fax 5554
- ☐ 建築指導課　Tel 5342　Fax 5532
- ☐ 土木課　Tel 5674　Fax 5538
- ☐ 河川課　Tel 5355　Fax 5538
- ☐ 農林課　Tel 5245　Fax 5549
- ☐ 保健福祉課　Tel 5302　Fax 5537
- ☐ 水道局　Tel 55-4888　Fax 55-4890
- ☐ ガス局　Tel 21-0011　Fax 31-0490
- ☐ その他　（　　）　Tel　Fax

資料 2-10

地区災害対策本部　災害状況報告書

資料：防災安全課

地区災害対策本部　災害状況報告書

地区
第　　報

報告日時	月　　日　　時　　分

発信元	地区災害対策本部	TEL		FAX	
発信者氏名					

発信先	松江市災害対策本部	TEL	55-5115	FAX	55-5617

＜地区内の被害状況＞				
【人命救助】	□不要	□必要（場所：　　）		□不明
【火災】	□なし	□延焼中（場所：　　）		□不明
【建物倒壊】	□なし	□あり（場所：　　）		□不明
【土砂崩れ】	□なし	□あり（場所：　　）		□不明
【浸水被害】	□なし	□あり（場所：　　）		□不明
【道路状況】	□通行可	□通行不可（場所：　　）		□不明
【ライフライン】	□断水	□停電　□ガス停止	□電話不通	□不明

＜上記の被害状況の詳細　または　その他の被害状況＞

※被害状況は可能な限り地図を添付して下さい

＜必要物資の要請＞

【物資】　□不要　□必要

品名	数量	備考

＜その他の連絡事項＞

＜松江市災害対策本部　記入欄＞

受信者氏名		受信日時	月　　日　　時　　分
対応状況			

資料 2-11

被害状況報告様式

資料：島根県地域防災計画

様式第0号

災害発生即報

報告状況:	
続報元報告番号:	
報告日時	年　月　日　時　分
市町村	
所属部署	
報告者名	

災害名　　（第　　報）

発生場所								発生日時	年　月　日　時　分
件名									
被害の概況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の概況	災害対策本部等の設置状況	（地区）			（報告機関名）					

被害状況速報（　日　時　分現在）

別紙様式１

市町村名	
報告者	
電話番号	

（報告経路）
市町村→当該市町村を所管する県地方機関→消防防災課

区分		被害			備考			
人的被害	死者			人				
	行方不明			人				
	重傷			人				
	軽傷			人				
住家被害	全壊			棟		り災世帯数		世帯
				世帯		り災者数		人
				人				
	半壊			棟		り災世帯数		世帯
				世帯		り災者数		人
				人				
	一部損壊			棟				
				世帯				
				人				
	床上浸水			棟		り災世帯数		世帯
				世帯		り災者数		人
				人				
	床下浸水			棟				
				世帯				
				人				
非住家被害	公共建物	全壊		棟				
		半壊		棟				
		浸水		棟				
	その他	全壊		棟				
		半壊		棟				
		浸水		棟				

＜人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意＞

・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。
・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。（一部損壊以外）
・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。
（ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。）
・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物（役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、
②その他（倉庫、車庫、作業所等）の施設とする。（学校は「その他被害」の文教施設で報告す

その他被害									
	文教施設		箇所	水道		戸	火災発生		
	病院		箇所	電話		回線	建物		件
	清掃施設		箇所	電気		戸	危険物		件
	被害船舶		隻	ガス		戸	その他		件
				ブロック塀等		箇所			

災害対策本部等の設置状況	災対種別	設置時間	解散時間

様式第3号の1

大雪(降雪)などによる学校への影響

○○教育委員会

幼稚園	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	小学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置	中学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	始業時間を早めたもの	集団下校措置
			：→： (時間 分)														
			：→： (時間 分)														
合計						合計						合計					

様式第3号の2

被害金額報告書(速報)

平成　年　月　日現在(単位:千円)

被災年月日		学校名		都道府県名	

設置者名	学校名	施設区分								合計 C+D+E+F	被害の概要等
		建物					工作物D	土地E	設備F		
		全・半壊A		補修B	建物計C						
		面積(㎡)	金額		面積(㎡)	金額					
合計	校										

様式第3号の3

第　　号
平成　年　月　日

市町村長名　印

災　害　報　告　書

平成　年　月　日の(災害名)により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

(単位:千円)

被害学校名	被害状況											負担事業補助事業の別
	建物							工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害金額計	
	要新築				要補修	計						
	全壊		半壊		大破以下	面積	金額					
	面積	金額	面積	金額	金額							
計　校												

(注)　1. 金額欄には、復旧に要する経費を記入する。
　　2. 国庫負担(補助)事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○印を付す。

様式第4号

福祉施設関係被害

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

被害区分				全壊		流失		半壊		浸水		敷地崩壊		備考
施設区分	施設名	市町村名	大字名	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	

様式第6号

商業及び鉱工業関係被害

市町村：＿＿＿＿＿＿
災害名：＿＿＿＿＿＿
報告元：＿＿＿＿＿＿
報告者：＿＿＿＿＿＿

発生日時：＿＿＿＿＿＿
報告日時：＿＿＿＿＿＿
報告番号：＿＿＿＿＿＿

項目名				単位	番号	内容	備考
商業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	
	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品　製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品　原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
		合計	数量		24	0	
			金額	(千円)	25	0	
	商業被害合計金額		金額	(千円)	26	0	
工業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	

項目名				単位	番号	内容	備考
工業	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品　製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品　原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
		合計	数量		24	0	
			金額	(千円)	25	0	
	工業被害合計金額		金額	(千円)	26	0	
その他	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流失		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合計		(棟)	14	0	
			金額	(千円)	15	0	
	施設商品関係被害	施設	数量		16		
			金額	(千円)	17		
		商品　製品	数量		18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品　原材料	数量		20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量		22		
			金額	(千円)	23		
		合計	数量		24	0	
			金額	(千円)	25	0	
	その他被害合計金額		金額	(千円)	26	0	

＜集計欄＞

建物被害	棟数	(棟)	27	0	
	金額	(千円)	28	0	
施設商品関係被害金額	金額	(千円)	29	0	
総計	金額	(千円)	30	0	

様式第8号の1

災害報告書（公共土木施設災害用）

事業主体名		災害原因	
		発生年月日	自:平成　年　月　日～至:平成　年　月
		砂防課への報告年月日	平成　年　月　日

	工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・(名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘要
			市郡	町村	地域			
1							L=	
2							L=	
3							L=	
4							L=	
5							L=	
6							L=	
7							L=	
8							L=	
9							L=	
10							L=	

注:報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください（集計表は様式第8号の1集計表）。
被害額には、内未成・内転属額を除いてください。
摘要欄には、被害状況（破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等）、人的被害、住家被害、応急工法の概要（期間）、交通規制月日（全面・一部）、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入してください。
工種ごとに小計をし、最後に合計してください。

様式第8号の1（集計表）

災害報告集計表

■災害要因　（　　）　■発生年月日（自　　月　　日～至　　月　　日）　単位（千円）

区分		河川		海岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道路		橋梁		港湾		下水道		公園		計	
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
県土事務所名																							
市町村名																							
合計																							

※ 災害原因別に作成してください。

訂正報告は、訂正前を上段に（　）書きして下さい。

様式第8号の2

公営住宅関係被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

項目名			番号	内容	備考
滅失	全壊	棟	1		
滅失	全壊	金額(千円)	2		
滅失	全焼	棟	3		
滅失	全焼	金額(千円)	4		
滅失	全流失	棟	5		
滅失	全流失	金額(千円)	6		
損傷	半壊	棟	7		
損傷	半壊	金額(千円)	8		
損傷	半焼	棟	9		
損傷	半焼	金額(千円)	10		
損傷	半流失	棟	11		
損傷	半流失	金額(千円)	12		
損傷	一部損傷	棟	13		
損傷	一部損傷	金額(千円)	14		
床上浸水		棟	15		
床上浸水		金額(千円)	16		
敷地崩壊		面積 (㎡)	17		
敷地崩壊		金額(千円)	18		
合計		棟	19		
合計		金額(千円)	20		

(注)備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

農地、農業用施設被害集計表（暫定法関係）

様式第9号
【平成○○年】

都道府県名 ： 島根県　　災害名：　　発生期間：

今回災害の降雨量等
観測所名：
時間雨量：
24H雨量：
連続雨量：

報告月日：
報告回数：

被害額単位:千円

市町村名		農地			農業用施設		合計		農業用施設内訳																備考
									ため池		頭首工		水路		揚水機		堤防		道路		橋梁		農地保全施設		
現市町村	旧市町村	箇所数	面積ha	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
松江市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H17.3.31合併
	旧松江市				0	0	0	0																	
	旧鹿島町				0	0	0	0																	
	旧島根町				0	0	0	0																	
	旧美保関町				0	0	0	0																	
	旧八雲村				0	0	0	0																	
	旧玉湯町				0	0	0	0																	
	旧宍道町				0	0	0	0																	
	旧八束町				0	0	0	0																	
安来市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.10.1合併
	旧安来市				0	0	0	0																	
	旧広瀬町				0	0	0	0																	
	旧伯太町				0	0	0	0																	
東出雲町					0	0	0	0																	
(松江県土整備事務所計)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雲南市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.11.1合併
	旧大東町				0	0	0	0																	
	旧加茂町				0	0	0	0																	
	旧木次町				0	0	0	0																	
	旧三刀屋町				0	0	0	0																	
	旧吉田村				0	0	0	0																	
	旧掛合町				0	0	0	0																	
奥出雲町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H17.3.31合併
	旧仁多町				0	0	0	0																	
	旧横田町				0	0	0	0																	
飯南町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H17.1.1合併
	旧頓原町				0	0	0	0																	
	旧赤来町				0	0	0	0																	
(雲南県土整備事務所計)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
出雲市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H17.3.22合併
	旧出雲市				0	0	0	0																	
	旧平田市				0	0	0	0																	
	旧佐田町				0	0	0	0																	
	旧多伎町				0	0	0	0																	
	旧湖陵町				0	0	0	0																	
	旧大社町				0	0	0	0																	
斐川町					0	0	0	0																	
(出雲県土整備事務所計)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川本町					0	0	0	0																	
美郷町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.10.1合併
	旧邑智町				0	0	0	0																	
	旧大和村				0	0	0	0																	
邑南町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H16.10.1合併
	旧羽須美村				0	0	0	0																	
	旧瑞穂町				0	0	0	0																	
	旧石見町				0	0	0	0																	
(県央県土整備事務所計)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※旧市町村：「市町村の合併の特例等に関する法律　第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。
※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。
※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別様にて提出願います。（様式自由）

近隣観測所の降雨記録

観測所名	時間雨量	24時間雨量	連続雨量

様式第9号の4

農林水産業共同利用施設・国庫補助事業で整備した施設・非共同利用施設及び農畜産物の被害状況報告書

災害名:　　(　年　月　日：現在)　　支庁・農林振興センター名：

市町村名	地区名	災害発生年月日	被害を受けた施設種別・作物名・畜種	被害状況(被災場所・被災程度・被害態様・被災戸数等)	被害面積(㎡)	被害量(t)	被害金額(千円)	共済加入の有無	共同利用施設に該当する場合に記入		国庫補助事業で整備した施設の場合に記入										備考
									施設名及び所在地	所有者名及び所在地	補助事業名	事業実施年度	事業量	対象作物	事業主体	管理主体	事業費(千円)	うち国費(千円)	補助率	復旧方法	

【注】

(1) 上表の1行につき1件を記入すること。但し、農畜産物又は非共同利用施設の場合は、数件をまとめて1行に記入可。(1件又はまとめた数件を数行にわたって記入しないこと。)

(2) 「被害状況」欄は、施設の場合は、被災箇所・被災程度・被災戸数・被災棟数・施設内の作物名等を、農畜産物の場合は、作物等の被害態様・被災戸数等を記入する。

(3) 「被害量」欄は、農畜産物についてのみ記入する。(品目・畜種に応じて単位を「本」、「頭」、「羽」等に変更し、その旨を「備考」欄に明記の上、数値を記入すること。)

(4) 「共同利用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業の対象となる施設とする。

(5) 「復旧方法」欄は、現時点での予定(国の災害復旧事業、県・市町村の単独事業、自己資金　等)を、又は検討中と記入する。

(6) 共同利用施設の場合は、施行令第1条の3に定める施設名を「備考」欄に記入する。

様式第10号の1

農作物関係被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

分類	作物名	農家戸数(戸)	(ha)	減収量(t)	単価(千円/t)	(千円)	被害程度別内訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	

様式第10号の2

果樹等樹体被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

分類	作物名	農家戸数(戸)	(ha)	樹体損傷						落葉					備考
				(千円)	被害程度別内訳(面積:ha)					被害程度別内訳(面積:ha)					
					100%	100%未満～70%	70%未満～50%	50%未満～30%	30%未満	100%	100%未満～70%	70%未満～50%	50%未満～30%	30%未満	

様式第10号の3

農業用非共同利用施設被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

分類	作物名	施設名	農家戸数(戸)	(㎡)	件数(件)	(千円)	被害程度別内訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	

(注)1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林省統計情報部)を基準として算出する。

様式第12号

畜　産　関　係　被　害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

項目名					番号	内容	備考
畜舎	流失埋没		棟 数	(棟)	1		
畜舎	流失埋没		被害額	(千円)	2		
畜舎	全壊		棟 数	(棟)	3		
畜舎	全壊		被害額	(千円)	4		
畜舎	半壊		棟 数	(棟)	5		
畜舎	半壊		被害額	(千円)	6		
畜舎	土砂流入		棟 数	(棟)	7		
畜舎	土砂流入		被害額	(千円)	8		
畜舎	浸水		棟 数	(棟)	9		
畜舎	浸水		被害額	(千円)	10		
畜舎	小計		棟 数	(棟)	11		
畜舎	小計		被害額	(千円)	12		
牧草地	改良草地		箇所数	(箇所)	13		
牧草地	改良草地		面 積	(ha)	14		
牧草地	改良草地		被害額	(千円)	15		
牧草地	飼料専用畑		箇所数	(箇所)	16		
牧草地	飼料専用畑		面 積	(ha)	17		
牧草地	飼料専用畑		被害額	(千円)	18		
牧草地		小計	箇所数	(箇所)	19		
牧草地		小計	面 積	(ha)	20		
牧草地		小計	被害額	(千円)	21		
牧草等施設	牧道		箇所数	(箇所)	22		
牧草等施設	牧道		面 積	(ha)	23		
牧草等施設	牧道		被害額	(千円)	24		
牧草等施設	牧柵		箇所数	(箇所)	25		
牧草等施設	牧柵		面 積	(ha)	26		
牧草等施設	牧柵		被害額	(千円)	27		
牧草等施設	付属施設		箇所数	(箇所)	28		
牧草等施設	付属施設		面 積	(ha)	29		
牧草等施設	付属施設		被害額	(千円)	30		
牧草等施設		小計	被害額	(千円)	31		
家畜	死亡流失	乳牛		(頭)	32		
家畜	死亡流失	乳牛	被害額	(千円)	33		
家畜	死亡流失	肉用牛		(頭)	34		
家畜	死亡流失	肉用牛	被害額	(千円)	35		
家畜	死亡流失	馬		(頭)	36		
家畜	死亡流失	馬	被害額	(千円)	37		
家畜	死亡流失	豚		(頭)	38		
家畜	死亡流失	豚	被害額	(千円)	39		
家畜	死亡流失	採卵鶏		(羽)	40		
家畜	死亡流失	採卵鶏	被害額	(千円)	41		
家畜	死亡流失	ブロイラー		(羽)	42		
家畜	死亡流失	ブロイラー	被害額	(千円)	43		
家畜	死亡流失	みつばち		(群)	44		
家畜	死亡流失	みつばち	被害額	(千円)	45		
家畜	損傷	肉用牛		(頭)	46		
家畜	損傷	肉用牛	被害額	(千円)	47		
家畜	損傷	馬		(頭)	48		
家畜	損傷	馬	被害額	(千円)	49		
家畜	損傷	豚		(頭)	50		
家畜	損傷	豚	被害額	(千円)	51		
家畜	損傷	採卵鶏		(羽)	52		
家畜	損傷	採卵鶏	被害額	(千円)	53		
家畜	損傷	ブロイラー		(羽)	54		
家畜	損傷	ブロイラー	被害額	(千円)	55		
家畜		小計	被害額	(千円)	56		
畜産物	生乳			(kg)	57		
畜産物	生乳		被害額	(千円)	58		
畜産物	鶏卵			(kg)	59		
畜産物	鶏卵		被害額	(千円)	60		
畜産物		小計	被害額	(千円)	61		
飼料	濃厚飼料			(t)	62		
飼料	濃厚飼料		被害額	(千円)	63		
飼料	乾燥、ヘイキ			(t)	64		
飼料	乾燥、ヘイキ		被害額	(千円)	65		
飼料	稲ワラ			(t)	66		
飼料	稲ワラ		被害額	(千円)	67		
飼料		小計	被害額	(千円)	68		
		畜産関係被害総額			69		

(注)牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。

様式第13号

農業共同利用施設被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

施設種別	被害程度												合計			被災事業主体数		備考
	全壊			大破			中破			小破								
	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	件数(件)	面積(㎡)	被害額(千円)	組合有	その他	

(注)1.　全壊とは、全く使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは70%未満、30%以上、小破とは時価の30%未満の修繕費で、それぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか、冠浸水の程度および冠浸水時間による銹錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。

2.　林業共同利用施設は、山林関係被害(様式第15号)によって報告すること。

様式14号の1
平成〇〇年〇月豪雨災害治山関係報告(第〇報)　　現在

発生日時

	県 計		松江		雲南		出雲		県央		浜田		益田		隠岐	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
林地荒廃防止施設災害復旧																
災害関連緊急治山																
災害関連緊急地すべり																
県単施工地管理																
県単自然災害防止																
県営計	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0		0
国庫林地崩壊防止																
県単林地崩壊防止																
市町村営計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野災害の内事業にかからないもの																
被害額計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式14号の1
平成〇〇年〇月豪雨災害治山関係報告（第〇報）

該当事務所名

現在

千円

発生日	発生場所	箇所名	災害種別	人的被害	物的被害	被害詳細	対応の可能性	概算事業費（被害額）	既設の有無	山地災害危険地区の有無	保安林の有無

地方機関→ 県庁
様式15号の1

林道施設災害被害速報(第　報)

森林整備課治山林道グループ
林道施設災害復旧事業担当者あて
(FAX 0852-22-6549)

事務所名:
発信者:

1. 災害名　～　災害
2. 発生年月日　～
3.

市町村名							事務所計
林道施設							
	路線数						0
	箇所数						0
	延長						0
	被害額						0
	うち未成	路線数					0
		箇所数					0
		延長					0
		被害額					0
	うち転属	路線数					0
		箇所数					0
		延長					0
		被害額					0
	橋梁	路線数					0
		箇所数					0
		延長					0
		被害額					0
	小災害	路線数					0
		箇所数					0
		延長					0
		被害額					0
査定申請							
	路線数		0	0	0	0	0	0
	箇所数		0	0	0	0	0	0
	延長		0	0	0	0	0	0
	被害額		0	0	0	0	0	0

うち未成、うち転属、橋梁、小災害は林道施設の内数とする

被災状況 (被害が比較的甚大な場合に，被災箇所分布，被災規模等について記載)	

市町村名	最大24時間雨量(mm)	時間雨量(mm)	観測所

1) 被害速報・概況報告の区分に○印を記載すること。
2) 「2. 発生年月日」は、「4. 発生地域ならびに降雨量」との整合を図ること。
3) 「3. 被　害」の査定申請箇所数、延長、被害額は「林道施設」から「小災害」を減じた値となり、復旧計画概要書と一致させること。(概況報告時点)
4) 観測機関・観測場所は以下のとおり記載すること。(概要書も同じ)
　土砂災害予警報システム・・・○○県土整備事務所○○土砂(△△観測所)
　水防情報システム・・・・○○県土整備事務所○○水防(△△観測所)
　市町村管理雨量計(治山等)・・・○○市(△△観測所)
　気象庁アメダス・・・・気象庁アメダス(○○観測所)
5) 雨量データの集計について
　最大２４時間雨量で採択の場合、最大時間雨量はその２４時間内で最大値をとること。
　また、連続降雨量は７２時間雨量で集計することとし、最大２４時間雨量が７２時間に含まれるようにすること。
6) 市町村名には、過去６箇年以内に市町村合併がされている場合には、旧市町村名を必ず記載すること。
7) 甚大な被害が発生した場合は、様式3及び様式3-2により、被害報告と併せて報告すること

様式第15の2

山林関係(造林地等)被害

市町村　:
災害名　:
報告元　:
報告者　:

森林計画区　:
発生時間　:
報告日時　:
報告番号　:

齢級	被害														要復旧							備考
	人工林										天然林		計		改植			その他			計	
	スギ		ヒノキ		マツ類		その他		人工林計													
	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	単価(千円)	経費(千円)	面積(ha)	単価(千円)	経費(千円)	経費(千円)	
									0	0			0	0								
									0	0			0	0								
									0	0			0	0								
									0	0			0	0								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

(注)
1. 被害の「面積」欄は、火災にあっては被災全域、病中被害にあっては虫害以上のものの区域面積、その他の被害にあっては被害率30%以上のものの区域面積とする。
2. 「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)
3. 造林地帯の被害で崩壊等の被害にあっては、面積が治山と重複する。
4. 被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和に一致する。

様式第15の3

山林関係（苗木等）被害

市町村　：
災害名　：
報告元　：
報告者　：

森林計画区　：
発生時間　：
報告日時　：
報告番号　：

樹種	計画量							被害量								備考
	面積（ha）	本数（千本）				経営者数（人）		面積（ha）	本数（千本）				被害率（%）	被害金額（千円）	経営者数（人）	
		1年生	2年生	3年生	計				1年生	2年生	3年生	計				

（注）5.　「計画量」は、当年度生産予定数量を記入する。
6.　「被害面積」は、区域面積とする。
7.　「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段カッコ内30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。

様式第15号の4

山林関係（苗畑施設等）被害

市町村　：
災害名　：
報告元　：
報告者　：

森林計画区　：
発生時間　：
報告日時　：
報告番号　：

被害内容	箇所	被害		要復旧				備考
		被害数量（m2）	被害金額（千円）	復旧種類	数量（m2）	単価（千円）	要復旧金額（千円）	

（注）8.　被害種別ごとに記入する。
9.　共同利用施設については、「被害内容」欄に共と記入する。
10.　「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、准水施設破損、推肥舎倒壊等具体的に記入する。
11.　「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう「要復旧申請の種類（例えば、土砂排除、跡地整備等）を具体的に記入する。

様式第15の5

山林関係(林産物)被害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

項目名				番号	内容	備考
木	材 素材	数量	(m3)	1		
木	材 素材	被害額	(千円)	2		
木	材 製材	数量	(m3)	3		
木	材 製材	被害額	(千円)	4		
木	材 その他	数量	(m3)	5		
木	材 その他	被害額	(千円)	6		
	被害額小計		(千円)	7		
薪	炭 原木	数量	(m3)	8		
薪	炭 原木	被害額	(千円)	9		
薪	炭 木炭	数量	(kg)	10		
薪	炭 木炭	被害額	(千円)	11		
薪	炭 薪	数量	(kg)	12		
薪	炭 薪	被害額	(千円)	13		
薪	炭 加工炭	数量	(kg)	14		
薪	炭 加工炭	被害額	(千円)	15		
	被害額小計		(千円)	16		
特用林産物	椎茸	数量	(kg)	17		
特用林産物	椎茸	被害額	(千円)	18		
特用林産物	竹材	数量	(m3)	19		
特用林産物	竹材	被害額	(千円)	20		
特用林産物	その他	名称		21		
特用林産物	その他	数量		22		
特用林産物	その他	被害額	(千円)	23		
	被害額小計		(千円)	24		
	林産物被害合計		(千円)	25		

様式第15号の6

山林関係(林産施設)被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

施設種別	被害項目	全壊		半壊		小破		被害額合計
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	

様式第15号の7

山林関係(林産加工施設)被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

項目名				番号	内容	備考
木材加工施設	建物被害	全壊 数量	(棟)	1		
木材加工施設	建物被害	全壊 被害額	(千円)	2		
木材加工施設	建物被害	半壊 数量	(棟)	3		
木材加工施設	建物被害	半壊 被害額	(千円)	4		
木材加工施設	建物被害	小破 数量	(棟)	5		
木材加工施設	建物被害	小破 被害額	(千円)	6		
木材加工施設	建物被害合計		(千円)	7		
木材加工施設	機械被害	大破 数量	(点)	8		
木材加工施設	機械被害	大破 被害額	(千円)	9		
木材加工施設	機械被害	中破 数量	(点)	10		
木材加工施設	機械被害	中破 被害額	(千円)	11		
木材加工施設	機械被害	小破 数量	(点)	12		
木材加工施設	機械被害	小破 被害額	(千円)	13		
木材加工施設	機械被害合計		(千円)	14		
木材加工施設	加工施設被害合		(千円)	15		
加工炭	建物被害	全破 数量	(棟)	16		
加工炭	建物被害	全破 被害額	(千円)	17		
加工炭	建物被害	半壊 数量	(棟)	18		
加工炭	建物被害	半壊 被害額	(千円)	19		
加工炭	建物被害	小破 数量	(棟)	20		
加工炭	建物被害	小破 被害額	(千円)	21		
加工炭	建物被害合計		(千円)	22		
加工炭	機械被害	大破 数量	(点)	23		
加工炭	機械被害	大破 被害額	(千円)	24		
加工炭	機械被害	中破 数量	(点)	25		
加工炭	機械被害	中破 被害額	(千円)	26		
加工炭	機械被害	小破 数量	(点)	27		
加工炭	機械被害	小破 被害額	(千円)	28		
加工炭	機械被害合計		(千円)	29		
加工炭	加工施設被害合計		(千円)	30		
特用林産加工施設	建物被害	全壊 数量	3 (棟)	31		
特用林産加工施設	建物被害	全壊 被害額	調査中 (千円)	32		
特用林産加工施設	建物被害	半壊 数量	1 (棟)	33		
特用林産加工施設	建物被害	半壊 被害額	調査中 (千円)	34		
特用林産加工施設	建物被害	小壊 数量	(棟)	35		
特用林産加工施設	建物被害	小壊 被害額	(千円)	36		
特用林産加工施設	建物被害	合計	調査中 (千円)	37		
特用林産加工施設	機械被害	大破 数量	(点)	38		
特用林産加工施設	機械被害	大破 被害額	(千円)	39		
特用林産加工施設	機械被害	中破 数量	(点)	40		
特用林産加工施設	機械被害	中破 被害額	(千円)	41		
特用林産加工施設	機械被害	小破 数量	(点)	42		
特用林産加工施設	機械被害	小破 被害額	(千円)	43		
特用林産加工施設	機械被害	合計	(千円)	44		
特用林産加工施設	加工施設被害合計		(千円)	45		

様式第16号の1

水 産 施 設 被 害

市町村:
災害名:　　発生日時:
報告元:　　報告日時:
報告者:　　報告番号:

項　目　名				番号	内 容	備　　考
漁船	滅失	経営体数		1		
漁船	滅失	数　量		2		
漁船	滅失	金　額	(千円)	3		
漁船	大破	経営体数		4		
漁船	大破	数　量		5		
漁船	大破	金　額	(千円)	6		
漁船	中破	経営体数		7		
漁船	中破	数　量		8		
漁船	中破	金　額	(千円)	9		
漁船	小破	経営体数		10		
漁船	小破	数　量		11		
漁船	小破	金　額	(千円)	12		
漁船	合計	経営体数		13		
漁船	合計	数　量		14		
漁船	合計	金　額	(千円)	15		
漁具	滅失	経営体数		16		
漁具	滅失	数　量		17		
漁具	滅失	金　額	(千円)	18		
漁具	大破	経営体数		19		
漁具	大破	数　量		20		
漁具	大破	金　額	(千円)	21		
漁具	中破	経営体数		22		
漁具	中破	数　量		23		
漁具	中破	金　額	(千円)	24		
漁具	小破	経営体数		25		
漁具	小破	数　量		26		
漁具	小破	金　額	(千円)	27		
漁具	合計	経営体数		28		
漁具	合計	数　量		29		
漁具	合計	金　額	(千円)	30		
養殖施設	滅失	経営体数		31		
養殖施設	滅失	数　量		32		
養殖施設	滅失	金　額	(千円)	33		
養殖施設	大破	経営体数		34		
養殖施設	大破	数　量		35		
養殖施設	大破	金　額	(千円)	36		
養殖施設	中破	経営体数		37		
養殖施設	中破	数　量		38		
養殖施設	中破	金　額	(千円)	39		
養殖施設	小破	経営体数		40		
養殖施設	小破	数　量		41		
養殖施設	小破	金　額	(千円)	42		
養殖施設	合計	経営体数		43		
養殖施設	合計	数　量		44		
養殖施設	合計	金　額	(千円)	45		
備　　考				46		

様式第16号の2

水 産 物 被 害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

養殖物	養殖方法	経営体数	数量(kg)	単価(円/kg)	金額(千円)	備　　考

様式第16号の3

災 害 速 報(災害発生後1週間以内にメールまたはFAXで)

＊A

被害報告額調書への記入	記 入 者
平成　　年　　月　　日	

都道府県名 (政令指定都市名)		発信年月日	
		報　告　者	

異常気象名(年月日)	

気象状況	風　速	
	その他	

被　害　状　況　(金額単位:百万円)

漁港名 又は地区名	事業主体 (所在市町村)	＊B 施設名	工　種	被災数量	復旧見込 工事費	備　考 (築造事業名年度等)
計						

(記入上の注意)
① A欄には漁港及び海岸施設(負担法)、漁業用施設(沿整及び漁港)の区分を記入する。
② B欄の「施設名」は負担法による漁港及び海岸施設の場合には漁港または海岸と、沿整施設の場合には増殖場、養殖場等と、暫定法による漁港施設の場合には漁港と記入する。
③ 金額は内未成、内転属額を含まずに百万円単位で記入する。
④ 備考欄には築造事業名及び年度を記入する。
⑤ この報告は復旧申請の有無に係わらず記入する。

様式第17号

医療関係施設被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

施設区分	公的区分	施設数	被　害 施設数	被害額 (千円)	外来不能 施設数	入院不能 施設数	備　考

様式第18号

水道関係被害

市町村:
災害名:
報告元:
報告者:

発生日時:
報告日時:
報告番号:

被害事業体名	現在給水人口(人)	被害発生状況	給水制限状況(断水又は濁水等)	給水制限開始時刻	断水等の影響		復旧対策状況(系統変更、給水車対応等)	被害額 千円	復旧		給水制限終了時刻	未復旧	
					戸数	人口			戸数	人口		戸数	人口

様式第19号の1

災害廃棄物関係被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

種　別	排 出 量 (kl)	被害額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第19号の2

一般廃棄物処理場関係被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

施 設 名	処理方法	規　模 (kl/日)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第19号の3

産業廃棄物処理場関係被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

施 設 名	処理方法	規　模 (面積:m^2)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第20号

火葬場施設被害

市町村:

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

項　目　名	番号	内　　容	備　　考
施設名	1		
規模	2		
建設年度(Ex.H11/04)	3		
被害内容	4		
被害金額(被害金額)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

様式第22号

自然公園事業関係被害

災害名:　　発生日時:

報告元:　　報告日時:

報告者:　　報告番号:

種　類	名　称	市町村名		被害金額（千円）	工事概要	摘　　要
		市町村	町大字			

資料 2-12

島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料：島根県地域防災計画

（様式第1号）

防 災 ヘ リ コ プ タ ー 緊 急 運 航 要 請 書

1　要 請 機 関 名	（市町村等名）　（発信者） （電話）　（FAX）
2　災 害 の 種 別	(1)災害　(2)事故　(3)火災　(4)急患　(5)その他
3　要 請 内 容	(1)偵察　(2)広報　(3)傷病者搬送　(4)空中消火　(5)救助 (6)輸送(品名数量)　(7)その他
4　発 生 場 所	市・町・村　地内 （目標）　（離着陸場所）
5　発 生 日 時	平成　年　月　日（　曜日）　時　分頃

注1　1～5欄については災害の種別にかかわらず記載
注2　災害の種別のうち(4)急患については12欄に記載

6 災 害 の 概 要	
7 気 象 状 況	天候　風向　風速　m/s　気温　℃ 視程　Km　雲高　m　観測場所（　）
8 現 場 指 揮 者	所 属　職 名　氏 名 携帯電話
9 現場との通信手段	無線種別（県内波　全国共通波1・2・3　）　呼出名称
10　他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	（要請の有無）　機関名　要請機数
11　地 図（目 標）等 その他必要な事項	

12 傷病者等搬送の場合

① 要請側病院名			診療科	主治医	
②傷病者	（ふりがな） 氏名	生年月日　年　月　日 （男・女）（血液型　）　年齢　満　歳			
	住所				
	傷病名		重症 中等症		
③ 発病（負傷）の原因、経過等及び緊急搬送の必要性					
④ 受入側病院同乗医師の有無		有・無			
⑤ 受入側病院名等			診療科 担当医		
⑥ 救急車の手配	要請側		受入側		
⑦ 空輸区間	要請側着陸地		受入側着陸地		
⑧ 搭載機材等	酸素吸入機一式（　リットルボンベ　本）・点滴機材一式・担架・毛布				
⑨ 添乗者	医師	（ふりがな） 氏名　（男・女）（血液型　） 病院名	年　月　日生 年齢　満　歳		
	付添人	（ふりがな） 氏名　（男・女）（血液型　） 住所	年　月　日生 年齢　満　歳		
		（ふりがな） 氏名　（男・女）（血液型　）	年　月　日生 年齢　満　歳		
		（ふりがな） 氏名　（男・女）（血液型　）	年　月　日生 年齢　満　歳		

注3　13欄は共通、防災航空隊で記入

13	① 処理経過	要請日時　年　月　日　時　分～撤収日時　年　月　日　時　分
	② 摘要	

要請先 **島根県防災航空管理所** **（島根県防災航空隊）**	住所　〒699－0551　出雲市斐川町沖洲2677番地 電話　0853(72)7661・7662　FAX 0853(72)7671 防災行政無線　335－211～214　防災無線FAX　335－230

〔様式第4号〕

防災ヘリコプター使用申請書

第　　号

平成　　年　　月　　日

島根県総務部長　殿

申請者　住所

氏名　　印

（担当者:　　TEL　　）

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年　月　日(　)　時　分 ～　時　分				
使用目的					
使用内容					
搭乗者	職	氏名	住所	生年月日	性別

資料 2-13

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

資料：島根県災害救助法施行細則

救助の種類	対象	期間	備考
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1. 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2. 供与期間 2年以内 3. 県外からの輸送費は別枠とする。 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から7日以内	1. 避難所設置費には天幕借上仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。 2. 輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水および炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかったものの救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	期間	備考
救助にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から１か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は１か月以内、文房具及び通学用品は 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋葬	1. 災害の際死亡した者 2. 実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後３日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1. 自分では除去することのできない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	災害発生の日から 10 日以内	

（注）期間については、厚生労働大臣の承認により期間延長することができる。

資料 2-14

地区別避難施設一覧表

資料：防災安全課（平成 24 年 12 月 1 日現在）

災害で自宅が倒壊または焼失して帰れない人や、自宅にいると危険な場合などのために、各学校や公民館などを避難場所に指定しています。

また、高齢者、妊婦、障がいのある人のために、福祉避難所を指定しています。

災害発生時には、必要に応じてこれらの施設に避難所を開設することにしていますので、災害対策本部の係員や施設管理者の指示に従って、冷静に行動してください。

◎表中の「×」印は、災害に適応していない施設です。
※震災害について
「○」印の施設でも、その施設内に利用することができない棟（建物）が含まれている施設があります。
また、避難するためには被害状況のチェックなど安全点検が必要になります。　（建物の中に入らず、避難所の担当職員の指示に従ってください。）

●城東地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
1	母衣幼稚園	北田町２７３	21-5656	○	○	○
2	母衣小学校	北田町２７３	21-2128	○	○	○
3	松江市総合体育館	学園南１－２１－１	25-1700	×	○	○
4	島根県民会館	殿町１５８	22-5506	×	○	○
5	城東公民館	北田町２７３	27-5680	○	○	○
6	松江商工会議所	母衣町５５－４	23-1616	×	○	○
7	県立産業交流会館（くにびきメッセ）	学園南１－２－１	24-1111	○	○	○
8	北公園	学園南１－２１－１	－	一時避難場所		

●城北地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
9	県立松江北高等学校	奥谷町１６４	21-4888	○	○	○
10	城北公民館	北堀町４３	26-4437	○	○	○
11	島根大学附属小学校	大輪町４１６－４	29-1200	○	○	○
12	島根大学附属幼稚園	大輪町４１６－４	29-1120	○	○	○
13	城北幼稚園	東奥谷町２２９	21-0580	×	○	○
14	城北小学校	東奥谷町２２９	21-4944	○	○	×

●城西地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
15	内中原幼稚園	砂子町２１１	21-0498	○	○	○
16	内中原小学校	内中原町２２５	22-0300	○	○	○
17	第一中学校	外中原町４６	21-4746	○	○	○
18	島根県自治研修所	内中原町２５５－１	22-5856	○	○	○
19	県立武道館	内中原町５２	22-5712	×	○	○
21	末次保育所	外中原町３２９	21-3446	○	○	○
22	城西公民館	堂形町６１４	26-2659	○	○	○
23	島根県職員会館	内中原町５２	22-6100	○	○	○

●川津地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
24	川津幼稚園	西川津町５５２	23-2785	○	○	○
25	川津小学校	西川津町５００	21-2507	○	○	○
26	第二中学校	西川津町３４０２－１	21-0303	○	○	×
27	松江市国際交流会館 （川津公民館）	西川津町３４０５－５	31-8555 (21-2349)	○	○	○
28	菅田会館	菅田町２１－２	26-1964	○	○	○
29	県立松江東高等学校	西川津町５１０	27-3700	○	○	×
30	城東保育所	学園１－１０－１２	21-2587	○	○	○
31	島根大学	西川津町１０６０	32-6100	○	○	○
32	島根大学附属中学校	菅田町１６７－１	29-1300	○	○	○
33	楽山公園	西川津町３３８６－１	－	一時避難場所		

●朝酌地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
34	朝酌幼稚園	朝酌町１２１－２	39-0550	○	○	○
35	朝酌小学校	朝酌町１１５	39-0202	○	○	○
36	朝酌公民館	朝酌町９２－１	39-0646	○	○	○
37	市立女子高等学校	西尾町５４０－１	39-0216	○	○	○

●法吉地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
38	法吉小学校	比津町５３２	21-4354	○	○	×
39	法吉公民館	比津町３０８－４	21-4966	○	○	○
40	法吉保育所	春日町４８９－１	21-0307	○	○	○
41	比津が丘保育園	比津が丘４－２－３４	26-2025	×	○	○

●生馬地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
42	生馬幼稚園	西生馬町８	36-8727	○	○	○
43	生馬小学校	西生馬町８	36-7614	○	○	○
44	生馬公民館	西生馬町８	36-8234	○	○	○
45	松江工業高等専門学校	西生馬町１４－４	36-5111	○	○	○

●持田地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
46	持田幼稚園	東持田町８１	27-2177	○	○	○
47	持田小学校	東持田町８１	21-3987	○	○	○
48	持田公民館	東持田町６１	21-3067	○	○	○
49	福原会館	福原町６９１－４	34-0083	○	○	○

●本庄地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
50	本庄小学校	邑生町７６－３	34-0520	○	○	○
51	本庄中学校	野原町４２４－２	34-0523	○	○	×
52	本庄公民館	本庄町４６３－３	34-0504	○	○	○

●古江地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
53	古江幼稚園	古曽志町８９６－５	36-7533	○	○	×
54	古江小学校	古曽志町１７５９	36-8752	○	○	×
55	旧長江小学校	東長江町２５９－２	－	○	○	○
56	古江公民館	古曽志町１５１７－３	36-8054	○	○	○
57	松江海洋センター	西浜佐陀町１０１２	36-6984	○	○	○
58	湖北中学校	打出町２４５－１	36-5400	○	○	○

●大野地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
59	大野幼稚園	上大野町１８１０－１	88-2096	○	○	×
60	大野小学校	上大野町１８２６	88-2064	○	○	×
61	松江医療福祉専門学校	上大野町２０８１－４	88-3131	○	○	○
62	魚瀬自治集会所	魚瀬町６５６－２５	－	○	○	×
63	魚瀬世代間交流会館	魚瀬町６５６－２５	88-3033	○	○	×
64	大野公民館	上大野町１８５５－１	88-2051	○	○	×

●秋鹿地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
65	秋鹿幼稚園	岡本町９９２－１	88-3173	○	○	○
66	旧中島小学校	秋鹿町６３６	－	×	○	×
67	秋鹿小学校	岡本町９９２－１	88-2007	○	○	○
68	秋鹿公民館	岡本町７０	88-2001	○	○	×

●白潟地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
69	白潟公民館	灘町１－５７	22-7147	○	○	○
70	白潟保育所	灘町１－５７	21-4204	○	○	○
71	松江市市民活動センター	白潟本町４３	32-0800	○	○	○
72	松江卸センター会館	嫁島町１６－１４	24-0500	×	○	○

●朝日地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
73	中央幼稚園	大正町３９８	27-1100	○	○	○
74	中央小学校	大正町３９８	27-2700	○	○	○
75	第三中学校	東朝日町１４	21-0531	○	○	○
76	朝日公民館	東朝日町４９	21-3432	○	○	○

●雑賀地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
77	雑賀幼稚園	雑賀町８５０	21-3542	○	○	×
78	雑賀小学校	雑賀町５８６	21-2805	○	○	○
79	雑賀公民館	雑賀町６７７	23-8179	○	○	○
80	松尾会館	松尾町６７８－７	25-0776	○	○	×
81	松徳学院高等学校	上乃木１－１４－５１	21-5478	○	○	×
82	松徳学院中学校	上乃木１－１４－５１	21-5478	○	○	×

●津田地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
83	津田幼稚園	東津田町１１８９－１	22-0505	○	○	○
84	津田小学校	東津田町１１６６	21-3620	○	○	○
85	第四中学校	西津田１０－２０－１	21-2734	○	○	×
86	津田公民館	東津田町１１８９－１	26-4962	○	○	○
87	総合文化センター(プラバホール)	西津田６－５－４４	27-6000	○	○	○
88	開星高等学校	西津田９－１１－１	21-4915	○	○	×
89	開星中学校	西津田９－１１－１	21-4915	○	○	×

●古志原地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
90	古志原幼稚園	古志原４－ ６－ １７	22-4040	○	○	○
91	古志原小学校	古志原４－ ６－ １	23-9511	○	○	○
92	県立松江工業高等学校	古志原４－ １－ １０	67-2121	○	○	○
93	県立松江南高等学校	八雲台１－ １－ １	21-6329	○	○	○
94	古志原公民館	古志原４－ ６－ ３０	26-4436	○	○	○
95	古志原保育所	古志原３－ ４－ ３５	21-3800	○	○	○

●竹矢地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
96	竹矢幼稚園	八幡町３７９－ １	37-0945	○	○	○
97	竹矢小学校	八幡町３７９－ １	37-0535	○	○	×
98	竹矢公民館	八幡町２７９－ １	37-0854	○	○	○
99	矢田体育館	矢田町２５０－ １８	27-6788	○	○	○

●乃木地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
100	乃木小学校	浜乃木５－ １－ １０	21-2032	○	○	○
101	湖南中学校	浜乃木８－ ２－ ６０	21-0164	○	○	○
102	県立松江商業高等学校	浜乃木８－ １－ １	21-3261	○	○	○
103	県立松江農林高等学校	乃木福富町５１	21-6772	○	○	○
104	乃木公民館	浜乃木５－ １－ ５	21-4931	○	○	○
105	県立松江養護学校　乃木校舎	乃木福富町７３３－ ２	21-3673	×	○	×
106	県立はつらつ体育館	上乃木７－ １－ ２７	21-3253	×	○	○
107	松江西高等学校	上乃木３－ ２１－ １０	21-2925	○	○	○
108	県立大学短期大学部松江キャンパス	浜乃木７－ ２４－ ２	26-5525	○	○	×
109	松江総合運動公園	上乃木１０－ ４－ １	21-3500	一時避難場所		
110	幼保園のぎ	田和山町１０８	60-2605	○	○	○

●大庭地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
111	大庭幼稚園	大庭町８０８－ １	23-0690	○	○	○
112	大庭小学校	大庭町１０７４	21-4239	○	○	○
113	湖東中学校	山代町６８０	25-9220	○	○	○
114	大庭公民館	大庭町８０５－ ３	24-8733	○	○	○
115	サンライフ松江	大庭町１７５１－ １４	27-7711	○	○	○

●忌部地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
116	忌部幼稚園	東忌部町９１５－１	33-2001	○	○	○
117	忌部小学校	東忌部町９１５－１	33-2017	○	○	○
118	忌部公民館	東忌部町８９９	33-2010	○	○	○

●鹿島地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
119	鹿島総合体育館（ニューウェーブ）	鹿島町佐陀本郷７６	82-3331	○	○	○
120	佐太小学校	鹿島町佐陀本郷１１８６	82-0185	○	○	×
121	恵曇小学校	鹿島町手結２０１	82-0065	○	○	×
122	鹿島中学校	鹿島町名分６７３	82-0318	○	○	○
123	鹿島東小学校	鹿島町北講武５９９	82-0309	○	○	○
124	御津区民体育館	鹿島町御津８００	82-2892	○	○	○
129	鹿島文化ホール	鹿島町佐陀本郷６５９	82-3181	○	○	○
130	御津保育所	鹿島町御津７９９－２	82-0302	○	○	○
131	御津公民館	鹿島町御津６６０－４	82-1451	○	○	×
132	恵曇保育所	鹿島町武代１８１	82-2093	○	○	○
133	恵曇幼稚園	鹿島町恵曇１	82-1547	○	○	○
134	佐太幼稚園	鹿島町佐陀本郷１１８６	82-1058	○	○	○
135	講武幼稚園	鹿島町北講武５９９	82-1439	○	○	○
194	御津老人福祉センター	鹿島町御津４７８	82-0415	×	○	○

●島根地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
136	島根体育館	島根町加賀１４５５	55-5730	○	○	×
137	島根小学校	島根町加賀１３２５－１	85-2018	○	○	×
138	島根中学校	島根町加賀１４２６	85-2063	○	○	×
139	島根公民館	島根町加賀１４１４	85-2301	○	○	○
140	野波保育所	島根町野波２３２１－２	85-2346	○	○	×
142	マリン保育所	島根町大芦２１８９－２	85-2064	○	○	○

●美保関地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
143	美保関中学校	美保関町下宇部尾５５４	72-3838	○	○	×
144	美保関体育館	美保関町下宇部尾５５６－１	72-3521	×	○	○

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
145	美保関小学校	美保関町下宇部尾５５５－１	72-9200	○	○	○
146	美保関公民館	美保関町下宇部尾５５６－１	72-3624	×	○	×
147	旧千酌小学校体育館	美保関町千酌１０９５－１	－	○	○	○
148	旧美保関東小学校体育館	美保関町美保関１６６１－１	－	○	○	×
149	美保関西保育所	美保関町北浦６５８－１	75-0534	○	○	○
150	美保関東保育所	美保関町森山６５０－１	72-9210	○	○	○
154	メテオプラザ	美保関町七類３２４６－１	72-3939	○	○	×

●八束地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
155	八束中学校	八束町波入１９７５	76-2644	○	○	○
156	八束小学校	八束町波入１９７５	76-2442	○	○	○
157	八束体育館	八束町波入２０９６	76-3663	○	○	○
159	八束会館	八束町波入２２１９－２	76-3663	○	○	○
160	やつか保育園	八束町波入１９７５－２	76-9255	○	○	○
161	旧江島保育所	八束町江島６１	－	×	○	○

●玉湯地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
162	玉湯中学校	玉湯町湯町７１７	62-0020	○	○	○
163	玉湯小学校	玉湯町玉造４	62-0350	○	○	○
164	大谷小学校	玉湯町大谷２９９	62-0202	○	○	○
165	玉湯体育館	玉湯町湯町７１４－３	62-0442	×	○	×
166	玉湯公民館	玉湯町湯町１７９６	62-9111	○	○	○
167	大谷幼稚園	玉湯町大谷２９９	62-9222	×	○	○
168	玉湯幼稚園	玉湯町湯町２０６６	62-0403	○	○	○

●宍道地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
170	宍道小学校	宍道町宍道１２７６	66-0352	○	○	○
171	宍道中学校	宍道町宍道３５１	66-0854	○	○	×
172	来待小学校	宍道町上来待１２５	66-0051	○	○	×
173	宍道体育センター	宍道町佐々布２０４－４	66-8686	×	○	○
174	宍道武道館	宍道町佐々布２０４－４	66-8686	×	○	○
176	宍道公民館	宍道町佐々布２０４－４	66-0811	×	○	○
177	旧来待幼稚園	宍道町上来待１２５	－	×	○	×

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
178	旧宍道幼稚園	宍道町佐々布１５－ ５	－	×	○	○
179	旧宍道保育所	宍道町佐々布９	－	×	○	○
181	ギャラリーC	宍道町宍道１４４１－ １	66-3710	○	○	○
214	県立宍道高等学校	宍道町宍道１５８６	66-7577	○	○	○

●八雲地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
182	八雲小学校	八雲町西岩坂９４７	54-0009	○	○	×
183	八雲中学校	八雲町西岩坂９３１	54-0014	○	○	×
184	八雲公民館	八雲町西岩坂３１６	54-2478	×	○	○
186	八雲構造改善センター	八雲町西岩坂３８５６－ １	54-0600	○	○	○
188	八雲保育園	八雲町東岩坂１００	54-1025	×	○	×
189	八雲幼稚園	八雲町東岩坂１１０	54-0024	○	○	×

●東出雲地区

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
196	出雲郷公民館	東出雲町意宇南５－ ３－ １	52-2364	○	○	○
197	出雲郷小学校体育館	東出雲町出雲郷９２６	52-2069	○	○	×
198	出雲郷幼稚園	東出雲町出雲郷１２０５	52-2808	○	○	×
199	出雲郷保育園	東出雲町出雲郷９２７	52-5151	○	○	×
200	東出雲ふれあい会館	東出雲町揖屋１１３９	52-3297	×	○	○
201	東出雲体育館	東出雲町揖屋１１３９－ ２	52-5771	○	○	○
202	東出雲保健相談センター	東出雲町揖屋１２１６－ １	52-9565	○	○	○
203	東出雲老人福祉センター	東出雲町揖屋１１７７－ １	52-6294	○	○	○
204	揖屋小学校体育館	東出雲町揖屋２１３１－ ３	52-2007	○	○	×
205	揖屋幼稚園	東出雲町揖屋２１３０	52-5770	○	○	○
206	揖屋保育園	東出雲町揖屋２１９８	52-5441	○	○	○
207	東出雲中学校体育館	東出雲町揖屋１２５１	52-2455	○	○	○
208	意東公民館	東出雲町下意東７６５－ ３５	52-2055	○	○	○
209	意東小学校体育館	東出雲町下意東３７１	52-4680	○	○	×
210	意東幼稚園	東出雲町下意東７６５	52-2176	○	○	○
211	意東保育園	東出雲町下意東７５１	52-3067	○	○	○
212	東出雲上意東研修センター	東出雲町上意東１９８２－ ２	52-2870	○	○	×
213	東出雲おちらと村	東出雲町上意東１９６５－ １	52-7888	○	○	×

●福祉避難所

市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。

（原則健常者の方だけでの避難はできません。）

No.	施設名	所在地	電話番号	地震災害	風水害	土砂災害
20	松江市総合福祉センター	千鳥町７０	24-1643	○	○	○
125	恵曇老人福祉センター（恵曇公民館）	鹿島町恵曇１	82-0420 (82-0475)	○	○	○
126	鹿島福祉センター（鹿島ふれあい館）	鹿島町北講武８８５－５	82-9332	○	○	○
127	鹿島多久の湯	鹿島町北講武８８５－７	82-9300	○	○	○
128	鹿島保健センター（佐太公民館）	鹿島町佐陀本郷６５０	82-3031	○	○	○
141	野波高齢者交流会館	島根町野波２３２１－２	85-2347	○	○	×
151	美保関障害者地域交流センターにじの家	美保関町七類１５８７	72-2706	○	○	×
152	美保関西ふれあいプラザ	美保関町片江２２６８－８	72-2895	○	○	×
153	美保関高齢者生活福祉センター（香梅の里）	美保関町片江２２６８－８	72-2233	○	○	×
158	八束保健福祉総合センター	八束町波入１９３３	76-2626	○	○	○
169	サン・エールたまゆ	玉湯町湯町６８３－８	55-5791	○	○	×
175	農村環境改善センター（来待地区公民館）	宍道町上来待２１２－１	66-3554	○	○	○
180	宍道健康センター	宍道町上来待２１３－１	55-5811	○	○	×
185	八雲社会福祉センター	八雲町西岩坂３５５－１	54-2406	○	○	○
187	日吉ふれあい会館	八雲町日吉１５１－２	54-2211	○	○	○
190	保健福祉総合センター	乃白町３２－２	60-8155	○	○	○
191	いきいきプラザ島根	東津田町１７４１－３	32-5910	○	○	○
192	県立松江清心養護学校	東生馬町１１	36-8720	○	○	○
193	県立松江養護学校	西川津町３１	26-6880	○	○	×
195	ライトハウスライブラリー	南田町１４１－１０	24-8169	○	○	○

＜福祉避難所への避難について＞

避難にあたっては、身の安全を確保することを最優先として、まず市が開設した指定避難所に避難します。その後、指定避難所において、市職員等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への受け入れ対象者を決めます。

スタッフの配置など受け入れ態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ受け入れます。（搬送は家族の方や地域支援者等にお願いすることになります。但し、家族の方などで搬送ができない場合など、状況に応じ福祉車両等での搬送も行います。）

要援護者の介助者（原則１人）についても福祉避難所への避難は可能です。

資料 2-15

社会福祉施設等一覧表

資料：健康福祉部、教育委員会（平成 24 年 4 月 1 日現在）

■子育て支援関係施設

◇保育所

施設名称	所在地	電話	FAX
しらゆり千鳥保育園	北田町 188-3	21-3440	60-7135
たまち保育園	西川津町 1610-4	26-5454	26-5455
たまち乳児保育園	西川津町 1610-2	60-1160	60-1165
城東保育所	学園 1-10-12	21-2587	21-2587
あおぞら保育園	学園 2-7-10	60-1511	60-1510
たまち育英北保育園	下東川津町 1340-10	25-7345	25-7331
笑美保育所	北陵町 60-1	67-2580	67-2583
しらゆり第２保育園	西持田町 336-5	23-3340	60-7131
嵩見保育所	北堀町 66	22-3044	22-3060
しらとり保育所	内中原町 190	21-5181	20-2711
末次保育所	外中原町 329	21-3446	21-3446
比津ケ丘保育園	比津ヶ丘 4-2-34	26-2025	26-2275
比津ヶ丘保育園融合センター	比津町 314-1	28-2218	28-2234
比津ヶ丘保育園わらべのその	比津町 317	28-2248	28-2281
法吉保育所	春日町 489-1	21-0307	21-8002
みずうみ保育園	法吉町 627-5	24-2525	24-2527
みずうみ第２保育園	法吉町 722-4	31-5545	31-5546
みのり黒田保育園	黒田町 348-3	60-0830	60-0831
浜佐田保育園	浜佐田町 545-1	22-7322	60-7011
みのり乳児保育園	浜佐田町 125	36-4322	36-4323
みのり保育園	浜佐田町 126-1	36-5528	36-5545
ふたば保育所	西浜佐陀町 546-9	36-6742	36-6741
ふたば第二保育所	西浜佐陀町 1261-1	36-6308	36-5946
本庄保育所	本庄町 112-5	34-0524	34-0590
御津保育所	鹿島町御津 799-2	82-0302	82-0302
恵曇保育所	鹿島町武代 181	82-2093	82-2060
マリン保育所	島根町大芦 2189-2	85-2064	85-2909
野波保育所	島根町野波 2321-2	85-2346	85-2946
美保関西保育所	美保関町北浦 658-1	75-0534	75-0553
美保関東保育所	美保関町森山 650-1	72-9210	72-9211
やつか保育園	八束町波入 1975-2	76-9255	76-3577
白潟保育所	灘町 1-57	21-4204	21-4209
松江ナザレン保育園	東朝日町 93	23-1215	23-4150
松江保育所	東朝日町 232	21-4148	21-4156
松原保育園	津田町 324	21-9835	28-8550
松尾保育所	松尾町 731-1	21-5087	61-1230
みつき乳児保育園	西津田 7-9-1	60-7200	60-7202
みつき保育園	西津田 7-9-5	31-2222	31-2223
みどり保育所	上乃木 1-2-37	22-2218	22-0158
愛恵保育園	東津田町 557-1	22-2921	22-2933
虹の子保育園	西津田 9-2-40	21-5126	21-5503
なかよし保育園	古志原 6-9-34	24-6131	24-0085

施設名称	所在地	電話	FAX
古志原保育所	古志原 3-4-35	21-3800	78-0376
こばと保育園	八雲台 1-1-2	26-7161	31-0051
運動公園前保育所チャイルド	上乃木 9-20-10	26-6600	24-2982
しらゆり第３保育園	矢田町 484-6	26-2356	60-7130
わかたけ保育園	八幡町 263-12	37-0200	37-0255
ひよし第２保育園	馬潟町 115-3	67-1153	67-1153
乃木保育所	浜乃木 6-22-14	21-9560	21-9557
袖師保育所	西嫁島 1-2-35	24-6728	24-3081
つわぶき保育園	乃木福富町 318-1	60-1818	60-1817
幼保園のぎ	田和山町 108	60-2605	60-2608
みつき田和山保育園	乃白町 161-1	21-0707	21-0720
みつき田和山第２保育園	乃白町 163-1	60-1807	60-1808
みつき田和山夜間保育園	浜乃木 6-1-2	60-1707	60-1708
しらゆり保育園	古志原 6-19-36	22-3803	60-7132
育英乳児保育園	大庭町 1197-1	61-1981	61-1982
なの花保育園	大庭町 1132	59-5015	59-5016
つわぶきこども園	山代町 3-1	26-9696	28-2121
八雲保育園	八雲町東岩坂 100	54-1025	54-1025
たけかや保育園	八雲町東岩坂 393-1	54-1502	54-1808
ひよし保育園	八雲町日吉 333-143	54-1128	54-1128
湯町保育園	玉湯町湯町 1997	62-0885	62-0343
玉湯さくら保育園	玉湯町湯町 1714-1	62-8221	62-8222
しんじ幼保園	宍道町宍道 458-2	66-8008	66-0060
揖屋保育園	東出雲町揖屋 2198	52-5441	52-5672
揖東保育園	東出雲町下意東 751	52-3067	52-3198
出雲郷保育園	東出雲町出雲郷 927	52-5151	52-5243
錦新町保育園	東出雲町錦新町 5-1-4	52-7423	52-6767

◇児童館

施設名称	所在地	電話	FAX
東津田児童館	東津田町 269-4	21-5339	21-5339
八雲児童センター	八雲町東岩坂 111-5	54-2135	54-9045

◇児童発達支援施設

施設名称	所在地	電話	FAX
ふじのみ園	春日町 532-5	21-3142	21-3142

◇その他児童福祉施設

施設名称	所在地	電話	FAX
魚瀬世代間交流会館	魚瀬町 565-25	88-3033	
おもちゃの広場	白潟本町 43 市民活動センター内	32-1195	32-1195
宍道子育て支援センター	宍道公民館内	66-1428	66-1428
鹿島子育て支援交流センター	鹿島町北講部 885-5 鹿島福祉センター内	82-9334	82-0426
美保関子育て支援センター	美保関支所内	55-5751	55-5759
たまゆつどいの広場	玉湯町湯町 683-8 サン・エールたまゆ内	62-9546	62-9546
やくも子育て支援センター	たけかや保育園内	54-1502	54-1808
松江赤十字乳児院	南田町 162	24-6418	24-6427
松江市子育て支援センター	乃白町 32-2 松江市保健福祉総合センター内	60-8141	60-8160

施設名称	所在地	電話	FAX
東出雲子育て支援センター	東出雲町揖屋 1216-1 東出雲町保健相談センター内	52-9583	52-9566
古志原地区児童クラブ	古志原 4 丁目 6 番 1 号	31-2831	31-2832
古志原地区児童クラブ分室	古志原 4 丁目 6 番 1 号	31-2831	31-2832
古志原地区第２児童クラブ	古志原 4 丁目 6 番 1 号	23-7704	23-7704
大庭地区児童クラブ	大庭町 1074 番地	31-6536	31-6536
大庭地区第２児童クラブ	大庭町 1074 番地	23-2685	23-2685
城北児童クラブ	東奥谷町 229 番地	31-8566	31-8566
城東地区児童クラブ	北田町 273 番地	28-2322	28-2322
川津児童クラブ	西川津町 500 番地	28-2441	28-2441
川津第２児童クラブ	西川津町 500 番地	25-3920	25-3920
竹矢児童クラブ	八幡町 379 番地 1	37-1852	37-1852
津田第１児童クラブ	東津田町 1182 番地 3	28-3979	28-3979
津田第２児童クラブ	東津田町 1182 番地 3	23-0251	28-3979
津田第３児童クラブ	東津田町 1182 番地 3	23-0264	28-3979
城西地区児童クラブ	内中原町 225 番地	28-6778	28-6778
城西地区児童クラブ分室	堂形町 827 番地 2	25-7306	25-7306
城西地区第２児童クラブ	内中原町 225 番地	60-0388	60-0388
乃木児童クラブ	浜乃木 5 丁目 1 番 10 号	21-8558	21-8558
乃木第２児童クラブ	浜乃木 5 丁目 1 番 5 号	23-6586	23-6586
乃木第３児童クラブ	浜乃木 5 丁目 1 番 10 号	23-7897	23-7897
古江地区児童クラブ	古曽志町 1759 番地	36-5281	36-5281
持田児童クラブ	東持田町 61 番地 1	26-8380	26-8380
雑賀児童クラブ	雑賀町 586 番地	27-8920	27-8920
生馬児童クラブ	西生馬町 8 番地	36-5027	36-5027
中央児童クラブ	大正町 398 番地	26-6605	26-6605
中央第２児童クラブ	灘町 1 番地 23	26-7855	26-7855
比津児童クラブ	比津町 231 番地 1	24-6824	26-2275
比津第２児童クラブ	比津町 316 番地 7	25-5307	－
朝酌児童クラブ	朝酌町 115 番地	39-0134	39-0134
玉湯児童クラブ	玉湯町玉造 4 番地	62-2701	62-2701
しんじっ子クラブ	宍道町宍道 1276 番地	66-1451	66-1451
きまちみちくさクラブ	宍道町上来待 125 番地	66-3868	66-3868
やくも児童クラブ	八雲町東岩坂 111 番地 5	54-2135	54-9045
やくも児童クラブ分室	八雲町日吉 151 番地 2	090-3633-1464	－
八束っ子児童クラブ	八束町波入 1975 番地	76-3664	76-3664
秋鹿児童クラブ	岡本町 70 番地	88-3222	88-3222
恵曇児童クラブ	鹿島町手結 201 番地	82-0220	82-0220
本庄児童クラブ	邑生町 76 番地 3	34-0986	34-0986
大野児童クラブ	上大野町 1826 番地	88-3380	88-3380
美保関児童クラブ	美保関町下宇部尾 555 番地 1	72-2366	72-2366
揖屋児童クラブ	東出雲町揖屋 2131 番地 3	52-2004	52-2004
出雲郷児童クラブ	東出雲町出雲郷 1807 番地 2	52-7725	52-7725
出雲郷第２児童クラブ	東出雲町意宇南五丁目 3 番地 1	52-5331	52-5331
意東児童クラブ	東出雲町下意東 371 番地	52-2153	52-2153
いんべ児童クラブ	東忌部町 904 番地 1	33-2988	33-2988

■障がい者福祉関係施設

◇精神障がい者地域活動支援センター

施設名称	所在地	電話	FAX
松江さくら会第一共同作業所	嫁島町 4-29	31-7445	31-7422
ビ・フレンディング	大庭町 1461-3	23-4111	23-4112
L.C.C.ういんぐ	東持田町 1415	24-8871	24-8872
地域活動支援センター どんぐり館	八雲町東岩坂 111-5	54-2135	54-9045
アクティヴきたほり	北堀町 48	26-2222	26-2141
地域活動支援センタージョイ	石橋町 225	59-2334	59-2323
しののめ	東出雲町揖屋 1134-1	52-6850	52-7080
クトワークス	宍道町東来待 2226	66-1287	66-1287

◇その他障がい者関係施設

施設名称	所在地	電話	FAX
まつえ障がい者サポートステーション「絆」	千鳥町 70	60-0400	21-4001
福祉ネットだんだんネ	南田町 8-34	28-2411	28-2411
ひだまり	玉湯町湯町 1801 番地 1	62-2550	62-2550
にじの家	美保関七類 1587	72-2706	72-2712

■高齢者福祉関係施設

◇老人デイサービスセンター

施設名称	所在地	電話	FAX
松江市在宅福祉サービスセンター	千鳥町 71	27-3755	27-3919
松江市幸町デイサービスセンター	幸町 157	28-1388	28-1384
熊野デイサービスセンター	八雲町熊野 804-3	54-2110	54-9181
美保関高齢者生活福祉センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	72-2288

◇地域包括支援センター

施設名称	所在地	電話	FAX
松東地域包括支援センター	西川津町 825-2 シルバーワークプラザ３階	24-1810	28-6628
松東サテライト（美保関）	美保関町下宇部尾 61-2　美保関支所	72-9355	72-3633
中央地域包括支援センター	千鳥町 70　総合福祉センター（１階）	24-6878	21-5377
松北地域包括支援センター	鹿島町佐陀本郷 640-1　鹿島支所（２階）	82-3160	82-2582
松南第１地域包括支援センター	上乃木五丁目 18-10　（旧浩生寮跡）	60-0783	25-7830
松南第２地域包括支援センター	東出雲町揖屋 1216-1 東出雲保健相談センター	52-9570	52-9566
湖南地域包括支援センター	乃白町 32-2　保健福祉総合センター（３階）	24-1830	60-9130
湖南サテライト（宍道）	宍道町上来待 213-1　宍道健康センター	66-9355	66-1277

◇居宅介護支援施設

施設名称	所在地	電話	FAX
こころね居宅介護支援事業所	東朝日町 158-8	67-3736	60-1577
在宅支援センター 一休庵	東津田町 465-3	24-8600	24-8660
サンキ･ウエルビィ介護センター松江	東津田町１７８７	20-6310	20-6313
あおぞら介護センター	古志原七丁目 4-14	20-2123	20-2122
居宅介護支援事業所 花きりん	古志原二丁目 18-25-202 サニーサイド・らいふ	61-5757	61-5758
居宅介護支援事業所 すずかけの樹	上乃木十丁目 2 - 14	20-6730	20-6861
訪問看護･介護ステーションすずらん	上乃木七丁目 5-16	27-4489	55-8589

施設名称	所在地	電話	FAX
生協のぞみ在宅支援センター	西津田七丁目 14-21	27-4890	55-8435
津田居宅介護支援センター	西津田十丁目 19-50	28-2001	28-3161
竹矢介護支援センター	竹矢町 1834	37-0683	37-0678
居宅介護支援事業所 「ナイス」	山代町 934-5	31-3288	27-6982
八雲病院	大庭町 1460-3	23-3456	23-3495
在宅療養支援センター あんしん	佐草町 2-2	60-0336	21-0820
松江生協リハビリテーション病院	佐草町 456-1	27-8991	20-7879
医療法人 大町歯科医院	幸町 803-30	24-5678	24-3898
居宅介護支援センター スワン	浜乃木三丁目 3-26 グッドエイジ浜乃木１階	21-3845	21-3846
在宅介護支援サービス すみれ	浜乃木三丁目 3-26 GOOD AGE 浜乃木 8 階	24-4070	24-4007
島根県看護協会 訪問看護ステーションやすらぎ	浜乃木二丁目 1-23	25-7650	25-7678
ニチイケアセンター浜乃木	浜乃木六丁目 6-23	55-6433	55-6444
北陽マイズケアプラン	袖師町 9-35	28-3316	28-3325
医療法人釜瀬クリニック ケアセンター咲花	雑賀町 40-1	27-7530	55-6500
明翔苑居宅介護支援事業所	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	36-3011
湖北ふれあい居宅介護支援事業所	岡本町 1138-1	88-9019	88-9012
サンキ･ウエルビィ介護センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3337	88-3370
松江社協介護センター	鹿島町佐陀本郷 640-1	82-1707	82-2582
社会福祉法人山陰家庭学院 なぎさ居宅介護支援事業所	島根町大芦 5707	85-3636	85-3702
鹿島病院やまゆり 居宅介護支援事業所	鹿島町名分 243-1	82-2645	82-2639
居宅介護支援事業所　愛桜	鹿島町名分 1348-2	82-9115	82-9116
回春ケアマネージメントビューロー	川原町 292-2	34-0092	34-1525
もちだの郷居宅介護支援事業所	東持田町 520-1	20-1730	20-1782
ぬくもりの里	西川津町 533-1	27-8841	60-1133
オレンジロード	学園南二丁目 25-８	25-8005	25-8016
学園在宅支援センター	学園二丁目 7-16	27-4455	27-4456
ハピネ在宅介護支援センター松江	学園二目 33-27	20-5119	21-1661
ケアプラン わかくさ	西尾町 13-1　松江東健康クリニック	25-0077	25-2772
湖北ふれあい しんじ湖温泉居宅介護支援事業所	千鳥町 71　在宅福祉サービスセンター	27-3755	27-3919
ケアプラン　かりん	浜佐田町 958-6	36-4430	36-5963
株式会社花みずきナースステーション	国屋町 322-8	33-7511	33-7512
みずうみ支援センター	西法吉町 35-20	27-8816	27-5105
松江ケアプランセンター	西生馬町 482	36-4192	36-4196
株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江	黒田町 454-1	20-2001	24-2002
居宅介護支援事業所 アゼリア	黒田町 475-7	60-5860	60-5862
ケアマネジメント　かえで	黒田町 38-5	59-9260	59-5219
さわやかセンター	黒田町 433-1	23-5303	28-3607
居宅介護支援事業所 らくらくタイコー	北田町 63-4	22-3553	22-3555
居宅介護支援事業所 ケアサービス松江	北堀町 211	55-7168	21-3955
きねづか居宅介護支援センター	上本庄町 572-3	34-1088	34-1088
社会福祉法人ふれあい 本庄居宅介護支援センター	野原町 417-2	34-1661	34-1666
居宅介護支援事業所　しあわせサービス	美保関町北浦 624-1	75-0160	75-0161
美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	72-2288
八束介護センター	八束町波入 1933	76-3660	76-9022
えびすの郷居宅介護支援事業所	美保関町美保関 869-10	73-9200	73-9211
ケアプラン　こもれび	八雲町東岩坂 77 - 3	54-2561	54-2515
社会福祉法人やくも福祉会 やくも居宅支援事業所	八雲町東岩坂 806	54-2233	54-2237
松南介護センター	八雲町西岩坂 355-1	54-0848	54-9996

施設名称	所在地	電話	FAX
居宅介護支援事業所　あんしんサポート	東出雲町揖屋 116－1	52-7248	52-6653
ケアセンター千鳥　居宅介護支援事業所	東出雲町揖屋 1196	52-6513	52-5006
生協東出雲診療所	東出雲町揖屋 1137-1	52-2264	52-4309
しんわ居宅介護支援事業所	東出雲町下意東 761-1	53-0549	53-0548
東寿苑　居宅介護支援事業所	東出雲町出雲郷 493	52-6068	52-7399
全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	52-6910
居宅介護支援事業所　たまゆの杜	玉湯町湯町 1924-1	62-8501	62-8504
心暖居宅介護支援事業所	玉湯町湯町 190-1	62-0560	62-2711
ＪＡくにびき介護相談センター	玉湯町湯町 683-8	62-8043	62-0346
医療法人 同仁会 ケアセンター喜南居宅介護支援事業所	宍道町白石 129-2	66-0266	66-0233
社会福祉法人島根ライトハウス ゆめハウス居宅介護支援事業所	宍道町西来待 2071-1	66-3622	66-1004
宍道介護センター	宍道町上来待 213-1 松江市宍道健康センター内	66-7311	66-2209

◇夜間対応型訪問介護施設

施設名称	所在地	電話	FAX
松江２４時間介護センター	学園二丁目１１－１８	25-8023	61-4077

◇訪問入浴介護

施設名称	所在地	電話	FAX
アースサポート松江	古志原一丁目 6-1	28-6311	28-6322
株式会社　松江　にゅーよーく	西川津町 4246-1	60-0828	60-0829

◇訪問介護

施設名称	所在地	電話	FAX
こころねヘルパーステーション	東朝日町 37-1	67-1566	25-8363
サンキ･ウエルビィ介護センター松江	東津田町１７８７	20-6310	20-6313
あおぞら介護センター	古志原七丁目 4-14	20-2123	20-2122
アースサポート松江	古志原一丁目６－１	28-6311	28-6322
ヘルパーステーションまごころ	古志原一丁目 14-1	61-4155	25-5302
訪問介護事業所花きりん	古志原二丁目 18 番 25-202 号サニーサイド･らいふ	61-5757	61-5758
ケア・サポート コスモス	上乃木二丁目 7 番 17 号	24-1516	61-6011
厚生センターあいあい	上乃木七丁目 1-28	27-6169	24-4876
訪問介護事業所すずかけの樹	上乃木十丁目 2-14	20-6730	20-6861
訪問看護･介護ステーションすずらん	上乃木七丁目 5-16	22-0739	55-8589
わおん	上乃木三丁目 4-58	60-0310	25-8455
こころねヘルパーステーション西津田	西津田三丁目 13-3	67-2003	23-7001
ＪＡくにびきヘルパーステーション	西津田三丁目 5-16	28-3040	28-3041
津田訪問介護センター	西津田十丁目 19-50	28-3101	28-3161
ふれあいヘルパーステーション	西津田七丁目 14-21 ふれあい健康センター	26-7608	55-8435
老人ホームヘルプサービス事業 ねぎらい	山代町 934-5	31-3328	27-6982
にこにこヘルパーさん	大庭町 1274-16	25-8011	25-8021
大庭指定訪問介護事業所	佐草町 2-2	31-3775	21-0815
株式会社ピクサス ヘルパーステーションえがお	佐草町 212	67-3111	67-3112
生協ヘルパーステーション	佐草町 456-1	20-7655	20-7879
ニチイケアセンター浜乃木	浜乃木六丁目 6-23	55-6433	55-6444
ヘルパーステーションすみれ	浜乃木三丁目 3-26 GOOD AGE 浜乃木 8 階	24-4002	24-4007
有限会社 秋 代行	乃木福富町 411	27-6369	24-3025

施設名称	所在地	電話	FAX
北陽マイズホームヘルパー	袖師町 9-35	28-3316	28-3325
特定非営利活動法人 はっぴいライフ	雑賀町 86	28-6266	28-6267
サンキ･ウエルビィ介護センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3337	88-3370
松江社協介護センター	鹿島町佐陀本郷 640 番地 1	82-2581	82-2582
社会福祉法人山陰家庭学院 ゆうなぎ訪問介護事業所	島根町大芦 5707	85-3636	85-3702
訪問介護事業所　愛桜	鹿島町名分 1348-2	82-9115	82-9116
持田ヘルパーステーション	川原町 292-2	34-1515	34-1525
もちだの郷訪問介護事業所	東持田町 520-1	20-1732	20-1782
株式会社　キラリ	下東川津町 168	67-2381	67-2382
ヘルパーステーションぬくもりの里	西川津町 533-1	60-0808	60-1133
松江２４時間介護センター	菅田町 180 アイウォーク菅田ビル 204	25-8005	25-8016
学園ヘルパーステーション	学園二丁目 7-16	26-9906	27-4456
ハピネヘルパーステーション 松江	学園二丁目 33-27	20-5115	21-1661
ヘルパーステーションわかくさ	朝酌町 28-1	39-9066	39-9088
湖北ふれあい しんじ湖温泉ヘルパーステーション	千鳥町 71	27-3755	27-3919
法吉ヘルパーステーション	西法吉町 35-20	25-5403	27-5105
いつつぼし	法吉町 50-12	25-5907	25-5907
株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江	黒田町 454-1	20-2001	24-2002
訪問介護ステーションアゼリア	黒田町 475 - 7	60-5860	60-5862
さわやかセンター	黒田町 433-1	23-5303	28-3607
訪問介護事業所ケアサービス松江	北堀町 211	55-7168	21-3955
社会福祉法人ふれあい ヘルパーステーションふれあい	野原町 585	34-1880	34-1882
特定非営利活動法人しあわせサービス　ホームヘルパーステーション	美保関町北浦 978	75-0111	75-0113
美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-3335	72-2288
八束介護センター	八束町波入 1933	76-2626	76-9022
松南介護センター	八雲町西岩坂 355-1	54-1485	54-9996
訪問介護事業所　あんしんサポート	東出雲町揖屋 116－1　いらかの里	52-7248	52-6653
東寿苑ホームヘルパーステーション	東出雲町出雲郷 493	52-5998	52-7399
全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	52-6910
ヘルパーステーション心暖	玉湯町湯町 190-1	62-1166	62-2711
訪問介護事業所たまゆの杜	玉湯町湯町 1924-1	62-8502	62-8504
宍道介護センター	宍道町上来待 213-1 松江市宍道健康センター内	66-7311	66-2209
ヘルパーステーションしんじ	宍道町佐々布 2270-2	66-7170	66-7175

◇訪問看護

施設名称	所在地	電話	FAX
こころね訪問看護ステーション	松江市東朝日町 37-1	67-2632	25-8363
訪問看護･介護ステーションすずらん	上乃木七丁目 5-16	55-8588	55-8589
訪問看護ステーション あゆみ	上乃木二丁目 27-21	27-8334	27-8355
訪問看護ステーションすずかけの樹	上乃木十丁目 2-14	20-6730	20-6861
こころね訪問看護ステーション西津田	西津田三丁目 13-3	67-1845	23-7001
西津田のぞみステーション	西津田七丁目 14-21	25-8917	55-8435
訪問看護ステーション 暖心	山代町 934-5	28-0906	27-6982
島根県看護協会 訪問看護ステーションやすらぎ	浜乃木二丁目 1-23	25-7650	25-7678
訪問看護ステーション いつくしみ	鹿島町名分 243-1	82-2640	82-2639
もちだの郷訪問看護ステーション	東持田町 520-1	20-1731	20-1782
株式会社花みずきナースステーション	国屋町 322-8	33-7511	33-7512

施設名称	所在地	電話	FAX
法吉訪問看護ステーション	西法吉町 35-20	27-2400	27-2420
訪問看護ステーション やつか	八束町波入 607-1	76-3304	76-3467
老人訪問看護ステーション 友喜	宍道町白石 129-2	66-0878	66-0233

◇訪問リハビリテーション

施設名称	所在地	電話	FAX
松江記念病院	上乃木三丁目 4-1	29-0168	27-8435
医療法人財団 公仁会 鹿島病院	鹿島町名分 243 - 1	82-2627	82-9221
介護老人保健施設もちだの郷 訪問リハビリテーション事業所	東持田町 520-1	20-1781	20-1782
玉造厚生年金病院	玉湯町湯町 1 - 2	62-1591	62-1579

◇通所介護

施設名称	所在地	電話	FAX
デイサービスだんだん　東津田	東津田町 1877-3	25-5539	67-2567
デイサービス　一休庵・東津田	東津田町 465-3	24-8690	24-8660
生協にこにこデイサービス	西津田七丁目 14 - 21	27-4324	27-4324
津田通所介護センター	西津田十丁目 19-50	28-2000	28-3161
デイサービス一休庵	西津田二丁目 16-24	33-7419	33-7742
ふれあいデイサービス	西津田七丁目 14 - 21	31-8014	31-8014
第２らぶらぶデイサービス	竹矢町 1834	37-0683	37-0678
らぶらぶデイ・サービスセンター	竹矢町 1834	37-0683	37-0678
デイサービス陽恵苑	馬潟町 104 - 1	38-8127	38-8129
ぬくもりの里デイサービスセンター	山代町 826 - 1	60-5551	60-5552
老人デイサービス事業きらめき	山代町 934-5	31-3370	27-6982
大庭通所介護事業所	佐草町 2-2	21-7765	21-0815
生協ふらここデイサービス	佐草町 458-1	61-1165	24-3220
松江生協リハビリテーション病院	佐草町 456-1	27-9705	20-7879
鹿島病院幸町デイサービスセンター	幸町 1571	28-1388	28-1384
健笑庵・のぎ	浜乃木五丁目 2-23	60-0660	60-0661
スワン・デイサービス	浜乃木三丁目 3-26	21-3845	21-3846
ニチイケアセンター浜乃木	浜乃木六丁目 6-23	55-6455	55-6444
あおぞらデイサービス	西嫁島一丁目 3-30	27-5215	27-5216
ケアサポートさくばし	本郷町 2-30	21-7816	050-3156-0923
医療法人釜瀬クリニック ケアセンター咲花	雑賀町 40-1	27-7530	55-6500
デイサービス敬愛苑	寺町 198-57　ボートピア松江ビル 4 階	60-2330	25-8110
明翔苑デイサービスセンター	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	36-3011
あいかの里 介護福祉サービスセンター	岡本町 1138-1	88-9019	88-9012
あいかの里 第１デイサービスセンター	岡本町 1138	88-9015	88-9012
通所介護事業所 大野の郷	大野町 167	88-3302	88-3312
鹿島デイサービスセンター「おちらと」	鹿島町古浦 607-82	82-3311	82-3322
社会福祉法人山陰家庭学院 うみ通所介護事業所	島根町大芦 5707	85-3550	85-9030
鹿島デイサービスセンター「こぢょっこらと」	鹿島町上講武 894-1	82-3355	82-3356
鹿島病院デイサービスセンター	鹿島町名分 243 - 1	82-2637	82-2639
デイサービスあとむ苑	鹿島町北講武 885-5	82-9250	82-9251
いこいサロン	学園二丁目 25-8	25-8035	25-8016
学園デイサービス	学園二丁目 7-16	20-2552	27-4456
ハピネデイサービスセンター松江	学園二丁目 33-27	20-5115	21-1661

施設名称	所在地	電話	FAX
デイサービスわかくさ	朝酌町 28-1	39-9077	39-9088
堂形クラブデイサービス	堂形町 843	20-2000	20-7955
しんじ湖温泉デイサービスセンター	千鳥町 71	27-3755	27-3919
デイサービス　かりん	浜佐田町 958-6	36-4963	36-5963
デイサービスセンター　Aspa	国屋町 498-6	23-8600	23-8606
法吉デイサービスセンター	西法吉町 36-1	27-5100	27-5105
健笑庵・いくま	西生馬町 482	36-4192	36-4196
通所介護予防センター おたっしゃクラブ	黒田町 433-1	28-3605	28-3607
ツクイ城西	黒田町 359 - 1	59-5773	59-5774
デイサービスセンターアゼリア	黒田町 475 - 7	60-5860	60-5862
デイサービスきねづか	上本庄町 572-3	34-1088	34-1088
社会福祉法人ふれあい サンフラワーデイサービスセンター	野原町 585	34-1880	34-1882
社会福祉法人ふれあい 本庄デイサービスセンター	野原町 417-2	34-1661	34-1666
デイハウス　きたうら	美保関町北浦 300	75-0139	75-0139
デイホーム「しあわせ」	美保関町北浦 978	75-0111	75-0113
美保関介護センター	美保関町片江 2268-8	72-2233	72-2288
八東介護センター	八東町波入 1933	76-2626	76-9022
美保関在宅センターえびすの郷	美保関町美保関 869-10	73-9200	73-9211
指定通所介護事業所 楡の木	八雲町東岩坂 77 - 3	54-2525	54-2515
日吉デイサービスセンター	八雲町東岩坂 806	54-2227	54-2266
熊野デイサービスセンター	八雲町熊野 804-3	54-2110	54-9181
ココ・リハ　東出雲	東出雲町揖屋 116-1	52-7248	52-6653
生協東出雲診療所	東出雲町揖屋 1137-1	52-2264	52-4309
憩いデイサービスセンター	東出雲町下意東 2810-2	52-4484	52-4484
デイサービスしんわ	東出雲町下意東 761-1	52-7890	53-0548
東寿苑デイサービスセンター	東出雲町出雲郷 493	52-3330	52-5296
全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	東出雲町錦新町八丁目 1-1	52-6310	52-6910
心暖デイサービスセンター	玉湯町湯町 190-1	62-0230	62-2711
ＪＡくにびき福祉センター「サン･エールたまゆ」	玉湯町湯町 683-8	62-0466	62-0346
湯の里 湖畔	玉湯町湯町 334-39	62-8181	62-8181
こなん通所介護	宍道町白石 129-1	66-0712	66-0711
ゆめハウスデイサービスセンター	宍道町西来待 2071-1	66-3012	66-1004
宍道ディサービスセンターだんだん	宍道町佐々布 254-10	66-7155	66-7156
ふれあいセンター 友愛	宍道町佐々布 2145-172	66-3923	66-7175
こころの都デイサービスセンター	宍道町伊志見 410	66-9333	(0853)25-3534

◇認知症対応型通所介護

施設名称	所在地	電話	FAX
ＪＡくにびきデイサービスセンター「ひまわりの家」	西津田三丁目 5-16	25-5599	28-3041
太陽の里デイサービスセンター	佐草町 72-1	21-5226	21-5226
グループホームあした葉 ※共用スペース活用型	雑賀町 299	21-8700	21-8555
いこいガーデン	学園二丁目 25-8	25-8035	25-8016
わかくさ別館	朝酌町 28-1	39-9077	39-9088
すまいるデイサービスセンター	法吉町 626-1	27-4300	27-4301
久米の家	法吉町 803-2	24-8439	24-8440
デイサービス内中原	内中原町 320-17　内中原ホーム	28-3200	28-5700
デイサービスセンターうらら	黒田町 475-7	60-5860	60-5862

施設名称	所在地	電話	FAX
デイサービスなごみ	黒田町 30 - 4	20-7172	20-7173
指定通所介護事業所 合歓の木	八雲町東岩坂 77-3	54-2525	54-2515
認知症対応型デイサービスふるさと	玉湯町湯町 1924-1	62-8503	62-8504
認知症高齢者デイサービスおおもり	宍道町上来待 204 - 4	66-7020	66-7030

◇通所リハビリテーション

施設名称	所在地	電話	FAX
松江記念病院	上乃木三丁目 4-1	29-0165	27-8435
ナーシングセンターあけぼの	大庭町 884-1	31-3666	31-3341
松江生協リハビリテーション病院	佐草町 456-1	27-9702	20-7879
医療法人財団 公仁会 鹿島病院	鹿島町名分 243-1	82-2627	82-3064
介護老人保健施設悠々園	川原町 291-1	34-1558	34-1562
介護老人保健施設もちだの郷	東持田町 520-1	26-9400	26-9401
介護老人保健施設ライフケア回春苑	新庄町 1172	34-0110	34-0900
介護老人保健施設福寿苑	八束町波入 614-9	76-9100	76-9101
デイケア太陽	八雲町日吉 194-12	54-0887	54-1256
老人保健施設　ケアセンター千鳥	東出雲町揖屋 1196	52-6513	52-5006
玉造厚生年金病院 通所リハビリテーション	玉湯町湯町 1-2	62-1591	62-1579
介護老人保健施設ケアセンター喜南	宍道町白石 129-2	66-0266	66-0233

◇短期入所生活介護

施設名称	所在地	電話	FAX
社会福祉法人上口福祉会 特別養護老人ホームコーポ上口	古志原六丁目 8-10	21-6365	21-5993
特別養護老人ホーム 厚生センター八雲寮	上乃木七丁目 1-28	27-6073	24-4881
特別養護老人ホーム長命園	上乃木十丁目 5-2	27-3884	31-9213
社会福祉法人松豊会 特別養護老人ホーム津田の里	西津田十丁目 19-50	28-1950	27-1950
老人短期入所生活介護事業 詔光の里	山代町 934-5	31-4165	27-6982
特別養護老人ホーム明翔苑	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	36-3011
あいかの里介護福祉サービスセンター	岡本町 1138-1	88-9019	88-9012
短期入所生活介護事業所大野の郷	大野町 167	88-3302	88-3312
社会福祉法人山陰家庭学院 ゆうなぎ短期入所生活介護事業所	島根町大芦 5707	85-3605	85-3630
特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町北講武 885-6	82-9710	82-9251
特別養護老人ホームうぐいす苑	西法吉町 36-1	27-3400	27-3402
老人短期入所施設すまいる苑	法吉町 626-1	27-4300	27-4301
特別養護老人ホーム松楽苑	野原町 417-2	34-1661	34-1666
特別養護老人ホーム美保の里	美保関町片江 79	72-9090	72-9092
特別養護老人ホームやくも光陽の里	八雲町東岩坂 806	54-2233	54-2237
特別養護老人ホーム　東寿苑	東出雲町出雲郷 493	52-3330	52-5296
ＪＡくにびき福祉センター「サン･エールたまゆ」	玉湯町湯町 683-8	62-9333	62-0346
特別養護老人ホームゆめハウス	宍道町西来待 2071-1	66-3012	66-1004

◇短期入所療養介護

施設名称	所在地	電話	FAX
松江記念病院	上乃木三丁目 4-1	29-0170	27-8435
ナーシングセンターあけぼの	大庭町 884-1	31-3666	31-3341
松江生協リハビリテーション病院	佐草町 456-1	24-1212	27-0087
医療法人財団 公仁会 鹿島病院	鹿島町名分 243-1	82-2627	82-3064
介護老人保健施設悠々園	川原町 291-1	34-1558	34-1562
介護老人保健施設もちだの郷	東持田町 520-1	26-9400	26-9401
介護老人保健施設ライフケア回春苑	新庄町 1172	34-0110	34-0900
介護老人保健施設福寿苑	八束町波入 614-9	76-9100	76-9101
老人保健施設　ケアセンター千鳥	東出雲町揖屋 1196	52-6513	52-5006
介護老人保健施設 ケアセンター喜南	宍道町白石 129-2	66-0266	66-0233

◇特定施設入居者生活介護

施設名称	所在地	電話	FAX
シニアコート上乃木	上乃木三丁目 11-10	33-7523	32-0133
あおぞら八重垣別館	大庭町 1397－1	60-0500	24-3110
あおぞら八重垣	佐草町 194-1	20-2611	20-7146
ケアハウスやすらぎの里 特定施設入居者生活介護事業所	佐草町 2-2	21-0897	21-0815
特定施設入居者生活介護 四十間堀 醫	内中原町 295-1	67-1111	67-1110
ベストライフ松江	春日町 543-2	60-1337	60-1338
介護付有料老人ホーム　錦庵	東出雲町錦新町五丁目 3-5	53-0810	53-0820

◇認知症対応型共同生活介護

施設名称	所在地	電話	FAX
ニチイケアセンター東津田	東津田町 2107-1	60-1080	60-1081
グループホームまごころの家	古志原一丁目 14-1	25-6022	25-5302
グループホームまごころの家･さいか	古志原五丁目 13-69	59-5810	60-0201
グループホーム聖丘	上乃木二丁目 29-11	22-2725	22-2725
グループホームアンジュ	西津田四丁目 7-18	20-6000	28-5536
グループホーム陽恵苑	馬潟町 104－1	38-8128	38-8129
グループホーム心	馬潟町 108-1	37-1556	37-1535
グループホームウエル・アイ	山代町 421-1	24-3918	24-3918
ウェル・アイ　ジュジュ	山代町 401-1	25-8258	25-8258
医療法人 仁風会 雲陽の里	大庭町 1459-1	23-3700	23-3370
グループホーム野の花	大庭町 1311－1	20-2822	25-0838
グループホーム太陽の里	佐草町字客山 72-1	21-5227	21-5227
グループホーム ユーミー	津田町 313	25-0520	25-0520
グループホームあした葉	雑賀町 299	21-8700	21-8555
グループホーム敬愛苑	寺町 198-57 ボートピア松江ビル 4 階	24-8768	25-8110
サンキ･ウエルビィ グループホーム秋鹿	岡本町 1041-1	88-3339	88-3390
グループホームあとむ苑	鹿島町北講武 885-6	82-9711	82-9251
認知症対応型共同生活介護「悠々の家」	川原町 308	34-1800	34-1562
グループホーム万福の家	下東川津町 146	60-1777	60-1778
グループホームひなたぼっこ･西川津	西川津町 2663 番地 2	33-7326	28-7811
グループホーム遊・空・間	南平台 25-1	26-0670	26-0674
グループホームひさご苑	浜佐田町 125	36-4321	36-4320
久米の家	法吉町 803-2	24-8439	24-8440
グループホーム生馬の郷	東生馬町 386	36-8123	36-8155

施設名称	所在地	電話	FAX
グループホーム内中原	内中原町 320-17　内中原ホーム	28-3200	28-5700
グループホームアゼリア	黒田町 475 - 7	60-5860	60-5862
グループホームやつかの郷	八束町二子 1025-9	76-3522	76-3532
グループホームやつかの郷　新館	八束町二子 1025-9	76-3522	76-3532
グループホームゆめの丘	美保関町北浦 624-1	75-0160	75-0161
グループホームしんわ	東出雲町下意東 761-1	52-0547	53-0548
グループホームあしたか	東出雲町出雲郷 490	52-6181	52-5296
ニチイケアセンター松江玉造	玉湯町湯町 189 番地 1	62-8171	62-8172
グループホーム大森の家	宍道町上来待 204-4	66-7020	66-7030
グループホームゆりさわ	宍道町佐々布 2130-1	66-7024	66-7025

◇小規模多機能型居宅介護

施設名称	所在地	電話	FAX
小規模多機能ホームきぼうの家	東津田町 2168-108	61-1053	61-1054
サンキ･ウエルビィ小規模多機能センター松江	東津田町 1787	67-3001	20-6313
夕陽の丘	上乃木三丁目 4-58	60-0305	25-8455
小規模多機能型居宅介護事業所 すずかけの樹	上乃木十丁目 2-14	20-6730	20-6861
小規模多機能ホームウェル・アイ	山代町 421 - 1	60-9987	60-9987
サンキ･ウエルビィ小規模多機能センター秋鹿	岡本町 1041-1	88-3338	88-3370
小規模多機能型居宅介護 悠	川原町 308	34-1550	34-1562
小規模多機能型居宅介護 ハピネのやわらぎ西川津	西川津町 1178-1	60-1245	60-1244
小規模多機能ホーム やわらぎ松江北	西川津町 734-9	28-3550	28-3588
小規模多機能型居宅介護事業所 ほっと	法吉町 803-3	24-7006	24-8440
長命園やくものお家	八雲町日吉 255 - 1	54 - 2315	54 - 2315
小規模多機能型居宅介護　えびす	美保関町美保関 869 番地 10	73-9200	73-9211
小規模多機能型居宅介護事業所 玉湯すずかけの樹	玉湯町湯町 1186-1	62-8150	62-8151
小規模多機能型居宅介護　ふるさと	玉湯町湯町 1924-1	62-8503	62-8504
あっとホームゆりさわ	宍道町佐々布 2129-2	66-7767	66-7768

◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名称	所在地	電話	FAX
特別養護老人ホーム　いやしの館	西川津町 733-1	27-0081	27-0071
地域密着型特別養護老人ホーム たまゆの杜	玉湯町湯町 1924-1	62-8503	62-8504

◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名称	所在地	電話	FAX
社会福祉法人上口福祉会 特別養護老人ホームコーポ上口	古志原六丁目 8-10	21-6365	21-5993
特別養護老人ホーム 厚生センター八雲寮	上乃木七丁目 1-28	27-6073	24-4881
特別養護老人ホーム長命園	上乃木十丁目 5-2	27-3884	31-9213
社会福祉法人松豊会 特別養護老人ホーム津田の里	西津田十丁目 19-50	28-1950	27-1950
特別養護老人ホーム詔光の里	山代町 934-5	31-4165	27-6982
特別養護老人ホーム明翔苑	西浜佐陀町 1399-34	36-3010	36-3011

施設名称	所在地	電話	FAX
特別養護老人ホームあいかの里	岡本町 1138-1	88-9011	88-9012
特別養護老人ホーム大野の郷	大野町 167	88-3302	88-3312
社会福祉法人山陰家庭学院 介護老人福祉施設ゆうなぎ苑	島根町大芦 5707	85-3600	85-3630
特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町北講武 885 - 6	82-9710	82-9251
特別養護老人ホームうぐいす苑	西法吉町 36-1	27-3400	27-3402
特別養護老人ホームすまいる苑	法吉町 624-1	55-8969	21-7700
特別養護老人ホーム松楽苑	野原町 417-2	34-1661	34-1666
特別養護老人ホーム美保の里	美保関町片江 79	72-9090	72-9092
特別養護老人ホームやくも光陽の里	八雲町東岩坂 806	54-2233	54-2237
特別養護老人ホーム　東寿苑	東出雲町出雲郷 493	52-3330	52-5296
特別養護老人ホームゆめハウス	宍道町西来待 2071-1	66-3012	66-1004

◇介護老人保健施設（老人保健施設）

施設名称	所在地	電話	FAX
ナーシングセンターあけぼの	大庭町 884-1	31-3666	31-3341
介護老人保健施設悠々園	川原町 309-1	34-1558	34-1562
介護老人保健施設もちだの郷	東持田町 520-1	26-9400	26-9401
介護老人保健施設ライフケア回春苑	新庄町 1172	34-0110	34-0900
介護老人保健施設福寿苑	八束町波入 614-9	76-9100	76-9101
老人保健施設　ケアセンター千鳥	東出雲町揖屋 1196	52-6513	52-5006
ケアセンター喜南	宍道町白石 129-2	66-0266	66-0233

◇介護療養型医療施設（療養型病床群等）

施設名称	所在地	電話	FAX
松江記念病院	上乃木三丁目 4-1	29-0166	27-8435

◇その他の高齢者福祉関係施設

施設名称	所在地	電話	FAX
恵曇老人福祉センター	鹿島町恵曇 1	82-0475	82-0475
御津老人福祉センター	鹿島町御津 478	82-0415	82-0415
大芦老人福祉センター	島根町大芦 2172-1	85-2002	85-3453
加賀老人福祉センター	島根町加賀 1148	－	－
野波高齢者交流館	島根町野波 2321-2	－	－
かかやきハウス（島根高齢者在宅生活支援モデルルーム）	島根町加賀 1451-1	－	－
島根みさきの郷	島根町大芦 326-1	－	－
湖南荘（宍道老人憩いの家）	宍道町来待 2072	－	－
宍道 88 健康館	宍道町宍道 1311	66-3966	－
美保関老人福祉センター	美保関町七類 1315-2	72-3124	72-3124
美保関西ふれあいプラザ	美保関町片江 2268-8	72-2085	－
美保関東ふれあいプラザ	美保関町福浦 414	72-2023	－
秋桑すこやか会館	八雲町西岩坂 1867-1	54-2333	－
八雲岩坂高齢者交流サロン	八雲町東岩坂 287-1	54-2101	－
八雲熊野高齢者交流サロン	八雲町熊野 773-1	54-0140	－
八雲大明高齢者交流サロン	八雲町東岩坂 1505-62	51-1433	－
八雲熊野下高齢者交流サロン	八雲町熊野 371	－	－
八雲別所地区高齢者等活動生活支援促進機械施設（別所ほほえみ会館）	八雲町東岩坂 1651-1	54-2320	－

施設名称	所在地	電話	FAX
波入地区介護予防拠点施設	八束町波入 2765	-	-
入江地区介護予防拠点施設	八束町入江 372-2	-	-
二子地区介護予防拠点施設	八束町二子 872-1	-	-
寺津地区介護予防拠点施設	八束町寺津 81-5	-	-
亀尻地区介護予防拠点施設	八束町亀尻 454-1	-	-
馬渡地区介護予防拠点施設	八束町馬渡 376	-	-
遅江地区介護予防拠点施設	八束町遅江 1370-1	-	-
江島地区介護予防拠点施設	八束町江島 98	-	-
東出雲老人福祉センター	東出雲町揖屋 1177 番地 1	52-6294	52-6044
東出雲おちらと村	東出雲町上意東 1965 番地 1	52-7888	52-7888

■その他の施設

◇保健センター

施設名称	所在地	電話	FAX
松江市保健福祉総合センター	乃白町 32-2	60-5158	60-8160
松江市サン・エールたまゆ	玉湯町湯町 683-8	55-5791	62-9546
松江市鹿島保健センター	鹿島町佐陀本郷 650	82-3031	82-3031
松江市宍道健康センター	宍道町上来待 213-1	55-5811	55-5818
松江市八雲社会福祉センター	八雲町西岩坂 355-1	54-2406	-
松江市八束保健福祉総合センター	八束町波入 1933	76-9020	76－9022

◇その他の施設

施設名称	所在地	電話	FAX
松江市総合福祉センター	千鳥町 70	24-1643	-
松江市鹿島福祉センター	鹿島町北講武 885-5	82-9332	82-0426
松江市美保関北浦地域福祉交流センター	美保関町北浦 471-2	-	-

資料 2-16

市内の病院一覧表

資料：島根県地域防災計画（県医療政策課平成 24 年 4 月 1 日現在使用許可）

病院名	設立主体	所在地	電話	許可病床数					
				精神	結核	感染	療養	一般	計
独立行政法人国立病院機構松江医療センター	独立行政法人	上乃木	21-6131		25			324	349
松江市立病院	市	乃白町	60-8000	50		4		416	470
総合病院松江生協病院	保 健 生 協	西津田	23-1111					333	333
東部島根医療福祉センター	社会福祉法人	東生馬町	36-8011				40	60	100
松江青葉病院	医 療 法 人	上乃木	21-3565	300					300
松江記念病院	医 療 法 人	上乃木	27-8111				111	61	172
松江生協リハビリテーション病院	保 健 生 協	佐草町	24-1212				245		245
松江赤十字病院	日本赤十字社	母衣町	24-2111	60		2		598	660
医療法人仁風会八雲病院	医 療 法 人	大庭町	23-3456	161					161
鹿島病院	医 療 法 人	鹿島町	82-2627				120	60	180
玉造厚生年金病院	厚　生　団	玉湯町	62-1560					301	301
医療法人同仁会こなんホスピタル	医 療 法 人	宍道町	66-0712	147					147
			計 12 病院	718	25	6	516	2,153	3,418

資料 2-17

臨時ヘリポート一覧表

資料：消防本部（平成 24 年 4 月 1 日現在）

地区名	名称	所在地	連絡先	表　面
旧市	北公園	松江市学園南 1 丁目 21－1	25-1700	転圧土
	持田小学校	松江市東持田町 81	21-3987	転圧土
	朝酌小学校	松江市朝酌町 115	39-0202	転圧土
	松江総合医療専門学校	松江市上大野町 2081-4	88-3131	雑草
	湖北中学校	松江市打出町 245-1	36-5400	転圧土
	本庄中学校	松江市野原町 424-2	34-0523	転圧土
	島根県警察学校	松江市西浜佐陀町 582-2	26-0110	芝、転圧土
	松江海洋センター	松江市西浜佐陀 1012	36-6984	転圧土
	湖東中学校	松江市山代町 680	25-9220	転圧土
	忌部多目的広場	松江市東忌部町 684-4	33-2010	転圧土
	島根県消防学校	松江市乃木福富町 735-157	22-0166	芝、転圧土
	松江総合運動公園	松江市上乃木 10 丁目 4-1	21-3500	ウレタン、転圧土
鹿島	恵曇小学校	松江市鹿島町手結 201	82-0065	転圧土
	鹿島東小学校	松江市鹿島町北講武 599	82-0309	転圧土
島根	島根中学校	松江市島根町加賀 1426	85-2063	転圧土
	島根運動広場（野球場）	松江市島根町大芦 5357	55-5730	転圧土
	島根スポーツ広場	松江市島根町野波 2376	55-5730	転圧土
美保関	旧千酌小学校	松江市美保関町千酌 1095-1	55-5740	転圧土
	旧美保関東小学校	松江市美保関町美保関 1661-1	55-5740	転圧土
	美保関総合運動公園（多目的広場）	松江市美保関町下宇部尾 872-16	72-3521	芝、転圧土
	美保関総合運動公園（野球場）	松江市美保関町下宇部尾 872-16	72-3521	芝、転圧土
八雲	八雲山村広場	松江市八雲町西岩坂 1074	54-0600	砂、転圧土
玉湯	玉湯小学校	松江市玉湯町玉造 4	62-0350	人工芝
	玉湯野球場	松江市玉湯町湯町 682-2	62-0442	砂、転圧土
宍道	宍道小学校	松江市宍道町宍道 1276	66-0352	人工芝
	来待小学校	松江市宍道町上来待 125	66-0051	転圧土
	宍道総合運動公園	松江市宍道町白石 1405-1	66-1697	砂、転圧土
八束	八束学園	松江市八束町波入 1975	76-2442 76-2644	転圧土
東出雲	出雲郷小学校	八束郡東出雲町出雲郷 926	52-2069	転圧土
	錦浜	松江市東出雲町錦浜	22-2288	アスファルト
	錦浜 No. 1	松江市東出雲町錦浜	22-2288	転圧土、草
	錦浜 No. 2	松江市東出雲町錦浜	22-2288	転圧土、芝

資料 2-18

防災備蓄物資一覧表

資料：防災安全課

備蓄品		単位	数量
食料	アルファ化米	食	14,500
	保存用ビスケット	食	8,160
	保存用クラッカー	食	8,190
生活物資	飲料水	本	852
	粉ミルク（アレルギー対応品）	缶	30
	粉ミルク（アレルギー対応品携帯用）	箱	50
	哺乳瓶	本	180
	乳首	個	240
	哺乳瓶用消毒液	本	24
	紙おむつ（乳幼児用）	枚	3,247
	紙おむつ（大人用）	枚	5,048
	お尻ふき	ﾊﾟｯｸ	1,224
	尿とりパッド	食	5,142
	生理用品	枚	11,088
	ボックス型トイレ	個	95
	排便消臭固化剤（スケットイレ）	箱	6,925
	トイレ用パーソナルテント	張	4
	災害用トイレ（マンホール用）	組	14
	トイレットペーパー	食	900
	避難所用間仕切り	個	60
	災害救助用パック毛布	枚	9,787
	アルミシート	枚	600
	マット	枚	3,180
	使い捨てカイロ	枚	2,000
	フォールディングベッド	台	45
	レスキューシート	枚	600
	ハンドランプ	個	36
	ポリタンク（２０L 用）	個	10
	ポリタンク（１kL 用）	個	5
	ポリタンク（300L 用）	個	5
	大型ポリバケツ	個	11
	ガスコンロ（調整器、ﾎｰｽ付）	基	23
	防災かまどセット（7 升炊き）	組	21
	災害用移動炊飯器（大釜）	個	6
	炊飯袋（ハイゼックス袋）	枚	52,800

備蓄品		単位	数量
防災資機材	発電機（小型）	台	42
	携帯ガソリンタンク	缶	19
	発電機・投光機セット	台	14
	発電機・投光機セット（小型）	台	21
	サークルライト（三脚）	台	10
	コードリール・投光機（緑ボックス）	ｾｯﾄ	5
	コードリール	個	31
	キャップライト（頭部装着型）	個	147
	多目的ライト	個	26
	ヘルメット	個	577
	ヘルメット（自主防）	個	456
	軍手	双	2,770
	軍手（ケプラー製）	双	1,100
	ゴム手袋	双	139
	雨衣	着	130
	防塵メガネ	個	322
	夜光チョッキ	着	30
	担架（四つ折、脚付）	個	51
	アルミ製リヤカー（折畳式）	台	33
	かなづち	本	12
	バール	本	36
	SP コーン	個	38
	チェーンソー	台	14
	災害救助用工具セット	基	29
	エアテント	張	3
	かんたんテント	張	4
	通行止め用看板セット	組	52
	看板目隠しシート	枚	52
	バケツ（ブリキ製）	個	146
	浄水器	台	13
	ひしゃく（長柄）	本	20
	水中ポンプ	台	5

備　蓄　品		単位	数量
水防資機材	掛矢（かけや）	丁	31
	鋸（のこぎり）	丁	94
	丸スコップ	丁	274
	角スコップ	丁	153
	ツルハシ	丁	31
	オノ	丁	16
	たこづち	丁	8
	シノ	丁	9
	一輪車	台	16
	ペンチ	丁	17
	なた	丁	33
	金棒	丁	13
	ゴムボート	艇	1
	照明具	個	59
	救命胴衣	個	95
	てみ	枚	86
	ハンマー	丁	49
	ボルトクリッパ	丁	16
	くわ	丁	24
	カマ（中厚鎌）	丁	92
	とんぼ	本	11
	鉄線	Kg	228
	杭（丸太）	本	44
	土のう製作器	台	35
	土のう袋	枚	23,350
	1トン土のう袋	枚	58
	麻袋	枚	273
	ロープ	m	946
	ロープ（100m・φ10mm）	巻	2
	木杭（４５ｃｍ）	本	656
	ビニール紐（200m・φ5mm）	玉	118
	メガホン	個	27
	ブルーシート	枚	950

備　蓄　品		単位	数量
その他	探索棒（すばり付き）	本	10
	油吸着マット	枚	600
	携帯電話充電器	個	40
	携帯電話カーチャージャー	個	40
	食器	食	25,400

旧市 21 公民館			支　所		
資機材名	数量		資機材名	数量	
	数量	単位		数量	単位
非常食	330	食	非常食	330	食
毛布	100	枚	毛布	200	枚
ブルーシート	10	枚	ブルーシート	10	枚
救助工具セット	1	台	救助工具セット	1	台
担架（折りたたみ式）	2	台	担架（折りたたみ式）	1	台
発電機	1	台	発電機	1	台
投光器	1	台	投光器	1	台
コードリール（30m巻き）	1	巻	コードリール	1	巻
ヘルメット	20	個	ヘルメット	20	個
軍手	48	双	軍手	48	双
メガホン	1	台	メガホン	1	台
食器セット	200	式	食器セット	100	式
防塵メガネ	5	個	防塵メガネ	15	個
スコップ	2	本	スコップ	2	本
長尺バール	1	本	長尺バール	1	本
テミ	2	個	テミ	2	個
土のう袋	100	枚	土のう袋	100	枚
かまどセット	1	台	かまどセット	1	台
コンテナカー	1	台	コンテナカー	1	台
多目的ライト	1	個	多目的ライト	1	個
			ヘッドライト	15	個

(5)交通規制及び輸送
資料 2-19

緊急通行車両等の確認証明書

資料：島根県警察本部

様式第４号（第２関係）

年　　月　　日

緊急通行車両等確認申請書

島根県公安委員会　様

住所
申請者　　（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考：用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

様式第７号（第３関係）

第　　号

年　　月　　日

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書

島根県公安委員会　　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所		
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考：用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。

標章

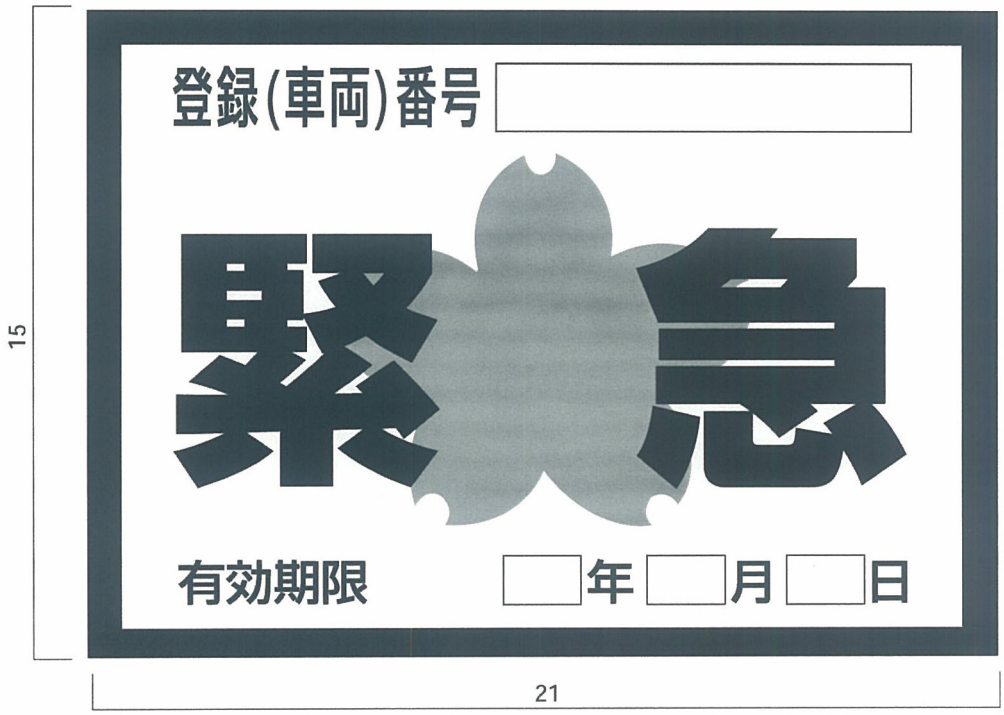

備 考

1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 2-20

緊急通行車両等事前届出・確認手続要領

資料：島根県警察本部

様式第１号（第２関係）

災　　害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年　　月　　日 島根県公安委員会　様 届出者住所 （電話） 氏名　　印	災　　害　　第　　号 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　　月　　日 島根県公安委員会　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名		
使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
出発地		

注：　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

注：１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

様式第５号（第３関係）

災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　月　日

島根県公安委員会　様

届出者住所
（電話）
氏名　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名		
使用者	住所	（　　）　局　番
	氏名	
出発地		

注：　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

第　号

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

島根県公安委員会　印

注：１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2) 規制除外車両が廃車となったとき。
(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考：１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

資料 2-21

運送事業者名簿

資料：島根県地域防災計画ほか

一般乗合旅客自動車運送事業者

	事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
旧市	一畑バス(株)	本社	75	0852-20-5200
	松江市	松江市交通局	55	0852-60-1111
	松江一畑交通(株)	本社	7	0852-22-3681
	ミツワタクシー(株)	本社	2※	0852-66-3613
	双葉タクシー(株)	本社	2※	0852-27-0611
	日本交通(株)	松江	10※	0852-23-0883
島根町	日本交通(株)	大芦	3	
玉湯町	日本交通(株)	玉造	1※	0852-62-0121
宍道町	(有)クリーンサービス	本社	2※	0852-66-3613

※は貸切バス又はタクシー事業との併用有り

一般貸切旅客自動車運送事業者

	事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
旧市	一畑バス(株)	本社	5	0852-20-5200
	松江市	松江市交通局	8	0852-60-1111
	日本交通(株)	松江	11	0852-23-3703
	松江一畑交通(株)	本社	25	0852-22-3681
	いづみ観光バス(有)	いづみ観光バス(有)	6	0852-26-9339
鹿島町	(有)平塚石油	本社	4	0852-82-0551
島根町	日本交通(株)	大芦	3	
宍道町	(有)クリーンサービス	本社	5	0852-66-3613
八束町	はつみ交通(株)	八束	5	0852-76-2845
	優心ファクトリー(合)	本社	6	0852-76-2108
東出雲町	(有)スサノオ観光	松江	3	0852-67-3661
	(有)いやタクシー	揖屋	13	0852-52-2081

一般乗用旅客自動車運送事業者

	事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
旧市	日本交通(株)	松江	74	0852-23-0883
	松江一畑交通(株)	本社	58	0852-22-3681
	ミツワタクシー(株)	本社	47	0852-25-3033
	(株)クラウンタクシー	剣先	51	0852-21-5151
	島根日本交通(株)	東朝日町	13	0852-23-3151
	第一交通(有)	本社	39	0852-25-2323
	双葉タクシー(株)	本社	41	0852-27-0611
	(有)乃木タクシー	浜乃木	25	0852-21-4345
	(有)生馬タクシー	生馬	13	0852-36-8555
	(有)本庄タクシー	本庄	7	0852-34-0548
	(有)川津タクシー	川津	10	0852-22-1648
	(有)マカタタクシー	馬潟	7	0852-37-0951
	(有)古江タクシー	古江	4	0852-36-8837
	双葉タクシー(株)	山代	10	0852-26-3600
	(有)秋代行	本社	18	0852-27-6369

	事業者名	営業所名	保有台数	電話番号
	(有)水都タクシー	本社	6	0852-25-3345
	釜屋福太郎	秋鹿	9	0852-88-3988
鹿島町	(有)鹿島タクシー	鹿島	8	0852-82-1515
	草本幸雄	恵曇	5	0852-82-1230
	片寄八重子	御津	4	0852-82-0324
八雲町	(有)八雲自動車	八雲	4	0852-54-1155
玉湯町	玉造タクシー(有)	玉造	5	0852-62-0337
	日本交通(株)	玉造	11	0852-62-0121
宍道町	(有)宍道タクシー	宍道	6	0852-66-0339
	(有)きまちタクシー	来待	3	0852-66-2565
	(有)クリーンサービス	本社	2	0852-66-3613
八束町	優心ファクトリー(合)	本社	5	0852-76-2108
東出雲町	双葉タクシー(株)	出雲郷	4	0852-52-5858
	(有)いやタクシー	揖屋	9	0852-52-2081

一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定事業者)

事業者名	保有台数
石原　弘義	1
松江保健生活協同組合	1
田中　和子	2
(有)アダチ	1
(株)いずみ	1
(株)オレンジロード	1
(有)松江ＣＧ工房	2

事業者名	保有台数
(株)コスモス	1
(株)ケア・ホープ	1
松本　悦子	1
植田　道雄	1
対馬　健二	1
(有)ワールド	1
木村　昭博	1

一般貨物自動車運送事業者

	事業者名	車両数				電話番号
		普通	小型	特殊	被牽引	
旧市	日本通運(株)松江支店	23	6	26	1	0852-21-0202
	日本通運(株)物流センター	14	3			0852-37-0246
	日通トランスポート(株)松江支店	26	1			0852-24-1411
	岡山県貨物運送(株)　松江支店	50	1			0852-37-0221
	山陰福山通運(株)　松江営業所	103	1			0852-26-3511
	ヤマト運輸(株)松江橋北支店	20				0852-28-0880
	ヤマト運輸(株)松江橋南支店	14				0852-22-3812
	山陰運送(株)松江支店	28	1	1		0852-37-1100
	(有)福井運送	2				0852-21-0087
	旭興業運輸(株)	8				0852-37-2821
	狩野運送(株)松江営業所	18		26		0852-25-3700
	武田繁春（武田運送店）	3	1			0852-21-5805
	(有)山本海陸運送	9	4			0852-24-2038
	佐川急便(株)松江店	32				0852-28-2662
	小林広明（湖北運送店）	3	4			0852-88-2170
	与倉正友（与倉運送）	4				0852-37-0534
	セコム山陰(株)本社営業所		1	5		0852-23-6000
	(有)伊東運送	11			2	0852-31-4390
	日通松江運輸(株)松江営業所	16	1		7	0852-37-2376
	日通松江運輸(株)松江南営業所	6	4	1		
	出雲倉庫運輸(株)	5				0852-37-2626
	(有)光明運送	6			1	0852-25-4552

	事業者名	車両数				電話番号
		普通	小型	特殊	被牽引	
旧市	(株)ウエヤマ	39	2	4	12	0852-21-6568
	(有)南建設	26	2			0852-27-0620
	(有)松江湖東運輸	5		1		0852-23-6941
	豊松運輸(有)	19	1		3	0852-21-7130
	三島運輸(有)松江営業所	29	2		2	0852-26-7520
	日本梱包運輸倉庫(株)松江営業所	11				0852-37-1805
	富士見物流(株)	45			3	0852-37-2608
	流通島根(有)本社営業所	5				0852-32-1211
	持田隼見（持田運送）	1	2			0852-22-9477
	丸勝運輸(有)	17				0852-37-1040
	(有)江の川運輸	2				0852-39-0725
	ケア・ホープ	12	2			0852-24-8295
	中島運輸機工(株)松江営業所	18	1			0852-38-1046
	隠岐汽船(株)七類貨物センター	9				0852-22-1122
	井上治季(井上急送)	3	2	1		0852-25-4923
	アトム運輸(株)松江営業所	11				093-522-8911
	(株)讀宣運輸松江営業所	1	7			0852-37-1716
	(有)エム・ケイ急配本社営業所	1	1	9		0852-34-1305
	新央運輸(名)松江営業所		8			0852-23-8319
	マルハ運輸(株)松江営業所	5				0852-37-1106
	ＡＬＳＯＫ山陰(株)島根営業所			8		0852-27-6700
	(株)サカイ引越センター松江支店	10	2			0852-20-1141
	山田運送(株)松江営業所	5				0729-80-4031
	明和建設(株)山陰支店	5				0852-26-6980
	アートコーポレーション(株)	9	5			
	ヤマトホームコンビニエンス(株)松江引越センター	10				
	日本郵便輸送(株)松江営業所	15	2			0852-21-3893
	(有)ソーデン社松江	2	4			0852-31-3017
	(株)中国トランスポート松江営業所			7		
	Ｋ－ライン(有)本社営業所	11				0852-24-6070
	合銀ビジネスサービス(株)松江営業所	1	5	8		0852-55-7360
	(株)流通サービス松江北センター	7				
	郵便事業(株)松江支店	10	2			0852-21-3600
	荒木燃料(株)本店営業所	7		8		0852-37-1216
	(株)一成運輸松江営業所			3		
	山陰建設輸送(株)松江営業所			9		
	(株)ティーラック	5				07914-5-2477
	(株)日本海サービス		1	4		
	(有)川島土木	8				
	八運(有)	2	2			
	カネマツ建設	5				
	(有)糸川重機	5	1			
	(株)狩野商店	1	4			
	(有)ウエノテクニカ本社営業所	3	1			0852-23-6888
鹿島町	(有)錦織運送	3	2			
	(有)恵曇港運輸	1	1			0852-82-3000
	中国鹿島運輸(有)本社営業所	2	2			0852-20-5255
島根町	(株)大芦生コン			15		0852-85-3580
美保関町	小西幸男	2				0852-75-0358

	事業者名	車両数				電話番号
		普通	小型	特殊	被牽引	
八雲町	(有)八雲自動車	6	3	1		0852-54-0065
	(有)秀峰	3		2		0852-23-3240
	(有)新和運送八雲営業所	5				0853-23-3183
	(有)日栄商事		1			0852-54-2570
	岸本武志(桜砿業)	5				0852-54-2151
玉湯町	(有)玉造運送	6	1			0852-62-0721
	松江コンクリート輸送(有)		1	10		0852-62-2640
	(有)中國ロジテック	5	1			0852-62-8005
	ヤマト運輸(株)松江玉造センター	11				0868-54-5070
	勝部すみえ(ダイニトランス)	2	2			0852-62-1692
	(有)タナカ本社営業所	5				0852-62-3100
	(有)出雲技研松江営業所	11			4	
宍道町	中国ピアノ運送(株)	5				0852-66-0333
	瀬崎愛子（瀬崎運送）	6	1			0852-66-0518
	(有)多根運送	10		1		0852-66-2233
	(株)ムロオ松江営業所			18		0852-66-1002
	(有)クリーンサービス	1	1	4		0852-66-3613
	中国名鉄運送(株)松江営業所	8				0852-66-7126
	(株)伸興サンライズ	3	2			0852-66-3688
	中国運輸(株)松江営業所		6			0852-66-3965
	来待運送(有)	24	2			0852-66-0109
	宍道湖建設(株)	5				
八束町	竹谷真（先前運送）	4	1			0852-76-2077
	門脇久次（八束運送）	3				0852-76-3434
	(有)竹谷運送	1		16		0852-76-2293
	(有)西川流通	4	1			
東出雲町	出岡重量運輸(株)本社営業所	25			6	0852-53-0280
	宝持運輸(株)本社営業所	18	1	22		0852-53-0333
	(有)ウィルス	11				0852-52-7999
	(有)日興運輸	12		1	1	0852-21-2621
	日ノ丸西濃運輸(株)松江支店	55				0852-52-4111
	(有)光浪運送			28		0852-52-4488
	国神運輸(有)	9				0852-52-2434
	(有)福頼運送	17				0852-52-2529
	センコン物流(株)島根営業所	10				0852-52-3323
	日産部品山陰販売(株)	5				0852-52-5254
	(有)山陰低温輸送	5		5		0852-52-2635
	西尾芳信（真田興業）	8				0852-52-3503
	竹谷興志（タケタニ）			11		0852-37-1676
	(株)長岡サンコー島根営業所			10		0852-52-3383
	西部運輸(株)松江航空営業所	7	2			
	ヤマト運輸(株)松江東出雲センター	7				
	日通松江運輸(株)揖屋営業所	6	1			
	アトム運輸(株)ＣＳ山陰営業所	5				
	(有)十神自動車松江営業所	20		1	1	
	越野組(有)本社営業所	6				
	シモハナ物流(株)松江営業所			29		

資料 2-22

緊急輸送及びライフライン関係機関の連絡先一覧表

資料：防災安全課、島根県地域防災計画ほか

■緊急輸送に関する連絡先

鉄　　道	人員輸送	西日本旅客鉄道（株）	0859-32-0255 （夜）0859-32-8062
		一畑電車（株）	0853-62-3383
	物資輸送	日本貨物鉄道（株）	0859-22-5487
船　舶　等	県（総務部消防防災課）		0852-22-5885
	隠岐汽船（株）		08512-2-1122
	漁業協同組合ＪＦしまね		0852-21-0001
	第八管区海上保安本部		0773-76-4100
	中国運輸局島根運輸支局		0852-38-8111
	中国地方整備局境港湾・空港整備事務所		0859-42-3145
航　空　機	県（総務部消防防災課）		0852-22-5885
	第八管区海上保安本部		0773-76-4100

■ライフライン関係機関の連絡先

種別	機関	連絡先
電気	中国電力（株）島根支社	0852-27-1113
	島根県企業局	0852-22-6646
都市ガス	松江市ガス局	0852-21-0011
エルピーガス	島根県エルピーガス協会	0852-21-9716
上水道	松江市水道局	0852-55-4888
	島根県企業局	0852-22-6646
	島根県薬事衛生課	0852-22-5263
下水道	松江市下水道業務課	0852-55-5392
	松江市下水道工務課	0852-55-5396
	島根県下水道推進課	0852-22-6580
電話	西日本電信電話（株）島根支店	0852-22-8205
	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支店島根支店	0852-25-6186

(6)自衛隊の災害派遣
資料 2-23

災害派遣要請依頼書様式

資料：島根県地域防災計画

島根県知事　　様

文書番号
平成　　年　　月　　日
松江市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1．災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

（2）派遣を要請する事由

2．派遣を希望する期間

3．派遣を希望する区域及び活動内容

（1）派遣を希望する区域

（2）活動内容

4．その他参考となるべき事項

（1）連絡場所及び連絡責任者

5．要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

資料 2-24

災害派遣撤収要請依頼書様式

資料：島根県地域防災計画

島根県知事　　様

文書番号
平成　　年　　月　　日
松江市長　　印

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1．撤収を要請する事由

2．任務完了（予定）日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

3．撤収要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

4．その他必要な事項

(7)その他
資料 2-25

り災証明様式

■一般災害の場合

資料：防災安全課
No.

り　災　証　明　書

り災状況	り災場所	松江市		建物区分	占有・所有
	災害の原因	□暴　風　□豪　雨　□豪　雪　□洪　水 □地　震　□爆　発　□その他（　　）			
	り災日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分頃			
	り災程度	□住　宅 □非住宅 □併用住宅 □その他	□全壊　□大規模半壊　□半壊 □流失　□床上浸水　□床下浸水 □一部損壊　□その他（　　）		
		戸数・世帯数	戸　　世帯		
		人　　員	□死亡　人　□行方不明　人　□負傷　人		
		そ　の　他			
り災者	氏　名		続　柄	備　考	
提　出　先					
使　用　目　的					

上記のとおり、り災したことを証明願います。

平成　　年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

松江市長　　松　浦　正　敬　　印

■火災の場合

資料：消防本部

様式第１号（第３条関係）

り　災　証　明　願

平成　　年　　月　　日

松 江 市 消 防 長　　様

願出人
住　所

氏　名　　印

り災者との関係

下記のとおり、り災証明書の交付をお願いいたします。

記

火 災 発 生 日 時	年　　月　　日　　時　　分頃
火 災 発 生 場 所	
り 災 者　住 所	
り 災 者　氏 名	
提 出 先 及 び 部 数	

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄

※記入しないでください。

様式第 3 号(第 3 条関係)

り　災　証　明　書

り　災　年　月　日	
火　災　発　生　場　所	
り　災　者　住　所	
り　災　者　氏　名	

上記のとおりり災したことを証明します。

火災証明　第　　号

年　　月　　日

松江市
消防長　　印

資料 2-26

自然災害等における被災者支援制度一覧

制度の名称	松江市災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡されたご遺族に対して、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：５００万円 ・その他の者が死亡した場合：２５０万円
対象となる方	●災害により死亡した方（松江市に住民登録のある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。（①～⑤の人がいずれもいない場合で、死亡者と同居等をしていた兄弟姉妹がいる場合は兄弟姉妹に支給されます。） ※対象となる災害は、国の制度の対象となる自然災害（政令第１条に規定する災害）です。
備　考	
問合せ先	保健福祉課　☎５５－５３０２

制度の名称	松江市災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●市民が災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・障がい者が生計を主として維持していた場合：２５０万円 ・その他の場合：１２５万円
対象となる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、国の制度の対象となる自然災害（政令第１条に規定する災害）です。
備　考	医師の診断書が必要
問合せ先	保健福祉課　☎５５－５３０２

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>松江市災害援護資金の貸付</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、「松江市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、生活再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td colspan="2">①療養に要する期間が概ね１ヶ月以上である世帯主の負傷がある場合</td></tr>
<tr><td>ア：家財の損害及び住居の損害無し</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>イ：家財の損害があり、かつ住居の損害無し</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>ウ：住居が半壊</td><td>270万円（350万円）</td></tr>
<tr><td>エ：住居が全壊</td><td>３５０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">②世帯主に負傷がない場合</td></tr>
<tr><td>ア：家財の損害があり、かつ、住居の被害無し</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>イ：住居が半壊</td><td>170万円（250万円）</td></tr>
<tr><td>ウ：住居が全壊（エの場合を除く。）</td><td>250万円（350万円）</td></tr>
<tr><td>エ：住居全体が滅失若しくは流失</td><td>３５０万円</td></tr>
</table>
※（　）の金額は被災住宅の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊す場合等、特別な事情がある場合に適用
●貸付利率：年３％（措置期間中は無利子）
●措置期間：３年以内（特別の場合は５年）
●償還期間：１０年以内（措置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●下記のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。
①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１ヶ月以上
②家財の1／3以上の損害
③住居の半壊又は全壊・流失

●所得制限があります。
<table>
<tr><td>世帯人員</td><td>市民税における前年の総所得金額</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>２２０万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>４３０万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>６２０万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>７３０万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。
ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とします。</td></tr>
</table>
※対象となる災害は、自然災害でその区域内において災害救助法が適用された災害その他政令で定める災害顔</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td>保証人、所得証明、負傷している場合、診断書等が必要</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td>保健福祉課　☎５５－５３０２</td></tr>
</table>

制度の名称	松江市災害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	ア：居住する住家の全壊、全焼、流失　１世帯につき５万円 イ：居住する住家の半壊、半焼　１世帯につき３万円 ウ：居住する住家の床上浸水　１世帯につき２万円 エ：死亡　１人につき５万円 オ：負傷　１人につき１万円
対象となる方	●災害弔慰金等の適用を受けていない方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	保健福祉課　☎５５－５３０２

制度の名称	被災者生活再建支援制度
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。（国・県制度） ●支給額は、以下２つの支援金の合計額となります。（世帯主が一人の場合は３/４） ●所得制限はありません。 ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 住宅の被害程度：全壊／解体／長期避難／大規模半壊／半壊 支給額：100万円／100万円／100万円／５０万円／25万円 ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 住宅の再建方法：建設・購入／補修／賃貸(公営住宅以外) 支給額：200万円／100万円／50万円 半壊の場合：25万円 ※ □ 部分は、市独自助成
対象となる方	●国の定める自然災害により、被災された世帯 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間継続」している世帯 ④住宅が、半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊） ⑤住宅が半壊（土砂崩れ又は落石の場合に限る）し、大規模半壊の基準に満たない世帯
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	生活福祉課　☎５５－５３０５

制度の名称	母子寡婦福祉貸付金
支援の種類	融資
支援の内容	●母子家庭や寡婦を対象に、経済的自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の措置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付の日から２年を超えない範囲で措置期間を延長できます。
活用できる方	●母子福祉資金（以下いずれかに該当する方） ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（２０歳未満） ●寡婦福祉資金（以下いずれかに該当する方） ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②４０歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	保健福祉課　☎５５－５３２６

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	●障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	保健福祉課　☎５５－５３２６（児童扶養手当） 障がい者福祉課　☎５５－５３０４ （特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当）

制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●土地・家屋、償却資産の減免（被害程度により４/１０～全部の割合） ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	固定資産税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹(り)災証明書が必要
問合せ先	固定資産税課　☎５５－５１６３

制度の名称	市県民税の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●被害程度・所得に応じて１/８～全部の割合を減免。 ●被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。
対象となる方	市県民税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	市民税課　☎５５－５１５１

制度の名称	市県民税雑損控除
支援の種類	軽減
支援の内容	●災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合は、当該年分の所得から差し引くことができる。（税申告が必要）
対象となる方	市県民税納税義務者で、被災され災害関連の支出をされた方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	市民税課　☎５５－５１５１

制度の名称	市税の徴収猶予
支援の種類	徴収猶予
支援の内容	●最長１年間の猶予。ただし、被害を受けた日以降に納期限が到来する市税
対象となる方	市税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	税務管理課　☎５５－５１４３

制度の名称	国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	①保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：被害の程度、所得に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、原則として３ヶ月以内（最大６ヶ月）
対象となる方	国民健康保険被保険者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	保険年金課　☎５５－５２９８・５２６１

制度の名称	後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	①保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：６ヶ月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：３ヶ月以内（最大６ヶ月） ・減免：緊急に入院治療が必要である場合で、原則として３ヶ月以内（最大６ヶ月）
対象となる方	後期高齢者医療制度の被保険者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	保険年金課　☎５５－５３２５

制度の名称	介護保険料の徴収猶予・減免
支援の種類	徴収猶予、減免
支援の内容	●保険料の徴収猶予：６ヶ月以内 ●保険料の減免：損害額の程度により保険料を１２ヶ月以内の期間で１/４～全額減免
対象となる方	介護保険被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	介護保険課　☎５５－５９３０

制度の名称	介護保険利用者負担額の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●要介護（支援）被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担額１割の全額又は半額を免除する。
対象となる方	要介護（支援）被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	介護保険課　☎５５－５９３３

制度の名称	障がい者福祉サービス利用者負担額の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●障がい者福祉サービスを受けている人又は生計を主として維持している人が、災害によりその住宅が全壊、半壊その他これに類する災害を受けた場合、利用者負担等１割の全額又は半額を免除する。
対象となる方	障がい者福祉サービスを受けている人又は生計を主として維持している人が、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	障がい者福祉課　☎５５－５９４５　ＦＡＸ５５－５３０９

制度の名称	市立幼稚園・幼保園及び認可保育所（園）の保育料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●損害程度により、３/１０～全部の割合を減免 ●減免事由が発生した日の属する月の翌日から起算して６ヶ月間 ●幼稚園保育料は、生計が著しく困難である場合は、全額免除
対象となる方	市立幼稚園・幼保園及び認可保育所（園）入所者
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	子育て課　☎５５－５３１２、５１７９

制度の名称	罹（り）災証明書の発行
支援の種類	発行
支援の内容	●保険申請、各種減免申請等に必要な証明書を発行 ※火災の場合は、消防署
対象となる方	被災された方
備　考	印鑑が必要　手数料無料
問合せ先	固定資産税課　☎５５－５１６３ 松江消防本部警防課　☎３２－９１３１

制度の名称	救急搬送証明の発行
支援の種類	発行
支援の内容	●保険申請等に必要な証明書を発行
対象となる方	救急搬送された方
備　考	印鑑　発行手数料３００円が必要
問合せ先	松江市消防本部警防課　☎３２－９１３２

制度の名称	被災ごみ回収支援
支援の種類	回収支援
支援の内容	●自然災害で被災された家庭で生じたごみの回収支援 ※店舗などの事業系のごみは対象となりません。
対象となる方	被災された方のうち自己搬入が困難と認められる方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	リサイクル都市推進課　☎５５－５２７９

制度の名称	被災ごみの処理手数料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●自然災害で被災された家庭で生じたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免するもの。 ※事前の申請が必要です。 ※店舗兼住宅では住宅部分のみ、賃貸住宅では家財のみが対象となります。 ※事業系のごみや産業廃棄物は対象となりません。
対象となる方	被災された方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	施設管理課　☎５５－５２７２

制度の名称	下水道使用料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●下水道使用料の減免
対象となる方	土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	下水道業務課　☎５５－５３９０

制度の名称	市営住宅の斡旋及び減免措置
支援の種類	斡旋、減免
支援の内容	●６ヶ月以内の期間、市営住宅への入居が可能 引き続き入居を希望する場合は、一定の要件を満たす必要有り ●家賃１／２減免（６ヶ月） ●敷金・保証人免除（６ヶ月）
対象となる方	土地、建物等に被害を受けた方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要　※県営住宅についても、同様の支援有
問合せ先	建築課　☎５５－５６４０

制度の名称	就学援助制度（小中学校）
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費等の援助を行う。
対象となる方	土地、建物等に被害を受け、生計の維持が著しく困難となった方
備　考	事情を明らかにする書類（被(り)災証明、市税減免通知書等）
問合せ先	学校教育課　☎５５－５４１６

制度の名称	災害に伴う教科用図書申請(小中学校)
支援の種類	損失教科書の再交付
支援の内容	災害に見舞われ教科書を損失し、経済的に購入が困難な児童生徒に、教科書協会から再交付される。
対象となる方	要保護・準要保護世帯
備　考	「教科用図書再交付申請書」の提出が必要です
問合せ先	学校教育課　☎５５－５４１６

《関係団体による支援》

制度の名称	松江市社会福祉協議会 災害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●居住する家屋の全壊、全焼、半壊、半焼　　１世帯につき２万円 ●死亡　　１人につき１万円
対象となる方	
備　考	
問合せ先	松江市社会福祉協議会総務課　☎２１－５７７３

制度の名称	島根県社会福祉協議会　生活福祉資金の貸付
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった方に対して、支援金を支給します。 【福祉費】　災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付 貸付限度額：１５０万円（目安） 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年１．５％ 措置期間：６ヶ月以内 償還期間：７年以内 【緊急小口資金】　災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付 貸付限度額：１０万円 貸付利率：無利子 措置期間：２ヶ月以内 償還期間：８ヶ月以内 ※申請受付は、松江市社会福祉協議会
活用できる方	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった方、低所得世帯、障がい者、要介護者のいる世帯 ●災害援護資金の対象となる世帯は適用除外
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	島根県社会福祉協議会　☎３２－５９９６

制度の名称	松江市社会福祉協議会　生活資金の貸付
支援の種類	貸付
支援の内容	●災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった方に対して、支援金を支給します。 ・民生融金　　上限５万円、無利子
対象となる方	災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった方
備　考	罹（り）災証明（写しでも可）が必要
問合せ先	松江市社会福祉協議会生活支援課　☎２１－５７７３

制度の名称	県共同募金　災害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●居住する家屋の全壊、全焼、半壊、半焼　　１世帯につき１万円 ●死亡　　１人につき１万円
対象となる方	
備　考	
問合せ先	島根県共同募金会　☎３２－５９７７

制度の名称	日本赤十字社　災害見舞金・品
支援の種類	給付
支援の内容	●居住する家屋の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水　１世帯につき５千円 ●死亡　１人につき１万円
対象となる方	
備　考	
問合せ先	日本赤十字社島根県支部　☎２１－４２３７

資料 2-27

浸水想定区域内の地下施設一覧表

資料：管理課

名　　称	用途区分	地区	住　所	階数 地下	浸水想定	担当課
松江駅前地下駐車場	駐車場	朝日	朝日町 664	1	0.5m～2.0m 未満	管理課

資料 2-28

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

平成 26 年 12 月現在

資料：防災安全課

施設名称	分類	地区	住所
たまち乳児保育園	認可保育所	城東	西川津町 1610-2
たまち保育園	認可保育所	城東	西川津町 1610-4
城東保育所	認可保育所	城東	学園 1 丁目 10-12
ヤクルトうさぎ園	認可外保育所企業内保育所	城東	学園 1 丁目 11-29
みのりの家	指定一般相談支援事業所	城東	学園 1 丁目 6-38
センターはばたき	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	城東	学園 1 丁目 6-38
しらゆり千鳥保育園	認可保育所	城東	北田町 188-3
ライトハウスライブラリー	点字図書館	城東	南田町 141-10
松江赤十字乳児院	児童福祉施設	城東	南田町 162
松江暁の星幼稚園	私立幼稚園	城東	母衣町 47
松江赤十字病院保育所	認可外保育所企業内保育所	城東	母衣町 83-1
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	城北	北堀町 35-14
キッズスペースゆうあい	障がい児通所支援施設	城北	北堀町 35-14
アクティヴきたほり	指定一般相談支援事業所	城北	北堀町 48
第２キッズスペースゆうあい	障がい児通所支援施設	城北	北堀町 59-2
嵩見保育所	認可保育所	城北	北堀町 66-9
堂形クラブデイサービス	通所介護	城西	堂形町 843
若草園	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	城西	内中原町 192-1
アイリス	障害福祉サービス事業所［短期入所］	城西	内中原町 192-1
特定施設入居者生活介護 四 10 間堀　醫	特定施設入居者生活介護	城西	内中原町 295-1
デイサービス内中原	認知症対応型通所介護	城西	内中原町 320-17 内中原ﾎｰﾑ
グループホーム内中原	認知症対応型共同生活介護	城西	内中原町 320-17 内中原ﾎｰﾑ

施設名称	分類	地区	住所
せいきょう幸町デイサービス	通所介護	白潟	幸町 1571
こころね訪問看護ステーション嫁島町	訪問看護	白潟	嫁島町 11-5
こころねヘルパーステーション嫁島町	訪問介護	白潟	嫁島町 11-5
特定非営利活動法人松江さくら会	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	白潟	嫁島町 4-29
北陽マイズケアプラン	居宅介護支援	白潟	袖師町 9-35
北陽マイズホームヘルパー	訪問介護	白潟	袖師町 9-35
北陽マイズホームヘルパー	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	白潟	袖師町 9-35
デイサービス敬愛苑	通所介護	白潟	寺町 198-57 ボートピア松江ビル 4 階
グループホーム敬愛苑	認知症対応型共同生活介護	白潟	寺町 198-57 ボートピア松江ビル 4 階
白潟保育所	認可保育所	白潟	灘町 1-57
中央第２児童クラブ	児童クラブ	白潟	灘町 1-23
バンボハウス	認可外保育所	白潟	灘町 3- 1
ヤクルトたんぽぽ園	認可外保育所企業内保育所	朝日	東朝日町 158-16
こころね居宅介護支援事業所	居宅介護支援	朝日	東朝日町 158-8
ひまわり	障害福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	朝日	東朝日町 204-4
松江保育所	認可保育所	朝日	東朝日町 232
介護支援センター　彩りテラス	居宅介護支援	朝日	東朝日町 278-10
ヘルパーステーション彩りテラス～東朝日町～	訪問介護	朝日	東朝日町 278-10
デイサービス　彩りテラス～東朝日町～	通所介護	朝日	東朝日町 278-10
ヘルパーステーション彩りテラス～東朝日町～	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	朝日	東朝日町 278-10
こころねヘルパーステーション	訪問介護	朝日	東朝日町 37-1
こころね訪問看護ステーション	訪問看護	朝日	東朝日町 37-1
松江ナザレン保育園	認可保育所	朝日	東朝日町 93
中央幼稚園	松江市立幼稚園・幼保園	朝日	大正町 398
中央児童クラブ	児童クラブ	朝日	大正町 398
ビストロ庵タンドール	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	朝日	朝日町 484-4
ニチイケアセンター松江訪問看護ステーション	訪問看護	朝日	御手船場町 553-6
グループホーム ユーミー	認知症対応型共同生活介護	朝日	津田町 313
松原保育園	認可保育所	朝日	津田町 324
グループホーム本郷	認知症対応型共同生活介護	雑賀	本郷町 2-20
ケアサポートさくばし	通所介護	雑賀	本郷町 2-30
NewRiceField	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	雑賀	雑賀町 153 番地松江アーバンホテルレークイン 2F

(7)その他
平成 26 年 12 月現在

施設名称	分類	地区	住所
グループホームあした葉 ※共用スペース活用型	認知症対応型通所介護	雑賀	雑賀町 299
グループホームあした葉	認知症対応型共同生活介護	雑賀	雑賀町 299
医療法人釜瀬クリニック ケアセンター咲花	居宅介護支援	雑賀	雑賀町 40-1
医療法人釜瀬クリニック ケアセンター咲花	通所介護	雑賀	雑賀町 40-1
特定非営利活動法人 はっぴいライフ	訪問介護	雑賀	雑賀町 86
特定非営利活動法人 はっぴぃライフ	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	雑賀	雑賀町 86
松江市立東津田児童館	児童厚生施設	津田	東津田町 269-4
ハピネ在宅介護支援センター松江	居宅介護支援	川津	学園 2 丁目 33-27
ハピネヘルパーステーション 松江	訪問介護	川津	学園 2 丁目 33-27
ハピネデイサービスセンター松江	通所介護	川津	学園 2 丁目 33-27
ハピネヘルパーステーション松江	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	川津	学園 2 丁目 33-27 号
デイサービスセンター ブランチアゼリア	認知症対応型通所介護	法吉	黒田町 199-1
グループホームブランチアゼリア	認知症対応型共同生活介護	法吉	黒田町 199-1
デイサービスなごみ	認知症対応型通所介護	法吉	黒田町 30-4
みのり黒田保育園	認可保育所	法吉	黒田町 348-3
ツクイ城西	通所介護	法吉	黒田町 359-1
ケアマネジメント　かえで	居宅介護支援	法吉	黒田町 38-5
相談支援事業所　よもぎ	指定一般相談支援事業所	法吉	黒田町 38-5
さわやかセンター	居宅介護支援	法吉	黒田町 433-1
さわやかセンター	訪問介護	法吉	黒田町 433-1
通所介護予防センター おたっしゃクラブ	通所介護	法吉	黒田町 433-1
株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江 ※通院等乗降介助実施	訪問介護	法吉	黒田町 454-1
株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	法吉	黒田町 454-1
ハートボックス	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	法吉	黒田町 460-11
居宅介護支援事業所 アゼリア	居宅介護支援	法吉	黒田町 475-7
訪問介護ステーションアゼリア	訪問介護	法吉	黒田町 475-7
デイサービスセンターアゼリア	通所介護	法吉	黒田町 475-7
デイサービスセンターうらら	認知症対応型通所介護	法吉	黒田町 475-7
グループホームアゼリア	認知症対応型共同生活介護	法吉	黒田町 475-7
法吉保育所	認可保育所	法吉	春日町 489-1
サポートかすが	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	法吉	春日町 491-15
ふじのみ園	障がい児通所支援施設	法吉	春日町 532-5

施設名称	分類	地区	住所
ベストライフ松江	特定施設入居者生活介護	法吉	春日町 543-2
訪問介護弥生	訪問介護	法吉	春日町 543-5
デイサービス　弥生	通所介護	法吉	春日町 543-5
わかたけ保育園	認可保育所	竹矢	八幡町 263-12
特定非営利活動法人　あすのひかり	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	竹矢	八幡町 882-2
シンキデイサービス	通所介護	乃木	西嫁島 1 丁目 3-30
多機能型事業所のぞみ	障害福祉サービス事業所［生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援］	古江	古志町 720-1
若葉寮	障害福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	古江	古志町 766-1
グループホームよつば	障害福祉サービス事業者［共同生活援助事業］	古江	打出町 25-1
授産センターよつば	障害福祉サービス事業所［短期入所］	古江	打出町 43
授産センターよつば	障害者支援施設	古江	打出町 43
授産センターよつば	指定一般相談支援事業所	古江	打出町 43
やくも児童クラブ分室	児童クラブ	八雲	八雲町日吉 151-2
小規模多機能型居宅介護事業所 玉湯すずかけの樹	小規模多機能型居宅介護	玉湯	玉湯町湯町 1186-1
玉湯さくら保育園	認可保育所	玉湯	玉湯町湯町 1714-1
ニチイケアセンター松江玉造 ※共用スペース活用型	認知症対応型通所介護	玉湯	玉湯町湯町 189-1
ニチイケアセンター松江玉造 ※共用スペース活用型	認知症対応型共同生活介護	玉湯	玉湯町湯町 189-1
心暖居宅介護支援事業所	居宅介護支援	玉湯	玉湯町湯町 190-1
ヘルパーステーション心暖	訪問介護	玉湯	玉湯町湯町 190-1
心暖デイサービスセンター	通所介護	玉湯	玉湯町湯町 190-1
ヘルパーステーション心暖	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	玉湯	玉湯町湯町 190-1
星上	居宅介護支援	玉湯	玉湯町湯町 334-39
湯の里 湖畔	通所介護	玉湯	玉湯町湯町 334-39
宍道子育て支援センター	児童福祉施設	宍道	宍道町佐々布 204-4 宍道公民館内
グループホームあしたか	認知症対応型共同生活介護	東出雲	東出雲町出雲郷 490
東寿苑デイサービスセンター	通所介護	東出雲	東出雲町出雲郷 493
特別養護老人ホーム　東寿苑	短期入所生活介護	東出雲	東出雲町出雲郷 493
特別養護老人ホーム　東寿苑	介護老人福祉施設	東出雲	東出雲町出雲郷 493
東寿苑居宅介護支援センター	居宅介護支援	東出雲	東出雲町出雲郷 493
東寿苑ホームヘルパーステーション	訪問介護	東出雲	東出雲町出雲郷 493
東寿苑ヘルパーステーション	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	東出雲	東出雲町出雲郷 493
錦新町保育園	認可保育所	東出雲	東出雲町錦新町 5 丁目 1-4
介護付有料老人ホーム　錦庵	特定施設入居者生活介護	東出雲	東出雲町錦新町 5 丁目 3-5
ライブアシスト松江訪問介護事業所	訪問介護	東出雲	東出雲町錦新町 6 丁目 4-1

(7)その他

施設名称	分類	地区	住所
ライブアシスト松江訪問看護ステーション	訪問看護	東出雲	東出雲町錦新町６丁目 4-1
ライブアシスト松江訪問介護事業所	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	東出雲	東出雲町錦新町６丁目 4-1
全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	居宅介護支援	東出雲	東出雲町錦新町８丁目 1-1
全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	訪問介護	東出雲	東出雲町錦新町８丁目 1-1
全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	通所介護	東出雲	東出雲町錦新町８丁目 1-1
全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	障害福祉サービス事業所［居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護］	東出雲	東出雲町錦新町８丁目 1-1
東出雲デイサービスセンター	認知症対応型通所介護	東出雲	東出雲町意宇南 2-5-5
グループホーム東出雲	認知症対応型共同生活介護	東出雲	東出雲町意宇南 2-5-5
出雲郷第２児童クラブ	児童クラブ	東出雲	東出雲町意宇南５丁目 3-1
居宅介護支援事業所 花きりん	居宅介護支援	東出雲	東出雲町意宇南５丁目 4-1
訪問介護事業所花きりん　東出雲出張所	訪問介護	東出雲	東出雲町意宇南５丁目 4-1
通所介護事業所花きりん	通所介護	東出雲	東出雲町意宇南５丁目 4-1
みつき出雲郷保育園	認可保育所	東出雲	東出雲町意宇東 3-3-1

3　規程

資料 3-1

災害対策基本法（抜粋）

昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号
（最終改正　平成 24 年 6 月 27 日法律第 41 号

（目的）
第一条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
三　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法 （平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項 及び第二項 に規定する機関並びに国家行政組織法 （昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項 に規定する機関
ロ　内閣府設置法第三十七条 及び第五十四条 並びに宮内庁法 （昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項 並びに国家行政組織法第八条 に規定する機関
ハ　内閣府設置法第三十九条 及び第五十五条 並びに宮内庁法第十六条第二項 並びに国家行政組織法第八条の二 に規定する機関
ニ　内閣府設置法第四十条 及び第五十六条 並びに国家行政組織法第八条の三 に規定する機関
四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条 及び第五十七条 （宮内庁法第十八条第一項 において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項 並びに国家行政組織法第九条 の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法 （平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
六　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項 に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法 （昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項 の港務局、土地改良法 （昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項 の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法第三条第二項 の委員会若しくは第三号 ロに掲げる機関又は同号 ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（国の責務）

第三条　国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

２　国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

３　指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

４　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条　都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

２　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

３　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）
第五条の二　地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）
第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。
２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）
第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
２　前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）
第八条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。
２　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
二　治山、治水その他の国土の保全に関する事項
三　建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
四　交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
五　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
六　災害の予報及び警報の改善に関する事項
七　地震予知情報（大規模地震対策特別措置法　（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号 の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
八　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
九　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
十　火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
十一　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
十二　地方公共団体の相互応援及び第八十六条の二第一項に規定する広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項

十三　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
十四　高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項
十五　海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
十六　被災者に対する的確な情報提供に関する事項
十七　防災上必要な教育及び訓練に関する事項
十八　防災思想の普及に関する事項
３　国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）
第十四条　都道府県に、都道府県防災会議を置く。
２　都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
二　都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
三　前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
四　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）
第十五条　都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
二　当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
三　当該都道府県の教育委員会の教育長
四　警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
五　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
六　当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
七　当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
八　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
６　都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
７　専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
８　前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

（市町村防災会議）

第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条　都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

２　前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあっては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあっては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（政令への委任）

第二十条　第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条　都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

第二十二条　地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

２　都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

（都道府県災害対策本部）

第二十三条　都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

２　都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

３　都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4　都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
一　当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
三　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
5　都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあって当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
6　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
7　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
8　前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）
第二十三条の二　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
2　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
3　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
4　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
5　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあって当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
6　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
7　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
8　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（職員の派遣の要請）
第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項 に規定する特定独立行

政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

２　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

３　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあっせん）

第三十条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

２　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七 の規定による職員の派遣について、又は同条 の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項 の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項 に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあっせんを求めることができる。

３　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあっせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

２　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条　市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2　市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3　第四十二条第三項から第五項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）

第四十五条　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあっては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあっては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条　災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一　防災に関する組織の整備に関する事項

二　防災に関する教育及び訓練に関する事項
三　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
四　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
五　災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第四十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

２　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）

第四十七条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

２　災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）

第四十八条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

２　都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

３　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

４　災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第四十九条の二　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援すること

を必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条　災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
二　消防、水防その他の応急措置に関する事項
三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
六　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
八　緊急輸送の確保に関する事項
九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この条及び第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

２　災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法　（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項 に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

３　災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（防災信号）

第五十二条　市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の勧告及び指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

２　何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

２　都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

３　指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4　指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
5　第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
6　市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
7　内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

（発見者の通報義務等）
第五十四条　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
2　何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
3　第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
4　第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）
第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

（通信設備の優先利用等）
第五十七条　前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法　（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法　（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法　（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号 に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

第三節　事前措置及び避難

（市町村長の出動命令等）
第五十八条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

２　警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２　前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

３　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

４　市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

５　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

７　第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条　前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

２　警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

３　前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

第四節　応急措置等

（市町村の応急措置）

第六十二条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2　市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法　（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項 の規定により派遣を命ぜられた同法第八条 に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（応急公用負担等）

第六十四条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法　（昭和二十三年法律第四十三号）第五条 及び第六条 の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7　前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

８　第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

９　警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条 に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

１０　前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあっては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあっては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

２　第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項 の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

２　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣

又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条 に規定する部隊等を派遣することができる。

3　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（災害時における事務の委託の手続の特例）

第六十九条　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四 及び第二百五十二条の十五 の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（災害時における交通の規制等）

第七十六条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法 （昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項 の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第七十六条の三において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2　前項の規定による通行の禁止又は制限（以下この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条及び第七十六条の三において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第八十四条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

資料 3-2

災害救助法（抜粋）

昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号
（最終改正：平成 22 年 12 月 3 日法律第 65 号）

第一条　この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第三条から第二十一条まで　削除

第二十二条　都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三条　救助の種類は、次のとおりとする。
一　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
二　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　災害にかかった者の救出
六　災害にかかった住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬
十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
２　救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
３　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十三条の二　指定行政機関の長（災害対策基本法 （昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号 に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法 （平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法 （昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項 の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号 ロに掲げる機関又は同号 ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号 に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号 に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

２　前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
３　第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十四条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。
２　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第三十一条の規定に基づく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
３　第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。
４　第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。
５　第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

第二十五条　都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

第二十六条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

２　第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十八条　厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法　（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

第二十九条　第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

第三十条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
２　前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第三十一条　厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。

第三十一条の二　日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。
２　政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。

第三十三条　第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。
２　第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。
３　第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

第三十六条　国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法 （昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号 にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法 に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあっては左の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法 （昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条 の定めるところによるものとする。
一　収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
二　収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
三　収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

資料 3-3

島根県災害救助法施行細則

昭和 33 年 10 月 14 日規則第 57 号
(最終改正　平成 24 年 6 月 22 日規則第 63 号)

(趣旨)

第 1 条　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の施行については、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第 1 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(災害情報と救助実施)

第 2 条　市町村長は、法に規定する救助を必要と認める災害が発生したときは、直ちにその旨を知事に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、救助の実施に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の処置に関し指揮を受けなければならない。

(救助の基準)

第 2 条の 2　救助の程度、方法及び期間については、次条から第 15 条までに定める基準によるものとする。ただし、この基準により難い特別の事情がある場合には、知事がそのつど定める特別基準によることができる。

(避難所の設置)

第 3 条　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する施設とする。

2　避難所の設置は、学校、公民館等既存の建物を利用してするものとする。ただし、これら既存の建物を得難いときは、野外における仮小屋の設置又は天幕の設営によりすることができる。

3　避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金（器物を借り上げ、又は購入する場合にあっては、その借上費又は購入費）及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、その額は、り災者 1 人 1 日当たり 300 円以内とする。ただし、高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合には、その配慮のための当該地域において通常必要とする額を加算して支出することができる。

4　冬期(10 月から 3 月まで)に避難所を設置する場合においては、別に定める額を前項の額に加算することができる。

5　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(応急仮設住宅等の設置)

第 4 条　応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、他に居住する住家がない状態にあり、かつ、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する施設とする。

2　応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000 円以内とする。

3　応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

4　応急仮設住宅を供与できる期間は、当該応急仮設住宅完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第

201 号）第 85 条第 3 項による許可の期限内とする。

5　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1 施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、別に定める規模及び額とする。

6　高齢者、障害者等で日常生活上の特別な配慮を必要とするものを 2 人以上収容し、別に定める構造及び設備を有する施設を福祉仮設住宅として設置することができる。この場合において、設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

7　応急仮設住宅は、賃貸住宅の居室を借り上げることをもってその設置に代えることができる。

（炊出しその他食品の給与）

第 5 条　炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受け炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して、直ちに食することができる現物をもって行うものとする。

2　炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は、り災者 1 人 1 日につき 1,010 円以内とする。

3　炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、り災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。

（飲料水の供給）

第 6 条　飲料水の供給は、災害のため、飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

2　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その額は、当該地域において通常必要とする額とする。

3　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

（被服、寝具、生活必需品の給与又は貸与）

第 7 条　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(1) 被服、寝具及び身の回り品
(2) 日用品
(3) 炊事用具及び食器
(4) 光熱材料

3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額の範囲内とする。この場合において、季別は災害発生の日をもって決定するものとする。

(1) 住家が全焼し、全壊し、又は流失したため被害を受けた世帯

季別＼世帯区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算する額
夏期（4 月から 9 月まで）	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	7,300 円
冬期（10 月から翌年 3 月まで）	28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	10,400 円

(2) 住家が半焼し、半壊し、又は床上浸水したため被害を受けた世帯

季別＼世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏期(4月から9月まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬期(10月から翌年3月まで)	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

4　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（医療の実施）

第8条　医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置することにより行うものとする。

2　医療は、救護班によって行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

3　医療は、次の範囲内において行うものとする。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

4　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤及び治療材料の実費(医療器具破損等による補償費を含む。)とし、一般の病院又は診療所による場合は、社会保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

5　医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

（助産の実施）

第9条　助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

2　助産は、次の範囲内において行うものとする。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 2 割引以内の額とする。

4　助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

（り災者の救出）

第 10 条　災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

2　災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、その額は当該地域において通常必要とする額とする。

3　災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

（住宅の応急修理）

第 11 条　住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理を

することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2　住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯につき 52 万円以内とする。

3　住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

（生業資金の貸与）

第 12 条　生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失したため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

2　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、成業の見込みの確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

3　生業に必要な資金の貸与として貸与できる額は、次の各号に掲げる金額の範囲内とする。

(1) 生業費　1 件当り　30,000 円

(2) 就職支度費　1 件当り　15,000 円

4　生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付すものとする。

(1) 貸与期間　2 年以内

(2) 利子　無利子

5　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

（学用品の給与）

第 13 条　学用品の給与は、住家が全焼し、全壊し、流失し、半焼し、半壊し、又は床上浸水したため学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

2　学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

3　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア　小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ　高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具及び通学用品費

小学校児童　1 人につき　4,100 円

中学校生徒　1 人につき　4,400 円

高等学校等生徒　1 人につき　4,800 円

4　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

(埋葬)

第 14 条　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
2　埋葬は、実際に埋葬を行う者に対して、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現場を支給することにより行うものとする。
(1) 棺（附属品を含む。）
(2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
(3) 骨つぼ及び骨箱
3　埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 201,000 円、小人 160,800 円以内とする。
4　埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（死体の捜索）
第 14 条の 2　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。
2　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
3　死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（死体の処理）
第 14 条の 3　死体の処理(埋葬を除く。)は、災害の際死亡した者の死体に関して、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
(2) 死体の一時保存
(3) 検案
2　検案は、原則として救護班によって行うものとする。
3　死体の処理のため支出できる費用は、次の各号に掲げるところによる。
(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,300 円以内の額
(2) 死体の一時保存のための費用は、次に定めるところによる。
ア　死体を一時収容するため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費
イ　既存建物を利用できない場合は、施設又は設備の設置費等について 1 体当たり 5,000 円以内の額。ただし、冷却剤の購入費等が必要な場合には、当該地域において通常必要とする額を加算することができる。
(3) 検案が救護班によって行うことができない場合は、当該地区の慣行料金以内の額
4　死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（障害物の除去）
第 14 条の 4　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
2　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、その額は、1 世帯当たり 133,900 円以内とする。
3　障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）
第 15 条　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる場合は、次に掲げる場合とする。
(1) り災者の避難

(2) 医療及び助産
(3) 災害にかかった者の救出
(4) 飲料水の供給
(5) 死体の捜索
(6) 死体の処理
(7) 救済用物資の整理配分

2　応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇傭を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第 16 条　削除

（公用令書）

第 17 条　省令第 1 条の規定による公用令書は、様式第 1 号による。

2　前項の公用令書を交付したときは、様式第 2 号による強制物件台帳にこれを記載するものとする。

3　省令第 1 条第 4 項に規定する公用変更令書又は省令第 1 条第 5 項に規定する公用取消令書を交付したときは、前項の強制物件台帳に事由を詳記してこれを訂正し、又は抹消するものとする。

第 18 条　前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、当該令書に添付した受領書を直ちに知事に返さなければならない。

（引渡しにおける所有者等の立会）

第 19 条　当該職員が省令第 2 条第 2 項の規定により物資の引渡しを受ける場合においては、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においてはこの限りでない。

（受領調書）

第 20 条　省令第 2 条第 3 項に規定する受領調書は、様式第 3 号による。

（損失補償請求書）

第 21 条　省令第 3 条の規定による損失補償請求書は、様式第 3 号の 2 による。

2　損失補償請求書の提出があったとき、及び当該請求に基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（立入検査証票）

第 22 条　法第 27 条第 4 項の規定により当該職員が立入検査について携帯しなければならない証票は、様式第 4 号による。

（従事命令公用令書）

第 23 条　省令第 4 条第 1 項に規定する公用令書及び省令第 4 条第 3 項に規定する公用取消令書は、様式第 5 号による。

2　前項の公用令書を交付したときは、様式第 6 号による救助従事者台帳にこれを記載するものとする。

3　第 1 項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に事由を詳記してこれを抹消するものとする。

第 24 条　第 18 条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

（従事不能の届出）

第 25 条　省令第 4 条第 2 項の規定による届書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 負傷、疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他やむを得ない事由により従事することができない場合においては、市町村長又は警察官の証明書

（実費弁償）

第 26 条　政令第 10 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者に対する実費弁償のため支出することのできる額は、次の範囲内とする。

(1) 日当

ア　医師及び歯科医師　21,100 円

イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　15,000 円

ウ　保健師、助産師、看護師及び准看護士　15,100 円

エ　救急救命士　14,400 円

オ　土木技術者及び建築技術者　15,800 円

カ　大工　15,100 円

キ　左官　13,800 円

ク　とび職　14,900 円

(2) 旅費

職員の旅費に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 11 号）に定める旅費額を基準とし、前号の職種別ごとの日当額の割合で常勤職員との権衡を考慮して定めた額

(3) 時間外勤務手当

職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号)第 13 条に定める時間外勤務手当を基準として第 1 号の職種別ごとの日当額の割合で、常勤職員との権衡を考慮して定めた額

第 27 条　政令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出する費用は、その地域における慣行料金に手数料としてその 100 分の 3 を加算した額以内とする。

2　省令第 5 条の規定による実費弁償請求書は、様式第 7 号による。

（扶助金支給申請その他）

第 28 条　省令第 6 条に規定する扶助金支給申請書は、様式第 8 号による。

2　省令第 6 条の規定により行う扶助金支給申請のうち、次の各号に掲げる申請については、それぞれ当該各号に定める書類を前項に定める申請書に添付して提出するものとする。

(1) 休業扶助金支給申請　負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請　療養の経過、症状、治療までの見込期間等に関する医師の意見書

3　救助に関する業務に協力した者は、協力命令を受けた旨の居住所の市町村長又は、警察署長の証明書を前項の申請書に添付しなければならない。

（救助の実施に係る報告）

第 29 条　市町村長は、法第 30 条第 1 項又は知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年島根県条例第 45 号)第 2 条の規定に基づき知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を実施したときは、直ちに、その内容を詳細に知事に報告しなければならない。

様式（略）

資料 3-4

松江市防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日　松江市条例第 25 号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松江市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　松江市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　松江市の地域に係る防災に必要な情報を収集すること。

(3)　市長の諮問に応じて松江市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4)　前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員の定数は、60人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　松江市の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

(2)　松江市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する職員

(3)　島根県の職員

(4)　松江警察署の署長

(5)　松江市の職員

(6)　松江市教育委員会教育長

(7)　松江市消防本部の消防長及び松江市消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、松江市の職員、松江市消防本部の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

（幹事）

第5条　防災会議に幹事若干名を置く。

2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）
第6条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附　則（平成18年12月25日松江市条例第69号）抄
（施行期日）
1　この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附　則（平成24年10月5日松江市条例第44号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-5

松江市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日　松江市条例第 23 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、松江市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）
第 2 条　災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策の事務に従事する。

（部）
第 3 条　本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
3　部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）
第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則
この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附則（平成 24 年 10 月 5 日松江市条例第 44 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-6

松江市危機管理連絡会議設置要綱

（目的）

第 1 条　テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、松江市危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（対象事案等）

第 2 条　前条に規定する事案は、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある事態が予測され、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　それぞれの部局に属さないもの

二　複数の部局に波及するもの

三　全庁的な対応が求められるもの

2　前項の規定により、連絡会議で対処する事案及び連絡会議の設置基準は、別表第 1 のとおりとする。

（所掌事務）

第 3 条　連絡会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

一　情報の共有化に関すること

二　応急対策の協議に関すること

三　関係機関への対策実施の協議に関すること

四　松江市危機管理対策本部設置の準備に関すること

五　その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

（組織）

第 4 条　連絡会議は、議長、議長付及び構成員をもって組織する。

2　議長は、防災安全部長をもって充てる。

3　議長付は、別表第２に掲げる職にある者をもって充て、議長を補佐する。

4　構成員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第 5 条　連連絡会議は、議長が招集し、これを主宰する。

5　議長は、必要があると認めるときは、前条第１項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第 6 条　連絡会議の事務局は、防災安全部防災安全課に置く。

（委任）

第 7 条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 10 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（第２条関係）

各種事案	連絡会議の設置基準
武力攻撃事態・緊急対処事態等	①　事態認定前において、我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展するおそれがあるとみられる事態が発生した場合で、防災安全部長が必要と認めたとき ②　武力攻撃災害が発生するおそれがある場合で、防災安全部長が必要と認めたとき
ハイジャック事件	①　市区域外（含外国）で発生し、市民が遭遇した場合 ②　市区域外（含外国）で発生し、市区域内の港湾に接岸する可能性が高い場合
シージャック事件	
大規模騒乱、暴動、パニック	市区域内で発生するおそれがある場合
周辺事態安全確保法関連	国において、対処措置に関する基本計画を閣議決定した場合
重大緊急事態（強行上陸＝亡命）	市区域内で発生するおそれがある場合
悪性の感染症	①　原因が不明であって、被害が重篤かつ広範囲に拡大するおそれがある場合 ②　市区域外で高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染事例が発生した場合 ③　県内及び近接市町村で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合
大量の食中毒（含薬物）	
大量の難民（不法侵入）	①　市区域内で発生するおそれがある場合 ②　隣接市町等で発生した場合
不審船、領海侵犯	島根半島沿岸沖（領海内）で発生した場合又は展開した場合
その他	その都度協議し、設置する。

別表第２（第４条関係）

議長付	構成員	
原子力専門監 防災安全部参事	政策企画課長 秘書広報課長 総　務　課　長 原子力安全対策課長 財　政　課　長 産業振興課長 観光文化課長 市民生活相談課長 保健福祉課長 環境保全課長 都市計画課長	管　理　課　長 教育総務課長 消防総務課長 議会事務局総務課長 各支所地域振興課長 水道局総務課長 ガス局経営総務課長 交通局総務課長 市立病院総務課長 関　係　課　長

資料 3-7

松江市渇水対策本部等設置要綱

（設置）

第 1 条　松江市の渇水対策を迅速かつ的確に行い、最小限度必要な量の飲料水等を供給し、市民生活の安定に資するため、事象に合わせ以下の体制を設置する。

(1) 渇水により松江市水道局(以下「水道局」という。)において第 1 次給水制限もしくは、それに準ずる対応が必要な事象として水道局長が認めた場合には、松江市渇水対策連絡会議（以下「連絡会議」）を設置する。

(2) 第 2 次給水制限以上の給水制限を実施また実施しようとする場合に、松江市渇水対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

（所掌事項）

第 2 条　各体制は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

1　連絡会議

(1) 水道局との情報の共有化を図り、給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。

(2) 全市的な対策の検討と実施に関すること。

(3) 報道対応に関すること。

2　対策本部

(1) 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。

(2) 給配水資機材等の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 職員の動員体制に関すること。

(4) 給配水計画に関すること。

(5) 報道対応に関すること。

（組織）

第 3 条　連絡会議及び対策本部は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

1　連絡会議

(1) 防災安全部長は、会議を代表し、事務を総括する。

(2) 防災安全課長は、防災安全部長を補佐し、防災安全部長に事故があるときは、その職務を代理する。

2　対策本部

(1) 本部長は市長、副本部長は副市長、並びに水道局長をもって充てる。

(2) 本部長は、会務を掌理し、対策本部を代表する。

(3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(4) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、渇水対策の事務に従事する。

（招集）

第 4 条　会議の招集等については、以下のとおりとする。

1　連絡会議

(1) 連絡会議の招集は、必要に応じて防災安全部長が招集する。

2　対策本部

(1) 対策本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（参考意見等の聴取）
第 5 条　連絡会議及び対策本部において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）
第 6 条　連絡会議及び対策本部の事務局は、防災安全課に置く。

（解散）
第 7 条　解散については、以下のとおりとする。
1　連絡会議
　(1) 防災安全部長は、連絡会議の活動が概ね完了したと認めるときは会議を解散する。
2　対策本部
　(1) 本部長は、本部活動が概ね完了したと認めるときは会議を解散する。

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議は防災安全部長が、本部会議は本部長が定める。

附則
　この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附則
　この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3-8

松江市自主防災組織育成等実施要綱

（目的）

第 1 条　災害発生時に備え、住民相互間の協力体制を中心とした自主防災組織の結成、育成、活動等を促進し、防災意識の高揚を図り、もって地域防災力の強化に資することを目的とする。

（担当機関及び実施業務）

第 2 条　松江市防災安全部防災安全課と松江市消防本部予防課が、普及啓発、育成、指導、助言等を行う。

（松江市自主防災委員会の設置）

第 3 条　松江市内の自主防災組織を統括し、自主防災活動の充実強化、結成促進、情報の共有化、研修等機会の提供等の支援を行うことにより、住民相互の協力体制を中心とした地域防災力強化を行うことを目的に設置する。なお、運営等に関しては、松江市自主防災委員会会則による。

（結成）

第 4 条　自主防災組織は、地域住民の意思により結成する。

（構成）

第 5 条　自主防災組織は、組織区域内の住民で構成する。

（結成単位）

第 6 条　主防災組織は、原則として、既存の町内会、自治会を結成単位とする。ただし、小規模な場合、又はその地域における実情に応じて、複数の町内会、自治会等で合同した組織及び公民館単位等の組織の結成を妨げない。

（編成指針）

第 7 条　自主防災組織の編成指針は、次のとおりとする。

(1)　町内会等ですでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2)　町内会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動の実施から、防災意識の高揚を図り、自主防災体制の整備を推進する。

(3)　町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においては、その地域で活動している組織の話し合いの場、防災訓練等の機会を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

（結成の届出）

第 8 条　自主防災組織を結成した場合は、事務局へ自主防災組織結成届出書（様式第 1 号）により届出するものとする。

（活動）

第 9 条　自主防災組織の活動は、その性格から各地区の実情にあわせ、各組織で決定し運営する。なお、代表的なものを例示すると以下のとおりである。

(1)　平常時

ア　防災に関する知識の普及・啓発

イ　防災関係機関、他の自主防災組織との連絡体制の構築

ウ　地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、災害時支援者の有無等)、危険箇所（がけ崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び情報の周知
エ　災害図上訓練（DIG）の実施及び地域防災マップの作成
オ　地域における防災上の予防措置
カ　地域における情報収集・伝達体制の構築及び確認
キ　防災資機材等の備蓄・点検等
ク　防災訓練等の実施・参加
ケ　コミュニティ誌等による情報の共有化
コ　災害時要援護者の把握・見守り活動
サ　その他地域防災の充実に関すること

（2）　災害時
ア　地域住民の安否確認
イ　地域の災害時要援護者の支援
ウ　出火防止及び初期消火
エ　負傷者の救出・救護
オ　情報の伝達収集
カ　避難誘導、避難生活の指導
キ　避難所等における給食・給水活動
ク　その他災害時対応に関すること

（育成強化策）
第 10 条　松江市及び松江市自主防災委員会は、地域防災力強化のため次の事項を行う。
（1）　啓発資料の作成
（2）　研修会、講演会、説明会等の実施
（3）　情報の提供
（4）　各自治会・町内会、自主防災組織等への指導・助言
（5）　活動拠点施設における資機材の整備
（6）　地区主体で企画運営する防災訓練・防災イベントの支援

（地域等での協力体制強化）
第 11 条　自主防災組織は、行政機関、防災機関、公民館、自治会町内会、消防団、福祉関係機関、地域防災指導員等と円滑な連携をとり、協働により地域防災の強化・推進に努める。

附則
この要綱は、平成 13 年 12 月 11 日から施行する。

附則
この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様様式第１号（第８条関係）

自　主　防　災　組　織　結　成　届　出　書

平成　　年　　月　　日

松江市防災安全課
（松江市自主防災委員会事務局）様

郵便番号　　－

代表者　　住　　所

氏　　名　　印

自主防災組織名称			
結成年月日	平成　　年　　月　　日結成	加入世帯数	世帯
添付書類	１　規　　約 ２　役員名簿 ３　組織図 ４　その他		
※　受　付	※　経　過　欄		

※欄は記入しないこと。

資料 3-9

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

（目的）

第 1 条　この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（防災航空管理所の設置）

第 3 条　航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に消防防災課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。

2　防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

（運航基準）

第 12 条　航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動　交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動　水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防御活動　林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動　災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動　災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動　上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

(7) 一般行政活動　一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2　航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第 13 条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（緊急運航）

第 13 条　緊急運航とは、前条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する運航をいう。

2　緊急運航は、前条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する運航及び前条第 2 項に規定する運航時間に優先する。

3　省略

4　省略

（使用手続）

第 16 条　航空機の使用（緊急運航を除く。）を希望する者は、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書（様式第 4 号）を総括管理者に提出するものとする。

（使用承認）

第 17 条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2　総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第 5 号）を交付するものとする。

資料 3-10

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）

（主旨）
第 1 条　この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要項（以下「要綱」という。）第 13 条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）
第 2 条　緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（緊急運航の基準）
第 3 条　要綱第 13 条に規定する緊急運航は、別紙 1 に掲げる基準に該当する場合とする。

（緊急運航の要請）
第 4 条　緊急運航の要請は、島根県消防防災課防災航空管理所に直接行う。
2　前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

（要請に対する回答）
第 6 条　所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

（受入体制の整備）
第 9 条　要請者は、第 6 条により出動決定の回答を受けた場合、次の事項について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。
(1) 離着陸場の確保及び安全対策
(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
(3) その他必要な事項

（報告）
第 10 条　省略
2　緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第 3 号）により速やかに所長に報告するものとする。

附則
この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3-11

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1　基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

(1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合

(2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがある程の、差し迫った必要性がある場合

(3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待できない場合

2　該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動　(2) 火災防御活動　(3) 救助活動　(4) 救急活動

3　緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア　災害状況等の情報収集・伝達活動

災害の発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要のあると認められる場合

イ　緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア　被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ　空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ　消火資機材等の搬送

大規模林野火災において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ　その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア　事故等における捜索・救助活動

イ　その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア　傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ　転院搬送

県内の中核医療機関から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要のあると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ　その他

救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

資料 3-12

松江市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日　松江市条例第 180 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)
第 5 章　雑則(第 16 条)
附則

第1章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「政令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により被害を受けた当時、松江市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条　市は、市民が政令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 政令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その

他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用規定）
第 11 条　第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　市は、政令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）
第 13 条　災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
ウ　住居が半壊した場合　270 万円
エ　住居が全壊した場合　350 万円
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250 万円
エ　住居の全体が滅失若しくはし、又は流失した場合　350 万円
(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
2　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（政令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

（利率）
第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

（償還等）
第 15 条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。
2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、政令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第5章　雑則

（委任）
第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）
1　この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年松江市条例第 34 号)、鹿島町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鹿島町条例第 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年島根町条例第 19 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年美保関町条例第 18 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年八雲村条例第 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年玉湯町条例第 26 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年宍道町条例第 19 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年八束町条例第 18 号)の規定によりなされた支給の決定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成 23 年 9 月 30 日松江市条例第 87 号)
この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民(死亡当時において、編入前の八束郡東出雲町の区域内に住所を有した者を含む。)に係る災害弔慰金の支給について適用する。

資料 3-13

松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月31日松江市規則第79号

目次

第 1 章　総則(第 1 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 17 条)
第 5 章　雑則(第 18 条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、松江市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年松江市条例第180号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、住所及び生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条　市長は、松江市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章　災災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、住所及び生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）
第5条　市長は、松江市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
2　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）
第6条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日
(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
(4)　保証人となるべき者に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
(2)　被被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
3　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）
第7条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）
第8条　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
2　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（借用書の提出）
第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（様式第５号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）
第10条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）
第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）
第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）
第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（様式第8号）により当該借受人に通知するものとする。
3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）により当該借受人に通知するものとする。

（違約金の支払免除）
第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第11号）により当該借受人に通知するものとする。
3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）により当該借受人に通知するものとする。

（償還免除）
第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
(1)　借受人の死亡を証する書類
(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。
4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）
第16条　市長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）
第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章　雑則

（雑則）

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附　則(平成18年3月31日松江市規則第10号)
この規則は、公布の日から施行する。

資料 3-14

松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱（平成 18 年松江市告示第 337 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、自然災害により被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「支援法」という。）による被災者生活再建支援金の支給対象となる被害と同等の被害を受けながら、当該自然災害の規模が被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号。以下「施行令」という。）第 1 条に定める規模に達しないため、支援法による支援を受けられない者又は災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「統一基準」という。）による住家半壊のうち大規模半壊の基準に満たない被害を受けた者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、松江市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の対象となる自然災害）

第 2 条　支援金の支給の対象となる自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害）は、支援法が適用されない松江市の区域内における自然災害とする。

（支援金の支給）

第 3 条　市長は、支援金を予算の範囲内で支給する。

（支援金の支給対象者）

第 4 条　市長は、第 2 条に定める自然災害により、次の各号のいずれかに該当することとなった世帯（以下「被災世帯」という。）の世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、支援金を支給するものとする。この場合、世帯主及び世帯に属する者の認定は、第 2 条に定める自然災害により、その居住する住宅に被害が発生した日を基準日として行うものとする。

(1) その居住する住宅が全壊した世帯

(2) その居住する住宅が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住居に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不可能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) その居住する住宅が統一基準による大規模半壊の基準に該当すると　　認められる世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

(5) その居住する住宅が統一基準による半壊（土砂崩れ又は落石による場合に限る。）と認められ、かつ、大規模半壊の基準に満たないと認められる世帯（以下「半壊世帯」という。）

2　住宅の被害認定は、統一基準により市長が行う。被害認定に当たっては、その重要性にかんがみ、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。なお、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

（支援金の支給額）

第 5 条　被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100

万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円、半壊世帯にあっては、25 万円）とし、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加算するものとする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　200 万円（半壊世帯にあっては、25 万円）

(2) その居住する住宅を補修する世帯　100 万円（半壊世帯にあっては、25 万円）

(3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯　50 万円（半壊世帯にあっては、25 万円）

2　前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により前項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円、半壊世帯にあっては、25 万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とするものとする。

3　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前 2 項の規定を準用する。この場合において、前 2 項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と、「25 万円」とあるのは「18 万 7 千 5 百円」と、第 1 項中「200 万円」とあるのは「150 万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給申請）

第 6 条　支援金の支給の申請は、被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者）が、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して 13 月（住宅を建設し、購入し、補修し、又は賃借する世帯に対する最大 200 万円の支援金の支給の申請については 37 月）を経過する日までに、申請書に、必要な書面を添えて行うものとする。

2　市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、前項の支援金の申請期間を延長することができるものとする。

3　支援金の支給申請は、松江市被災者生活再建支援金支給申請書（基礎支援金用）（様式第 1 号）又は松江市被災者生活再建支援金支給申請書（加算支援金支給申請用）（様式第 2 号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付して、市長に行われなければならない。

(1) 住民票（世帯全員及び続柄の記載があること）

(2) 官公署が発行する住宅の罹（り）災証明書

(3) 住宅が半壊し、やむなく解体した場合は、その解体を証明する書類

（支援金の支給決定）

第 7 条　市長は、申請者から松江市被災者生活再建支援金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金の支給を行うことを決定したときは、松江市被災者生活再建支援金支給通知書（様式第 3 号）を、支給しないことを決定したときは、その理由を記した松江市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第 4 号）を、申請者に対し速やかに交付するものとする。

（支給金の請求）

第 8 条　申請者は、前条の規定により松江市被災者生活再建支援金支給通知書を受け取った場合は、松江市被災者生活再建支援金支給請求書（様式第 5 号）により当該支援金を請求するものとする。

（支給決定の取消）

第 9 条　市長は、被災者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき

(2) その他支援金の支給の決定の内容、若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき

2　市長は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、当該被災者に、松江市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第 6 号）を送付するものとする。（支援金の精算及び返還）

第 10 条　市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されている時は、松江市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第 7 号）により、期限を定めて、当該被災者に支援金の返還を請求するものとする。

（他の支援金の一時停止）

第 11 条　被災者に対し支援金の返還を請求し、当該被災者が当該支援金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災者に対して支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

（関係書類の保存）

第 12 条　本事業の関係書類は、本事業実施後 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、交付については支援法に基づく支給内容に準じて行うものとする。

附則

（施行期日）

1　この告示は、平成 22 年 3 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

（八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置）

3　八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町被災者生活再建支援金支給事業実施要綱（ 平成 14 年東出雲町告示第 34 号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この告示は、平成23 年8 月1 日から施行する。

附則

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

4　協定

(1)市町村相互間及び県外との協定

資料 4-(1)-1

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第 1 条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
(3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第 2 条　応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第 4 条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げるものの品名、数量等
(3) 前条第 4 号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2　被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合、前項の要請があったものとみなす。

3　他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4　県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第 3 条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2　応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）
第４条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）
第５条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第６条　この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印をして、各1通を所持する。

平成８年２月１日

島根県知事	松江市長	浜田市長
出雲市長	益田市長	大田市長
安来市長	江津市長	平田市長
鹿島町長	島根町長	美保関町長
東出雲町長	八雲村長	玉湯町長
宍道町長	八束町長	広瀬町長
伯太町長	仁多町長	横田町長
大東町長	加茂町長	木次町長
三刀屋町長	吉田村長	掛合町長
頓原町長	赤来町長	斐川町長
佐田町長	多伎町長	湖陵町長
大社町長	温泉津町長	仁摩町長
川本町長	邑智町長	大和村長
羽須美村長	瑞穂町長	石見町長職務代理者 石見長助役
桜江町長	金城町長	旭町長
弥栄村長	三隅町長	美都町長
匹見町長	津和野町長	日原町長
柿木村長	六日市町長	西郷町長
布施村長	五箇村長	都万村長
海士町長	西ノ島町長	知夫村長

資料 4-(1)-2

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

（趣旨）

第 1 条　この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
(4) 被災者を一時収容するための施設の提供
(5) 被災児童、生徒等の一時受入
(6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 3 条　応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
(3) 前条第 4 号及び第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
(4) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職技術職、技能職等の職種別及び人員
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 応援を必要とする期間
(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第 4 条　応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2　被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、披災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第 5 条　応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

2　応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）
第６条　本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書９通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年３月 28 日

鳥取市　代表者　鳥取市長　　西　尾　迢　富

松江市　代表者　松江市長　　宮　岡　寿　雄

岡山市　代表者　岡山市長　　安　宅　敬　祐

広島市　代表者　広島市長　　平　　岡　　敬

山口市　代表者　山口市長　　佐　内　正　治

徳島市　代表者　徳島市長　　小　池　正　勝

高松市　代表者　高松市長　　増　田　昌　三

松山市　代表者　松山市長　　田　中　誠　一

高知市　代表者　高知市長　　松　尾　徹　人

資料 4-(1)-3

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

改正　平成 25 年 3 月 11 日

（趣旨）

第 1 条　この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第 2 条　協定第 6 条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（応援の実施等）

第 3 条　協定第 4 条による応援の実施にあたっては、災害等発生当初から円滑かつ迅速に行うため、被災市に対する支援を行う市を予め定めたカウンターパート制により行うものとする。

2　カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組み合わせのほか、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項は、カウンターパート制運用基準で定める。

3　カウンターパート制による支援の実施が円滑に行われるよう、必要に応じ訓練等を行うとともに、連絡体制や支援体制等について、必要な改善に努めるものとする。

4　カウンターパート制による支援の実施にあたっては、中国・四国 9 県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成 24 年 3 月 1 日施行）に基づく支援と連携を図り、効率的に行うものとする。

（応援職員等）

第 4 条　協定第 4 条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第 2 条第 6 号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額、応援をした会員市（以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

2　応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4　応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第 5 条　応援市は、協定第 5 条第 2 項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2　前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を経由して応援要請市の市長に行うものとする。

3　前2項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

（幹事市）

第6条　協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2　幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

3　前2項により難い場合は、会員市が協議して定める。

（幹事市等の用務）

第7条　幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第6条に定める連絡責任者等の会員市への周知

(2) 協定第7条の定めによる会員市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

(3) 応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知

(4) その他被災会員市から要請のあった用務

2　応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

（資料の交換）

第8条　会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するもとする。

平成8年8月7日

別表

順	都市名
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成8年度を1とする。

附則（平成25年3月11日）

この実施細目は、平成25年3月11日から施行する。

中国・四国地区都市防災連絡協議会カウンターパート制運用基準

（趣旨）

第１条　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第３条第２項の規定に基づき、カウンターパート制による支援の実施に必要な事項を定める。

（支援を行う市の組合せ）

第２条　カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組合せを次のとおり定める。

組合せ	構　　成　　市
グループ１	鳥取市　　徳島市
グループ２	岡山市　　高松市
グループ３	広島市　　松山市
グループ４	松江市　　山口市　　高知市

（支援を行う市の役割）

第３条　カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市（以下「支援担当市」という。）の役割は、次のとおりとする。

(1) 連絡員を被災市に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
(2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
(3) 被災地ニーズ、支援状況等を第４条に定める調整市に報告

（調整市の設置）

第４条　被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地区と四国地区に調整市をそれぞれ設置する。調整市は、同協議会の幹事市、副幹事市等とし、輪番とする。なお、調整市が被災した場合には、次順の都市がこれを代行するものとする。

2　調整市は相互に連携し、カウンターパート制による支援担当市からの被災市の被災状況や各市の支援状況等の情報集約を行い、会員市への情報伝達等を行うとともに、被災市に対する支援に係る包括的な調整（カウンターパート制による支援担当市のみでは対応が困難な場合などにおいて他の支援市の派遣調整など）を行う。

（災害情報の共有）

第５条　支援担当市と支援の相手方となる市（以下「支援対象市」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

2　前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループで別の定めをした場合はこの限りでない。

(1) 支援対象市に災害対策本部が設置されたとき
(2) 支援対象市において、震度６弱以上の地震が観測されたとき又は大津波・津波警報が発表されたとき
(3) 援対象市において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

（連絡員の派遣）

第６条　支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成市において別の定めをした場合はこの限りではない。

(1) 前条の情報共有の過程において、支援対象市から支援担当市に対して支援要請の意向が示されたと

き

(2) 支援担当市が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象市がその受け入れを了承したとき

(3) 通信の途絶等により、支援担当市が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象市に甚大な被害が推測されるとき

2　支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣したときは、支援担当市が所属する地区の調整市に対しその旨連絡するものとする。

附　則

この基準は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

【参考】

調　整　市	中国地区	四国地区
平成 24 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 25 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 26 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 27 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 28 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 29 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 30 年度	鳥取市（正）松江市（副）	高松市（副）
平成 31 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 32 年度	岡山市（副）	松山市（正）
平成 33 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 34 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 35 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 36 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 37 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 38 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 39 年度	鳥取市（正）松江市（副）	松山市（副）
平成 40 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 41 年度	岡山市（副）	松山市（正）

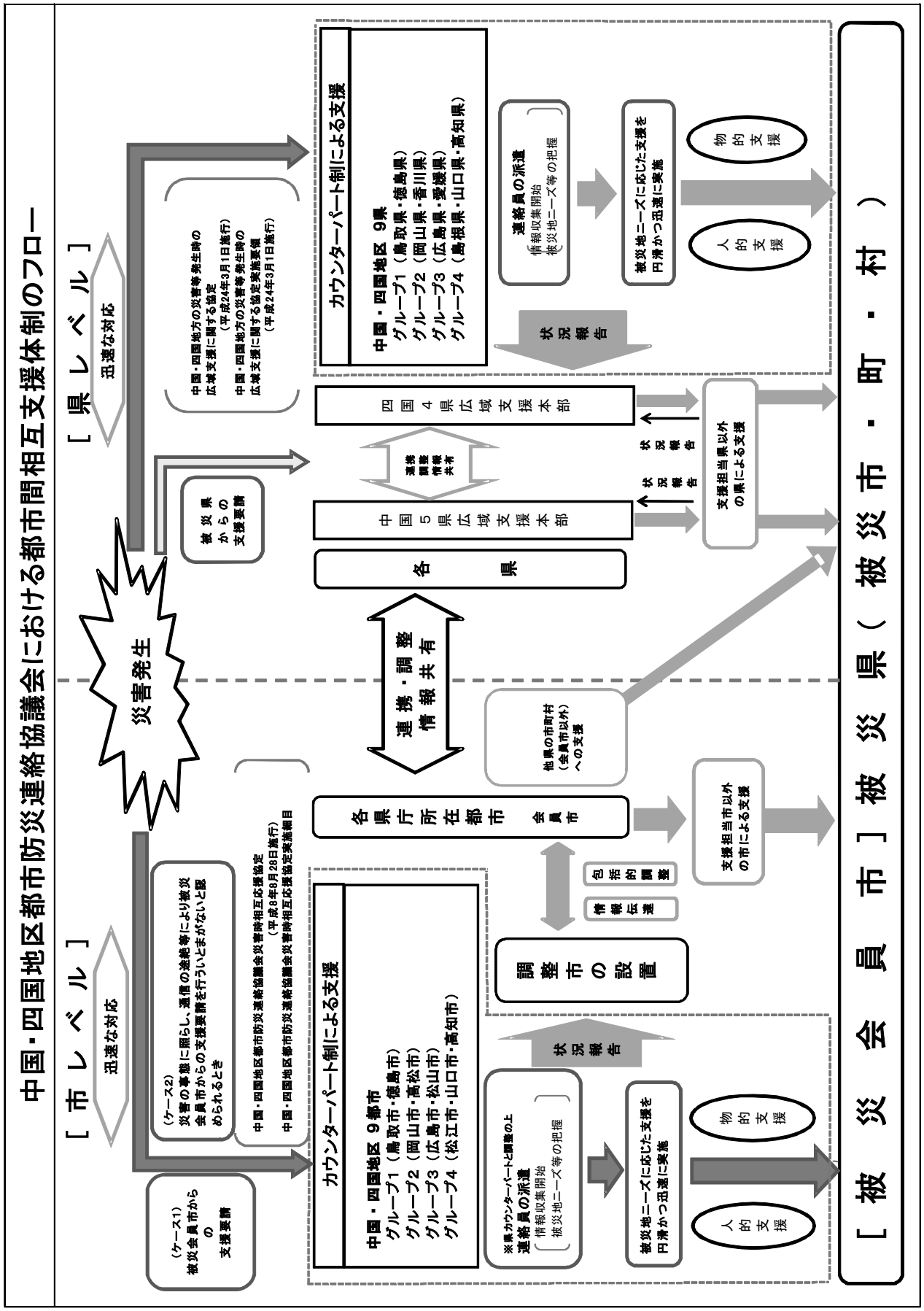
中国・四国地区都市防災連絡協議会における都市間相互支援体制のフロー
[市 レ ベ ル]
[県 レ ベ ル]
[被 災 会 員 市] 被 災 県 (被 災 市 ・ 町 ・ 村)
迅速な対応
(ケース1)
被災会員市からの
支援要請
(ケース2)
災害の事態に照らし、通信の途絶等により被災会員市からの支援要請を行ういとまがないと認められるとき
中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
(平成8年8月28日施行)
中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目
災害発生
被災県からの支援要請
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
(平成24年3月1日施行)
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
(平成24年3月1日施行)
カウンターパート制による支援
中国・四国地区 9都市
グループ1(鳥取市・徳島市)
グループ2(岡山市・高松市)
グループ3(広島市・松山市)
グループ4(松江市・山口市・高知市)
※県カウンターパートと調整の上
連絡員の派遣
情報収集開始
被災地ニーズ等の把握
被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
物的支援
人的支援
状況報告
調整市の設置
包括的調整
情報伝達
各県庁所在都市 会員市
他県の市町村(会員市以外)への支援
連携・調整
情報共有
各 県
中国5県広域支援本部
四国4県広域支援本部
支援担当県以外の県による支援
支援担当市以外の市による支援
カウンターパート制による支援
中国・四国地区 9県
グループ1(鳥取県・徳島県)
グループ2(岡山県・香川県)
グループ3(広島県・愛媛県)
グループ4(島根県・山口県・高知県)
連絡員の派遣
情報収集開始
被災地ニーズ等の把握
被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
物的支援
人的支援
状況報告

資料 4-(1)-4

中海圏域４市１町災害時相互応援協定書

松江市、米子市、境港市、安来市及び東出雲町（以下「構成市町」という。）は、その行政区域において大規模な災害が発生した場合における相互の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号以下「法」という。）の主旨に基づき、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給のために必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援活動に必要な車両、船舶等の提供
(4)　被災者を一時収容するための施設の提供
(5)　被災した児童、生徒等の一時受入れ
(6)　救援活動のために必要な職員の派遣
(7)　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　大規模な災害により被害を受けた構成市町（以下「被災市町」という。）は、他の構成市町に対して応援を要請するときは、原則として次に掲げる事項を明らかにしたうえ、電話その他の方法により通知するとともに、当該事項を記載した文書を送付するものとする。

(1)　災害の状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる種類の応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
(3)　前条第４号及び第５号に掲げる種類の応援を要請する場合にあっては、当該収容又は受入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項
(4)　前条第６号に掲げる種類の応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種別及び人員
(5)　応援場所及び応援場所への経路
(6)　応援を必要とする期間
(7)　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（実施）

第３条　前条の規定により応援の要請を受けた構成市町（以下「応援市町」という。）は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

２　被災市町以外の構成市町は、通信の途絶等により被災市町が他の構成市町に対して要請を行うことができない場合において、特に緊急を要すると認められるときは前条の規定による被災市町からの応援要請（以下「応援要請」という。）を受ける前であっても必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として、応援要請を行った被災市町（以下「要請市町」という。）の負担とする。

２　要請市町が前項の経費を支弁するいとまがないため、法第９２条第２項の規定により当該経費の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、当該応援市町は、当該経費の一時繰替え支弁を行うものとする。

（防災連絡協議会）
第５条　構成市町は、この協定で定める事項を確実かつ円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

（実施細目）
第６条　この協定を実施するために必要な細目については、構成市町が協議のうえ、別に定めるものとする。
（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書５通を作成し、各構成市町が記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１９年３月１日

松　江　市　長　　松　浦　正　敬

米　子　市　長　　野　坂　康　夫

境　港　市　長　　中　村　勝　治

安　来　市　長　　島　田　二　郎

東 出 雲 町 長　　石　原　真　一

資料 4-(1)-5

地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第 2 条　災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第 12 条第 1 項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年 1 回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配付する。

2　加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

（応援体制）

第 3 条　加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市、松江市、松山市、長崎市
近畿ブロック	奈良市、京都市、芦屋市、鳥羽市
東日本ブロック	伊東市、熱海市、軽井沢町、日光市

2　ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

3　加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

⑴　連盟事務局所在都市

⑵　連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市

⑶　連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの福幹事都市

⑷　前 3 号の都市いずれも被災した場合は、他のブロック幹事都市

4　前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは福幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

（相互応援の内容）

第 4 条　相互応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷　救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の要請等）

第 5 条　応援の要請は、応援を必要とする市又は町が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後

速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第 4 号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷　応援を必要とする場所

⑸　前各号に掲げるもののほか必要な事項

2　前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。

3　前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし、災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

（指揮）

第 6 条　第 4 条第 4 号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 7 条　応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うとした場合においては、この限りでない。

（交流）

第 8 条　加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

（協議）

第 9 条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

2　この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附則（平成 9 年 8 月 24 日締結）

この協定は、平成 9 年 8 月 24 日から実施する。

附則（平成 24 年 6 月 5 日締結）

この協定は、平成 24 年 6 月 5 日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書 12 通を作成し、各市町長記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 6 月 5 日

別府市長　浜田　博

伊東市長　佃　博巳

熱海市長　齋藤　栄

奈良市長　仲川　げん

京都市長　門川　大作

松江市長　松浦　正敬

芦屋市長　山中　　健

松山市長　野志　克仁

軽井沢町長　藤巻　　進

日光市長　斎藤　文夫

鳥羽市長　木田　久主一

長崎市長　田上　富久

資料 4-(1)-6

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（災害応援市町村）

第２条　災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

（連絡担当部局）

第３条　会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

（連絡）

第４条　被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2　事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

（応援の種類）

第５条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(5) ボランティアのあっせん
(6) 前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

（応援要請の手続）

第６条　応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項について記載した文書（別記様式１）を事務局に提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号から第３号までの応援に要する品名、規格、数量等
(3) 前条第４号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
(4) 応援を受ける場所及びその経路
(5) 応援を受ける期間
(6) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

（応援体制）

第７条　事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

(1) 第１次体制　　別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
(2) 第２次体制　　全会員市町村

（実施）
第 8 条　事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。
2　応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

（緊急応援活動の実施）
第 9 条　会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第 7 条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

（経費の負担）
第 10 条　職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

（災害補償等）
第 11 条　第 5 条第 4 号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。
2　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

（資料等情報の交換）
第 12 条　会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（補則）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

泊村	大間町	東通村	女川町	石巻市	浪江町	双葉町	大熊町	富岡町	楢葉町
東海村	御前崎市	刈羽村	柏崎市	志賀町	敦賀市	美浜町	おおい町	高浜町	松江市
上関町	伊方町	玄海町	薩摩川内市	神恵内村	共和町	岩内町	六ヶ所村	長浜市	

様式第 1（第 6 条関係）

第　　号
年　　月　　日

全国原子力発電所所在市町村協議会長　殿

被災会員市町村

災害発生による応援要請について

全国原子力発電所所在市町村協議会相互応援に関する要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項目	内容
1　被害状況	
2　応援の種及び内容	
3　応援を要類する職種別人員	
4　応援場所及び到達経路	
5　応援を受ける期間	
6　その他応援に必要な事項	

資料 4-(1)-7

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領

（趣旨）

第 1 条　この実施要領は、全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第 2 条　要綱第 3 条に規定する連絡担当部局は、別表第 1 のとおりとする。

（ブロック別都道府県）

第 3 条　要綱第 7 条第 1 号に規定するブロック別都道府県は、別表第 2 のとおりとする。

（応援）

第 4 条　派遣職員は、応援を行う会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

2　派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

3　被災会員市町村は、災害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舎のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。

4　応援を要請する被災会員市町村が要綱第 5 条に規定する経費を支弁するいとまがなく、当該被災会員市町村から要請があった場合は、応援会員市町村が当該経費を一時繰替支弁することができるものとする。

（経費の額の算出）

第 5 条　要綱第 10 条に規定する経費は、`次の各号に定めるところにより算出した額とする。

(1) 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市町村の条例等に定めた額の範囲内とする。

(2) 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

(3) 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

（経費の請求方法）

第 6 条　応援会員市町村が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市町村の首長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市町村村に請求する。

2　前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市町村及び応援会員市町村が協議して定める。

附則

この実施要領は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

資料 4-(1)-8

日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第２条　地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2　地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

（応援要請の方法）

第３条　応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請する被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応接を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2　応援要請は、応援要請都市が，次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況　(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量　(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路　(5) 応援の期間　(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3　応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）

第４条　地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局
　ア　被災状況の把握及び応援要否の確認
　イ　県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局
　ア　被災状況の把握及び応援要否の確認
　イ　応援派遣についての調整

（応援要員の派遣）

第５条　応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2　応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3　派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4　派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第 6 条　各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動　(2) 応急復旧活動　(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 工事業者の斡旋　(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第 7 条　各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）

第 8 条　第 6 条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補塡があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3　応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。

4　応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は応援要晴都市の負担とする。

5　応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

6　応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）

第 9 条　応援都市は、応援要請都市が前条第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（防災関係物資等の情報交換）

第 10 条　防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年 6 月末日までに行うものとする。

(1) 第 4 条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表（様式 1）による。
(2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表（様式 2）による。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののはか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附則

1　この要綱は、平成 8 年 10 月 4 日から施行する。

2　水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱（昭和 59 年 5 月 23 日制定）は、廃止する。

資料 4-(1)-9

山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書

山陰三市水道事業に関する災害対策の重大性にかんがみ、松江市、鳥取市及び米子市（以下「三市」という。）は、水道事業に関し、三市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に援助するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互援助の基礎とするため、この協定書を締結する。

（用語の定義）
第 1 条　この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害及び渇水等による被害をいう。

（援助要請の手続）
第 2 条　災害を受け他市の応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第 4 条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ援助に努めるものとする。

（応接経費の負担）
第 3 条　応援に要した経費は、原則として応接要請市が負担するものとする。
2　応援市の職員派遣に要する経費は応援市が支弁し応援要請市は実施細目第 3 条による額を負担する。
3　応援市は、応援要請市が第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市から要請があった場合は、一時立替支弁するものとする。
4　前 3 項の定めによりがたいときは、関係各市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部課）
第 4 条　三市は、災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は、災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（物資等の保有調査結果の交換）
第 5 条　三市は、災害に際し、援助物資等の相互融通の円滑を図るため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具等の品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換するものとする。

（調達物資等の調査）
第 6 条　三市は、災害時に調達できる援助物資等について、常に調査に努めるものとする。

（災害防止策の調査研究）
第 7 条　三市は、災害に備え、常に災事防止の方策について調査研究し、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）
第 8 条　この協定書の実施に関して必要な細目事項については、別に定める実施細目によるものとする。

（協議）
第 9 条　この協定書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

（適用）

この協定書は、平成８年２月１日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書３通作成し、各市記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成８年２月１日

松江市水道事業管理者　　久保田　正　幸

鳥取市水道事業管理者　　小　林　正　春

米子市水道事業管理者　　中　村　治　夫

資料 4-(1)-10

特例市災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　特例市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた特例市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
(3)　応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
(4)　前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

（ブロック体制）

第３条　応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

２　各ブロックの代表市は、全国特例市市長会の副会長が務め、副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から、代表市が指名する。

３　各ブロックの代表市は、副代表市を指名したときには、会長市に報告し、会長市はこれを全協定市に通知する。

４　ブロックの代表市が、被災市となったときは、副代表市が、代理を務める。

（応援要請の手続き）

第４条　被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロックの代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　第２条第１号及び第２号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
(3)　第２条第３号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
(4)　応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
(5)　応援の期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援体制）

第５条　ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、ブロックの代表市が、ブロック体制を越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、全国特例市市長会の会長市と協議し、会長市は全協定市による応援体制とすることができる。

（応援の実施）

第６条　ブロックの代表市又は会長市から要請された協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

２　前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、

派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主的活動）

第７条　激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第４条の規定に基づく応援要請がない場合、ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第５条に規定する応援体制をとることができる。

３　自主的な応援活動中に、被災市から第４条の規定に基づく応援要請を受けたときは、第６条の規定に基づく応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

２　応援職員が第２条第３号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

３　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

４　前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

（連絡担当部局）

第９条　協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、会長市への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成２４年４月１日

八　戸　市
山　形　市
水　戸　市
つ　く　ば　市
伊　勢　崎　市
太　田　市
川　口　市
熊　谷　市
所　沢　市
春　日　部　市
草　加　市
越　谷　市

平　塚　市
小　田　原　市
茅　ヶ　崎　市
厚　木　市
大　和　市
長　岡　市
上　越　市
福　井　市
甲　府　市
松　本　市
沼　津　市
富　士　市
一　宮　市
春　日　井　市
四　日　市　市
岸　和　田　市
吹　田　市
枚　方　市
茨　木　市
八　尾　市
寝　屋　川　市
明　石　市
加　古　川　市
宝　塚　市
鳥　取　市
松　江　市
呉　市
佐　世　保　市

平成１８年７月２７日　締結
平成１９年４月　１日　上越市・長岡市・太田市・伊勢崎市・つくば市加入
平成２０年４月　１日　春日部市加入　　盛岡市・久留米市脱退
平成２０年９月　１日　協定書の一部改正
平成２１年４月　１日　熊谷市加入　　前橋市・大津市・尼崎市脱退
平成２３年４月　１日　高崎市脱退
平成２４年４月　１日　松江市加入　　豊中市脱退

資料 4-(1)-11

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

（目的）

第１条　山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成市」という。）は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第２条　応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
(2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
(3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
(4) 前３号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（平常時における協力体制）

第３条　構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

２　構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

（危機事象発生時における応援体制）

第４条　応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

２　応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第２条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度６弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。

３　応援市は、第２条第３号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

（危機事象発生時における受入体制）

第５条　危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

（事務局）

第７条　本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

（連絡担当部局）

第８条　構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（資料の交換）

第９条　構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に

交換するものとする。

（他の協定との関係）
第１０条　この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成２４年１０月２日

鳥　取　県　　鳥　取　市

鳥　取　県　　米　子　市

鳥　取　県　　倉　吉　市

鳥　取　県　　境　港　市

島　根　県　　松　江　市

島　根　県　　浜　田　市

島　根　県　　出　雲　市

島　根　県　　益　田　市

島　根　県　　大　田　市

島　根　県　　安　来　市

島　根　県　　江　津　市

島　根　県　　雲　南　市

資料 4-(1)-12

災害時における相互応援に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と松江市（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時において、水道施設の早期復旧を目指すため、相互応援に関する協定を締結するとともに双方の水道事業の円滑な運営を図るため、友愛的な精神に基づき相互協力体制を築くものとする。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生時における水道施設の早期復旧をめざし、甲又は乙からの応援要請による相互応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第２条　甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（応援要請の方法）

第３条　災害を受け応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第 2 条に定める連絡担当部課を通じて役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ応援に努めるものとする。

2　前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、ＦＡＸ等により要請し、後日速やかに応援市に文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする車両数及び人員
(3) 応援を必要とする場所
(4) その他必要となる事項

（応援要員の派遣）

第４条　応援市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

2　派遣応援要員は、応援要請市の指示に従って作業に従事する。

3　派遣応援要員は、応援市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第５条　応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 給水装置工事事業者の斡旋
(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請にあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第６条　甲又は乙は、災害時における応急給水作業及び応急復旧を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切にできるようにするため、応援要請市は、応援要員の宿

泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）

第7条　第4条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係る人件費等を除くほか、原則として応援要請市が負担する。

2　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援市に対して応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請市の負担額から控除するものとする。

3　応援市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援市の諸規定に基づき、応援要請市が支弁するものとする。

4　応援市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市の負担とする。ただし、応援要請市において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。

5　応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

6　応援市の職員と共に応援に従事する管工事事業者等に派遣を要する経費は、応援要請市が応援市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）

第8条　応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額。

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修繕費に相当する額。

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額。

（防災関係物資の調査）

第9条　甲及び乙は、災害に必要な物資及び資材等の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲・乙両者が協議して定めるものとする。

（実施期日）

第11条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年4月23日

甲　福山市
福山市水道企業管理者
水道局長　光　成　精　二

乙　松江市
松江市水道事業管理者
水道局長　小　川　正　幸

資料 4-(1)-13

災害時における相互応援に関する協定書

（協定の趣旨）
第１条　この協定書は、姉妹都市である松江市と珠洲市の双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう締結するものとする。

（応援の種類）
第２条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。
(1)　応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）
第３条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）
第４条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。
２　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された人員の指揮）
第５条　応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。
２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第７条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第８条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期限は、協定の締結の日から３年とする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに協定都市のいずれからも申し出がないときは、更に３年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

（その他）
第10条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議しで決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者署名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月１６日

松江市長　　松　浦　正　敬

珠洲市長　　泉 谷 満 寿 裕

資料 4-(1)-14

災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市である松江市と宝塚市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。

(1)　応急復旧活動等に必要な職員、消防団員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第 1 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第 2 号及び第 3 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第 3 条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

2　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された人員の指揮）

第 4 条　応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第 5 条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第 6 条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第 7 条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第8条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者署名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年（２０１２年）１０月１９日

松江市長　　松　浦　正　敬

宝塚市長　　中　川　智　子

資料 4-(1)-15

災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市である松江市と尾道市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援（以下「応援」という。）について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供

(2)　被災者の救出・救護、医療又は施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供

(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(4)　ボランティアの斡旋

(5)　児童及び生徒の受入れ

(6)　被災者に対する住宅の斡旋

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数

(3)　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路

(5)　応援を必要とする期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

２　前条の規定にかかわらず、両市は、激甚な災害により、相手方被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

２　要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援した市は一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

（連絡担当部局）
第６条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第７条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者が署名・押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月２８日

松江市長　　松　浦　正　敬

尾道市長　　平　谷　祐　宏

(2)関係機関及び民間団体等との協定
資料 4-(2)-1

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と松江市長（以下「乙」という。）は、松江市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、松江市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）
第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、松江市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）
第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）
第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成 23 年 6 月 29 日

甲　国土交通省　中国地方整備局長　　福田　功

乙　松江市　　松 江 市 長　　松浦 正敬

資料 4-(2)-2

防災対策協力に関わる協定書

松江地方気象台長（以下「甲」という。）と松江市長（以下「乙」という。）は、松江市管内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合（以下「災害発生時等」という。）の防災対策に関連した事項について、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定の目的は、甲及び乙が連携を図り、乙が松江市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを、甲が支援する。

（情報交換の実施）
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等に緊密な情報交換を行うものとする。

（平常時の連携）
第３条　甲及び乙は、連絡体制の整備、研修、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）
第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙、押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１１月５日

甲　気象庁　松江地方気象台長　　三角　幸夫

乙　松江市　松　江　市　長　　松浦　正敬

資料 4-(2)-3

災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と松江商工会議所（以下「乙」という。」は、「松江市地域防災計画」第 3 章・災害応急対策計画および広域応援協定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号）第 2 条に示す災害により、日常の生活に支障が生じる場合、甲において生活関連物資以下「物資」という。）を確保し、必要に応じて被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行うものとする。乙は要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目の中から選定して要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への物資の要請は、原則として文書で行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に物資要請を行う際、予め避難場所等、引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（協定の変更）
第 8 条　この協定を変更しようとするときは、実施の 1 月前に申し出るものとする

（その他）
第 9 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成9年12月17日

（甲）　松江市
松江市長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　松江市母衣町 55 番地 4
松江商工会議所
会頭　　皆　美　　健　夫

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		布団、毛布、枕、パジャマ、上着、下着、作業着、タオル、軍手、靴下、運動靴、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	鍋、やかん、スポンジ、台所用洗剤、はし、茶碗、汁碗、湯呑み、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、魔法瓶（ポット）
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋、ポリバケツ、飲料水用ポリ容器、医薬品
	燃料	ＬＰＧボンベ、ＬＰＧ用こんろ、カセット式ボンベ

商工会議所依頼先の小売業者

番号	名称	代表者氏名	備考
1	(有)みしまや	三　島　　敏　功	
2	(株)マルマン	乾　　商　郎	
3	(株)ふくしま	福　島　幸　雄	
4	(株)松江ターミナルデパート	大　谷　厚　郎	（一畑百貨店）
5	(協)松江ショッピングプラザ	渡　部　　勇	（アピア）
6	(株)ジュンテンドー	飯　塚　道　正	
7	(株)マイカル松江	小　西　健　夫	（サティ）
8	(株)デオデオ	久　保　充　誉	（第一産業）
9	(株)いない	稲　井　範　行	
10	(株)ホック	足　立　　優	
11	(株)山京	安　食　博　司	
12	(有)アオト	青　戸　徳　造	
13	(有)ユニコンホームセンター	山　田　良　治	
14	(株)ジャスコ菅田店	石　川　智　明	
15	(株)ベスト電器	北　田　保　光	
16	(株)八光	梅　林　教　英	（八光ストア）
17	(有)ウェルネス湖北	梅　園　照　明	

資料 4-(2)-4

災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）、くにびき農業協同組合（以下「乙」という。）及び株式会社エーコープしまね（以下「丙」という。）は、「松江市地域防災計画」に基づく生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙又は丙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙又は丙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙又は丙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙又は丙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙又は丙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙又は丙で協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙又は丙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（協定の変更）
第 8 条　この協定を変更しようとするときは、実施の 1 月前に申し出るものとする

（その他）
第 9 条　この協定の定めのない事項は、甲、乙、丙の三者間において協議して定めるものとする。

（旧協定の廃止）
第 10 条 平成 9 年 12 月 17 日に締結した災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定は、廃止する。

この協定を締結したことを証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 16 年 7 月 23 日

（甲）　松江市
松江市長　　松　浦　　正　敬

（乙）　松江市西川津町 1635 番地 1
くにびき農業協同組合
代表理事組合長　　太　田　　紀　道

（丙）　松江市殿町 19 番地 1
株式会社エーコープしまね
代表取締役社長　　土　屋　　伸　一

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着（玉湯店）、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋、
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-5

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）とまつえ北商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）
第 8 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

（甲）　松江市
松江市長　松　浦　正　敬

（乙）松江市鹿島町古浦６０７番地３
まつえ北商工会
会　長　　門　脇　栄　行

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-6

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）とまつえ南商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）
第 8 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

（甲）　松江市
松江市長　松　浦　正　敬

（乙）松江市宍道町昭和１番地
まつえ南商工会
会　長　　安　部　　廣

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-7

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と東出雲町商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）
第 2 条　災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）
第 3 条　乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）
第 4 条　甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）
第 5 条　甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）
第 6 条　物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）
第 7 条　甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）
第 8 条　この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

（甲）　松江市
松江市長　松　浦　正　敬

（乙）松江市東出雲町揖屋 1,125 番地
東出雲町商工会
会　長　　加　藤　　勇

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-8

災害時における応急支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と宍道湖漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び活動内容
(2) 応援を必要とする船舶の数量及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

(1) 広域浸水時における自力避難困難者の搬送作業
(2) 広域浸水時における食料、日用品等の搬送作業
(3) 橋梁損壊時における負傷者の搬送作業
(4) 橋梁損壊時における食料、日用品等の搬送作業
(5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
(2) 活動内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 7 条　第 3 条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については甲、乙協議して定めるものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本章 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

（甲）　松江市
　　松江市長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　松江市袖師町 6 番 9 号
　　宍道湖漁業協同組合
　　代表理事組合長　　坂　本　　清

資料 4-(2)-9

災害時における応急支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と中海漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び活動内容
(2) 応援を必要とする船舶の数量及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

(1) 広域浸水時における自力避難困難者の搬送作業
(2) 広域浸水時における食料、日用品等の搬送作業
(3) 橋梁損壊時における負傷者の搬送作業
(4) 橋梁損壊時における食料、日用品等の搬送作業
(5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文章を提出するものとする。

(1) 応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
(2) 活動内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第 7 条　第 3 条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第 8 条　この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害発生時の情報提供）
第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）
第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

（甲）　松　江　市
松 江 市 長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　八束郡東出雲町下意東 548 番地 5
中海漁業協同組合
代 表 理 事 組 合 長　　角　　高　盛

資料 4-(2)-10

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社団法人松江建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び業務内容
(2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) 現場責任者
(5) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
(2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
(2) 業務内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行っ

た場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、申、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第 7 条　第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第 8 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当核業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

（甲）　松江市
松江市長　　宮　岡　　寿　雄

（乙）　松江市西嫁島 1 丁目 3 番 17 号
社団法人松江建設業協会
会長　　金　津　　敬

資料 4-(2)-11

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市建設業連合協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 災害の状況及び業務内容
(2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
(3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
(4) 現場責任者
(5) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
(2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
(2) 業務内容
(3) 応援に従事した期間
(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行っ

た場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、申、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第 7 条　第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第 8 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当核業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第 9 条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 10 月 31 日

（甲）　松江市末次町 86 番地
松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市宍道町白石 1833 番地 1
松江市建設業連合協議会
会長　　増　原　修　一

資料 4-(2)-12

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江南建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（１）災害の状況及び業務内容
（２）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
（３）応援を必要とする日時、場所及び期間
（４）現場責任者
（５）その他必要な事項

（業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

（１）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
（２）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第４条　乙は、甲から第２条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、

災害対策基本法第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。

２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　第３条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２０年　４月３０日から適用する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１９年　３月１３日

（甲）　松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市宍道町佐々布１８４９番地
松江南建設業協会
会　長　　持　田　隆　志

資料 4-(2)-13

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江北建設業連絡協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第２条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）
第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（１）災害の状況及び業務内容
（２）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
（３）応援を必要とする日時、場所及び期間
（４）現場責任者
（５）その他必要な事項

（業務の内容）
第３条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
（１）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
（２）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）
第７条　乙は、甲から第２条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）
第８条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第９条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、

災害対策基本法第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。

２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　第３条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２０年　４月３０日から適用する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年　４月３０日

（丙）　松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（丁）　松江市島根町野波３９５番地
松江北建設業連絡協議会
会　長　　余　村　明　幸

資料 4-(2)-14

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と鹿島町建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第３条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（応援の要請）
第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（１）災害の状況及び業務内容
（２）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
（３）応援を必要とする日時、場所及び期間
（４）現場責任者
（５）その他必要な事項

（業務の内容）
第３条　この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
（１）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
（２）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）
第４条　乙は、甲から第２条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）
第５条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、

災害対策基本法第６８条第１項又は第７４条第１項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第９２条に定めるものとする。

２　料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第７条　第３条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第９条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成２１年８月３１日から適用する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年８月３１日

（甲）　松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市鹿島町古浦６０７番地３
鹿島町建設業協会
会　長　　青　山　眞 一 郎

資料 4-(2)-15

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江八束清掃協同組合、松江環境整備事業協同組合、松江広域再生資源協同組合及び松江八束生活環境保全事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

２　この協定において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。

（応援の要請）

第２条　甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、当該対策業務に係る事項を明らかにして応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

２　前項の対策業務の応援を要請したときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年省令第 35 号）第 2 条」の規定により、甲は乙に対し当該対策業務を委託するものとする。

（業務の内容）

第３条　前条に規定する業務は、次の業務とする。

(1) 災害により発生した廃棄物を収集し、甲が指定する処理場又は仮置き場へ運搬する業務

(2) その他甲が必要と認める業務

（協力）

第４条　乙は、甲から第 2 条の規定により資機材等の応援要請があったときは、資機材等を甲に提供することにより当該応援を行うものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

（報告）

第５条　乙は前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した資機材等の事業所名、車種、台数、人員

(2) 業務内容

(3) 応援に従事した期間

(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条　この協定に基づく対策業務に係る費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（損害の負担）

第 7 条　第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第 8 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第 9 条　乙及び乙の会員は、対策業務の活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成２０年１月１５日

甲　　松江市末次町 86 番地

松江市長　松浦　正敬

乙　　松江市西持田町 1292 番地１

松江八束清掃協同組合

代表理事　秋鹿　勲

松江市富士見町 3 番地 28

松江環境整備事業協同組合

理事長　上野　美喜子

松江市西持田町 641 番地 1

松江広域再生資源協同組合

代表理事　上野　誠喜

松江市八幡町 880 番地 10

松江八束生活環境保全事業協同組合

理事長　土江　良弘

資料 4-(2)-16

災害時における応援業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市測量設計協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、調査業務等の応援（以下、「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは災害対策基本法（ 昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（目的）
第２条　この協定は、応援業務の実施に関する基本事項を定めることにより、地震、風水害その他の災害が発生した場合における施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援の要請）
第３条　甲は、松江市内で災害が発生し、応援が必要と認めるときは、乙に対して応援要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）
第４条　応援業務の内容は次のとおりとする。
（１）被災状況の目視による点検
（２）被災状況の調査及び写真撮影
（３）被災状況の概略図の作成
（４）技術的助言
（５）その他甲が必要と認める緊急応援業務

（協力）
第５条　乙は、甲から第３条の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援を行うものとする。

（報告）
第６条　乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援に従事した事業所名、人員
（２）業務内容
（３）応援に従事した期間
（４）その他必要な事項

（経費の負担）
第７条　料金等の算出については、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）
第８条　第４条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第９条　この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第１０条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、平成２１年１２月２５日から適用する。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年１２月２５日

（甲）　松 江 市
松江市長　松　浦　正　敬

（乙）　松江市浜乃木３丁目３番２５号
松江市測量設計協会
会 長　河　原　八　郎

資料 4-(2)-17

災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、松江市内において災害時に多数の死者及び被災者が集中的に発生した場合における迅速且つ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
(2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
(3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請方法）

第 3 条　甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

(1) 要請の理由
(2) 要請の内容
(3) 協力を要請する期間
(4) その他必要な事項

（協力の方法）

第 4 条　乙は、前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い第 2 条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第 5 条　乙は、第 2 条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
(2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
(3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第 6 条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の請求）

第 7 条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものと

する。

（経費の支払）
第 8 条　甲は、前条の請求があった場合は、当該請求を審査し、適正と認めるときは、乙に対して速やかに乙の指定する支払先に支払うものとする。

（価格の決定）
第 9 条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）
第 10 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

（通知）
第 12 条 甲及び乙は、災害時における円滑な葬祭用品等の供給等の協力が図れるようこの協定内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度、相手方に通知するものとする。

（協議）
第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）
第 14 条 この協定の期間は、協定成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の 1 箇月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 1 月 21 日

（甲）　松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　　吉　田　茂　視

資料 4-(2)-18

災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社博愛社、くにびき農業協同組合、有限会社葬仙及び有限会社しらさぎ（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、松江市内において災害時に多数の死者及び被災者が集中的に発生した場合における迅速且つ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
(2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
(3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請方法）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

(1) 要請の理由
(2) 要請の内容
(3) 協力を要請する期間
(4)その他必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は、前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い第２条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
(2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
(3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の請求）

第７条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第 8 条　甲は、前条の請求があった場合は、当該請求を審査し、適正と認めるときは、乙に対して速やかに乙の指定する支払先に支払うものとする。

（価格の決定）
第 9 条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）
第 10 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

（通知）
第 12 条 甲及び乙は、災害時における円滑な葬祭用品等の供給等の協力が図れるようこの協定内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度、相手方に通知するものとする。

（協議）
第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）
第 14 条 この協定の期間は、協定成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の 1 箇月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 1 月 21 日

（甲）	松江市末次町 86 番地 松江市	松江市長	松　浦　正　敬
（乙）	松江市東津田町 1640 番地 5 株式会社博愛社	代表取締役社長	太　田　敦　久
	松江市西川津町 1635 番地 1 くにびき農業協同組合	代表理事組合長	太　田　紀　道
	米子市長砂町 1075 有限会社葬仙	代表取締役社長	児　嶋　敏　雄
	松江市灘町 87 有限会社しらさぎ	取締役	荒 木　文 之 助

資料 4-(2)-19

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

松江市水道事業管理者水道局長　田中正友（以下「甲」という。）と松江市内各事業所 51 社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下　災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）
第 2 条　甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）
第 3 条　前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）
第 4 条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。
2　前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）
第 5 条　乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）
第 6 条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）
第 7 条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）
第 8 条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協議）
第 9 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（実施期日）
第 10 条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 28 日

甲　松江市水道事業管理者
水道局長　田　中　正　友

乙　松江市内各事業所 51 社

資料 4-(2)-20

災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書

松江市ガス事業管理者ガス局長　松本修司（以下「甲」という。）と松江市内各事業所５社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下　災害」という。）の発生時におけるガス施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害の発生時においてガス供給機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施するガス施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）
第２条　甲は、災害の発生時において実施するガス施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）
第３条　前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）
第４条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、松江市ガス事業準承認工事業者（以下「準承認工事業者」という。）と連携し、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。
2　前項の規定により出動した乙の組合員ならびに準承認工事業者は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）
第５条　乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）
第６条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）
第８条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協定の有効期限）
第 9 条　この協定の有効期限は、平成 24 年 1 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までとしする。ただし、有効期限満了の日の 1 ヶ月前までに、甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）
第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 11 日

甲　　松江市ガス事業管理者
　　ガス局長　　松　本　修　司

乙　　松江市内各事業所 5 社

資料 4-(2)-21

災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い

松江市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社松江営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）
第 1 条　乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。
(1) 停電発生時刻　(2) 停電発生地域　(3) 停電発生戸数
(4) 停電復旧見込　(5) 停電原因　(6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）
第 2 条　甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、予め正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）
第 3 条　甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。
(1) 広報車による住民への周知
(2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
(3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供　(4) 避難所へ避難された住民への周知
(5) 住民からの問い合わせ対応　(6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）
第 4 条　甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。
○ 土砂崩れ、倒木等による道路復旧

（防災訓練）
第 5 条　甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）
第 6 条　この取扱いに定める事項につき変更すべき事由が生じたときは、甲および乙はいずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は誠意をもって協議するものとする。

（運用）
第 7 条　この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）
第 8 条　この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成 17 年 11 月 29 日

甲　松江市末次町 86 番地
松江市　市長　松　浦　正　敬

乙　松江市東朝日町 5 番地 1
中国電力株式会社松江営業所　所長　清　水　憲　治

資料 4-(2)-22

災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県電気工事工業組合松江支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、電気設備等の復旧業務（以下「復旧業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、松江市において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が他の業務に優先して復旧業務に従事することにより、電気設備の機能を早期に回復し、もって市民の生命及び生活を確保することを目的とする。

（復旧業務の種類）
第２条　この協定により、甲が乙に要請する復旧業務は、次のとおりとする。
（１）施設等の電気設備等の復旧活動に関すること
（２）電気に係る事故防止に関すること
（３）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関すること

（要請手続き）
第３条　甲は、復旧業務を実施する必要があると認めた場合は、別紙様式１により乙に出動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により出動を要請し、事後速やかに要請書を送付することができる。

（報告）
第４条　乙は、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。
２　乙が、復旧業務を実施したときは、別紙様式２により活動状況を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、事後速やかに報告書を提出することができる。

（経費の負担）
第５条　第２条の活動に要した経費は、甲が負担し、乙に支払うものとする。
２　前項の経費は、前条第２項の報告に基づき、当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害の負担）
第６条　第２条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第７条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）
第８条　乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）
第９条　この協定は、平成２１年１２月２５日から適用する。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２１年１２月２５日

（甲）　松江市
松江市長　　松　浦　正　敬

（乙）　松江市東朝日町２１７番地
島根県電気工事工業組合松江支部
支部長　　吉　野　光　徳

資料 4-(2)-23

非常事態における相互応援協定書

地震、洪水等の自然災害、ガス漏れ等の重大事故（以下「非常事態」という。）に際し、被害を最小限に食い止め、住民の安全を確保し、早期の復旧を図るためには、発生時の初動活動が最も重要であることに鑑み、米子瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と松江市ガス局（以下「乙」という。）と出雲ガス株式会社（以下「丙」という。）は、下記のとおり協定する。

記

（対象とする非常事態）
第１条　甲、乙及び丙は、非常事態においてそれぞれの組織に対策本部を設置したときは、他の２者に対し応援を要請することができるものとし、要請を受けた者（以下「応援者」という。）は、速やかに対応するものとする。

（対策本部内の位置づけ）
第２条　応援者は、対策本部の組織のなかにあらかじめ位置づけられ、その指揮命令下に入るものとする。

（情報の共有）
第３条　甲、乙及び丙は、非常事態に際し速やかに応援体制を構築するため、それぞれの組織、人員体制、技術情報等を共有するものとし、その範囲、内容等は、別に定める。

（実効性の確保）
第４条　甲、乙及び丙は、この協定の実効性を確保するため、定例的に情報交換するとともに、共同で防災訓練等を実施するものとする。

（費用負担）
第５条　非常事態に対処するために要した費用の負担については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定める。

（協議）
第６条　この協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、おのおの１通を保有する。

平成 21 年 12 月 22 日

甲　米子ガス株式会社
　　代表取締役社長　　宇　野　松　人

乙　松江市ガス事業管理者
　　松江市ガス局長　　松　本　修　司

丙　出雲ガス株式会社
　　代表取締役社長　　岩　田　明　浩

資料 4-(2)-24

災害情報放送の実施に関する協定書

災害情報に関する放送の実施について、松江市長　松浦正敬（以下「甲」という。）と山陰ケーブルビジョン㈱代表取締役社長　石原惠行（以下「乙」という。）とは災害情報放送の実施に関し次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、松江市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）第 2 条第 1 項に規定する災害その他市民生活に重要な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の放送設備を利用し、市民への災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

（災害情報放送の要請）

第 2 条　甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、乙に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。その際、甲は、災害放送要請書（別紙様式 1 号）を乙に送付するものとする。

2　前項の要請をする際の基準は次のとおりとする。

(1) 気象庁から台風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害による被害が予想されるとき。
(2) 震度 3 以上の地震が発生し、災害による被害が想定されるとき。
(3) 原子力災害の発生により被害が想定されるとき。
(4) その他市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認めたとき。

（放送及びその内容）

第 3 条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

2　災害情報の内容は、避難措置の実施及び災害発生による注意・対応、交通情報、雨量、気象庁からの予報等その他緊急な災害情報等とする。

（連絡責任者）

第 4 条　災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用）

第 5 条　災害情報の放送に関わる費用は無償とする。

（協定の効力及び更新）

第 6 条　この協定は、締結の日に属する年度の 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了日前 30 日までに甲または乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は終了日より 1 年間更新されたものとみなす。

（防災会議・防災訓練への参加）

第 7 条　乙は、甲が開催する松江市防災会議及び松江市防災訓練に参加するものとする。

（訓練）
第 8 条　甲及び乙は、災害情報放送が迅速かつ的確に行われるよう、定期的に非常災害対策訓練を行うものとする。

（協議）
第 9 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、甲、乙両者署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 12 月 17 日

甲　松江市
松江市長　松　浦　正　敬

乙　松江市学園 1 丁目 2 番 27 号
山陰ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長　石　原　惠　行

【別紙様式】

総務部長　　様

担当部署：

災害情報放送要請書

依頼年月日	平成　年　月　日　　時　分		番　号	
通報者	担当部署		担当者名	
連絡先	電　話		F　A　X	
通報概要	風水害・地震・原子力災害・その他			
情報の種類	雨量・予報・交通情報・避難措置・地震情報、原子力防災情報・その他			
放送文等				
受信者				
放送時間	平成　　年　　月　　日　　時　　分			

資料 4-(2)-25

災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書

平成 16 年 12 月 17 日付けで締結した災害情報放送の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、松江市長　松浦正敬（以下「甲」という。）と山陰ケーブルビジョン株式会社代表取締役社長進藤正英（以下「乙」という。）とは、災害情報放送の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害情報放送及びその内容）

第１条　甲は、協定書第２条第２項の基準に達する場合、災害の予見に基づく準備体制の立ち上げの事実があった場合、その他必要と認められる場合においては、乙に対し災害情報放送の要請をできるものとする。

２　前項の災害情報放送は、市役所設置のデータ放送編集システム遠隔操作装置によって送出し、マーブルデータ放送で放送するものとする。

３　甲は、第１項の要請が必要な場合は、乙に対し事前にその旨を連絡するものとする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、別に定める災害時連絡体制に基づき、必要な連絡が円滑に行われるよう努め、連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知する。

（協議）

第３条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（効力）

第４条　この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、平成 19 年 2 月 1 日に締結した災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書については、効力を失うものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２３年７月２４日

甲　　松江市
　　松江市長　　松浦　正敬

乙　　松江市学園一丁目 2 番 27 号
　　山陰ケーブルビジョン株式会社
　　代表取締役社長　進藤　正英

災害時連絡体制

松江市防災安全部防災安全課	５５－５１１５
	０５０－５２０５－８９００（専用電話機）
山陰ケーブルビジョン株式会社	２３－２５２２
	０５０－５２０５－８８００（専用電話機）

資料 4-(2)-26

災害時における資機材リースの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時の応急対応に必要な資機材リースを乙の協力により確保し、災害時応急対応の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、資機材のリースを必要とするときは、乙に対して、協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により、要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、資機材のリースに協力するものとする。

（要請手続）
第３条　甲は、前条の要請を行うときは、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）
第４条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）
第５条　第２条の規定により要した費用については、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）
第６条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（適用）
第７条　この協定は、平成２３年　１月１７日から適用する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年　１月１７日

（甲）松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（乙）松江市宍道町白石８１番地１０
中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部
支　部　長　　秀　浦　義　久

資料 4-(2)-27

災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合松江支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給及び、帰宅困難者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害応急対策に必要となる石油類燃料を優先供給すること及び、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、一時休憩所を提供支援することに関して必要な事項を定めることにより、災害時対応を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び応急対策用資機材の石油類燃料が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　甲は、帰宅困難者に対し、給油所での水道水、トイレ、一時休憩所の提供支援が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

３　乙は、第１項及び前項の規定により要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の石油類燃料の供給を要請するときは、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

２　甲は、乙に応急対策用資機材の石油類燃料の供給を要請するときは、品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

３　甲は、乙に帰宅困難者に対しての支援を要請するときは、口頭で行うものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項の規定により要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）

第６条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（適用）

第７条　この協定は、平成２３年　１月１７日から適用する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議し

て定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年　１月１７日

（甲）松　江　市
松 江 市 長　　松　浦　正　敬

（乙）松江市西嫁島３丁目５番２５号
島根県石油協同組合松江支部
支　部　長　　山　本　清　海

資料 4-(2)-28

災害時における土砂の利用に関する協定

（趣　旨）

第１条　財団法人島根県建設技術センター理事長（以下「甲」という）と松江市長（以下「乙」という）は、松江市内における地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が管理運営する松江地区建設発生土リサイクルヤードにある利用可能な土砂（以下「リサイクル土砂」という）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（利　用）

第２条　乙は、自ら管理する土木施設の応急復旧や災害を防止するため必要がある場合には、甲にリサイクル土砂の提供を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、文書により行う。ただし、緊急の場合で文書によることができない場合は、電話等により要請を行い、後に速やかに文書により通知する。

３　甲は、乙からの要請を受けたときは速やかに対応し、可能な限り協力する。

（連　絡）

第３条　前条の規定による利用は、リサイクル土砂の数量等について相互に連絡し合うこととし、甲は利用が終了した場合は、速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第４条　この協定に基づき甲がリサイクル土砂の提供に要した費用は、乙が負担する。

（協　議）

第５条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成２１年６月１０日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３０日前までに甲、乙のいずれかから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を継続する。

本協定の締結を証すため、本書２通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自１通保有する。

平成２１年６月１０日

甲　島根県松江市古志原町四丁目１－１
財団法人　島根県建設技術センター
理事長　　伊　藤　　慶　幸

乙　島根県松江市末次町８６
松江市
市　長　　松　浦　　正　敬

資料 4-(2)-29

松江市内郵便局と松江市の災害時相互協力に関する覚書

松江市内郵便局（以下「甲」という。）と松江市（以下「乙」という。）は、松江市内で地震その他の災害が発生した場合には、相互の友愛精神に基づき、必要な応急対策活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第 1 条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（協力の要請）

第 2 条　甲及び乙は、松江市内で災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
(2) 甲又は乙が収集した（同意の上で作成した）被災市民の避難先及び被災情報の相互提供
(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
(4) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
(6) 甲が、必要に応じて設置する避難場所の臨時郵便差出箱
(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
(8) 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
(9) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
(10)その他前記(1)～(9)に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条　両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第 4 条　第 2 条に規定する協力の要請に関わる経費については、要請した者が支払うものとする。経費の算出額は、法令その他、別に定めがあるものを除き、協力した者が算出した金額とする。

2　前項の負担金額に疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

（災害対策本部への参加）

第 5 条　松江市災害対策本部長の要請に基づき、松江中央郵便局長は松江災害対策本部に参加することができる。

第 6 条　甲及び乙は、安否情報等、災害時の情報交換が円滑に行われるよう、通信連絡体制の整備に努める。

（防災訓練への参加）
第 7 条　松江市内の郵便局は、乙からの要請に基づき松江市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）
第 8 条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）
第 9 条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては松江中央郵便局総務部長、乙においては松江市防災安全部防災安全課長とする。

（協議）
第 10 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日の翌日から起算し、さらに 1 年間効力を有するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 25 日

（甲）　松江市内郵便局　代表者
日本郵便株式会社　中国支社長　田　島　　幸　宏

（乙）　松江市　代表者
松江市長　　松　浦　　正　敬

(3)その他の協定
資料 4-(3)-1

島根県防災ヘリコプター応援協定

（目的）
第 1 条　この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）
第 2 条　この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

（災害の範囲）
第 3 条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

（応援要請）
第 4 条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。
(1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
(3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合
2　応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。
(1) 災害の種別
(2) 災害の発生場所及び被害の状況
(3) 災害発生現場の気象状況
(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5) 応援に要する資機材の品目及び数量
(6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）
第 5 条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状件を確認の上、応援するものとする。
2　前項に規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）
第 6 条　前条第 1 項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第 7 条　応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

2　発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第 8 条　前条第 1 項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2　前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第 9 条　この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第 10 条 この協定は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 69 通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

平成 6 年 3 月 28 日

資料 4-(3)-2

消防・救急相互応援協定の締結状況

資料：消防本部

協定名	協定締結機関名	締結年月日
島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定	島根県下市町村・消防本部	昭和52年4月1日
中海地区消防相互応援協定	安来市能義郡消防組合消防本部 鳥取県西部広域行政管理組合消防局	平成元年4月1日
境海上保安部との消防業務協定	境海上保安部	平成元年8月1日
隠岐島の救急業務の共同処理に関する覚書	出雲市外4町広域行政組合消防本部 隠岐島町村組合消防本部 鳥取県西部広域行政管理組合消防局	平成元年8月1日
島根県防災ヘリコプター応援協定	島根県下市町村・消防本部	平成6年3月28日
平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定	島根県下消防本部	平成9年4月1日
宍道湖漁業協同組合と松江地区広域行政組合消防本部との業務協定	宍道湖漁業協同組合	平成11年10月31日
山陰自動車道（安来～東出雲間）消防相互応援協定	安来市能義郡消防組合消防本部	平成13年3月23日
山陰自動車道及び松江自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書	西日本高速道路株式会社中国支社	平成18年11月24日

5 参考

資料 5-1

松江市防災会議委員名簿

資料：防災安全課（平成 24 年 10 月 1 日現在）

役職	機関名	職名	所在地
会長	松江市	市長	松江市末次町 86
1号委員	松江地方気象台	次長	松江市西津田 7-1-11
〃	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	所長	出雲市塩冶有原町 5-1
〃	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所	所長	松江市西津田 2-6-28
〃	境海上保安部	境海上保安部長	境港市昭和町 9-1
〃	原子力規制委員会 原子力規制庁 島根原子力規制事務所	所長	松江市内中原町 52(原子力防災センター2階)
2号委員	陸上自衛隊出雲駐屯地	第 13 偵察隊長 （出雲駐屯地司令）	出雲市松寄下町 1142-1
3号委員	島根県東部県民センター	所長	松江市東津田町 1741-1
〃	島根県松江保健所	所長	松江市大輪町 420
〃	島根県松江県土整備事務所	所長	松江市東津田町 1741-1
4号委員	松江警察署	署長	松江市袖師町 5-10
5号委員	松江市	副市長	松江市末次町 86
〃	〃	副市長	松江市末次町 86
〃	〃	水道局長	松江市北田町 266
〃	〃	ガス局長	松江市平成町 182-42
〃	〃	交通局長	松江市平成町 1751-21
〃	〃	市立病院長	松江市乃白町 32-1
〃	〃	政策部長	松江市末次町 86
〃	〃	総務部長	松江市末次町 86
〃	〃	防災安全部長	松江市末次町 86
〃	〃	財政部長	松江市末次町 86
〃	〃	産業経済部長	松江市末次町 86
〃	〃	観光振興部長	松江市末次町 86
〃	〃	市民部長	松江市末次町 86
〃	〃	健康福祉部長	松江市末次町 86
〃	〃	環境保全部長	松江市学園南 1-17-24
〃	〃	都市計画部長	松江市末次町 86
〃	〃	建設部長	松江市末次町 86
〃	〃	会計管理者	松江市末次町 86
6号委員	松江市教育委員会	教育長	松江市末次町 86
7号委員	松江市消防本部	消防長	松江市学園南 1-17-3
〃	松江市消防団	消防団長	松江市学園南 1-17-3（消防総務課消防団係）

8号委員	西日本電信電話㈱島根支店	支店長	松江市東朝日町 102
〃	日本放送協会松江放送局	局長	松江市灘町 1-21
〃	中国電力㈱松江営業所	所長	松江市東朝日町 5-1
〃	中国電力㈱島根原子力発電所	所長	松江市鹿島町片句 654-1
〃	日本赤十字社島根県支部	事業推進課長	松江市内中原町 40
〃	一畑電車㈱	取締役運輸営業部長	出雲市平田町 2226
〃	西日本旅客鉄道㈱米子支社出雲保線区	区長	出雲市駅北町 13
〃	一畑バス㈱	代表取締役	松江市西川津町 1656－1
〃	日本通運㈱松江支店	支店長	松江市平成町 182-9
〃	㈱山陰放送松江支社	支社長	米子市西福原 1-1-71
〃	山陰中央ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送㈱	専務取締役報道局長	松江市西川津町 721
〃	日本海ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送㈱島根総局	局長	松江市袖師町 2-38-201
〃	㈱エフエム山陰	放送部長	松江市殿町 383
〃	山陰ケーブルビジョン㈱	代表取締役社長	松江市学園 1-2-27
〃	（社）松江市医師会	会長	松江市西嫁島 2-2-23
〃	（公社）島根県看護協会	会長	松江市袖師町 7-11
9号委員	松江工業高等専門学校環境・建設工学科	教授	松江市西生馬町 14-4
〃	㈱山陰中央新報社	総務局長	松江市殿町 383
〃	松江市公民館運営協議会連合会	会長	松江市末次町 86（生涯学習課）
〃	松江市社会福祉協議会	評議員	松江市千鳥町 70
〃	松江市公民館長会	会長	松江市末次町 86（生涯学習課）
〃	松江市町内会・自治会連合会	理事	松江市末次町 86（市民生活相談課）
〃	松江市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会	会長	松江市千鳥町 70（松江市ボランティアセンター内）
〃	松江市連合婦人会	会長	松江市竪町 75
〃	（社）島根県建築士会松江支部	常務理事	松江市北田町 35-3（建築会館 3 階）
〃	松江市自主防災委員会	委員長	松江市末次町 86（防災安全課）
計58名（会長1名、委員57名）			

資料 5-2

松江市防災会議幹事名簿

資料：防災安全課（平成24年10月1日現在）

役職	機関名	職名	所在地	電話
幹事	松江地方気象台	防災気象官	松江市西津田7-1-11	22-3784
〃	松江警察署	地域官	松江市袖師町5-10	28-0110
〃	島根県東部県民センター	総務管理部長	松江市東津田町1741-1	32-5609
〃	島根県松江県土整備事務所	総務グループ課長	〃	32-5720
〃	西日本電信電話㈱島根支店	設備部長	松江市東朝日町102	20-7695
〃	中国電力㈱松江営業所	企画総括課長	松江市東朝日町5-1	32-0252
〃	松江市	政策企画課長	松江市末次町86	55-5170
〃	〃	総務課長	〃	55-5119
〃	〃	財政課長	〃	55-5181
〃	〃	産業振興課長	〃	55-5212
〃	〃	観光文化課長	〃	55-5219
〃	〃	市民生活相談課長	〃	55-5128
〃	〃	保健福祉課長	〃	55-5310
〃	〃	環境保全課長	松江市学園南1-17-24	55-5275
〃	〃	都市計画課長	松江市末次町86	55-5372
〃	〃	管理課長	〃	55-5361
〃	〃	教育総務課長	〃	55-5410
〃	〃	警防課長	松江市学園南1-17-3	32-9131
〃	〃	水道局総務課長	松江市北田町266	55-4841
〃	〃	ガス局経営総務課長	松江市平成町182-42	21-2780
〃	〃	交通局総務課長	松江市平成町1751-21	60-1121
〃	〃	市立病院総務課長	松江市乃白町32-1	60-8004
計22名				

松江市地域防災計画
資料編

（平成 25 年 3 月改定）

■沿革

昭和 39 年 3 月	計画策定
昭和 48 年 7 月	一部修正
昭和 50 年 10 月	一部修正
昭和 56 年 6 月	一部修正
昭和 59 年 7 月	一部修正
平成 2 年 3 月	一部修正
平成 3 年 3 月	一部修正
平成 7 年 2 月	一部修正
平成 8 年 3 月	一部修正
平成 9 年 3 月	一部修正
平成 11 年 3 月	一部修正
平成 14 年 4 月	全面改訂 （「付属資料編」に改称）
平成 19 年 3 月	全面改訂 （「資料編」に改称）
平成 25 年 3 月	全面改定

編集・発行　松江市防災会議

事務局　松江市 防災安全部 防災安全課
〒690-8540
島根県松江市末次町 86 番地
電話 0852-55-5115
bousai@city.matsue.lg.jp